

平成13年度「長寿・子育て・障害者基金」福祉等基礎調査
(社会福祉・医療事業団 委託研究)

社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方に関する

調査研究報告書

平成14年3月

北星学園大学 社会福祉学部 米本秀仁
(「社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方」研究会 代表)

はじめに

生活困窮者等に対する救済を中心として整備されたわが国の社会福祉の諸制度は、その後の経済発展や福祉を取り巻く環境の変化に伴う国民のニーズの多様化等に応じ、その都度、制度の見直しや充実が図られてきたところです。

特に、介護保険制度の導入や社会福祉法の施行は、少子・高齢化の進展、国民の生活水準の向上等社会経済環境の変化を背景に、従来の画一的な措置制度から利用者の選択を尊重する契約制度へと社会福祉制度の転換を図ろうとするものでした。こうしたことから、今後ますます、社会福祉制度の整備に当たって、利用者本位の選択を支援する福祉サービスの充実とそのサービス提供者の専門的な質の向上が不可欠だといえます。

社会福祉・医療事業団「長寿・子育て・障害者基金」では、高齢者・障害者の在宅福祉の推進、子育て支援及び障害者スポーツ振興の分野における民間の創意工夫を生かした自発的な事業に助成し、様々な福祉サービスの提供や在宅福祉等従事者の知識・技術の向上を支援してきたところです。

本調査は、質の高い専門職としての社会福祉士を養成・確保することを目的として、社会福祉士の資質向上に重要な現場実習の実態を全国規模で統一的に調査し、現場実習のあり方について提言を行ったものです。

本調査が、利用者が求める良質な福祉サービスを提供できる福祉人材の育成・養成及びこれを支える福祉学・技術の発展に資するとともに、今後の社会福祉の振興に広く寄与することができれば幸いです。

平成14年3月

社会福祉・医療事業団

— 目 次 —

はじめに

序

I. 調査研究の背景と目的	1
II. 調査の概要	6
1 調査対象の抽出について	6
2 調査の時期と方法について	7
3 調査項目について	7
III. 調査の結果	9
1 回収結果	9
2 学校票の結果について	13
1) 単純集計結果における特徴	13
2) 学校種別の集計結果における特徴	35
3) 自由記述回答における特徴	50
3 機関・施設票の結果について	65
1) 「実習受入なし」の機関・施設の結果について	65
2) 単純集計結果における特徴	71
3) 機関・施設種別の集計結果における特徴	104
4) 自由記述回答における特徴	155
4 学校票と機関・施設票の比較について	168
1) 実習の内容について	168
2) 実習指導について	177
3) 実習環境について	184
4) まとめ	188
IV. 今後の現場実習のあり方について —提言—	189
資 料	
① 調査用紙	199
② 調査研究員名簿及び研究過程について	222

— 目 次 —

はじめに

序

I. 調査研究の背景と目的

II. 調査の概要

- 1 調査対象の抽出について
- 2 調査の時期と方法について
- 3 調査項目について

III. 調査の結果

- 1 回収結果
- 2 学校票の結果について
 - 1) 単純集計結果における特徴
 - 2) 学校種別の集計結果における特徴
 - 3) 自由記述回答における特徴
- 3 機関・施設票の結果について
 - 1) 「実習受入なし」の機関・施設の結果について
 - 2) 単純集計結果における特徴
 - 3) 機関・施設種別の集計結果における特徴
 - 4) 自由記述回答における特徴
- 4 学校票と機関・施設票の比較について
 - 1) 実習の内容について
 - 2) 実習指導について
 - 3) 実習環境について
 - 4) まとめ

IV. 今後の現場実習のあり方について — 提言 —

資 料

- ① 調査用紙
- ② 調査研究員名簿及び研究過程について

序

本報告書は平成13年度「長寿・子育て・障害者基金」福祉等基礎調査（社会福祉・医療事業団）委託研究である「社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方」に関するものである。平成13年に社団法人日本社会福祉士養成校協会（略称・社養協）が設立されたが、この協会は、国家資格としての社会福祉士を養成する（国家試験受験資格を付与する）大学・短期大学・専門学校・養成施設などが母集団となって、厚生労働省管轄の下に設立されたもので、多様かつ多量な養成学校の水社会福祉士養成のあり方を検討し、その展開の方向を定めるために、社団法人化したものである。特に実習については実習委員会を各種委員会の一つとして組織している。現在のところ法人の組織率は7割程度であるが、今後組織化は進むであろう。

他方、社会福祉教育を社団法人日本社会福祉士養成校協会よりも広範に捉え、大学院教育や学部教育、更には医療福祉や精神保健福祉領域なども視野に入れて長らく担ってきた組織に日本社会事業学校連盟がある。「社会福祉士及び介護福祉法」の成立以前から社会福祉教育の改革を意図しつつ、法成立後は、実習教育委員会（現在は社会福祉専門教育委員会に改編）を組織し、全国7ブロックの現場実習研究協議会を立ち上げて学校教育側と現場指導側との協働で現場実習の改革に取り組んできた。特に実習教育委員会と全国社会福祉協議会との共同で作成した『現場実習指導マニュアル』は活動成果として意義深いものであった。狭義の水社会福祉士養成に係る課題については、今後、日本社会福祉士養成校協会が中心となるであろうが、日本社会事業学校連盟加盟校の殆どが同協会にも加盟しているところから、両者の連携は強いものとなるであろう。特に日本社会事業学校連盟の水社会福祉専門教育委員会と同協会の実習委員会の連携作業が予定されている。

その一方で、社団法人日本社会福祉士会は有資格者の約半数を組織しながら、生涯研修システムを策定し、かつその中でも実習指導に関する検討を行うために、2000年度から3カ年のプロジェクト（実習指導者養成研修研究会）を立ち上げている。実際に福祉現場において実習学生を社会福祉士養成の一環として指導する立場にある社会福祉士は、多忙さと現場の制約あるいは理念と現実の狭間にありながらも、実習指導の負担感を感じつつ誠意をもって指導している。

社会福祉士養成に係る社会福祉援助技術現場実習に関係するこれら三組織の共通課題は現場実習教育とその指導に関し、共通の理解をもつことである。本調査の研究員はこの三組織のいずれかに所属する者でもある。本成果が今後の現場実習展開への刺激となることできれば幸いである。

平成14年3月15日

研究代表者 米 本 秀 仁

I. 調査研究の背景と目的

〔本調査研究の背景〕

社会福祉士養成（国家試験資格付与）のための学校数は今や 270 を越え、その形態も大学院・4 年制大学・短期大学・専門学校・養成施設等の通学課程（昼間課程・夜間課程）・通信課程等多様化している。その流れの中で新設の学校が最も苦慮するのが実習（社会福祉援助技術現場実習）先の確保である。この実習先は福祉関連であれば何でもよいというわけではなく、「告示 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発等養成施設指定規則第 5 条第一号ヲ及び第 7 条第 1 項第十一号の規定に基づき厚生大臣が別に定める施設及び基準」（昭和 62 年厚生省告示第 203 号）に定められている種類の機関・施設に限定されている。この機関・施設の種類の、本告示が昭和 62 年に出されて以来、幾つかのものが追加されてきたが、現在ではおよそ 40 種類の機関・施設がその範囲に入っている。

さて、社会福祉士及び介護福祉法が制定されてから 10 年が経過した時点で、当時の厚生省は社会福祉士及び介護福祉の養成と結果を捉え返して、養成課程の見直しに着手し、社会福祉士領域においては、特に他の保健・医療関連専門職種と肩を並べて協働できる実践力量の涵養を強化するために、授業科目の名称・時間・目標と内容の見直しを行った。その結果、社会福祉士においては、社会福祉援助技術総論（60 時間）と社会福祉援助技術各論Ⅰ・Ⅱ（各 60 時間）が合体されて「社会福祉援助技術論」（120 時間）になり、また社会福祉援助技術演習（60 時間）は 120 時間に倍増され、特に社会福祉援助技術現場実習（270 時間）は「社会福祉援助技術現場実習指導」（90 時間）と「社会福祉援助技術現場実習」（180 時間）に分割された。このように社会福祉援助技術演習と社会福祉援助技術現場実習における改編が社会福祉士の実践力量を高める意図を持っていたと言える。

社会福祉援助技術現場実習における改編の意図を特に探ってみると、現場における配属実習の時間数は変わらないが、社会福祉援助技術現場実習指導を独立させることによって配属実習の前後における実習指導を密度の濃いものにしようとすると同時に、配属実習の日数を最低 23 出勤日に確定し、かつ養成施設の場合には巡回指導を週 1 回以上と義務づけたことによって配属実習期間中における指導を明示したことが窺われる。

社会福祉援助技術現場実習指導及び社会福祉援助技術現場実習という授業科目の目標と内容は以下の通りである（「（通知）社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」昭和 63 年 2 月 12 日 社庶第 26 号 最終改定平成 11 年 11 月 11 日社援第 2667 号）

（1）社会福祉援助技術現場実習指導

〔目標〕 1 社会福祉援助技術現場実習の意義について理解させる。

2 社会福祉援助技術現場実習を通じて、養成施設で学んだ知識、技術等を具体的かつ实际的に理解できるように指導する。

3 実践的な技術等を体得できるよう指導する。

4 福祉に関する相談援助の専門職としての自覚を促し、専門職として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得できるよう指導する。

〔内容〕 社会福祉援助技術現場実習指導には、下記の内容を必ず含めることとする。

- 1 実習オリエンテーション
- 2 視聴覚学習
- 3 現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む）
- 4 巡回指導
- 5 実習記録に基づく実習総括レポートの作成
- 6 実習の評価全体総括会

〔注〕①社会福祉援助技術現場実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

ア) 実習前においては、下記の点に留意して個別指導を行うものとする。

- a) 実習生が、実習の意義、目的を理解し、適切な実習計画を作成する。
- b) 実習生に自己の洗濯した実習分野と施設について基本的な知識をもたせる。
- c) 実習生に実習先で必要とされる専門援助技術の基礎について十分理解させる。
- d) 実習生に個人のプライバシーの保護と守秘義務等について十分理解させる。

イ) 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。

②配属実習が効果的に行われるよう、実習生と実習担当専任教員が、実習先の実習指導担当者と十分協議して、実習が確実に実施できるよう実習計画を作成すること。

③実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

(2) 社会福祉援助技術現場実習

- 〔目標〕
- 1 現場体験を通して社会福祉専門職（社会福祉士）として仕事をするうえで必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める
 - 2 「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、相談援助業務に必要な資質・能力・技術を習得する。
 - 3 職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚にもとづいた行動ができるようにする。
 - 4 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養する。
 - 5 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を理解する。

〔内容〕 社会福祉援助技術現場実習を実施する際には、下記の点に留意すること。

①配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。

②実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で選定することとし、実習中の個別指導

を十分行うようにすること。

- ③「実習記録ノート」については、単なる記録とにならない様にあらかじめ学生に指導するとともに、その内容については、個別指導に十分生かすようにすること。

- ④実習中においては、下記の点に留意して実習を行うものとする。

ア) 利用者やその関係者、施設・機関・団体等の職員やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係を形成する能力を強める。

イ) 利用者を理解し、その需要を把握する能力を強める。

ウ) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）と援助関係を作る能力を強める。

エ) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）の問題解決能力を高めるように援助する能力を強める。

オ) 福祉専門職（社会福祉士）としての職業倫理、施設・機関・団体の経営や職員の就業などに関する規定を学び、組織の一員として仕事を計画し、責任を果す能力を強める。

カ) 実習生が、当該実習先がコミュニティの中の機関・施設であることを理解するとともに、具体的なコミュニティへの働きかけについて学び、その援助のための能力を強化する。

キ) 福祉専門職（社会福祉士）のあるべき姿と必要な能力を実際に学び、自己を客観視し、解決すべき自己の課題を明確化し、理解を深める。

このように福祉専門職（社会福祉士）の実践力量の養成にとって重視される実習について、前後の実習指導と配属実習中における指導の両輪が強調され、特に養成校側がどのような意図と目的と内容をもって教育を行わなければならないかがかなり詳細に指摘されている。果してこの内容が90時間の社会福祉援助技術現場実習指導と180時間の配属実習で十分に達成できるかどうかは大いに疑問であり、これまでも他専門職と比較して社会福祉領域における実習時間の絶対的少なさが指摘されてきた。また、規定中にある「実習担当専任教員」が学校側にどれほど備えられているかについても疑問が提出されてきた。更には、実習に要求される達成課題の多さを見れば、実習指導と配属実習の2科目で完結するものではなく、教育課程における他の専門科目（社会福祉援助技術論や社会福祉援助技術演習、あるいは他の専門分野科目等）の知識がどれほど実習前に実習生に備えられ、実習への準備として充実しているかも問われる。このように、実習教育を行う学校側の課題は非常に多様かつ重いものと言えよう。

他方、実習は実習教育のみで行われるのではなく、実際には実習施設・機関の実習指導者の指導の下でも行われるのであり、この指導関係如何によって実習生の実習成果が大きく左右されることも事実である。（社）日本社会福祉士会（実習指導者養成研究会）は、2000年度において社会福祉援助技術現場実習指導を行っている現場の社会福祉士に対して実態調査を行った¹⁾。社会福祉士資格取得後3年を経過し社会福祉士養成指定実習機関・施設に勤務している者を調査対象候補者とし、都道府県支部から推薦された865件をサンブ

ルとし、有効回収率37.8%(327件)の結果を分析したものである。そこから主な特徴を拾って見ると、三分の一が老人福祉法の機関・施設に所属し、全体の42.2%が福祉職勤務年数20年以上であり、社会福祉士実習の受入担当経験年数では37%が5-9年であった。実習指導者として「クライアントに対して共感的・理科的に接する態度」「クライアントの人格・人格を尊重しようとする態度」「施設・機関のクライアントおよびその課題・ニーズに関する理解」を特に実習経験項目として重要であると考え、およそ80%が実習指導を社会福祉士の役割であると捉え、かつ実習指導に意欲的に取り組んでおり、その一方で50%近くが実習指導の担当の負担感を感じている。その負担感の内容は「時間的余裕がない」「学生の意欲不足」「多様な実習の受入」などが主なものである。実習指導の意義については「後進の育成」「自己成長」「社会的責務」が各々半数を越えている。実習指導で学ばせたい内容はクライアントに関することであり、その学習方法では援助技術に重点が置かれているが、実際の指導内容は知識教育に留まっているという実態が見られた。このように、社会福祉士自身は、現場実習指導に対してその意義を認め、負担感を感じつつも積極的に取り組んでいるにも関わらず、その指導内容は必ずしも効果的であるとは言いきれない面を持っている、という実態である。

〔本調査研究の目的〕

以上のように、社会福祉援助技術現場実習を巡っては、学校教育側・実習指導側共に多様な課題を抱えているにも関わらず、これまでの実習関連の実態調査は、単独の学校における研究的調査、ブロック毎の実態の調査、あるいは社会福祉協議会実習における枠組み作成や地方公共団体を実施区域にした現場実習の実験的試みといったようにその意図と対象はかなり限局されたものであり、全国的に統一した枠組みで実習教育側・実習指導側に共通の実態と課題を把握したものは皆無であった。従って本調査研究は、このような現実へのパイロット的意図をもって、社会福祉士養成校と実習受け入れ機関・施設に全国規模で調査を実施し、その実態と課題を把握することを目的としている。後の調査対象の確定に見られるように、本調査は養成校については全数、機関・施設については全国名簿から5%の無作為抽出を行ったが、機関・施設に関しては当然現場実習を受け入れていないものもある。この実態についても明らかになる点に本調査の独自性がある。

〔本調査研究の枠組み〕

本調査研究において重要事項として捉えた事柄は、以下の通りである。即ち、福祉制度の基本が措置から契約へ移行することに伴い、福祉サービス提供主体である社会福祉専門職の資質向上に向けての養成教育のあり方が重要な課題となっており、その中でも専門職としての実践的実践能力を涵養する現場実習が焦点の課題となっているにも関わらず、現場実習の実際は養成校や現場により様々多様であり、その実態の解明も不十分で、具体的な問題点の分析もできていない実態に鑑み、その現場実習の現状を把握し、その問題点を明らかにし、今後のあり方を探る、という事である。このために、現場実習の現状分析、現場実習の問題点の把握、今後の現場実習のあり方への提言を三つの柱としている。

先ず、現場実習の現状分析においては、養成校側と現場側に分け、養成校側に関しては

① 現場実習指導・現場（配属）実習及び社会福祉援助技術演習の実態と関係を明らか

にする。

- ② 上記各教科の担当教員・助手・T A（ティーチングアシスタント）の配置状況を明らかにする。
- ③ 実習関連の物理的条件（事務室・実習室・機器備品等）を明らかにする。
- ④ 実習機関・施設の決定方法や依頼状況を明らかにする。
- ⑤ 現場実習指導・配属実習の実態を明らかにする。
- ⑥ 実習謝礼の実態を明らかにする。
- ⑦ ブロック研究協議会への参加状況を明らかにする。

そして、現場側に関しては、

- ① 各種実習受け入れ状況を明らかにする。
- ② 機関・施設の実習受入・指導システムを明らかにする。
- ③ 実習指導内容に関しては、そこでの指導方法や負担等を明らかにする。
- ④ 実習受入・指導に関する実習指導者の考え方を明らかにする。
- ⑤ 実習謝礼の実態と実習指導者の考え方を明らかにする。
- ⑥ 実習におけるプライバシー問題を明らかにする。
- ⑦ 実習指導者研修への考え方を明らかにする。

などを柱とした。

次いで、現場実習の問題点については、上記の実態に関する問題点への見解を求めている。また、自由記述を求めることで、実習の課題を把握することになっている。

以上の展開から、最終的に研究員の討議によって、今後の課題を抽出し、一定の提言をなすこととした。

〔注〕

- 1) 社団法人日本社会福祉士会実習指導者養成研究会『（社）日本社会福祉士会会員への社会福祉援助技術現場実習の受入及び実習指導の状況に関する調査報告書』2001.4.

Ⅱ. 調査の概要

1. 調査対象の抽出について

1) 学校調査の対象の確定について

学校については社会福祉士国家試験受験資格を付与する全学校を対象とした。但し、通信課程については、教育体制が通学課程の学校と異なり、特に「現場実習」に関しては学生の履歴において社会福祉関連の職歴の内、厚生労働省令で定める指定施設において一定の職種での一定の期間の職歴が有る場合には現場実習が免除されると共に、実習が必要とされる場合でもその期間は2週間と定められているところから、今回の調査対象からは除外することとした。調査対象校を確定するために使用できる名簿は三種類ある。一つは日本社会事業学校連盟の加盟校名簿であり、二つは社団法人日本社会福祉士養成校協会の加盟校名簿であり、三つは厚生労働省の社会福祉士養成施設の認可校名簿である。これら三つの名簿には重複があり、また今回の調査対象から除外した通信課程のみの学校、学校設立が最近であり、未だ現場実習を実施していない学校などが混在している。これらの条件を整理した結果、今回の調査対象を2001年10月現在で以下のとおりに限定した。

大学院	1
4年制大学	1 3 2
短期大学	2 8
専門学校	7 7
計	2 3 8

2) 機関・施設調査の対象の確定について

本調査の機関・施設の対象は、基本的には「告示 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発等養成施設指定規則第5条第一号ヲ及び第7条第1項第十一号の規定に基づき厚生大臣が別に定める施設及び基準」（昭和62年厚生省告示第203号）に定められている種類の機関・施設に限定されるが、各機関・施設の全国的名簿は厚生労働省においても整備されていない現状がある。そのため、厚生労働省において全国名簿が整備されている機関・施設の他は、各都道府県ないし都道府県社会福祉協議会において発行されている『社会福祉施設等名簿』の収集から始めた。最初は、各都道府県社会福祉協議会総務課に名簿の送付依頼を行い、都道府県にて発行していることが教示された場合はその発行元に依頼を行った。いずれも最新年度の名簿の送付を依頼したが、都道府県によっては平成13年度版の発行がこれからというところもあり、その場合は最近年度版の送付を依頼した。その結果、全都道府県の機関・施設名簿を取りそろえることができた。しかし、名簿の一部には、社会福祉援助技術現場実習対象の施設である老人デイサービスセンター等の一覧が掲載されていないものもあったが、時間の制約上その欠落を補うことはできなかつた。また、福祉事務所については、機関・施設名簿に掲載されていない場合が多く（福祉事務所が機関

として独立していない場合や、1市に複数の福祉事務所がある場合などもある）、従って『平成12年度版全国市町村要覧』による全市（特別区を含む）を対象とした（1市1箇所とする）。また、社会福祉協議会については『2001年版社会福祉法人名簿』の一覧を使用した。その際都道府県社会福祉協議会については除外した。また、先の「告示」には記載されている種類には含まれるが、實際上その把握が困難な施設（例えば告示1の九の心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設、及び十・十一に規定する施設）については除外した。

以上のような操作の下に、本調査においては全国規模の機関・施設が確定されたものとして、機関・施設種別に5%の無作為抽出を行って対象を確定した。但し、機関・施設の種類によっては極少数しかなく、5%の抽出によっては脱落する可能性がある場合には繰り上げて、最低一つは選定されるように操作した。また、5%の抽出において端数が出て5%未満となる場合には、5%を越えるように調査対象数を増やした。その結果全体の抽出率は5%を若干越えている。

機関・施設種別の調査対象数・抽出数・抽出率の一覧を表1に示した。

2. 調査の時期と方法について

1) 調査の時期

本調査は、調査対象機関・施設の確定に時間がかかったこともあり、当初の予定よりも1か月遅れで、2001年11月5日付け文書として発送し、締め切りを11月末日とした。但し実際の集計に当たっては、締め切りを過ぎての到着もできるだけ有効回答に取り込んだ。

2) 調査の方法

郵送法を採った。調査対象は、実習機関・施設種別に無作為抽出を行っているため、郵送の宛先は、学校票については「日本社会事業学校連盟・社団法人日本社会福祉士養成校協会加盟校 社会福祉援助技術現場実習担当教員」宛とし、機関・施設票については、機関・施設の種別を明示し、そこにおける「社会福祉援助技術現場実習指導職員」とした。調査用紙と返信用封筒を同封し、返信用封筒は料金受取人払とした。調査用紙の他に調査依頼書を添付したが、その際、本調査研究の意義を理解された「厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長」坂本耕一氏の調査協力依頼文書を同封することができた。なお、学校票については、12月7日付け葉書にて、1回の督促を実施した。

3. 調査項目について

調査の枠組みで述べた各ポイントを明らかにするように調査項目を組み立てた。

先ず学校票については、

- ① 学校の属性の他に、社会福祉援助技術演習・社会福祉援助技術現場実習指導及び現場実習の3科目の学年配当、各科目への人的配置の状況
- ② 2001年度における（予定も含む）配属実習実績

- ③ 現場実習指導の体制と内容
- ④ 現場実習への準備・配属実習先の決定方法、現場実習の問題点、現場での配属実習の実習内容に関する判断
- ⑤ 実習謝礼の実態と考え方
- ⑥ 訪問指導の実態と問題点
- ⑦ 実習における事故の実態と保険
- ⑧ ブロック研究協議会に関する実態と見解
- ⑨ 特に社会福祉援助技術演習の展開について
が項目立ての中心となっている。

次に、機関・施設票については、

- ① 機関・施設の属性の他に、2001年度における実習受入状況
- ② 機関・施設の実習受入システムに関する現状
- ③ 実習受入の実態に関して、機関・施設のルール
- ④ 担当する現場実習の内容、実習指導の状況と考え方、理念など
- ⑤ 教員の巡回訪問に関する判断
- ⑥ 実習における利用者のプライバシー問題についての考え方
- ⑦ 実習指導者の組織認定問題や実習指導者研修会への考え方
- ⑧ 実習中における事故の実態
- ⑨ 実習謝礼の実態と考え方
- ⑩ 現場実習の問題点に関する判断

等であった。

これらの内の幾つかは共通の主題と同様の問いになっており、学校と現場を比較できるようにになっている。

Ⅲ. 調査の結果

1 回収結果

本調査の回収結果を表Ⅲ－１－１と表Ⅲ－１－２に示した。先ず学校表の回収結果は表Ⅲ－１－１にあるように、全体では63.9%であり、学校種別の内訳では、大学院は1校しかないこともあり100%、4年制大学は132校中で67.4%、短期大学は28校中で60.7%、専門学校は77校中で58.4%であった。

表Ⅲ－１－１. 学校票回収結果

種 別	配付数	回収数	有効数	有効回収率
大 学 院	1	1	1	100 %
4 年 大 学	132	89	89	67.4%
短期大学	28	17	17	60.7%
専門学校	77	45	45	58.4%
計	238	152	152	63.9%

次に機関・施設表の回収結果は表Ⅲ－１－２に示した。各種類別に、名簿上でのA施設数、B抽出数（つまり配付数）、C抽出率、D回収数（受入有・無を含む全数）、そして回収率（抽出数に対する回収数の割合）を示している。なお、同じ施設種類で入所型と通所型は、調査用紙上では同一種類として一括しているの、回収数では分離できない（例えば身体障害者療護施設とその通所施設は一括して身体障害者療護施設となっている）。回収率を見ても分かるように、上は100%から下は0%までの幅がある。なお、13 身体障害者更生相談所と23 更生施設は100%を越えているが、これは回答施設の記載間違いがあるものと思われる。また、43 老人デイサービス事業は名簿上0であったのにも関わらず6施設の回答があったのは、36 老人デイサービスセンターの間違いであろうと思われる。

全体の回収率は約4割（39.2%）であり、全国調査としてはまずまずのものと考えられる。

なお、調査依頼文書の宛て先は、一つの機関・施設の種類に限定したにも関わらず、回答においては、当該主体が持つ複数の施設の種類に○を付けたものが多数見られた。宛て先に戻って特定できたものはその種類に分類したが、それが不可能の場合も多数あったところからこれらを「複合施設」として独立に分類した。

表Ⅲ—1—2 機関・施設票回収結果（受入有・無全数）

№ 機関・施設の種別	A 施設数	B 抽出数	C 抽出率	D 回収数	回収率 D/B
1 児童相談所	174	9	5.17	5	55.6
2 母子生活支援施設	289	15	5.19	10	66.7
3 児童養護施設	554	28	5.05	16	57.1
4 知的障害児施設	274	14	5.11	6	42.9
5 知的障害児通園施設	234	12	5.12	10	83.3
6 盲ろうあ児施設	31	2	6.45	2	100.0
7 肢体不自由児施設	80	4	5.00	0	0
8 重症心身障害児施設	132	7	5.30	2	28.6
9 情緒障害児短期治療施設	17	1	5.88	0	0
10 児童自立支援施設	54	3	5.56	1	33.3
11 指定国立療養所	25	2	8.00	1	50.0
12 児童デイサービス事業	8	1	12.50	0	0
13 身体障害者更生相談所	68	4	5.88	5	125.0
14 身体障害者更生施設	133	7	5.26	5	71.4
15 身体障害者療護施設	378	19	5.03	14	73.7
16 身体障害者療護施設（通所）	0	0	0.00		
17 身体障害者福祉ホーム	38	2	5.26	0	0
18 身体障害者授産施設	209	11	5.26	13	54.2
19 身体障害者授産施設（通所）	256	13	5.08		
20 身体障害者福祉センター	250	13	5.20	3	23.1
21 身体障害者デイサービス事業	305	16	5.25	6	37.5
22 救護施設	185	10	5.41	6	60.0
23 更生施設	19	1	5.26	2	200.0
24 授産施設	121	7	5.79	1	14.3
25 福祉事務所	671	35	5.22	13	37.1
26 社会福祉協議会	3358	168	5.00	54	32.1
27 婦人相談所	48	3	6.25	1	33.3
28 婦人保護施設	44	3	6.82	0	0
29 知的障害者更生相談所	72	4	5.56	0	0
30 知的障害者更生施設	1495	75	5.02	44	52.4
31 知的障害者更生施設（通所）	177	9	5.08		
32 知的障害者授産施設	686	35	5.10	28	45.9
33 知的障害者授産施設（通所）	501	26	5.19		
34 知的障害者通勤寮	121	7	5.79	2	28.6
35 知的障害者福祉ホーム	72	4	5.56	2	50.0

36	老人デイサービスセンター	7240	365	5.04	62	17.0
37	老人短期入所施設	100	5	5.00	2	40.0
38	養護老人ホーム	946	48	5.07	16	33.3
39	特別養護老人ホーム	4540	227	5.00	105	46.3
40	軽費老人ホーム	1480	74	5.00	24	32.4
41	老人福祉センター	1744	88	5.05	21	23.9
42	老人介護支援センター	5969	299	5.01	52	17.4
43	老人デイサービス事業	0	0	0.00	6	
44	母子福祉センター	49	3	6.12	1	33.3
	その他				7	
	複合				101	
	無回答				9	
計		33,147	1,679	5.07	658	39.2

表Ⅲ-1-3は、回収結果の内、社会福祉援助技術現場実習をこれまで受け入れたことがあるものの施設種類別内訳の一覧である。これによれば、配付数1,679に対して見れば13.6%が実習を受け入れた経験があることになり、全回収数658に対して見れば34.8%が実習を受け入れた経験があることになる。回収数に対する割合を種類別に見れば、最大100%から最小0%まで様々な値をとっていることが分かる（但し、本調査では抽出数が少ないことから、この数値を全面的に信頼することは難しいが、おおよその傾向を見て取ることではできるだろう）。

表Ⅲ-1-3 機関・施設票回収結果（受入有）

№	機関・施設の種類	A 抽出数	B 全回収	C受入 有回収	D C/A	E C/B
1	児童相談所	9	5	5	55.6	100.0
2	母子生活支援施設	15	10	3	20.0	30.0
3	児童養護施設	28	16	16	57.1	100.0
4	知的障害児施設	14	6	4	28.6	66.7
5	知的障害児通園施設	12	10	5	41.7	50.0
6	盲ろうあ児施設	2	2	1	50.0	50.0
7	肢体不自由児施設	4	0	0	0	0
8	重症心身障害児施設	7	2	1	14.3	50.0
9	情緒障害児短期治療施設	1	0	0	0	0
10	児童自立支援施設	3	1	1	33.3	33.3
11	指定国立療養所	2	1	0	0	0

12	児童デイサービス事業	1	0	0	0	0
13	身体障害者更生相談所	4	5	5	125.0	100.0
14	身体障害者更生施設	7	5	3	42.9	60.0
15	身体障害者療護施設	19	14	10	52.6	71.4
16	身体障害者療護施設（通所）	0				
17	身体障害者福祉ホーム	2	0	0	0	0
18	身体障害者授産施設	11	13	7	29.2	52.8
19	身体障害者授産施設（通所）	13				
20	身体障害者福祉センター	13	3	1	7.7	33.3
21	身体障害者デイサービス事業	16	6	2	12.5	33.3
22	救護施設	10	6	4	40.0	66.7
23	更生施設	1	2	2	200.0	100.0
24	授産施設	7	1	0	0	0
25	福祉事務所	35	13	11	31.4	84.6
26	社会福祉協議会	168	54	16	9.5	29.6
27	婦人相談所	3	1	1	33.3	100.0
28	婦人保護施設	3	0	0	0	0
29	知的障害者更生相談所	4	0	0	0	0
30	知的障害者更生施設	75	44	18	21.4	40.9
31	知的障害者更生施設（通所）	9				
32	知的障害者授産施設	35	28	8	13.1	28.6
33	知的障害者授産施設（通所）	26				
34	知的障害者通勤寮	7	2	0	0	0
35	知的障害者福祉ホーム	4	2	0	0	0
36	老人デイサービスセンター	365	62	7	1.9	11.3
37	老人短期入所施設	5	2	0	0	0
38	養護老人ホーム	48	16	7	14.6	43.8
39	特別養護老人ホーム	227	105	46	20.3	43.8
40	軽費老人ホーム	74	24	1	1.4	4.2
41	老人福祉センター	88	21	4	4.6	19.0
42	老人介護支援センター	299	52	12	4.0	23.1
43	老人デイサービス事業	0	6	2		33.3
44	母子福祉センター	3	1	0	0	0
	その他		7	0		0
	複合		101	24		23.8
	無回答		9	2		22.2
計		1,679	658	229	13.6	34.8

2. 学校票の結果について

1) 単純集計結果における特徴

(1) 援助技術演習・現場実習指導・現場実習への人員配置の状況

「援助技術演習」「実習指導」「現場実習」ごとの教員数は、数百人規模の社会福祉課程を設置する大学から10名程度のコースとして設置している学校まであり、一律には比較が難しい。そのため、平均人数／有効票で示したのが表Ⅲ-2-1である。平均してみると、「援助技術」「実習指導」「現場実習」を通じて主担当教員3.5名程度、副担当教員2～3名、非常勤教員3名程度、教育系助手1.5名程度である。事務職員は専任・兼任・非常勤を合わせて「援助技術演習」で1.5名、「実習指導」・「現場実習」で2.5名程度である。

表Ⅲ-2-1. 援助技術演習・現場実習指導・現場実習への人員配置の状況

	主担当教員	副担当教員	非常勤教員	教育系助手	専任事務員	兼任事務員	非常勤事務
援助技術	3.48 人/135	1.94 人/36	2.71 人/68	1.34 人/29	0.67 人/18	0.47 人/19	0.40 人/20
実習指導	3.45 人/141	2.52 人/52	2.55 人/41	1.58 人/48	0.90 人/31	0.85 人/26	0.67 人/27
現場実習	3.75 人/139	3.10 人/50	3.05 人/38	1.67 人/48	0.97 人/33	0.97 人/29	0.76 人/29

(2) 実習指導・現場実習専任教員の有無

表Ⅲ-2-2 は実習指導・現場実習に関わる専任教員の配置の有無を表したものである。「いる」と回答した学校が約6割、「いない」と回答した学校が約4割となっている。「いる」場合「いない」場合の長所・短所を要約すると以下のようなものである。

i) 「いる」場合の長所

- ① 担当が明確になる、②学生への関わりが深くなる、③指導がきめ細かくなる、④実習先とのコミュニケーションがうまくいく、等である。

ii) 「いる」場合の短所

- ① 業務負担の集中・増大、②人件費がかさむ、③学生の依存度が増す、④他教員の関心が薄くなる、等である。

iii) 「いない」場合の長所

- ① 講義・演習等との連動が可能、②教員全員の自覚と関心・共通理解を生む、③教員の責任と負担の分散、等である。

iv) 「いない」場合の短所

- ① 講義科目もあり実習に充分エネルギーを注げない、②連絡が徹底しない、③全体を見渡す人がいない、等である。

表Ⅲ-2-2. 専任教員の有無

	いる	いない	合計	NA
専任教員	87(61.7)	54(38.3)	141(100.0)	11

(3)フィールドインストラクター・ティーチングアシスタント・指定施設制の導入

「援助技術演習」、「実習指導」、「現場実習」におけるフィールドインストラクター・ティーチングアシスタント・指定施設制の導入状況を表Ⅲ－2－3に示した。フィールドインストラクター・ティーチングアシスタント・指定施設制等の導入は、各学校の考え方、ティーチングアシスタントがいない等の条件、学校の規模などにより大きく違ってくるが、全体に導入状況は低いといえよう。特に、「援助技術演習」ではどの項目も導入は低調である。「実習指導」においてはフィールドインストラクター制(9.2%)、ティーチングアシスタント制(7.9%)の導入がやや多く、また、「現場実習」においては指定施設制を導入している学校が多い(20.4%)といえる。

表Ⅲ－2－3. フィールドインストラクター・ティーチングアシスタント・指定施設制の導入状況

	フィールドインストラクター	ティーチングアシスタント	指定施設
援助技術	10名(4校)	24名(4校)	76施設(3校)
実習指導	60名(14校)	40名(12校)	107施設(7校)
現場実習	29名(7校)	81名(9校)	1,230施設(31校)

(4)2001年度実習配属実績

表Ⅲ－2－4は2001年度における施設・機関種別ごとの実習配属実績を表したものである。また、表Ⅲ－2－5はその施設数、実習生数の合計を示したものである。

本設問では「4週間実習」か「2週間実習」かの択一記入を求めたため、それ以外の配属方法(例：1週間＋3週間)を採っている学校は回答を避けた傾向が窺える。実習分野としては、児童、知的障害、高齢者、身体障害の順に多く、実習施設・機関で見ると児童養護施設、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、福祉事務所、社会福祉協議会の5つに集中していることがわかる。

なお、表Ⅲ－2－4の44～46「その他1・2・3」に挙げられていた施設・機関としては、心身障害児通園事業施設、肢体不自由者更生、重度身体障害者更生授護施設、総合リハビリテーションセンター、国立コロニー、知更相、自閉症児施設、重度身体障害者更正授護施設、重度身体障害者授産施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設、知的障害児通園施設、重症心身障害児施設、虚弱児施設などが挙げられていたが、施設の設置根拠に遡ると43までの種別に含まれるものもかなり目立った。

表Ⅲ－2－5の有効回答数の違いを無視して「実習生合計」／「施設数合計」を求めると、4週間実習・2週間実習ともに1実習施設・機関に概ね2名程度が配属されているといえよう。

表Ⅲ-2-4. 2001 年度における施設・機関種別ごとの実習配属実績

施設・機関名	4 週間実習	2 週間実習	施設・機関名	4 週間実習	2 週間実習
1. 児童相談所	181(31)	532(72)	24. 授産施設	12(8)	1(9)
2. 母子生活支援施設	117(34)	103(43)	25. 福祉事務所	370(39)	1,118(67)
3. 児童養護施設	750(55)	807(72)	26. 社会福祉協議会	459(47)	833(63)
4. 知的障害児施設	200(46)	224(53)	27. 婦人相談所	5(10)	25(24)
5. 知的障害児通園施設	191(38)	175(42)	28. 婦人保護施設	5(9)	36(21)
6. 盲ろうあ児施設	21(18)	26(22)	29. 知的障害者更生施設	460(58)	934(74)
7. 肢体不自由児施設	69(31)	104(38)	30. 知的障害者更生(通	133(23)	165(31)
8. 重症心身障害児施設	70(31)	60(29)	31. 知的障害者授産施設	122(34)	147(31)
9. 情緒障害児短期治療施設	34(16)	71(32)	32. 知的障害者授産(通	121(32)	260(40)
10. 児童自立支援施設	76(29)	127(46)	33. 知的障害者通勤寮	12(12)	11(13)
11. 指定国立療養所	7(13)	25(15)	34. 知的障害者福祉ホーム	6(8)	4(11)
12. 児童デイサービス事業	5(10)	15(13)	35. 老人デイサービスセンター	164(34)	199(42)
13. 身体障害者更生相談所	15(10)	46(23)	36. 老人短期入所施設	0(7)	3(11)
14. 身体障害者更生施設	85(27)	106(31)	37. 養護老人ホーム	128(44)	232(42)
15. 身体障害者療護施設	103(39)	264(47)	38. 特別養護老人ホーム	1,831(69)	1,966(83)
16. 身体障害者療護施設(通	19(12)	22(14)	39. 軽費老人ホーム	23(18)	54(20)
17. 身体障害者福祉ホーム	2(8)	6(13)	40. 老人福祉センター	6(6)	9(14)
18. 身体障害者授産施設	68(29)	113(37)	41. 老人介護支援センター	114(25)	186(32)
19. 身体障害者授産施設(通	36(18)	76(25)	42. 老人デイサービス事業	12(11)	38(14)
20. 身体障害者福祉センター	29(19)	40(22)	43. 母子福祉センター	0(6)	1(9)
21. 身体障害者デイサービス	10(14)	13(14)	44. その他 1	95(21)	86(26)
22. 救護施設	55(28)	77(31)	45. その他 2	5(6)	15(10)
23. 更生施設	6(10)	4(12)	46. その他 3	1(3)	9(6)

表Ⅲ-2-5. 2001 年度における実習配属実績の合計

	4 週間	2 週間		4 週間	2 週間
施設数合計	3,590 ヶ所 (78)	4,615 ヶ所 (103)	実習生数合計	6,074 人 (82)	9,804 人 (107)

(5)配属地域別実績

表Ⅲ-2-6 は、同じく 2001 年度における配属地域別の実績を表したものである。

「都道府県内」は学校立地の「市区町村内」よりも学校数は少ないにも関わらず、配属学生数は 2 倍近くにのぼっている。可能な限り地元・近隣での配属を志向しながらも、分野・種別および箇所数の確保が難しく、同一都道府県内を目安に実習範囲を拡大しているということが窺える。また、首都圏、関西圏、中部圏では比較的都道府県域を越えての実習配属も容易と考えられ、このことが「都道府県外」実習生数を押し上げているものと考えられる。

表Ⅲ-2-6. 2001年度における配属地域別の実績

	市町村内	都道府県内	都道府県外
実習生数合計	3,324(124)	6,890(122)	3,515(103)

(6)施設・機関確保問題

表Ⅲ-2-7は実習受入施設・機関の確保の状況をまとめたものである。実習先の確保問題については、「分野・種別によっては確保が難しい」が64.3%と突出している。その分野としては、児童相談所や児童養護施設をはじめとする児童福祉分野に集中しており、次いで福祉事務所となっている。

「全般的に確保が難しい」と答えた割合は15.4%であるが、その要因としては、養成校数の増加により実習施設・機関の奪い合いが過熱化していること、また実習時期が重なっていることが多く指摘されている。

表Ⅲ-2-7. 実習受入施設・機関の確保の状況

	回答数(割合)
1. 確保に特に問題はない	29(20.3)
2. 分野・種別によっては確保が難しい	92(64.3)
3. 全般的に難しい	22(15.4)
合計	143(100.0)

(7)実習先として今後拡張が必要と思われる施設・機関

実習指導の可能性も踏まえて、今後どのような配属実習施設・機関が認められる必要があるかを表したのが表Ⅲ-2-8である。「保健・医療機関への範囲の拡大」いわゆる「医療ソーシャルワーク実習」を認めて欲しいとする割合は7割を超えている。次いで多いのが「公的機関の受入拡大」で、53.9%となっている。学生の実習希望が高いにもかかわらず、受入条件・人数等の制約があり苦慮していることが窺える。

「痴呆性高齢者グループホーム」とともに5割近い値を示しているのが「市町村を単位とする地域福祉実習」である。この「市町村を単位とする地域福祉実習」については、いくつかの先行する実験的研究はあるものの、回答者のイメージは一致していないと思われる。漠然としたものであるにせよ期待としては大きいといえる。

「その他」としてあがっているものとしては、民間の相談機関、NGO団体、乳児院、保育所、児童館、精神障害者社会復帰施設等である。厚生省や都道府県庁での実習というユニークなものもある。

表Ⅲ－2－8. 実習先として今後拡張が必要と思われる施設・機関（MA）

	回答数（割合）
1. 保健・医療機関のソーシャルワーカー	109(71.7)
2. 市町村を単位とする地域福祉実習	70(46.1)
3. 各種小規模作業所	66(43.4)
4. NPO（NPO法に基づく法人）	59(38.8)
5. 公的機関における受入の拡大・充実	82(53.9)
6. 実習施設の開設年の緩和	29(19.1)
7. 実習指導職員の基礎要件の緩和	44(28.8)
8. 痴呆性高齢者グループホーム	72(47.4)
9. その他	14(9.1)

(8)実習指導体制

現場実習指導の展開方法について表Ⅲ－2－9 に示した。現場実習指導のすすめ方としては、「全体のクラスワーク、いくつかの中クラスワーク、分野別などの小グループなどの組み合わせで進めている」と答えた割合が 53.1%と過半数である。「その他」のすすめ方として記述されているものも、クラス分けの基準やすすめ方に特徴はあるものの、選択肢2ないしは3に含められるものが多かった。

表Ⅲ－2－9. 現場実習指導の展開方法

	回答数(割合)
1. 全て全体のクラスワーク形式	31(21.1)
2. 分野ごとのグループを通年で指導	28(19.0)
3. 全体・中・分野別などの組み合わせ	78(53.1)
4. その他	10(6.8)

(9)実習指導の内容

現場実習指導の内容としてどのようなものを盛り込んでいるかを表したのが表Ⅲ－2－10 である。いずれの指導内容項目も非常に高い割合で実施されているが、「視聴覚学習」「実習以外の現場との接触機会の設定」「巡回訪問指導担当教員との打ち合わせ」「実習生の自己評価」の実施率が5～7割程度とやや低い値である。「その他」としては、OB・OGや現場職員を招聘しての特別講義の開催、自主的な体験活動の勧めなどが挙げられている。

また、「現場との接触機会」を選択した場合の具体的内容を表したのが表Ⅲ－2－11 である。最も多いのが「見学実習」で 46.1%、次いで「ボランティア経験」34.2%となっている。

表Ⅲ－2－10. 現場実習指導の内容 (MA)

	回答数(割合)
1. 現場実習に関するオリエンテーション	147(96.7)
2. 視聴覚学習	87(57.2)
3. 現場との接触機会の設定	106(69.7)
4. 実習計画書の作成	123(80.9)
5. 実習施設・機関への事前訪問	131(86.2)
6. 日誌・ノート・記録の書き方	142(93.4)
7. 巡回訪問指導教員との打ち合わせ	105(69.1)
8. 巡回訪問指導	136(89.5)
9. 総括レポート作成	135(88.8)
10. 実習自己評価	100(65.8)
11. 実習評価全体総括会	109(71.7)

表Ⅲ－2－11. 現場との接触機会の内容 (MA)

	回答数(割合)
1. ボランティア経験	52(34.2)
2. 入門実習	3(2.0)
3. 体験学習	26(17.1)
4. 見学実習	70(46.1)
5. その他	7(4.6)

(10)実習意図順位

表Ⅲ－2－12 は、現場実習の意図として重視している順に順位付けをしたものである。また、表右端に1位＝6点、2位＝5点、3位＝4点、4位＝3点、5位＝2点、6位＝1点、NA＝0点とし、回答数で乗じて得点化した合計を掲載した。最も高い値を示したのは「利用者の理解」(705点)で、他の項目が534点から554点の範囲で殆ど順位が付けられない中で突出しているといえる。「その他」としては、社会人としてのマナーや責任の獲得、地域(資源・連携等)の理解などが挙げられている。

表Ⅲ－2－12. 現場実習の意図

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	NA	得点
1. 施設機関の仕組み理解	28(18.4)	21(13.8)	24(15.8)	34(22.4)	31(20.4)	1(0.7)	13(8.6)	534
2. 職種の職務内容の理解	9(5.9)	36(23.7)	34(22.4)	38(25.0)	25(16.4)	0(0.0)	10(6.6)	534
3. SWの習得	29(19.1)	22(14.5)	33(21.7)	28(18.4)	27(17.8)	0(0.0)	13(8.6)	554
4. 利用者の理解	54(35.5)	43(28.3)	33(21.7)	10(6.6)	2(1.3)	0(0.0)	10(6.6)	705
5. 自己覚知	30(19.7)	33(21.7)	18(11.8)	17(11.2)	35(23.0)	3(2.0)	16(10.5)	541
6. その他	2(1.3)	1(0.7)	2(1.3)	0(0.0)	2(1.3)	8(5.3)	137(90.1)	37

(11)現場実習における実習施設・機関の決定方法

表Ⅲ-2-13 は、現場実習における必須条件通過者に対する選抜の有無を示したものである。必須条件を通過した学生に対して、8割近くの学校は選抜をしておらず、現場実習履修を認めている。「有り」の場合の具体的な方法としては、成績での選抜、面接・レポートによる動機確認の上、とするものが多い。これに対する学生の反応としては、概ね受容・納得しているというものが多い。因みに、「当然である」というニュアンスの、質問の意図からははずれる回答が目立った。

表Ⅲ-2-14 は、学生の第一希望の施設・機関で実習を実施できた割合の平均を表したものである。実習施設・機関の確保に苦慮する状況下での第一希望配属率平均 76.0%は、かなり高いと評価できるのではなかろうか。

また、第一希望の実習施設・機関に配属できなかった学生への決定方法を表したのが表Ⅲ-2-15 である。「第二希望、第三希望へと順次繰り下げる」が 44.7%で最も多い。「その他」としては、選択肢 1・2 の折衷型（話し合いながら第二・第三希望に繰り下げる）、学生同士での調整に任せる、といったものが多い。

表Ⅲ-2-13. 現場実習における必須条件通過者に対する選抜の有無

	有り	無し	NA	合計
選 抜	21(13.8)	117(77.0)	14(9.2)	152(100)

表Ⅲ-2-14. 学生の第一希望の施設・機関で実習を実施できた割合

	有効回答数	最大値	最小値	割合の平均
第一希望割合	112(73.7)	95%	0%	76.0%

表Ⅲ-2-15. 第一希望の実習施設・機関に配属できなかった学生への決定方法

	回 答 数 (割合)
1. 第二・第三希望へ繰り下げ	68(44.7)
2. 教員との話し合い	45(29.6)
3. その他	18(11.8)
NA	21(13.8)
合計	152(100.0)

(12)謝礼について

表Ⅲ-2-16 は、1日、1週、1回あたりの謝礼金額の平均値・最大値・最小値を表したものである。「1日あたり」で単価設定している学校の平均金額は1,720円、同「1週間あたり」6,321円、同「1回あたり」18,217円であった。

しかしながら全体の平均金額が不明であるため、若干操作的ではあるが参考値として、「1週間あたり」は6日と換算し、また「1回あたり」については【設問5】の各学校の配属実績と照らし合わせ2週間（12日）か4週間（24日）かに分け、1日あたりの平均額を割り出した。その結果が表Ⅲ-2-17で、1,247円となった。なお、「〇あたり」に

記入がなく「金額」のみを記載している回答や、その逆の回答もあるため、表Ⅲ-2-16と表Ⅲ-2-17の回答数は一致していない。

実習謝礼の渡し方については、表Ⅲ-2-18のとおりである。「巡回訪問教員が手渡す」「送金する」「実習先の指定方法による」がそれぞれ3割程度となっている。

表Ⅲ-2-19は、謝礼を受け取らない施設・機関の有無について表したものである。約7割の学校が実習施設・機関で謝礼を受け取らなかったところが「ある」と回答している。謝礼を受け取らなかった施設・機関として、公的機関（福祉事務所、児童相談所など）や公立施設を挙げているのが大半である。受け取らなかった場合の学校側の対応としては、相当額の茶菓子や図書券などに代えて渡している場合が多いが、そのまま何もしないという意見も少なくない。

表Ⅲ-2-20は、ブロックでの謝礼金額の設定有無を表したものである。「ブロックで謝礼金額の基準が設けられている」と回答した学校は37校(24.3%)であるが、個別に見ていくと、北海道および九州の大部分の学校が含まれており、北海道・九州ブロックには基準が設けられていることが窺える。また、東海、近畿、中国、関東の学校も散見されるが、これらはブロックではない他の基準が設けられているのかもしれない。

また、表Ⅲ-2-21は、都道府県での謝礼金に関する合意の有無を表したものである。「都道府県単位で謝礼金に関する合意がある」と回答した学校は23校(15.1%)であるが、個別に見ていくと、北海道、広島、新潟、長崎、愛知、兵庫、富山、茨城等にある学校が含まれている。

表Ⅲ-2-22は、実習施設・機関からの実習謝礼金額の提示の有無を表したものである。約半数の学校が「ある」と回答している。

表Ⅲ-2-23は、金額提示された実習施設・機関の箇所数を表したものである。金額提示を受けたことがあると回答した79校の内63校が具体的な箇所数に触れているが、その約3分の2(40校)は「1箇所」ないしは「2箇所」と回答している。

箇所数を乗せずに(無視して)提示された金額の平均を求めると、180時間あたり38786.6円となった。この額を23日(180時間を8時間/日で除した日数)で割ると、一日あたり1686.4円となり、表Ⅲ-2-17で導き出した一日あたり実習謝礼平均額の1246.9円よりも439.5円高くなっている。

表Ⅲ-2-16. 現場配属実習先への謝礼金額

	1日あたり	1週あたり	1回あたり
回答数	84	28	23
平均金額	1,720.24 円	6,321.43 円	18,217.39 円
最大値	1,000 円	5,000 円	10,000 円
最小値	35,000 円	10,000 円	30,000 円

表Ⅲ-2-17. 現場配属実習先への謝礼金額の1日の平均額

	1日	1週	1回	NA	1日の平均額
回答数(割合)	83(54.6)	29(19.1)	24(15.7)	16(10.5)	1,246.9 円

表Ⅲ-2-18. 実習謝礼の渡し方

	回答数(割合)
1. 巡回訪問教員が手渡す	43(28.3)
2. 送金する	50(32.9)
3. 実習生が持参する	1(0.7)
4. 実習先指定の方法による	46(30.3)
その他	4(2.6)
NA	8(5.3)
合計	152(100.0)

表Ⅲ-2-19. 謝礼を受け取らない施設・機関の有無

	有り	無し	NA	合計
謝礼を受け取らない施設・機関	105(69.1)	34(22.4)	13(8.6)	152(100.0)

表Ⅲ-2-20. ブロックでの謝礼金額の設定有無

	されている	されていない	分からない	NA	合計
ブロックでの謝礼金額の設定	37(24.3)	73(48.0)	38(25.0)	4(2.6)	152(100.0)

表Ⅲ-2-21. 都道府県単位での謝礼金に関する合意の有無

	ある	ない	分からない	NA	合計
都道府県単位での謝礼金合意	23(15.1)	88(57.9)	37(24.3)	4(2.6)	152(100.0)

表Ⅲ-2-22. 実習施設・機関からの実習謝礼金額の提示の有無

	ある	ない	分からない	NA	合計
実習施設・機関からの金額提示	79(52.0)	55(36.2)	10(6.6)	8(5.3)	152(100.0)

表Ⅲ-2-23. 金額提示された実習施設・機関の箇所数

	回答数(割合)	8箇所	2(1.3)
1箇所	27(17.8)	10箇所	3(2.0)
2箇所	13(8.6)	15箇所	1(0.7)
3箇所	5(3.3)	20箇所	3(2.0)
4箇所	4(2.6)	合計	63(41.4)
5箇所	4(2.6)	欠損値	89(58.6)
6箇所	1(0.7)	合計	152(100.0)

表Ⅲ-2-24 は、実習謝礼金の決め方を表したものである。約半数が「学校独自の基準」で決めているが、「都道府県合意」・「ブロック基準」に従って支払っている割合も約2割ある。「その他」としては、「学校独自＋要求・協議」型、他専門職実習（保育・介護等）基準援用型が目立っている。

表Ⅲ-2-25 は、実習謝礼金額を統一しているか、実習施設・機関の特性に応じて異なる金額としているかを表したものである。6割以上の学校が実習謝礼金額を統一しているが、約3割の学校では「異なる場合がある」としている。その場合、①（種別協の合意に従っているものも含めて）施設・機関種別によって金額を変えている、②上限の範囲内で実習施設・機関の要求額に対応、③民間施設・機関と公的施設・機関で金額を変えている、等が代表的なものである。

表Ⅲ-2-26 は、実習謝礼金額統一の必要性を表したものである。約4分の3にあたる学校が、都道府県、ブロック、全国いずれかのレベルで実習謝礼金額を統一する必要があると考えている。「その他」としては、そもそも実習謝礼金が必要なのか、日本社会事業学校連盟・日本社会福祉士養成施設協議会のような組織の牽引に期待、といった意見が挙げられている。

表Ⅲ-2-24. 実習謝礼金の決め方

	学校独自	要求額	協議	都道府県	ブロック	その他	NA	合計
額決め方	77(50.7)	5(3.3)	9(5.9)	7(4.6)	24(15.8)	21(13.8)	9(5.9)	152(100.0)

表Ⅲ-2-25. 実習謝礼金額の統一の状況

	全て統一	異なる場合あり	NA	合計
金額の統一・非統一	97(63.8)	46(30.3)	9(5.9)	152(100.0)

表Ⅲ-2-26. 実習謝礼金額統一の必要性

	必要なし	都道府県で	ブロックで	全国で	その他	NA	合計
統一必要性	25(16.4)	30(19.7)	41(27.0)	42(27.6)	8(5.3)	6(3.9)	152(100.0)

(13)現場実習の問題点

表Ⅲ-2-27 は、実習理念・意義の学内浸透を表したものである。実習理念・意義の学内浸透の度合については、「十分浸透している」「十分に浸透していない（理解を得られていない）」がいずれも4割台でほぼ拮抗している。「十分に浸透していない（理解を得られていない）」場合の課題として、①コース・専攻・学科外の理解が得にくい、②介護や保育との相違、③新設で後発のため、④福祉プロパー教員が少ないため、といった意見が出されている。

表Ⅲ-2-28 は、現場実習に必要な人・物・金の手当の状況を表している。「金の手当」は「十分」の値が4割、「若干不足」が3割、「全然不足」は1割となっているのに対し、「人の手当」と「物の手当」は「十分」が約2割、「若干不足」が約5割、「全然不足」は2割以上と低い値となっている。人員不足や環境整備の遅れを金銭面でカバーしている状態が窺われる。「人の手当」「物の手当」「金の手当」のコメントを整理すると以下のようなものである。

i) 人の手当

専任教員、助手、専任事務員の不足を指摘する声が目立っている。開拓、調整、事務

手続、巡回訪問、学生の個別指導等、人手を必要とする業務に対して十分な配置が行われない切実な訴えといえる。

ii) 物の手当

実習室がない、実習室が狭い、OA機器がない、書籍・資料がないという意見が殆どである。

iii) 金の手当

直接予算管理をしていないためか、「実習予算（カット、余裕がない）」という抽象的な意見が多い。また、巡回指導費が安いという不満の声が多い。

表Ⅲ-2-29 は現場実習の実施時期について表したものである。最も多いのが「その他」の 67.1%、次いで「夏休み」の 34.3%となっている。「その他」の時期としては、後期中が最も多く、次いで夏休みを挟む前期から後期にかけての期間（6月頃～10月頃）、通年、というものが多い。

現在の実施時期の問題点として、夏休みの場合には、①他校と競合して確保が困難、②就職活動と重なる、③巡回等で教員の夏休みが確保できない、④学生の休暇権を奪うことになる、といった意見が目立つ。学期中の場合には、①欠席の取扱、②休講して学期末に補講をしなければならない、といった授業との兼ね合いの問題が指摘されている。春休みの場合には、①年度末で実習施設・機関が慌ただしい、②年度末で教員が慌ただしい、といった意見が出されている。

ではどの時期に行うのが最適と思うか、という質問に対しては、「夏休み」という意見が最も多い。これは学期中に実習を行っている学校から出されたものが多いと考えられる。また、「現行のまま」「最適な時期はない」といった意見も目立つ。

実習謝礼以外の実習費の徴収有無を表したのが表Ⅲ-2-30 である。実習謝礼金額実費に上積みして実習費を徴収している学校は 54 校 (35.5%) と、約 3 分の 1 にあたる。その額は 1,320 円から 300,000 円までと幅が広いが、平均値は 37,027.7 円、最頻値は 5,000 円となっている。また実習関連総経費に占めるこの徴収額の割合の平均は 56.8%となっている。

表Ⅲ-2-27. 実習理念・意義の学内浸透状況

	1. 十分浸透	2. 不十分	NA	合計
回答数 (割合)	70(46.1)	66(43.4)	16(10.5)	152(100.0)

表Ⅲ-2-28. 現場実習に必要な人・物・金の手当の状況

	1. 十分	2. 若干不足	3. 全然不足	NA	合計
人の手当	30(19.7)	72(47.4)	41(27.0)	9(5.9)	152(100.0)
物の手当	32(21.1)	73(48.0)	34(22.4)	13(8.6)	152(100.0)
金の手当	64(42.1)	50(32.9)	18(11.8)	20(13.2)	152(100.0)

表Ⅲ-2-29. 現場実習の実施時期

	夏休み	冬休み	春休み	その他	NA	合計
現場実習の時期	37(34.3)	1(7.0)	5(3.3)	102(67.1)	7(4.6)	152(100.0)

表Ⅲ-2-30. 実習謝礼以外の実習費の徴収有無

	1. 無し	2. 有り	NA	合計
実習費徴収有無	78(51.3)	54(35.5)	20(13.2)	152(100.0)
有りの場合	平均額	最頻値	最大値	最小値
(有効 44)	37,027.73 円	5,000 円	300,000 円	1,320 円

表Ⅲ-2-31 は、実習内容「ソーシャルワーク（SW）実習中心に行われているもの」「ソーシャルワーク実習とケアワーク（CW）実習の混合で行われているもの」「多様な部署・機関などオムニバス実習で行われているもの」それぞれの割合を表したものである。「SW中心」「混合」「オムニバス」各々の有効回答数が違うため、合計 10 割とはならないものの、概ね、「混合」が 6 割、「SW中心」と「オムニバス」が 2 割ずつという傾向である。社会福祉士実習において「ソーシャルワーク中心」の割合が 2 割というのは「低い」とみるべきであろう。

また、表Ⅲ-2-32 は、配属実習中に実習指導者等からのスーパービジョンが行われている実習施設・機関が何割程度あるかを表したものである。各々の有効回答数が違うため、合計 10 割とはならないものの、スーパービジョンを、「十分してくれている」実習施設・機関の割合が約 4 割、「多少ともしてくれているが不十分」な実習施設・機関の割合が約 5 割、「殆どしてくれていない」実習施設・機関の割合が約 2 割という傾向である。スーパービジョンを「殆どしてくれていない」実習施設・機関が 2 割、実施されている場合でもその回数や内容に問題があるという実習施設・機関が 5 割という実態は、早急に改善が図られるべきであると考えられる。

表Ⅲ-2-33 は、1998 年度から 2000 年度までの 3 年間に実習生の「傷つき体験」があった校数を表している。「あった」回答した学校は 74 校でほぼ半数にのぼる。

「傷つき体験があった」74 校のうち、61 校がその件数を回答した。その内訳を表したのが表Ⅲ-2-34 である。最も多いのは 1～2 件で有効回答の 63.9%を占めているが、40 件と回答した学校も 1 校ある。各学校・各担当教員の「傷つき体験」の捉え方や、きちんと受け止め記録し集約しているか否かでこの数はかなり違ってきていると考えられる。

「傷つき体験」の内容を整理すると、①運営や処遇に関する職員との意見対立、②実習内容・プログラムに関する職員との意見対立、③実習生自身の対人関係形成力の弱さ・欠如、④実習指導者の人格問題や実習生への厳しい対応・言葉遣い、⑤セクシャルハラスメント等が主な要因として挙げられていた。

表Ⅲ－2－31. 配属実習における実習内容の割合

	1. SW中心	2. SWとCW	3. オムニバス
0割	9(5.9)	1(0.7)	6(3.9)
1割	30(19.7)	4(2.6)	36(23.7)
2割	31(20.4)	2(1.3)	36(23.7)
3割	14(9.2)	10(6.6)	19(12.5)
4割	4(2.6)	7(4.6)	5(3.3)
5割	8(5.3)	22(14.5)	0(0.0)
6割	6(3.9)	19(12.5)	0(0.0)
7割	3(2.0)	21(13.8)	0(0.0)
8割	4(2.6)	15(9.9)	0(0.0)
9割	0(0.0)	14(9.2)	0(0.0)
10割	0(0.0)	7(4.6)	1(0.7)
平均	2.56割	6.17割	2.06割
回答数	109/152	122/152	109/152

表Ⅲ－2－32. 配属実習におけるスーパービジョンの割合

	1. 十分ある	2. 多少ある	3. 殆どない
0割	0(0.0)	0(0.0)	11(7.2)
1割	21(13.8)	7(4.6)	39(25.7)
2割	25(16.4)	16(10.5)	25(16.4)
3割	12(7.9)	16(10.5)	9(5.9)
4割	9(5.9)	17(11.2)	3(2.0)
5割	18(11.8)	21(13.8)	3(2.0)
6割	12(7.9)	18(11.8)	1(0.7)
7割	8(5.3)	12(7.9)	4(2.6)
8割	8(5.3)	8(5.3)	1(0.7)
9割	3(2.0)	4(2.6)	1(0.7)
10割	1(0.7)	2(1.3)	0(0.0)
平均	3.95割	4.73割	2.00割
回答数	117	121	97

表Ⅲ－2－33. 実習生の「傷つき体験」の有無

	有り	無し	NA	合計
実習生の傷つき体験	74(48.7)	54(35.5)	24(15.8)	152(100.0)

表Ⅲ-2-34. 実習生の「傷つき体験」の件数

件数	回答数(割合)	件数	回答数(割合)
1件	25(16.4)	6件	5(3.3)
2件	14(9.2)	8件	1(0.7)
3件	6(3.9)	9件	1(0.7)
4件	3(2.0)	40件	1(0.7)
5件	5(3.3)	合計	61(40.1)

表Ⅲ-2-35 は、実習中に利用者・クライアントのプライバシーを理由に実習生の接近を拒まれた事例の有無を表したものである。何らかの形でプライバシーへの接近を拒まれたと回答した割合は約6割である。この値も、実習生自身がそれを拒否されたと感じたか否か、そして情報が教員にまで届いているか否かで大きく違ってきていると考えられる。

プライバシーへの接近拒否が「あった」場合に、具体的にどのような拒否があったのかを表したものが表Ⅲ-2-36 である。具体的な接近拒否としては、「クライアントの記録閲覧拒否」が約5割で最も高い。「クライアントへの接触拒否」は15.8%と相対的には低い、クライアントと接することができない実習が行われていること自体、大きな問題といえる。

表Ⅲ-2-37 は実習室の有無を表したものである。「(専用の) 実習室がある」割合は5割に満たない。「無し」も27.0%と4分の1以上である。実習室が「有り」の場合(「共同有り」を除く)の室数平均は1.73室(最小値1室～最大値9室)であり、総面積平均は70.61㎡(最小値10㎡～最大値551㎡)であった。

「(専用の実習室が) 有り」「他の室と共同で有り」を選択した場合の使用目的を示したのが表Ⅲ-2-38 である。実習室の使用目的としては、実習関係資料が閲覧できる資料室、そして実習相談を行う相談室として使用している学校が5割弱であった。「その他」としては、実習助手の研究室、実習事務や教材準備を行う準備室、として使われている場合が多い。

表Ⅲ-2-35. プライバシーへの接近拒否の有無

	あった	なかった	NA	合計
プライバシーへの接近拒否	94(61.8)	35(23.0)	23(15.1)	152(100.0)

表Ⅲ-2-36. プライバシーへの接近拒否の内容 (MA)

	接触拒否	記録拒否	同行拒否	同席拒否	その他	
件数	24(15.8)	72(47.4)	54(35.5)	63(41.4)	3(2.0)	/152

表Ⅲ-2-37. 実習室の有無

	1. 有り	2. 共同有り	3. 無し	NA	合計
実習室	71(46.7)	32(21.1)	41(27.0)	8(5.3)	152(100.0)

表Ⅲ-2-38. 実習室の使用目的 (MA)

	実習相談	資料閲覧	学 習	会 議	その他	未使用	合 計
使用目的	69(45.5)	70(46.1)	55(36.2)	39(25.7)	17(11.2)	5(3.3)	152(100.0)

(14)巡回指導について

表Ⅲ-2-39 は、厚生労働省規定（要請）の週1回訪問の実施有無を表したものである。規定通りに「実施している」割合は2割にとどまっている。「実施していない」割合が3割、「一部実施」が4割という結果である。

「一部実施」の中身をみると、配属中1回または2週間に1回程度の訪問を原則としながら、学生の状況、実習先からの要請等に応じて個別に週1回訪問も実施している、というものが多い。また、週1回巡回訪問ができない部分を、学生との電話やメール等のコミュニケーションで補っているというものもあった。週1回訪問は（多すぎて）実習先から拒否される、という意見もあった。

表Ⅲ-2-40 は、日本社会事業学校連盟申し合わせについて知っているか否かを問うたものである。学校連盟申し合わせの存在は約6割の学校が知っている。

表Ⅲ-2-41 は、表Ⅲ-2-40 で「1.知っている」と答えた場合に、その申し合わせに拠っているか否かを表したものである。「知っている」と答えた89校のうち、その申し合わせに「拠っている」学校は53校(59.6%)であった。

表Ⅲ-2-39. 厚生労働省規定（要請）の週1回訪問の実施の有無

	実施している	一部実施	実施していない	NA	合計
週1回巡回	30(19.7)	60(39.5)	45(29.6)	17(11.2)	152(100.0)

表Ⅲ-2-40. 日本社会事業学校連盟「巡回指導についての申し合わせ」の存在

	知っている	存在のみ	知らない	NA	合計
連盟申し合わせ	89(58.6)	35(23.0)	19(12.5)	9(5.9)	152(100.0)

表Ⅲ-2-41. 「巡回指導についての申し合わせ」に拠っているか否かの状況

	拠っている	拠っていない	非該当・NA	合計
連盟申し合わせ	53(34.9)	18(11.8)	81(53.3)	152(100.0)

表Ⅲ-2-42 は、巡回指導教員がスーパービジョンとの認識を持っているか否かを表したものである。実習巡回指導がスーパービジョンであるとの認識を「持っている」と答えた学校は、約8割に達している。

表Ⅲ-2-43 は、巡回指導にあたる教員の学習会・研修会の実施有無を表したものである。学習会または研修会を実施している学校は、約4割にとどまっている。

表Ⅲ-2-44 は、実習巡回訪問指導体制（巡回訪問担当教員数、担当学生数、訪問箇所数）を表したものである。教員数・担当実習生数など巡回訪問指導体制は学校の規模によって格差が大きい、平均化すると「1校あたり9名の教員が、それぞれ15名の実習生を

受け持ち、11カ所の巡回訪問をしている」という指導体制像が見えてくる。

表Ⅲ-2-45は、全実習施設・機関の訪問を実施しているか否かを表したものである。約8割の学校が「全実習先を訪問している」と答えているが、20(13.2%)校は「事情によっては訪問していない施設もある」と回答している。その事情としては、「遠方（指定エリア外、県外、ブロック外）の場合」というものが殆どである。

表Ⅲ-2-46は、訪問指導以外の指導方法を採用しているかを表したものである。56(36.8%)校が訪問指導以外の実習生指導方法を採用していると回答した。訪問指導以外の指導方法が有る場合の具体的方法を聞いたのが表Ⅲ-2-47である。訪問以外の指導方法を「採用している」と答えた56校の内、「帰校日制」を実施している学校が19(33.9%)校、「現地指導講師制」を実施している学校が8(14.3%)校、「その他」が24(42.9%)校であった。「その他」としては、学生側から必要に応じて教員に連絡・相談が行えるようにしているという答えが大半であるが、電子メールを積極活用した指導も取り組まれ始めているようである。

表Ⅲ-2-48は、訪問指導教員の質は保たれているか否かを問うた表である。「保たれている」と回答したのは74校で約半数である。「スーパービジョンである」との認識は多くの担当教員が持っている（設問15(3)で8割）が、それを実際に行える力量としてはまだ不足しているということであろうか。いずれにしても学習会や研修会による質向上が望まれるところである。

表Ⅲ-2-42. 巡回指導教員がスーパービジョンとの認識を持っているか否かの状況

	持っている	持っていない	分からない	NA	合計
S V 認識	121(79.6)	3(20.0)	14(9.2)	14(9.2)	152(100.0)

表Ⅲ-2-43. 巡回指導にあたる教員の学習会・研修会の実施有無

	行っている	行っていない	分からない	NA	合計
学習会・研修会	63(41.4)	76(50.0)	0(0.0)	13(8.6)	152(100.0)

表Ⅲ-2-44. 実習巡回訪問指導の体制

	担当教員数	1人あたり実習生	1人あたり訪問数	非常勤講師数
最小値／最大値	1／113	2／53	1／40	1／80
平均値	8.96人	15.18人	10.80箇所	10.64人
有効回答数	131校	123校	119校	11校

表Ⅲ-2-45. 全実習施設・機関の訪問有無

	訪問している	しない場合あり	NA	合計
全実習先の訪問	120(78.9)	20(13.2)	12(7.9)	152(100.0)

表Ⅲ－2－46. 訪問指導以外の指導方法を採用しているか否かの状況

	採用していない	採用している	NA	合計
訪問以外の方法	81(53.3)	56(36.8)	15(9.9)	152(100.0)

表Ⅲ－2－47. 訪問指導以外の指導方法

	帰校日制	現地指導講師制	その他	非該当・NA	合計
訪問以外の方法	19(12.5)	8(5.3)	24(15.8)	101(66.4)	152(100.0)

表Ⅲ－2－48. 訪問指導教員の質が保たれているか否かの状況

	保たれている	保たれていない	分からない	NA	合計
訪問指導教員の質	74(48.7)	26(17.1)	37(24.3)	15(9.9)	152(100.0)

(15) 1998～2000 年度における実習事故等の発生について

表Ⅲ－2－49 は、1998 年度から 2000 年度までの 3 年間における実習中止の有無を問うたものである。「あった」と答えた学校は 78 校で 51.3%と過半数に達している。その件数は最小 1 件から最大 10 件までと幅があるが、件数を記入した有効回答 70 校の合計件数は 163 件、有効回答数平均で 2.3 件となる。全 152 校を母数とすると平均 1.1 件となる。

実習中止の理由は、表Ⅲ－2－50 に示したとおりである。実習中止が「あった」と回答した 78 校のうち、「実習生の病気・けが」が 51 校、「実習生の態度・姿勢」が 47 校あり、いずれも 6 割を超えていた。「その他」としては、実習生の家族の病気や死亡、実習生本人の希望・申し出、指導職員との関係悪化などが挙げられている。

表Ⅲ－2－51 は、1998 年度から 2000 年度までの 3 年間における実習生が被害者となった事故の発生有無を問うたものである。「あった」と答えた学校は 32 校 21.1%と約 5 分の 1 であった。その事故件数は最小 1 件から最大 5 件までと幅があるが、件数を記入した有効回答 29 校の合計件数は 45 件、有効回答平均は 1.6 件となる。全 152 校を母数とすると平均 0.3 件となる。事故の内容としては、①通勤途中の交通事故、②利用者からの傷害、③物品の盗難、の三つが殆どである。被害者となる事故が合った場合の保険給付の有無については、表Ⅲ－2－52 に示したとおりである。実習生が被害者となる事故が「あった」と回答した 32 校のうち、保険給付が「あった」と回答したのは 16(50.0)校であった。加害者側の加入する保険で手当されているケースもあり、種類は多様である。

表Ⅲ－2－53 は、1998 年度から 2000 年度までの 3 年間における実習生が加害者となった事故の発生有無を問うたものである。「あった」と答えた学校は 11 校(7.2%)であった。その事故件数は最小 1 件から最大 3 件までであるが、件数を記入した有効回答 11 校の合計件数は 16 件、平均すると 1.5 件となる。全 152 校を母数とすると平均 0.06 件となる。事故の内容は、①利用者への過失傷害、②施設備品の破損、が殆どである。事故があった場合の保険給付の有無については、表Ⅲ－2－54 に示したとおりである。実習生が加害者となる事故が「あった」と回答した 11 校のうち、保険給付が「あった」と回答したのは 7(63.6%)校であった。主に、学校側または実習先が加入している保険で賄われている。

表Ⅲ－2－49. 実習中止の有無

	あった	なかった	NA	合計
実習中止	78(51.3)	56(36.8)	18(11.8)	152(100.0)

表Ⅲ－2－50. 実習中止の理由と件数

	回 答 数	合計件数	件数平均
実習生の病気やけがなど	51(33.6/152)(65.4/78)	84 件	1.91／有効 44
実習生の態度・姿勢など	47(30.9/152)(60.3/78)	73 件	1.70／有効 43
その他	12(7.9/152)(15.4/78)	—	—

表Ⅲ－2－51. 実習生が被害者となった事故の有無

	あった	なかった	NA	合計
被害事故	32(21.1)	103(67.8)	17(11.2)	152(100.0)

表Ⅲ－2－52. 実習生が被害者となった事故における保険給付の有無

	あった	なかった	不明	非該当・NA	合計
保険給付	16(10.5)	8(5.3)	0(0.0)	128(84.2)	152(100.0)

表Ⅲ－2－53. 実習生が加害者となった事故の有無

	あった	なかった	NA	合計
加害事故	11(7.2)	125(82.2)	16(10.5)	152(100.0)

表Ⅲ－2－54. 実習生が加害者となった事故における保険給付の有無

	あった	なかった	不明	非該当・NA	合計
保険給付	7(4.6)	3(2.0)	1(0.7)	141(92.8)	152(100.0)

(16)日本社会事業学校連盟ブロック研究協議会について

表Ⅲ－2－55 は、日本社会事業学校連盟が開催しているブロック研究協議会の存在の知っているか否かを表したものである。約8割の学校がブロック研究協議会の存在を「知っている」と答えている。「知らない」と回答した学校の多くは専門学校であると思われる。

表Ⅲ－2－56 は、ブロック研究協議会を「知っている」場合の参加経験の有無を表したものである。存在を「知っている」と回答した 123 校のうち、「毎回参加している」のは 71(57.7%)校であった。「時々参加している」も合わせると、約4分の3の学校は参加している。

表Ⅲ－2－57 は、ブロック研究協議会の意義の有無を表したものである。前設問(17(2))の参加経験のある人に対する質問であったが、設問文で「上記(1)で1及び2と回答した方へ」と誤って表記したため、ブロック研究協議会の存在を「知っている」「知らない」を選択した人に対するSQとの勘違いをうけ、回答者に若干の混乱を来たしたようである。その結果、17(1)でブロック研究協議会を「知らない」と回答しているもので、「意義あり」

の回答をしているものが7校、「何とも言えない」が8校（「意義なし」は0校）、(2)でブロック研究協議会に「参加したことはない」という回答をしているもので、「意義あり」の回答をしているものが7校、「意義なし」と回答しているものが1校、「何とも言えない」が10校あった。そのため(1)および(2)両方のクロス結果も併記した。結果としては、「意義あり」と回答した割合が全体で6割、存在を「知っている」人で7割、参加経験「あり」の人で8割前後と極めて高くなっている。

表Ⅲ-2-58は、教育側と現場側の協議の場の必要性の有無を表したものである。8割を超える学校が「必要である」と回答しており、「必要でない」は0件であった。

表Ⅲ-2-59は、ブロック単位では広域であるため都道府県単位にしてはとの意見についてどう思うかについて表したものである。「現行ブロック単位でよい」と希望する割合が最も高く56(36.8%)校であった。「都道府県単位がよい」とする割合は25.0%であるが、首都圏・関西圏など学校数が多い都道府県と、地方の学校数の少ない都道府県で考え方が分かれていると思われる。

表Ⅲ-2-55. ブロック研究協議会の存在の知っているか否かの状況

	知っている	知らない	NA	合計
ブロック協議会	123(80.9)	23(15.1)	6(3.9)	152(100.0)

表Ⅲ-2-56. ブロック研究協議会への参加の有無

	毎回参加	時々参加	ない	非該当・NA	合計
ブロック協議会	71(46.7/57.7)	25(16.4/20.3)	33(21.7/26.8)	23(15.1/-)	152/123

表Ⅲ-2-57. ブロック研究協議会の意義の有無

	意義あり	意義なし	何とも	NA	合計
意義の有無／全体	91(59.9)	5(3.3)	29(19.1)	27(17.8)	152
意義の有無／(1)知っている	84(68.3)	5(4.1)	21(17.1)	13(10.6)	123
意義の有無／(2)毎回参加	60(84.5)	3(4.2)	7(9.9)	1(1.4)	71
(2)時々参加	18(72.0)	1(4.0)	6(24.0)	0(0.0)	25

表Ⅲ-2-58. 教育側と現場側の協議の場の必要性

	必要	必要なし	何とも	NA	合計
協議の場	126(82.9)	0(0.0)	20(13.2)	6(3.9)	152(100.0)

表Ⅲ-2-59. 研究協議会の地域分割単位

	ブロック単位	都道府県単位	何とも	NA	合計
分割単位	56(36.8)	38(25.0)	48(31.6)	10(6.6)	152(100.0)

(17)援助技術演習、実習指導、現場実習に関するマニュアル等について

表Ⅲ-2-60は、援助技術演習、実習指導、現場実習におけるマニュアル等の使用状況

について聞いたものである。「援助技術演習」については、「市販・独自の併用」が40.1%「市販テキスト使用」が30.3%で「市販テキスト」への依存率が高い。一方、「実習指導」「現場実習」では、「独自のマニュアルを使用」している割合が高く、「市販テキスト使用」は1割程度と依存率が低い。

表Ⅲ-2-60. 援助技術演習、実習指導、現場実習におけるマニュアル等の使用状況

	市販テキスト	独自マニュアル	併用	NA	合計
援助技術	46(30.3)	25(16.4)	61(40.1)	20(13.2)	152(100.0)
実習指導	21(13.8)	64(42.1)	55(36.2)	12(7.9)	152(100.0)
現場実習	13(8.6)	77(50.7)	50(32.9)	12(7.9)	152(100.0)

(18)実習報告書の発行

表Ⅲ-2-61 は、実習報告書の発行有無を表したものである。全体の約3分の2の学校が何らかの形で実習報告書を発行しており、約3分の1の学校は発行していない。

表Ⅲ-2-62 は、「全員分発行」「一部抜粋発行」の場合の報告書の内容について表したものである。「実習内容」「実習の成果」に関して要求している割合が9割前後と高い。次いで、「感想」(82.7%)「実習の課題」(79.6%)となっている。「8.その他」としては、事例(ケース)研究の考察、グループ・スーパービジョン(フィードバック)を踏まえての考察、などが挙げられている。

また、報告書一人あたりの字数については、有効回答73校の一人あたりの字数平均は2957.5字であった。なお、最大値は12000字、最小値は400字であった。

表Ⅲ-2-61. 実習報告書の発行有無

	全員分発行	一部抜粋発行	発行していない	NA	合計
発行の有無	88(57.9)	10(6.6)	42(27.6)	12(7.9)	152(100.0)

表Ⅲ-2-62. 実習報告書の内容

	内 容	割合/98	割合/152
1.実習施設・機関の概要	69	70.4	45.4
2.実習目的	70	71.4	46.1
3.実習内容	89	90.8	58.6
4.実習の成果	87	88.8	57.2
5.実習の課題	78	79.6	51.3
6.感想	81	82.7	53.3
7.後輩への助言	24	24.5	15.8
8.その他	13	13.3	8.6

(19)実習施設・機関との打ち合わせ会議の開催有無

表Ⅲ-2-63 は、実習施設・機関との打ち合わせ会議の開催有無を表したものである。

「前後開催」「事前開催」「事後開催」を合わせると 52.6%となるものの、「開催していない」割合も 38.2%あり、実習施設・機関と学校的意思疎通の弱さを表しているといえる。

表Ⅲ-2-63. 実習施設・機関との打ち合わせ会議の開催有無

	前後開催	事前開催	事後開催	していない	NA	合計
打ち合わせ会議	15(9.9)	39(25.7)	26(17.1)	58(38.2)	14(9.2)	152(100.0)

(20) 23 日・180 時間という実習期間について

表Ⅲ-2-64 は、実習期間について聞いたものである。現在の実習期間が「十分な長さ」であり適当と回答した学校が最も多く 64(42.1%)校であった。一方、「長すぎる」という回答も 4(2.6%)校あった。

①「短すぎる」「長すぎる」場合の適当と考える期間

「長すぎる」に対する（現状より短くした場合の）適当な期間についての意見はなかった。多くが、ソーシャルワークを学ぶためには最低でも現在の 1.5 倍から 2 倍程度は必要であるとしている。状況が許せば 1 学期（半年）程度は必要であるという意見も多い。

②「何ともいえない」場合の理想の形態

もっと長い方が良いとは思うが、学内の条件・実習施設・機関の条件が揃わないと実現は難しいという「何ともいえない」理由説明の回答が目立った。また、期間よりも実習内容の充実が必要であるという意見が多く、理想の形態についての具体的提案は殆ど見られない。

表Ⅲ-2-64. 現行の実習期間について

	十分な長さ	長すぎる	短すぎる	何とも	NA	合計
実習期間	64(42.1)	4(2.6)	35(23.0)	44(28.9)	5(3.3)	152(100.0)

(21) 社会福祉援助技術演習の展開について

表Ⅲ-2-65 は、社会福祉援助技術演習（120 時間）の展開方法について聞いたものである。「2 区分して 60 時間・60 時間で 2 年間で展開（週 1 コマ）」が 71(46.7)校と約半数を占めている。

表Ⅲ-2-66 は、社会福祉援助技術演習を担当する教員数（専任・非常勤）・クラス数・クラスあたり平均人数について聞いたものである。「クラス数」「学生数」とも最大値／最小値で 40 倍の差が出ており、援助技術演習の展開体制には学校によって極端な開きがあることが窺える。また、専任教員平均人数と非常勤講師平均人数を足すと平均 8 クラス程度になるはずであるが、実際のクラス数平均は 5.65 とかなり低い。大クラスで演習を展開している一部の学校が、この数字を引き下げていると考えられる。

表Ⅲ-2-67 は、社会福祉援助技術演習の展開方式を聞いたものである。展開方式は、プログラム・教材とも「教員の自由」としている学校が 82(53.9)校と過半数である。全体的にみて、演習の展開には余り「縛り」はかけていないようである。なお、「1. 担当教員の設定するテーマによって展開自由」の場合のテーマ、「2. 同一プログラムで教材は自由」の場合のプログラム、「3. 全員が同一プログラムで教材も共通」の場合のプログラム、「その

他」については以下のような意見が見られた。

①「1. 担当教員の設定するテーマによって展開自由」の場合のテーマ

自己理解・他者理解プログラムや事例研究、ロールプレイを盛り込んだ面接技術、グループディスカッション、模擬ケアプラン作成、など多様である。

②「2. 同一プログラムで教材は自由」の場合のプログラム（展開内容）

面接技術と間接援助技術を中心、事例研究、テキストに沿って一通り、等となっている。

③「3. 全員が同一プログラムで教材も共通」の場合のプログラム（展開内容）

尾崎新著「社会福祉援助技術演習」（誠信書房）、社会福祉教育方法教材開発研究会編集「新・社会福祉援助技術演習」（中央法規）、中央法規のテキスト等を使用し、それに沿って進めている。

④「4. その他」

合同で行う時間と個別に進める時間があるものや、クラスチェンジして教員の得意分野を数コマずつ進めるなどユニークな展開方法も見られる。

表Ⅲ-2-65. 社会福祉援助技術演習（120時間）の展開方法

	一括1年	2区分1年	2区分2年	その他	NA	合計
120時間の展開方法	31(20.4)	24(15.8)	71(46.7)	16(10.5)	10(6.6)	152(100.0)

表Ⅲ-2-66. 社会福祉援助技術演習の状況

	専任教員	非常勤講師	クラス数	平均学生数
有効回答数	139	80	116	134
合計人数	603	277	655	3408
最大値／最小値	22/1	29/0	40/1	200/5
平均値	4.34	3.46	5.65	25.4

表Ⅲ-2-67. 社会福祉援助技術演習の展開方式

	1.教員の自由	2.P統一・ 教材は自由	3.P・教材と も全員統一	4.その他	NA	合計
展開方式	82(53.9)	25(16.4)	10(6.6)	14(9.2)	21(13.8)	152(100.0)

表Ⅲ-2-68 は、社会福祉援助技術演習担当教員の展開を調整するためのコーディネーター設置の有無を表したものである。「設置している」割合は3割弱と低い。

表Ⅲ-2-69 は、演習担当教員の展開を調整するための会議開催の有無を表したものである。「開催している」割合は46.1%と半数に満たない。表Ⅲ-2-67、表Ⅲ-2-68、表Ⅲ-2-69 を総合して「演習の展開内容は担当教員任せ」の傾向が強いことを表している。

表Ⅲ-2-70 は、「1. 調整会議を開催している」場合の開催頻度を表したものである。調整会議を開催している学校の開催頻度の平均は4.70回／年である。

表Ⅲ-2-68. 展開調整のためのコーディネーター設置の有無

	している	していない	NA	合計
コーディネーター設置	41(27.0)	98(64.5)	13(8.6)	152(100.0)

表Ⅲ-2-69. 演習担当教員の展開を調整するための会議開催の有無

	している	していない	NA	合計
調整会議の開催	70(46.1)	65(42.8)	17(11.2)	152(100.0)

表Ⅲ-2-70. 調整会議の開催頻度

	有効回答数	最大値	最小値	平均値
開催頻度	59	28回/年	1回/年	4.70回/年

2) 学校種別の集計結果における特徴

※クロス集計にあたって：①学校種別と各質問項目のクロス集計は、学校種別ごとの考え方・体制等に影響を受けるものに限定して行っており、実習施設・機関の考え方や判断に基づく項目は省略している。②ここでは「4年生大学」を「大学」、「短期大学」を「短大」と省略表記している。③「その他」は大学院1校のみであるので、比較・分析の対象から外した。

(1) 援助技術演習・現場実習指導・現場実習の学年配当

表Ⅲ-2-71は、学校種別ごとの「援助技術演習」の学年配当を表したものである。大学では2・3年次に演習を配当しているが、短大・専門学校では1・2年次に配当している。2年間という修学期間であるため当然の結果である。その場合、大学と同水準の演習が保てているのか、また一方、短大・専門学校においては1年次から実施できる演習が大学ではなぜ配当が困難であるのか、実習との関係でいえば実習前に演習を終えておくことも考えられるのではないかと、という演習実施の最適年次の検討課題も残る。

表Ⅲ-2-72は、学校種別ごとの「実習指導」の学年配当を表したものである。「実習指導」については、大学では3年次、短大では2年次、専門学校では1年次の配当が最も多い。

表Ⅲ-2-73は、学校種別ごとの「現場実習」の学年配当を表したものである。「現場実習」については、大学では3年次通年で実施している割合が最も高いが、短大では1年後期～2年前期、専門学校では1～2年次通年にそれぞれ分散し（例：2週間ずつ）て実施している割合が高い。

表Ⅲ－2－71. 学校種別ごとの「援助技術演習」の学年配当

	1 通年	1 前期	1 後期	2 通年	2 前期	2 後期
大学	6(6.7)	0(0.0)	3(3.4)	40(44.9)	4(4.5)	5(5.6)
短大	11(64.7)	0(0.0)	2(11.8)	14(82.4)	0(0.0)	0(0.0)
専門	22(48.9)	0(0.0)	6(13.3)	33(73.3)	2(4.4)	2(4.4)
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)

3 通年	3 前期	3 後期	4 通年	4 前期	4 後期	合計
61(68.5)	11(12.4)	2(2.2)	16(18.0)	4(4.5)	1(1.1)	89(100.0)
—	—	—	—	—	—	17(100.0)
16(35.6)	0(0.0)	0(0.0)	1(2.2)	0(0.0)	0(0.0)	45(100.0)
—	—	—	—	—	—	1(100.0)

表Ⅲ－2－72. 学校種別ごとの「実習指導」の学年配当

	1 通年	1 前期	1 後期	2 通年	2 前期	2 後期
大学	4(4.5)	0(0.0)	4(4.5)	18(20.2)	10(11.2)	15(16.9)
短大	6(35.3)	0(0.0)	8(47.1)	11(64.7)	5(29.4)	0(0.0)
専門	22(48.9)	2(4.4)	8(17.8)	18(40.0)	9(20.0)	6(13.3)
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)

3 通年	3 前期	3 後期	4 通年	4 前期	4 後期	合計
64(71.9)	11(12.4)	3(3.4)	13(14.6)	6(6.7)	4(4.5)	89(100.0)
—	—	—	—	—	—	17(100.0)
9(20.0)	7(15.6)	1(2.2)	1(2.2)	0(0.0)	0(0.0)	45(100.0)
—	—	—	—	—	—	1(100.0)

表Ⅲ－2－73. 学校種別ごとの「現場実習」の学年配当

	1 通年	1 前期	1 後期	2 通年	2 前期	2 後期
大学	1(1.1)	0(0.0)	2(2.2)	5(5.6)	5(5.6)	6(6.7)
短大	1(5.9)	0(0.0)	6(35.3)	5(29.4)	9(52.9)	2(11.8)
専門	11(24.4)	1(2.2)	12(26.7)	11(24.4)	8(17.8)	9(20.0)
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)

3 通年	3 前期	3 後期	4 通年	4 前期	4 後期	合計
54(60.7)	14(15.7)	14(15.7)	9(10.1)	10(11.2)	3(3.4)	89(100.0)
—	—	—	—	—	—	17(100.0)
7(15.6)	6(13.3)	3(6.7)	1(2.2)	0(0.0)	0(0.0)	45(100.0)
—	—	—	—	—	—	1(100.0)

(2) 援助技術演習・現場実習指導・現場実習の人員配置

ここでは学校種別ごとの平均人数のみにとどめる。平均人数を求めるにあたっては、N Aも含めた母数（大学 89、短大 17、専門 45、院 1）で除している。

表Ⅲ-2-74 は、援助技術演習における学校種別ごとの人員配置を表したものである。教員配置については大学、短大、専門学校の順で充実しているといえる。事務員配置については短大がやや充実しているといえる。

表Ⅲ-2-75 は、実習指導における学校種別ごとの人員配置を表したものである。援助技術と同様に教員配置については大学、短大、専門学校の順で充実しており、事務員配置については短大がやや充実しているといえる。

表Ⅲ-2-76 は、現場実習における学校種別ごとの人員配置を表したものである。援助技術、実習指導と同様に、教員配置については大学、短大、専門学校の順で充実しており、事務員配置については短大がやや充実しているといえる。

表Ⅲ-2-77 は、学校種別ごとの実習指導・現場実習の専任教員の有無を表したものである。実習指導・現場実習専任教員の有無については、短大・専門学校では7割近くが「いる」が、大学ではそれより10ポイント以上低くなっている。

表Ⅲ-2-74. 援助技術演習における学校種別ごとの人員配置 (人)

	主担当	副担当	非常勤	助手	専任事務	兼任事務	非常勤事務
大学	4.05	0.57	1.02	0.43	0.08	0.03	0.03
短大	2.71	0.35	0.94	0.06	0.18	0.06	0.18
専門	1.40	0.29	1.36	0.00	0.02	0.11	0.02
他(院)	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

表Ⅲ-2-75. 実習指導における学校種別ごとの人員配置 (人)

	主担当	副担当	非常勤	助手	専任事務	兼任事務	非常勤事務
大学	3.94	1.01	0.83	0.82	0.01	0.15	0.12
短大	3.05	0.64	0.35	0.18	0.29	0.06	0.24
専門	1.62	0.67	0.53	0.00	0.09	0.13	0.06
他(院)	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

表Ⅲ-2-76. 現場実習における学校種別ごとの人員配置 (人)

	主担当	副担当	非常勤	助手	専任事務	兼任事務	非常勤事務
大学	4.04	1.13	0.98	0.85	0.20	0.24	0.17
短大	3.41	0.65	0.35	0.24	0.47	0.06	0.23
専門	2.27	0.96	0.51	0.00	0.13	0.13	0.07
他(院)	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

表Ⅲ－2－77. 学校種別ごとの実習指導・現場実習の専任教員の有無

	いる	いない	合計
大学	16(56.1)	36(43.9)	82(100.0)
短大	11(68.8)	5(31.3)	16(100.0)
専門	30(69.8)	13(30.2)	43(100.0)
他(院)	—	—	0

(3)フィールドインストラクター制・ティーチングアシスタント制・指定施設制

ここでは学校種別ごとの平均人数のみにとどめる。その際、NAも含めた母数(大学 89、短大 17、専門 45、院 1)で除している。

表Ⅲ－2－78 は「援助技術演習」における学校種別ごとのフィールドインストラクター制、ティーチングアシスタント制、指定施設制の導入状況を表したものである。

表Ⅲ－2－79 は「実習指導」における学校種別ごとのフィールドインストラクター制、ティーチングアシスタント制、指定施設制の導入状況を表したものである。

表Ⅲ－2－80 は「現場実習」における学校種別ごとのフィールドインストラクター制、ティーチングアシスタント制、指定施設制の導入状況を表したものである。

表Ⅲ－2－81 は、学校種別ごとの実習受入施設・機関の確保状況を表したものである。大学と専門学校は実習施設・機関の確保に関して 8 割以上が「一部困難」「全体的に困難」と回答しているが、短大ではその割合は 6 割に満たず、「問題なし」の割合も 4 割を超えており、実習先確保が比較的容易であることを示している。

表Ⅲ－2－78. 「援助技術演習」における学校種別ごとのフィールドインストラクター制、ティーチングアシスタント制、指定施設制の導入状況

	フィールドインストラクター	ティーチングアシスタント	指定施設	合計
大学	0.03	0.25	0.12	89(100.0)
短大	0.00	0.00	0.00	17(100.0)
専門	0.16	0.04	1.44	45(100.0)
他(院)	—	—	—	0(100.0)

(FI・TA=人、指定施設=ヶ所)

表Ⅲ－2－79. 「実習指導」における学校種別ごとのフィールドインストラクター制、ティーチングアシスタント制、指定施設制の導入状況

	フィールドインストラクター	ティーチングアシスタント	指定施設	合計
大学	0.37	0.29	0.45	89(100.0)
短大	0.52	0.64	0.29	17(100.0)
専門	0.22	0.06	1.38	45(100.0)
他(院)	—	—	—	0(100.0)

(FI・TA=人、指定施設=ヶ所)

表Ⅲ-2-80. 「現場実習」における学校種別ごとのフィールドインストラクター制、
ティーチングアシスタント制、指定施設制の導入状況

	フィールド・インストラクター	ティーチング・アシスタント	指定施設	合計
大学	0.18	0.20	65.35	89(100.0)
短大	0.00	0.00	44.50	17(100.0)
専門	0.29	1.40	31.75	45(100.0)
他(院)	—	—	—	0(100.0)

(FI・TA=人、指定施設=ヶ所)

表Ⅲ-2-81. 学校種別ごとの実習受入施設・機関の確保状況

	問題なし	一部困難	全体困難	合計
大学	15(18.3)	56(68.3)	11(13.4)	82(100.0)
短大	7(43.8)	7(43.8)	2(12.5)	16(100.0)
専門	7(15.9)	29(65.9)	8(18.2)	44(100.0)
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	1(100.0)

(5) 実習先として今後拡張が必要と思われる施設・機関

表Ⅲ-2-82 は、学校種別ごとの実習先として今後拡張が必要と思われる施設・機関を表したものである。「保健医療分野」「地域実習」は大学と専門学校でニーズが高い。また、「NPO」「痴呆性高齢者グループホーム」では大学が高い値を示している。「開設後年数緩和」「指導員基礎要件緩和」では専門学校が際立って高くなっている。

表Ⅲ-2-82. 学校種別ごとの実習先として拡張が必要と思われる施設・機関 (MA)

	保健医療	地域実習	小作業所	NPO	公的拡大
大学	66(74.2)	48(53.9)	40(44.9)	38(42.7)	45(50.6)
短大	9(52.9)	7(41.2)	7(41.2)	6(35.3)	9(52.9)
専門	33(73.3)	15(33.3)	18(40.0)	14(31.1)	27(60.0)
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	1(100.0)	1(100.0)	1(100.0)

年数緩和	要件緩和	痴呆GH	その他	合計
11(12.4)	14(15.7)	50(56.2)	14(15.7)	89
4(23.5)	5(29.4)	5(29.4)	5(29.4)	17
14(31.1)	25(55.6)	16(35.6)	25(55.6)	45
0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	1

(6) 実習指導体制

表Ⅲ-2-83 は、実習指導体制を表したものである。短大・専門学校に比べ、大学は小クラスで実習指導を進めている割合が高いといえる。

表Ⅲ－2－83. 学校種別ごとの実習指導体制

	全体クラス	グループ	折衷	その他	合計
大学	10(11.6)	22(25.6)	49(57.0)	5(5.8)	86(100.0)
短大	5(31.3)	1(6.3)	8(50.0)	2(12.5)	16(100.0)
専門	15(34.1)	5(11.4)	21(47.7)	3(6.8)	44(100.0)
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)

(7)現場実習指導の内容

表Ⅲ－2－84 は、学校種別ごとの現場実習指導の内容としてどのようなものを盛り込んでいるかを表したものである。「オリエンテーション」「日誌等の書き方指導」「巡回訪問」「総括レポート」はいずれの学校種別でも約9割の実施率である。「視聴覚」「実習計画」では大学が短大・専門学校より約10ポイント高くなっている。

表Ⅲ－2－85 は、実習以外における現場との「接触機会あり」の場合の学校種別ごとの具体的内容を表したものである。短大の「見学実習」の実施率がやや高くなっている。

表Ⅲ－2－84. 学校種別ごとの現場実習指導の内容

	オリエンテーション	視聴覚	接触機会	実習計画	事前訪問
大学	86(96.6)	55(61.8)	61(68.5)	77(86.5)	78(87.6)
短大	16(94.1)	9(52.9)	13(76.5)	12(70.6)	13(76.5)
専門	44(97.8)	22(48.9)	32(71.1)	33(73.3)	39(86.7)
他(院)	1(100.0)	1(100.0)	0(0.0)	1(100.0)	1(100.0)

書き方	教員打合	巡回訪問	総括レポート	自己評価	総括会	合計
82(92.1)	65(73.0)	80(89.9)	80(89.9)	58(65.2)	64(71.9)	89
16(94.1)	9(52.9)	15(88.2)	15(88.2)	11(64.7)	11(64.7)	17
43(95.6)	30(66.7)	40(88.9)	39(86.7)	30(66.7)	33(73.3)	45
1(100.0)	1(100.0)	1(100.0)	1(100.0)	1(100.0)	1(100.0)	1

表Ⅲ－2－85. 学校種別ごとの実習以外における「現場との接触機会」の内容

	V経験	入門実習	体験学習	見学実習	その他	合計
大学	27(30.3)	2(2.2)	16(18.0)	39(43.8)	1(1.1)	89(100.0)
短大	6(35.3)	1(5.9)	3(17.6)	10(58.8)	2(11.8)	17(100.0)
専門	19(42.2)	0(0.0)	7(15.6)	21(46.7)	4(8.9)	45(100.0)
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)

(8)現場実習の意図

表Ⅲ－2－86 は、学校種別ごとの現場実習の意図を項目別に得点化（1位＝6点、2位＝5点、3位＝4点、4位＝3点、5位＝2点、6位＝1点、NA＝0点）し、総合点・順位を出したものである。項目間の点数差が小さいため、際立った差はみられないものの、

「利用者・クライアント理解」が大学・短大に比べ専門学校では低位、逆に「自己覚知」は大学・短大では中位下位であるのに対し専門学校では1位となっている。

表Ⅲ－2－86. 学校種別ごとの現場実習の意図

	施設仕組	職務内容	SW習得	CL理解	自己覚知	その他	合計
大学	303(4位)	348(2位)	326(3位)	425(1位)	299(5位)	16(6位)	89
短大	64(2位)	52(5位)	59(4位)	81(1位)	61(3位)	1(6位)	17
専門	165(2位)	151(4位)	164(3位)	95(5位)	175(1位)	20(6位)	45
他(院)	2(5位)	3(4位)	5(2位)	4(3位)	6(1位)	0(6位)	1

(9)実習配属決定方法

表Ⅲ－2－87 は、実習の先行必須要件通過者に対する学校種別ごとの選抜の有無を表したものである。選抜を実施している割合は大学・短大・専門学校の順で高い。

また、表Ⅲ－2－88 は、学校種別ごとの第一希望配属ができなかった学生の決定方法を表したものである。

表Ⅲ－2－87. 学校種別ごとの実習の先行必須要件通過者に対する選抜の有無

	あり	なし	NA	合計
大学	13(14.6)	68(76.4)	8(9.0)	89
短大	3(17.6)	11(64.7)	3(17.6)	17
専門	5(11.1)	38(64.4)	2(4.4)	45
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	1

表Ⅲ－2－88. 学校種別ごとの第一希望配属ができなかった学生の決定方法

	順次繰下	話し合い	その他	NA	合計
大学	39(43.8)	28(31.5)	8(9.0)	8(9.0)	89
短大	6(35.3)	4(23.5)	4(23.5)	4(23.5)	17
専門	22(48.9)	13(28.9)	6(13.3)	6(13.3)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

(10)実習謝礼について

表Ⅲ－2－89 は、学校種別ごとの実習謝礼金の決め方を表したものである。短大では「学校独自の基準」で決めて支払っている割合が大学・専門学校と比較して高く、「ブロック基準」等にも従っていない（基準がない）割合が学校・専門学校と比較して高い。

表Ⅲ－2－90 は、学校種別ごとの実習謝礼金額統一の必要性を表したものである。「統一の必要はない」と考える学校の割合は、大学院を除く3種別とも約15%程度である。統一の考え方には若干の差が見られ、大学と短大は全国単位やブロック単位といった広域での統一が望ましいと考える割合が比較的高いが、専門学校では広域よりも都道府県単位での統一を希望する割合が40.0%で1位となっている。

表Ⅲ－2－89. 学校種別ごとの実習謝礼金の決め方

	独自基準	要求額	協議	都道府県	ブロック	その他	NA	合計
大学	42(47.2)	2(2.2)	5(5.6)	4(4.5)	17(19.1)	14(15.7)	5(5.6)	89
短大	12(70.6)	0(0.0)	0(0.0)	1(5.9)	1(5.9)	2(11.8)	1(5.9)	17
専門	22(28.9)	3(6.7)	4(8.9)	2(4.4)	6(13.3)	5(11.1)	3(6.7)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ－2－90. 学校種別ごとの実習謝礼金額統一の必要性

	必要なし	都道府県	ブロック	全国	その他	NA	合計
大学	14(15.7)	10(11.2)	28(31.5)	27(30.3)	5(5.6)	5(5.6)	89
短大	3(17.6)	2(11.8)	4(23.5)	6(35.3)	1(5.9)	1(5.9)	17
専門	7(15.6)	18(40.0)	9(20.0)	9(20.0)	2(4.4)	0(0.0)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

(11)実習の問題点

表Ⅲ－2－91 は、学校種別ごとの実習理念・意義の学内浸透を表したものである。他の学校種別に比べ、大学での「浸透していない（理解を得られていない）」割合が過半数と目立っている。大学の場合、「福祉専門職養成」と「教養・学問としての福祉」の教員間の考え方の相違に加え、コース、専攻、学科、学部を超えた教職員の理解を得ることが困難となっていると考えられる。

表Ⅲ－2－92 は学校種別ごとの実習に関わる人・物・金の手当について、選択肢を得点化（十分＝3点、若干不足＝2点、全然不足＝1点、NA＝0点）して合計点を学校数で除して平均値を求め、学校種別ごとの比較をおこなったものである。人・物・金のいずれも大学の充実度（満足度）が最も低くなっている。

表Ⅲ－2－93 は、学校種別ごとの現場実習の実施時期を表したものである。学校種別に関わらず、学期中を絡めた時期に行う「その他」の割合が7割前後と最も多いが、大学では「夏休み」に実習を行う割合が若干高い。大学は学期中の実習実施に対するカリキュラム上の配慮がより困難であることが窺える。

表Ⅲ－2－94 は、学校種別ごとの実習謝礼以外の実習費の徴収の有無を表したものである。短大・専門学校に比べ大学の46.1%は際だって高いといえる。

表Ⅲ－2－95 は、学校種別ごとの実習生の傷つき体験の有無を表したものである。「有り」と回答した割合は学校種別に関わらずほぼ半数であるが、「無し」と回答した割合が他種別に比べ大学では低い。その代わりに「NA」の値が高くなっている。

表Ⅲ－2－96 は、学校種別ごとの利用者・クライアントのプライバシー保護による接近の拒否事例の有無を表したものである。表Ⅲ－2－95と同様に、この質問に対しても、大学のみ「なし」の割合が低く、「NA」の割合が高くなっている。これらより、大学では実習生の状態や実習内容に関する把握が短大、専門学校に比べ弱いことが推測される。

表Ⅲ－2－97 は、学校種別ごとの実習室の有無を表したものである。実習室は大学・短大は8割近くが保有しているが、専門学校では5割強にとどまっている。

表Ⅲ－2－91. 学校種別ごとの実習理念・意義の学内浸透

	浸透している	浸透していない	N A	合計
大学	30(33.7)	46(51.7)	13(14.6)	89
短大	9(52.9)	7(41.2)	1(5.9)	17
専門	30(66.7)	13(28.9)	2(4.4)	45
他(院)	18(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ－2－92. 学校種別ごとの実習に必要な人・物・金の手当の状況

	人	物	金	合計
大学	1.61	1.64	1.94	89
短大	1.82	1.88	2.12	17
専門	2.24	2.11	2.18	45
他(院)	3.00	3.00	3.00	1

表Ⅲ－2－93. 学校種別ごとの現場実習の実施時期

	夏休み	冬休み	春休み	その他	N A	合計
大学	26(29.2)	0(0.0)	2(2.2)	57(64.0)	4(4.5)	89
短大	3(17.6)	0(0.0)	0(0.0)	12(70.6)	2(11.8)	17
専門	8(17.8)	1(2.2)	3(6.7)	32(71.1)	1(2.2)	45
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ－2－94. 学校種別ごとの実習謝礼以外の実習費の徴収の有無

	あり	なし	N A	合計
大学	41(46.1)	36(40.4)	12(13.5)	89
短大	4(23.5)	10(58.8)	3(17.6)	17
専門	9(20.0)	31(68.9)	5(11.1)	45
他(院)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ－2－95. 学校種別ごとの実習生の傷つき体験の有無

	あり	なし	N A	合計
大学	45(50.6)	25(28.1)	19(21.3)	89
短大	8(47.1)	8(47.1)	1(5.9)	17
専門	21(46.7)	21(46.7)	3(6.7)	45
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	1

表Ⅲ－2－96. 学校種別ごとのプライバシー接近の拒否事例の有無

	あり	なし	NA	合計
大学	55(61.8)	17(19.1)	17(19.1)	89
短大	11(64.7)	5(29.4)	1(5.9)	17
専門	28(62.2)	13(28.9)	4(8.9)	45
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	1

表Ⅲ－2－97. 学校種別ごとの実習室の有無

	有り	共同有り	無し	NA	合計
大学	51(57.3)	13(14.6)	20(22.5)	5(5.6)	89
短大	8(47.1)	6(35.3)	2(11.8)	1(5.9)	17
専門	11(24.4)	13(28.9)	19(42.2)	2(4.4)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

(12)巡回訪問指導の実施状況

表Ⅲ－2－98 は、学校種別ごとの厚生労働省の規定（要請）の遵守を表したものである。「実施している」割合は専門学校では 42.2%と大学・短大と比べかなり高い割合であるが、厚生労働省管轄であるため当然ともいえ、その専門学校でさえ過半数は規定どおり実施できていない状況である。

表Ⅲ－2－99 は、学校種別ごとの日本社会事業学校連盟申し合わせについて知っているか否かを表したものである。大学・短大は7割以上が「知っている」が、専門学校ではその値は約4割と低い。

表Ⅲ－2－100 は、学校種別ごとの巡回訪問がスーパービジョンとの認識を持っているか否かを表したものである。「持っていない」とは回答しにくく、それらの学校が、「分からない」「NA」に流れている考えられる。大学の「持っている」と応えた割合は短大・専門学校に比べて10ポイント以上低く、その分が「分からない」「NA」にかなり流れている。

表Ⅲ－2－101 は、学校種別ごとの教員の学習会・研修会の開催状況を表したものである。研修会または学習会を「行っている」割合は大学が 43.8%で最も高い。逆に、「行っていない」割合は専門学校が 55.6%で最も高い。その中間が短大である。大学の場合、多様な専門の教員（あるいは専門外の教員も）が実習巡回に関わるケースが多く、巡回訪問指導の合意形成・質担保のためにこうした場が必要になっていると考えられる。しかし、学習会・研修会を行っているにも関わらず、前項の「巡回訪問がスーパービジョンであるとの認識」が最も低くなっていることとの相関は検討課題である。

表Ⅲ－2－102 は、学校種別ごとの全実習施設・機関の訪問状況を表したものである。専門学校では 86.7%が全実習先を訪問していると回答している。専門学校の実習施設・機関は、指定実習先として厚生労働省への届出が必要であるために、「場合によっては訪問しない施設がある」と答えた理由の大多数であった「巡回不可能な遠方の施設への配属」というケースが極めて少ないことによるものと考えられる。

表Ⅲ－2－103 は、学校種別ごとの実習訪問指導教員の質が保たれているか否かを表した

ものである。最も「保たれている」のが専門学校で62.2%であった。一方最も「保たれていない」のが大学で24.7%であった。短大はその中間である。

表Ⅲ-2-98. 学校種別ごとの厚生労働省の規定（要請）の遵守

	実施	一部実施	実施せず	N A	合計
大学	8(9.0)	36(40.4)	31(34.8)	14(15.7)	89
短大	3(17.6)	7(41.2)	6(35.3)	1(5.9)	17
専門	19(42.2)	16(35.6)	8(17.8)	2(4.4)	45
他(院)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ-2-99. 学校種別ごとの日本社会事業学校連盟申し合わせについて
知っているか否かの状況

	知っている	存在のみ	知らない	N A	合計
大学	65(73.0)	14(15.7)	4(4.5)	6(6.7)	89
短大	12(70.6)	3(17.6)	1(5.9)	1(5.9)	17
専門	12(26.7)	17(37.8)	14(31.1)	2(4.4)	45
他(院)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ-2-100. 学校種別ごとの巡回訪問がスーパービジョン認識を持っているか否かの状況

	持っている	持っていない	分からない	N A	合計
大学	63(70.8)	2(2.2)	12(13.5)	12(13.5)	89
短大	14(82.4)	0(0.0)	2(11.8)	1(5.9)	17
専門	43(95.6)	1(2.2)	0(0.0)	1(2.2)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ-2-101. 学校種別ごとの教員の学習会・研修会の開催状況

	行っている	いない	分からない	N A	合計
大学	39(43.8)	41(46.1)	0(0.0)	9(10.1)	89
短大	7(41.2)	9(52.9)	0(0.0)	1(5.9)	17
専門	17(37.8)	25(55.6)	0(0.0)	3(6.7)	45
他(院)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ-2-102. 学校種別ごとの全実習施設・機関の訪問状況

	訪問している	訪問していない	N A	合計
大学	67(75.3)	13(14.6)	9(10.1)	89
短大	13(76.5)	3(17.6)	1(5.9)	17
専門	39(86.7)	4(8.9)	2(4.4)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ－2－103. 学校種別ごとの実習訪問指導教員の質が保たれているか否かの状況

	保たれている	保たれていない	分からない	N A	合計
大学	35(39.3)	22(24.7)	21(23.6)	11(12.4)	89
短大	10(58.8)	2(11.8)	3(17.6)	2(11.8)	17
専門	28(62.2)	2(4.4)	13(28.9)	2(4.4)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

(13)日本社会事業学校連盟ブロック研究協議会について

表Ⅲ－2－104 は、学校種別ごとのブロック研究協議会の存在を知っているか否かを表したものである。大学・短大の殆どはその存在を知っているが、専門学校で「知っている」割合は約半数と低い。

表Ⅲ－2－105 は、「知っている」と応えた場合の学校種別ごとの参加経験の有無を表したものである。積極的に参加している割合では大学が最も高くなっている。

表Ⅲ－2－106 は、学校種別ごとのブロック研究協議会の意義の有無を表したものである。「意義はない」と回答した5校はすべて大学である。

表Ⅲ－2－107 は、学校種別ごとの教育側と現場側の協議の場の必要性を表したものである。大学・短大・専門学校ともに協議の場の必要性を強く感じており、「必要ない」とするものは無かった。

表Ⅲ－2－108 は、ブロック単位ではなく都道府県単位での開催にしてはという意見に対する学校種別ごとの回答を表したものである。学校側と現場側による研究協議会の開催規模では、専門学校が大学・短大と比べ「ブロック」よりもやや「都道府県単位」志向であることが窺え、表Ⅲ－2－90 の謝礼金額の統一規模と同傾向を示している。

表Ⅲ－2－104. 学校種別ごとのブロック研究協議会の存在を知っているか否かの状況

	知っている	知らない	N A	合計
大学	82(92.1)	2(2.2)	5(5.6)	89
短大	16(94.1)	0(0.0)	1(5.9)	17
専門	24(53.3)	21(46.7)	0(0.0)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ－2－105. 学校種別ごとの研究協議会への参加経験の有無

	毎回参加	時々参加	参加なし	N A	合計
大学	56(62.9)	11(12.4)	15(16.9)	7(7.9)	89
短大	9(52.9)	4(23.5)	3(17.6)	1(5.9)	17
専門	5(11.1)	10(22.2)	15(33.3)	15(33.3)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ－2－106. 学校種別ごとのブロック研究協議会の意義の有無

	意義ある	意義ない	何とも	合計
大学	56(75.7)	5(6.8)	13(17.6)	74
短大	13(92.9)	0(0.0)	1(7.1)	14
専門	22(61.1)	0(0.0)	14(38.9)	36
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	1

表Ⅲ－2－107. 学校種別ごとの教育側と現場側の協議の場の必要性

	必要である	必要でない	何とも	NA	合計
大学	71(79.8)	0(0.0)	13(14.6)	5(5.6)	89
短大	15(88.2)	0(0.0)	1(5.9)	1(5.9)	17
専門	40(88.9)	0(0.0)	5(11.1)	0(0.0)	45
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	1

表Ⅲ－2－108. 現場実習のための研究協議会の単位

	ブロック	都道府県	何とも	NA	合計
大学	42(47.2)	15(16.9)	24(27.0)	8(9.0)	89
短大	5(29.4)	6(35.3)	5(29.4)	1(5.9)	17
専門	9(20.0)	17(37.8)	18(40.0)	1(2.2)	45
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	1

(14)報告書の発行

表Ⅲ－2－109 は、学校種別ごとの報告書の発行状況を表したものである。短大・専門学校に比べ、大学では発行している割合が 10 ポイント以上高くなっている。

表Ⅲ－2－109. 学校種別ごとの報告書の発行状況

	全員発行	一部発行	発行せず	NA	合計
大学	56(62.9)	7(7.9)	17(19.1)	9(10.1)	89
短大	8(47.1)	2(11.8)	6(35.3)	1(5.9)	17
専門	23(51.1)	1(2.2)	19(42.2)	2(4.4)	45
他(院)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

(15)実習施設・機関との会議

表Ⅲ－2－110 は、学校種別ごとの実習施設・機関との会議の開催状況を表したものである。短大・専門学校の「開催していない」割合は大学の 2 倍以上となっている。

表Ⅲ－2－110. 学校種別ごとの実習施設・機関との会議の開催状況

	前後開催	事前開催	事後開催	開催せず	N A	合計
大学	9(10.1)	25(28.1)	22(24.7)	23(25.8)	10(11.2)	89
短大	2(11.8)	2(11.8)	2(11.8)	9(52.9)	2(11.8)	17
専門	4(8.9)	12(26.7)	1(2.2)	26(57.8)	2(4.4)	45
他(院)	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

(16)現行 23 日 180 時間という実習期間について

表Ⅲ－2－111 は、学校種別ごとの現行 23 日 180 時間という実習期間についての考えを表したものである。大学は短大・専門学校に比べ、現行 23 日（180 時間）を「十分な長さ」とは考えておらず「短すぎる」と感じているといえる。

表Ⅲ－2－111. 学校種別ごとの現行実習期間についての考え

	充分	長すぎる	短すぎる	何とも	N A	合計
大学	32(36.0)	2(2.2)	24(27.0)	27(30.3)	4(4.5)	89
短大	8(47.1)	0(0.0)	3(17.6)	5(29.4)	1(5.9)	17
専門	23(51.1)	2(4.4)	8(17.8)	12(26.7)	0(0.0)	45
他(院)	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1

(17)援助技術演習について

表Ⅲ－2－112 は、援助技術演習担当教員数を学校種別・項目ごとの合計を有効回答数で除して出した平均値で比較を行ったものである。（ ）内が有効回答数。専門学校は「専任教員」「非常勤講師」とともに大学・短大に比べ充実しているものの、「クラス数」「平均人数」になると大学が最も充実している。専門学校は 1 校あたりの教員配置は多いが、学生数がそれ以上に多いため順位が落ちていると考えられる。また、短大は「専任教員」「非常勤講師」「クラス数」「平均人数」とともに最も低い。

表Ⅲ－2－113 は、学校種別ごとの援助技術演習の展開方式を表したものである。最も担当教員任せで演習を展開しているは専門学校(73.3%)であり、次いで短大(52.9%)、大学(44.9%)となっている。

表Ⅲ－2－114 は、学校種別ごとの援助技術演習担当教員の展開を調整するコーディネーターの設置状況を表したものである。演習の展開を調整するコーディネーターの配置からみても、表Ⅲ－2－113 と同傾向の大学・短大・専門学校の順で演習の展開の統一を図っていることを裏付けている。

表Ⅲ－2－115 は、学校種別ごとの援助技術演習担当教員の展開を調整する会議の開催状況を表したものである。調整会議の開催からみても、表Ⅲ－2－113 と同傾向の大学・短大・専門学校の順で演習の展開の統一を図っていることを裏付けている。なお、「開催している」場合の平均開催数では短大が最も高くなっている。

表Ⅲ－2－112. 学校種別ごとの援助技術演習担当教員数

	専任教員	非常勤講師	クラス数	平均人数
大学	4.25(81)	2.52(44)	5.74(66)	22.68(76)
短大	3.63(16)	4.80(10)	4.79(14)	37.41(17)
専門	4.70(40)	4.52(25)	5.62(34)	25.64(39)
他(院)	1.00(1)	(0)	(0)	(0)

表Ⅲ－2－113. 学校種別ごとの援助技術演習の展開方式

	教員の自由	P同一・教自由	P・教とも共通	その他	NA	合計
大学	40(44.9)	20(22.5)	6(6.7)	8(9.0)	15(16.9)	89
短大	9(52.9)	2(11.8)	1(5.9)	3(17.6)	2(11.8)	17
専門	33(73.3)	3(6.7)	3(6.7)	3(6.7)	3(6.7)	45
他(院)	—	—	—	—	1(100.0)	1

表Ⅲ－2－114. 学校種別ごとの展開調整のためのコーディネーターの設置状況

	設置している	設置していない	NA	合計
大学	29(32.5)	50(56.2)	10(11.2)	89
短大	5(29.4)	10(58.8)	2(11.8)	17
専門	7(15.6)	38(84.4)	0(0.0)	45
他(院)	—	—	1(100.0)	1

表Ⅲ－2－115. 学校種別ごとの援助技術演習担当教員の展開を調整する会議の開催状況

	している	いない	NA	最大値	最小値	平均値	有効数	合計
大学	45(50.6)	30(33.7)	14(15.7)	25 回	1 回	4.68 回	37	89
短大	56(35.3)	9(52.9)	2(11.8)	28 回	2 回	8.20 回	5	17
専門	19(42.2)	26(57.8)	0(0.0)	20 回	1 回	3.76 回	17	45
他(院)	—	—	1(100.0)	—	—	—	—	1

(18)学校票のまとめ

- ① 実習施設・機関としては、児童養護施設、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、福祉事務所、社会福祉協議会の5つに集中する傾向がみられる。
- ② 近年、学校数の増加によって実習先の確保は大きな問題となっているが、とりわけ児童分野と公的機関については学生の実習ニーズが高いにも関わらず極めて確保が困難な状態となっている。今後は、医療機関や地域実習等への範囲拡大や公的機関の受入緩和を望む声が多い。
- ③ 実習内容としては、ソーシャルワーク実習を中心としたいと希望しているが、実際の実習内容ではソーシャルワークは2割程度しか行われていない。実習期間についても、ソーシャルワーク実習をしようとする現在の23日(180時間)では短く、少なくと

も現在の 1.5 倍から 2 倍の期間は必要と多くの学校が考えている。しかしながら、現実の実習をめぐる学内外の諸状況を勘案すると、とてもこれ以上の期間は難しいのではないかと考えている。

- ④ 実習謝礼金額については、現在 1 日当たり 1246.9 円が平均となっているが、より高い金額を要求されるケースも増加してきており、全国・ブロック・都道府県レベルのいずれかで実習謝礼金額の統一を望む声が 4 分の 3 に達している。
- ⑤ 実習生の「傷つき体験」(5 割) や実習途中での実習中止 (5 割)、実習生が加害者 (1 割)・被害者 (2 割) となる事故等へのケアも今後重要となってくる。
- ⑥ プライバシーを理由としたクライアントへの接近拒否が 6 割の学校から指摘されており、ソーシャルワーク実習として「どこまでは可能なのか」の学校・現場のコンセンサスづくりも緊急の課題として浮かび上がった。
- ⑦ 現在の実習指導体制では人・物・金ともに不足している。このしわ寄せは実習担当教員にきており、多くの担当教員はかなり負担が重いと考えているとともに、学生を把握しきれない状態も散見された。社会福祉専門職養成には、文系マスプロ教育ではなく医療・看護系と同様に少人数制のきめ細かな教育体制構築が必要であるというコンセンサスづくりも必要であろう。
- ⑧ 援助技術演習・現場実習指導・現場実習をめぐる教育環境・展開方法は大学がもっとも充実しているが、同時に一方で、関わる教員の多さから援助技術演習・現場実習指導・現場実習に関する共通認識をもておらず、調整会議・研修会・学習会など共通認識づくりと均質化のための様々な対策に取り組もうと努力している。
- ⑨ 短大・専門学校は大学に比べ教育環境が劣る中で、より短い修学期間での養成を余儀なくされている。
- ⑩ 大学・短大では厚生労働省の規定に縛られないため、遠隔地への実習配属も行っているが、このために巡回訪問指導の実施率が専門学校に比べて低くなっている。この傾向はとりわけ短大で著しい。
- ⑪ これらの諸問題に全種別・各校とも危機感を抱いてはいるが、担当者レベルでは解決を図れない問題であり、日本社会事業連盟等の組織的な行動に期待をかけている。
- ⑫ 総合して、実習指導の質向上、巡回訪問の意義・内容の共通認識作り、援助技術演習の水準向上など体制整備と教員の資質向上が欠かせない。

3) 自由記述回答における特徴

I. 配属の選考条件 <問 12>

問 12 の (1) では「配属実習履修が可能となる選考必須条件をご記入ください」と聞いている。202 の回答で何らかの条件が付記されている。条件のないのは 18、また 2 ケースは「検討中」と答えている。選考条件については、これをとらなければ履修を許可しないという科目指定がある場合と科目以外の条件の場合に分けられる。科目指定の場合も社会福祉士の指定科目の場合と指定科目にそれ以外の科目が加わるものがある。わずかながら、社会福祉士指定科目以外の科目が条件につけられたケースがあった。まず指定科目の

履修が条件につけられた場合から見てみる。

1. 実習までに開講している指定科目全科目の履修 (8)

2. 基礎科目の履修 (2)

指定科目のうち、基礎科目の履修にだけ条件をつけたケース。

3. 特定の指定科目 (24)

(1) 実習指導Ⅰの履修 (13)

科目名称は学校によって異なるが、実習指導をⅠとⅡに分けてⅠの履修を条件としているものである。これは実習指導の一部をなしているので、こうした科目設定をしていれば必然的に前提条件となつてこよう。

(2) 援助技術演習あるいは援助技術論系の履修 (8)

(3) その他の科目 (3)

実習先にかかわる科目、例えば児童養護施設なら「児童福祉論」などを指定するケースや「老人福祉論、児童福祉論、障害者福祉論のいずれかの単位を取得していること」あるいは、「一年次での社会福祉概論が受講済みであること」といった条件である。

4. 複数科目の履修 (35)

(1) 実習指導Ⅰ+援助技術演習、援助技術論 (5)

(2) その他複数の指定科目 (15)

これらにはさまざまなバリエーションが組み込まれている。「社会福祉原論を含む指定科目を4科目以上履修していること」、「社会福祉概論、児童福祉論、老人福祉論、障害者福祉論のうち2科目以上と援助技術総論、各論Ⅰ、各論Ⅱ、医学一般、介護概論のうち3科目以上」など。

(3) 指定科目とそれ以外の混合 (11)

指定科目と学校が独自に組み込んでいる科目をあわせた混合型の条件も多い。「社会福祉原論、福祉人間学、社会福祉援助技術総論の単位を取得していること」、「①社会科学研究方法、基礎演習Ⅰ ②社会福祉原論、キリスト教社会福祉論、介護概論、ソーシャルワーク総論、ソーシャルワーク各論Ⅰ(ケースワーク論) ③社会福祉実習基礎論。実習開始までに1年次の必要単位を全て履修していること」など。

(4) 単位数の記述 (4)

「70単位以上の修得」といったように、単位数を明記したものもある。

5. 複数科目+その他の条件 (5)

複数科目の履修にプラスして、ボランティア体験を組み込んだり、またレポートを書かせたり、施設見学、オリエンテーションへの参加を加えているケースである。

6. 必修科目の履修 (2)

当該学科の必須科目を履修していることを条件としているものである。

7. 特定に一科目(5)

8. 科目履修以外の条件(68)

科目履修以外の条件では、レポート提出(12)、ボランティアや地域体験活動(4)、進級できていること(5)、面接や口頭試問(6)、オリエンテーションへの参加(2)、必要書類提出(4)、授業等への出席状況(12)、通える等の物理的要件(5)、実習生の問題意識・実習目的の明確な者(6)、将来福祉職を目指す者(5)、マナーや態度(4)、健康状態などがあげられている(3)。

9. 特になし(18)

本人の希望どおりにするなど、特に条件を付記しないと回答したケース。

10. 検討中(2)

11. その他一曖昧な表現又はゆるやかな選別基準(33)

その他、単に「履修状況」と述べるにとどまっているもの、「出席状況及び授業態度(全科目)」、「学生側の要件」など漠然とした条件の記述が33ケースみられた。また設問が理解しにくかったのか、調査意図とは無関係な回答も28あった。

Ⅱ. 施設機関の問題点 <問14(9)>

学校側が考える実習施設機関の問題点は、どのような構造になっているだろう。問14の(9)では、「施設機関の問題点は何か」を聞いている。144の意見があったが、大まかにとらえると、「社会福祉士としての実習が成立していない」、「ケアワークを中心とした実習が展開されている」、「現場が忙しすぎて、十分な実習指導ができない」、「多様な実習が入り、実習生も多く、対応できなくなっている」、「実習体制がしっかりしていない」、「施設そのものが問題を抱えている」、「実習について職員間に合意ができていない」、「施設によって指導にばらつきが大きい」、「実習生を労働力と考えている」、「受け入れ制限がある」、「学校と連携が不足」などが問題点としてあがっている。

1. 社会福祉士の実習として成立していない(33)

施設機関の問題点で第一にあげるべきは、社会福祉援助技術現場実習でありながら、「社会福祉士の実習として成立していない」という点であろう。この中には、「施設側に対して社会福祉士実習としての合意が十分とれていないまま実習が行われている」、「ソーシャルワークが理解されていない」、「ケアワーク中心の実習が展開されている」、「実習指導が他の職種のもとに展開される」などに大きく分けられる。「社会福祉士」の実習として依頼しても、高齢者施設では介護実習、児童施設では保育実習に近いものになる。

現実には、こうした施設においては、実習としても「介護実習」や「保育実習」の方がメジャーで、受け入れ人数もこうした実習生の方が多いという実態があるだろう。加えて、施設に社会福祉士が少なく、実際に実習指導を担当するのが、他の職種の職員があたるということも多い。こうしたことが、ますますソーシャルワークとしての実習を曖昧なもの

にしているようである。

2. 現場が忙しすぎて、実習指導が十分にできない(12)

福祉現場は福祉実践の場であり、職員は多忙な業務をこなしながら、実習生を受け入れているという現実がある。こうしたことから、十分な実習指導ができていないという認識を学校側は持っているようである。

3. 多様な実習が入り込み、実習者の数も多く、対応できなくなっている(8)

さらに養成校が急増したこと、多様な実習形態が求められていることが現場を混乱させ、あわただしくさせているといえる。教員免許を取得する学生が福祉現場に実習生として来る機会が増えてきている。「様々な実習受け入れをしているため、各校の状況に応じたプログラムにまで力を注ぐ余裕がないように見受けられる」のが学校側の実感でもある。

4. 実習指導体制がしっかりしていない(37)

最も多い意見は、実習指導体制が整っていないというものである。この中には、「しっかりとした実習プログラムを持っていない」、「実習指導者（スーパーバイザー）が確保されていない」など職員の位置付けが不明確であるという意見、「スーパービジョン等、専門技術の活用が不十分」など援助技術のレベルが低いとするなどの意見が含まれる。特に公的相談機関、福祉事務所等での実習指導体制については問題点を指摘する声が大きく「福祉事務所の場合は他施設の見学実習が多い」、「福祉事務所の配置転換で完全な素人が業務を行う」、「県、市町村の行政下における実習先の受け入れ体制が非常に消極的」など、実習受け入れに対しても実習プログラム、実習指導者に対しても問題が指摘されている。

5. 実習について職員間に合意ができていないこと(10)

実習について職員間に合意ができていない点も問題点としては、大きい。「『実習生をうけいれる』という事に共通理解が乏しい場合があり、実習をすすめていくにあたって障害が発生する場合がある」という意見である。社会福祉士の実習という点の理解が足りないという点と関係するが、介護福祉士や保育士の多い現場の中で職員間に社会福祉士の実習についての合意ができていない点は、実習プログラムを展開する上で大きなマイナス点である。

6. 施設そのものが問題を抱えている(8)

福祉施設として問題があるという指摘も少なからずあった。例えば「利用者の人権が必ずしも守られていないところがある」や「人間関係がうまくいっていない現場」といった指摘である。

7. 施設によって指導にばらつきが大きい(4)

「受け入れ先によって、受け入れ体制（実習生の受け入れに対する考え方も含め）が異なる。そのため同じ種別の施設、機関に行った学生間で実習内容が異なる」などのように、施設そのものの実習についてばらつきを指摘する声もある。

8. 実習生を労働力と考えている(10)

実習生は、現場教育を受ける立場の人間ではあるが、一面、施設側は、手軽な労働力として使っているという指摘もある。「実習生を職員の補充として扱ってしまう施設がある」などこの種の指摘をする学校も多い。

9. 実習受け入れの制限の問題(7)

養成学校の増大等もあり、施設側も多くの実習生受け入れには難色を示してきている。その意味で、受け入れの制限を設けているところもある。その場合、学校名で受け入れをしたり、しなかったりする点。地元大学を優先し、専門学校の受け入れに消極的などの声も聞かれる。

10. 学校との連携不足(3)

施設サイドの学校の問題点としても提起されている問題であるが、学校側と施設側の連携不足を指摘する声もある。

11. 今後の問題解決へ向けた提言や対応について(5)

この問いは「施設機関の問題点」を問う質問であったが、いくつか今後の問題解決へ向けた提言や対応について、意見を述べたものも見られる。それらでは、「ケアワークの体験については、大学側が事前に説明をすればクリアできる」、「実習生の増加、重複などは、連盟としてもソーシャルアクションが必要」、「大学教員を使ってケーススタディを行う、そのためにも学校が現場との対応をすすんではかる」などの意見が出ている。

12. その他(12)

「実習先確保が大切で、質の高い内容までは求めにくい」や「人手不足による、対応の不備」などの意見。

Ⅲ. プライバシー問題 <問 14(8)>

問 14(8)では、「このようなプライバシー問題について、どのように思われるかを自由に記述してください」と聞いているが、この質問は直前の問 14(8)の質問、「これまで、利用者・クライアントのプライバシーを理由に実習生の接近を拒まれた事例はありましたか」と問いの後に続くものであり、問 14(8)では、回答として、1. クライアントとの接触を拒まれた、2. クライアントの記録への接近を拒まれた、3. 同行訪問を拒まれた、4. 同席面接を拒まれた、5. その他、となっていた。

114 の意見があったが、回答の中で示された制限される場面とは、4週間の実習中2週間は、観察実習という位置付けでクライアントへの接触を拒まれたというもの、福祉事務所や児童相談所で、相談場面に同席させてもらえなかったというもの、ケースファイルの閲覧ができなかったというものであった。

1. 接近を拒まれるのは仕方ない、当然(23)

かなり多くの意見が「接近を拒まれているのは仕方がないあるいは当然である」と考えている。具体的には「利用者の人権を守ることが理由であれば納得できる」、「当然のことである。援助者にとって利用者を擁護するのは第一の責務である」、「現場の方針である以上、止むを得ない」などの意見である。ただこの意見の中でも、「大学での事前学習内容(守秘義務についての指導)を伝え、実習に対する理解は求めていく」、「但し、グループ活動、ディスカッションへの参加を確保してもらえば、それなりの効果はある」、「福祉施設の責任上やむをえないと考えるが、要点程度は教えていただきたい」などのように何らかの接近の可能性を探っているものも含まれている。

また「現在の大方の学生のレベル、また教育内容からすると、仕方がないと思える」と実習生、実習教育のレベルの低さからこうした接近の制限は致し方なしと考える意見もいくつか見られる。

2. クライアントへの接近を求める(39)

数として最も多い意見は、クライアントの接近を程度の差はあれ求めていくもの、そうでなければ実習教育、専門職養成はできないとするものである。これらの意見も「基本的には、クライアントのプライバシーへの配慮を行う必要があるが、実習の目的と意義を実習先に理解してもらえるように取り組むことが大切」のように、実習教育の意義の理解を漠然と述べたものから、「事前学習でプライバシーの重要性は理解させているので、かかわらせてほしい」というもの、「守秘義務に対する指導を行うことを前提にかかわらせてもらいたいというもの」、「利用者に接近できなければ、専門職養成はできない」とする意見、「学生がプライバシーについての理解を深めるためにも、かかわらせてもらいたい」とする意見、「少なくともケース記録の閲覧程度は、理解してもらいたい」などの意見がみられる。

これらの意見では、利用者への接近は守秘義務の遵守が前提となるという認識はあるが、利用者に接近できないような実習では専門職養成ができなくなるという認識もある。例えば「守秘義務にナーバスになるのは理解できるが、実習生に対する記録の開示は必要。専門職の仕事は、利用者のプライバシーに関わっていくことが多く、だからこそ倫理規定が求められるのである。プライバシーを理由に、利用者に接近できないとすれば、その時点で専門職養成は破たんする」、「プライバシーについては配慮しないといけないと思うが、医者や看護婦などの専門教育の中でクライアントを知らずに専門家になることはありえないことを思うと、もう少し、接触経験や体験は必要である」といった意見である。

さらに「利用者への接近が出来なければソーシャルワーク実習の意味がなくなるので、指定実習先からは外していくようにしなければ…と思う」という意見まである。この意見も単に、感情的な意見として受け止めるよりは、指定施設の中でも実際に施設機関サイドの事情もあり、利用者への接近ができないケースがあり、その場合実習が成立可能な施設機関を学校側としても選別する必要があるといった意味合いと理解できる。

またやや逆説的な言い方に聞こえるが、学生に秘密保持やプライバシーについて、より深く理解させるためにも、利用者への接近が必要と考える者もある。たとえば「同行訪問、記録の閲覧、拒否されるケース(特に県外)秘密保持を理由にされるが、その様々な機会を利用して学生に秘密保持の重要性を指導してほしい」、「施設・機関側がプライバシーを

気にされるのはわかるが、実習生が守秘義務の重要性を本当に理解するためにも、実習生にケース記録を見せていただいたり、訪問に同行させていただければ、と送り出す側としては考えている」などの意見である。

3. 利用者の同意を得ることが第一(9)

今後実習を展開していく場合、実習教育に利用者の視点をどのように盛り込んでいけるかという点はポイントになってくるが、意見の中でも「利用者のプライバシーは最大限に尊重されるべきであり、接触、記録の開示、訪問、面接等も本人の承諾が得られなければ、進めるべきでない」といった意見がある。中には「実習以前に記録の利用者への開示などが課題である」という意見もある。

4. プライバシー保護に対するガイドラインや取り決めの必要性和制度的改善策(6)

こうした問題への解決へ向けた意見もいくつかみられるが、ひとつは記録の扱いについてガイドラインを設けること、施設機関と養成校側でプライバシーについての取り決めなど共通認識をもつことである。あわせて政策的取り組みを求めるもの、学校連盟として検討することを求める意見もある。

5. その他(27)

その他、施設側と学校の信頼関係が作れば、ある程度問題は解決するという意見、プライバシー保護は名目的な理由ではないかという意見などもある。

また学校側、施設機関側双方の問題を指摘する声もあった。ここでは以下の3つの意見を紹介する。「施設や現場の多忙さも、その理由であるかもしれない、そうであれば社会福祉の全体の問題点でもあろう。(勿論送り出す方も、記録を見て、クライアント理解に達しうる readiness を備えていない実習生を送り出しているかも知れないとも思うが)」、「記録への接近の必要性を明確に出来ない学生(大学)の問題もあるが、それを明確にする SV なしに「拒む」という形しか示していない実習先の問題もある」、「実習先の考えもあるため一概には言えないが、人の見えてくる実習になりきっていないこともある。また学生自身、プライバシーに関する具体的場面での配慮や秘密を守り続ける事への態度が形成されているとは言えないことや2週間ずつの実習のため踏み込みにくさもあると思われる。ただ、実習先ではオープンにし、学生に責任ある態度でプライバシーに関わる機会を与えて下さるところもあり、職場・学校側での具体的な検討を事例的に出し合い、学びあうことが必要と考えている」。

IV. 実習訪問の負担感 <問 15(9)>

問 15(9)では「実習訪問指導の教員の負担感はどの程度だと思いますか」と聞いている。112の回答があった。

1. 負担はある、ない(19)

実習訪問の負担感については、「負担はない」、「負担が大きい」それらを漠然と述べた

意見は、両方とも 19 ずつで同数となった。ただし「負担はない」とする意見も終わりの 4 つは、「現在の学生数なら」など一定の条件がついている。

2. 授業との調整が負担(17)

まず最も多い意見としては、授業を行いながらの巡回指導の負担感である。「授業との兼務のため、負担感は大きい」や「授業期間と重なっている為、調整がむずかしい」などの意見である。

3. 移動、広域の巡回は負担が大きい(10)

ついで移動等の伴う負担感である。ことに遠方に施設がある場合には、負担感は大きくなる。「距離に比例する」という意見があるくらいである。

4. 負担感是人によって異なる(10)

担当学生数等によって、教員サイドの負担感もばらつきがある。「学科全教員が訪問指導に携わっている。しかし指導担当教員の巡回数と他の教員の巡回数との間に大きな差があり、担当教員の負担が大きい」という意見である。また「教員により実習訪問指導の意義についての認識に差があり、それと同時に負担感についても格差がある」のように負担感単に物理的なものだけでなく、実習教育に対する志気や動機づけによっても違う。

5. 実習の形態等による負担(20)

(1) 週 1 の巡回は負担、2 週間に 1 回程度か(7)

厚生労働省が打ち出した、「週 1 の巡回指導」が負担になっているという意見もある。2 週間に 1 回程度が適当であるという意見が多く聞かれた。

(2) 実習訪問期間(6)

巡回指導に 2 週間程度使うこと、巡回も 1 カ所、1 時間から 4 時間程度使い、一日 2 箇所程度しかまわれないという意見もある。

(3) 日程調整、連絡調整(7)

打ち合わせや巡回日程は、相手のあることなので、こちら側の都合だけで日程をくめないのは当然である。そのあたりの負担を述べている意見もある。また指導上のタイミングを考えると、あまり早く巡回しても、遅すぎても意味がなかったりする。その意味で巡回日程をくむのも苦勞する。

6. 学生の量と質(6)

学生数の多さからくる負担感とまた実習生のレベル等、質による指導負担がある。

7. コマ数換算(6)

多くの学校において実習の巡回指導等が、業務上コマ数換算されておらず、旅費等は支給されるであろうが、他の出張同様の扱いを受けており、少なくとも現場実習としてのコマ数換算を求める声、コマ数換算するとどの程度の負担になるかを考えたもの、たとえば「4 コマ分に相当」や「講義形式の約 3 倍の労力がある」など。

8. 学生の夏期休暇中の負担(4)

多くの実習が学生の夏期休暇中に実施されるところから、「夏、春ともに休業中なので、長期休暇は取れない状況になること」、「夏期休暇の過半数以上を巡回指導に当てるほど」などという意見もでる。

もともと夏期休業は学生にとっては休みであるが、教員は就業上は、「休み」であるわけではない。しかし多くの教員が、この期間を利用して休暇願を出したり、日頃授業等の関係でできない研究活動に当てているのであるから、この期間実習巡回にあてなければならぬことは、労働環境としてはマイナスである。（他学部の教員には保障されていることがされていないという点でも）

9. 負担はあるがやりがいもある(4)

確かに負担はあるが、教員としても実習指導に対する満足感、研究上のメリットなども感じるという意見もある。

10. 施設機関への訪問は緊張し疲れる(3)

11. 他学科教員との待遇に違い(3)

先ほどもでたが、夏休み期間中での巡回など、他学部学科であれば休暇として、研究として当然使える時期にこうした業務をせねばならないところの不満の声である。

12. その他(10)

その他の意見では、社会福祉学部が実験系の学部として位置づけられていないという根本的な問題と実習システムの見直し、等の改革点なども表記されている。

V. 巡回指導の課題 <問 15(10)>

問 15 の (10)「巡回（訪問）指導の課題は何であると思われますか」という問いに対する回答である。（意見としては 160 に分けられた）

1. 実習（訪問）指導の内容(51)

巡回（訪問）指導の課題としては、まさしく実習訪問の内容にかかわるものである。

(1) 学生指導の充実とスーパービジョンの質を高める(31)

第 1 には、学生指導の充実とスーパービジョンの質を高めるというものである。

「学生の実習体験を実りの多いものとするために、個々のニーズに合った指導、学生の現場での様子（健康も含めて）を知るスーパーバイズ指導を行う」や「実習生の緊張感をほぐし、事後の実習を円滑に進める、悩み、課題にヒントを与え、充実した内容とする。実習先の指導員等の実習生への意見をお聞きし、対応する」などの意見である。このうち、6つの意見は、「スーパービジョンが行われていない」などの指摘である。

(2) 実習目標・計画・内容等の確認(16)

2番目は、学生の実習目標・計画・内容等の確認になる。例えば「学生の健康・実習姿勢・態度の確認指導」や「実習生のサポートと各人の実習課題の達成度を確認すること」などである。

(3) 学生と施設の調整(4)

3番目には、上記1と2の点を施設サイドと調整していくことである。例えば「実習生が現場で困ったことや不安がないか確かめ、あれば指導者との調整」などである。

これら3点は、施設調査において「巡回指導に期待するもの」として述べられていた項目にほぼ対応する。

2. 実習施設と連絡調整(37)

数として最も多いのは、実習施設との連絡調整に関する事柄についての課題である。

(1) 実習指導者と話し合いが十分でない(8)

問題点の認識としては、実習指導者との話し合いや協議が十分ない点があげられる。「実習指導者とじっくり話す時間がない」や「巡回指導で実習指導者と実習生の課題や問題点をほり下げて検討できていない」といった指摘である。

(2) 実習生指導や施設との仲介がとれない(4)

実習巡回の役割の1つに、実習生と実習サイドとの橋渡しや仲介があったが、実際には「実習指導者が多忙である場合、巡回に伺っても学生の様子を確認することができず、また巡回指導で行った学生とのやりとりを伝えることができず、学校と施設との一貫した指導体制をとりにくい」などの指摘もある。

(3) 実習先との共通理解と連絡調整(17)

実習先との共通理解や連絡調整の必要性を課題としてあげる学校は多い。「施設・機関の実習担当者と学校の巡回指導担当者との緊密な連携」や「実習指導者と学校の共通理解と連携」などの意見である。「SVの意味を実習先といかに共有していくか」などの指摘もある。

(4) 実習生、実習先、学校の三者による調整(8)

上記の意見に類似するが、巡回訪問を教員、実習指導者、学生の三者間での調整や確認を指摘している意見も多い。「巡回訪問の意義を教員、実習指導者、学生三者間で確認すること」、「訪問指導の際のスーパービジョンの技術や三者の関係調節能力」、「実習生、実習施設、学校の三者間の意思統一」などの意見である。

3. 施設機関の実習指導がバラバラだったり不適切だったりする(6)

実習施設についての問題点として、施設機関の実習指導がバラバラだったり不適切だったりするという意見がある。

4. 施設への情報提供や研修、貢献(7)

しかしまた、積極的に施設への情報提供を行ったり、研修等で施設側に貢献していくことを通して、連携をさぐるという指摘もある。例えば「今後、必要と考えるのは、施設へ何らかの最新情報や研修の為のスーパーヴァイズができること」や「教員も第三者委員を

ひきうけたり、実習外での施設との関係ができていると訪問の内実も深まる」などの指摘である。

5. 実習指導教員の課題(15)

(1) 巡回者の施設理解不足(2)

実習指導教員についての課題も多く指摘されたテーマであるが、まず巡回する教員が十分に実習先のことを理解していない点があげられる。

(2) 教員の巡回指導についての理解と共通認識(9)

そのために、まず巡回指導についての教員や共通認識が求められる。例えば「巡回で何をするかについて担当教員の間でもコンセンサスがなく、スーパービジョンの機能を必ずしも果たせていないことがある」などの意見である。これらには、次のような指摘に見られる背景があるものと思われる。「大学周辺の施設ばかりではないため、巡回指導は、教員にとって、かなりの負担となる、そのため、指導担当者だけでなく、他の教員の協力を求めているが、当然のことながら、その場合には、十分な訪問指導ができていない現状がある。また、その点の指導を担当以外の教員に求めるほど、両者間の関係もできていない」。

(3) 教員の能力、意識を高める(4)

ここから教員の資質向上や意識の向上が求められるが、「非プロパーの教員にどこまでお願いできるか…」といった指摘もある。

6. 巡回のあり方(14)

(1) 巡回の時期や回数の問題、週1への疑問(9)

巡回のあり方についても指摘の多かったものである。これらには、週1回の巡回指導のあり方に対して疑問を提示しているものがほとんどである。「週1回の訪問はきびしい。こちらも業務がストップしてしまうし、施設側も望まないことが多い」などである。

(2) 旅費・地域(5)

社会福祉士実習の場合、学生が帰省先等遠方で実習を行うことも多く、そのための出張等について言及する意見もある。「遠距離施設訪問には、時間と労力を要す」や「実習施設が地域内では限られており、遠隔地や他県まで、実習先の範囲を広げざるを得ないが、巡回のための、予算と教員の負担が大きくなっている」などである。

7. 人手と時間の不足(10)

実習側も多忙な中で実習を受け入れているが、送り出す学校側も時間不足、人手不足について指摘する意見も多い。

「処遇計画の展開にそったタイミングをおさえた訪問巡回施設までの距離、日程の調整(授業時間との兼ね合い)、巡回指導の日程が、実習前に決まらないので、実習日程に組み込まれないので、十分なスーパーバイズの時間がとれない。同時に複数の実習生がいる場合には、個別のスーパーバイズの時間がとれない」や「回助手の人数などを定めた方が大学経営者は自覚が高まるのでは…少人数の教員が過労状態をうったえても、大学側に危機意識がない場合が多い」などの意見である。また「講義と実習指導の時間」の問題も指摘されている。

8. 利用者との関係性(2)

実習における利用者の視点は、別の箇所でも述べたところであるが、ここでは「訪問したとき、教員が利用者にも接していける関係性があるといい」という、教員と利用者の関係性の問題の指摘であったり、「利用者の満足度の感想はどうかなど」など、実習について、利用者はどう考えているのかを知りたいという指摘がある。

9. 社会福祉士養成のための実習の確立(3)

この問題も他の箇所で何度か出てきているが、ここでも主として介護実習との比較から述べられる。例えば「社会福祉士養成のための実習内容というものが実習現場では未だ確立されておらず、介護実習と異ならない所が多い」や「社会福祉士と介護福祉士の業務の共通部分及び特性を明確に打ち出し必要がある」などである。また「厚生労働者が、社会福祉士をどのようなものにしていこうとしているのか明確でないのに、巡回の回数など、負担を増やそうとしている」の指摘もあった。

10. その他(15)

その他「事故・病気等への対応」、「通常授業以外で実習巡回指導にもかかわっていく。実習担当助手などの増員」、「施設側に多くの負担をかけます。訪問指導ではなく、別の方法で交わる。成果をあげるようにしてほしいです。改善する必要があります。学内での指導に力点を置く必要があります」などの意見である。

VI. 保険の種類 <問 16(4)>

問 16 の(4)の質問は実習に関する保険の種類を聞いたものである。保険の種類については、実際の保険名、保険の内容、その他表記がまちまちであり、ここでは、少なくとも表記の合致するものだけをまとめた。

1. 学生教育研究災害傷害保険(22)

ただしこれらには（実習生個人で加入、保険料の半額を学園が補助）（内外学生センター）（施設賠償責任保険）などの表記があるものもある。

2. 学生教育研究災害保険(4)

上記と同様の保険であろうが、傷害の文字がない。

3. 賠償責任保険(14)

（住友海上）（学校法人で加入）（東京海上火災）などの表記が含まれる

4. 学研災付帯賠償責任保険(12)

5. 専修学校各種学校学生生徒災害傷害保険(7)

6. 施設賠償責任保険(6)

7. 傷害保険(6)

8. 全国保育士養成校協会総合補償制度(5)

全国保育士養成協議会実習総合補償制度という表記も含む

9. 学生生徒災害傷害保険（4）

10. ボランティア保険(4)

11. 傷害保険、賠償責任保険(4)

傷害、賠償（対人、対物）など表記を含む

12. インターンシップ保険(4)

インターンシップ活動賠償保険、インターンシップ・介護体験活動・教育実習等賠償責任保険、インターンシップ教職資格等賠償責任保険、専修学校教育振興会インターンシップ保険を含む。

13. 個人賠償責任保険(3)

14. 学生総合保険(2)

15. 学生教育研労賠償責任保険(2)

16. 学生災害傷害保険(2)

17. その他

その他、以下のような表現がある。

学生総合共済、傷害補償、学生災害保険、学生障害保険、実習賠償保険、学校安全会保険、（財）内外学生教育研究災害障害保険、（社）日本介護福祉士養成施設協会の団体加入保険、A I U学生総合保険、学校共済保険、学校災害保険、学校総合賠償責任保険、学校保険、学生が通常登校する際に加入しているものと同じ保険、学生医療互助会、学生共済（学生総合保障制度）、郊外活動賠償責任保険、災害傷害保険、財団法人内外学生センター 学生教育研究災害傷害保険、私立学校、介護福祉士に関する保険、事故補償制度加入、実習生がけがをさせられた場合の保険、実習生対人、対物保険、実習保険、社会福祉実習生用賠償責任保険、社会福祉実習総合補償制度、社団法人日本介護福祉士養成施設協会「学生事故補償制度」、住友海上等の実習活動保険、生協、損害保険、他学科との関係により、P T ・O T養成施設総合補償制度の保険に加入、対物・対人個人賠償保険、対物補償、対人補償、本人の傷害補償（生命）、大学で全体の学生を対象として加入している保険、大学生協、通常学生が入学時に加入する保険で対応している、東京海上の学生総合保険、T大学実習補償制度、日本介護福祉士養成施設協会、日本看護学校協議会共済会「W i l l」

Ⅶ. 研究協議会への要望 <問 17(6)>

問 17(6)では、研究協議会への要望を聞いている。研究協議会に対する要望は、おおきく以下のものに分けることができる。(60 の意見)

1. ブロック単位をめぐる問題 (10)

「ブロックの単位が広域すぎる」など現状のブロックのエリアに対する是非の問題である。その上で県単位でのブロック割に対する評価が加わる。これらの賛否については、別の質問によって数量的に明らかになるが、現行エリアの部分的修正、現行ブロックと県単位ブロックの併用など意見はさまざまである。しかし研究協議の場としては全体として現行のブロック単位が広いという認識は強いようである。

2. 研究協議会の役割 (31)

最も意見として多いものは、研究協議会の機能や役割について言及した意見である。こ

ここでは、「連絡協議・調整」と「研究・研修」、「情報提供・情報交換」、「施設への啓発」の4分類が可能なのである。

(1) 実習施設・機関と学校との連絡協議・調整機能(11)

あえて「実習施設・機関と学校との」と入れたが、それぞれの意見では、確かに両者の連絡協議という文言が見える。(ただ現実には、施設サイドの参加が少なく、学校間同士の連絡調整や情報交換の場になっているような状況もあるように思うが)。

「実習に関する問題や課題を共有する機会」、「役に立つプログラムの検討」「共通課題をみつけ継続的に協議していく」、「負担のすりあわせ、よりよいものをつくりあげる」、「常設の協議、連絡機関の設置」、「課題調整とプログラム開発」、「カリキュラムの全国統一基準の策定」、「率直に要望を出し合う」、「具体例にもとづく実習指導者(現場)と学生へのempowermentを意図したカンファランスの場」。こういった言葉で連絡協議・調整が語られている。

(2) 研究・研修機能(10)

研究・研修機能としては、以下のような内容が含まれる。具体的提案としては、実習指導に関する事例の蓄積、公開やマニュアルやガイドラインの作成そして、スーパービジョン体制の確立といったところであろうか。「学生指導に関する研究」、「現場実習指導に関する研究班を設ける」、「研究会の頻繁な開催」、「スーパービジョン体制の確立」、「課題の明確化」、「実習指導の共通基盤作成のための事例の蓄積と公開」、「マニュアルやガイドラインの作成」、「実習教員の教育指導向上のためのトレーニングプログラムの実施」、「具体的指導方法(事前指導、巡回訪問指導、事後指導)と特にこれらにあたる教員を指導するためのスーパービジョン」である。

(3) 情報提供・情報交換(7)

意見として出されていることは「未加盟校だが、情報がほしい」といった類いのものもあるが、協議会が実習教育に関する情報交換の場であることが認識されている。

(4) 実習施設・機関への啓発(3)

少数意見であるが、実習受け入れ施設に対して、実習指導の目的や必要性を啓蒙する場と位置づけている意見など、一方的に大学側が施設へ理解を求める点に言及しているものもあった。建前としては、相互交流的な役割を担っていることは確かだが実際には、学校連盟といういわば送り出す方が主体となって連絡調整が行われているところがあるわけであり、そうしたことから、こうした意見も出てくるのであろう。

3. 研究協議内容・方法の課題(8)

(1) 協議方法をめぐって(2)

協議方法をめぐっては、2つの意見がでている。「年1回の単発的な研修という色彩が濃く、継続性に欠ける。実質的な協議ができ、調整機能ももてると良い」と「最近の参加者の減少傾向から見て、大学、施設共にこの協議会の意義を感じていないのではないかと危惧する」である。

年1回の開催ということになると、確かに、研究協議会というよりは、福祉大会的になりやすく、他でやっている福祉イベントとどこが違うのということになるのだろう。また参加率低下に関しては、特に実習施設機関サイドの低下が著しいように感じる。学校サイ

ドは、毎年毎年加盟校が増えてくる現実の中で、逆に参加が多くなっているところがほとんどではないか。

(2) 研究協議の成果の積み上げ(4)

上記にあげられた問題点、協議会への施設の不参加と新設校の参加は、協議会におけるあらたな問題を提起している。施設側が参加しないのであれば、本来の施設と学校の連絡協議の場という役割が担保されなくなる。また新設校の参加は、これまで合意されてきたこと、これまで研究成果として共通理解されてきたことが通用しなくなるという問題をはらむ。「研究協議会の成果や経過が、大学に戻ってきておらず、明確な連携が見えない。非生産的とも思える。協議会の位置づけなどが不明確。」という意見や「活動の積み上げにならないで、何年も似たような問題が提起されている」と言う意見がある。各ブロック、また学校連盟のセミナーで、すでに十年も議論されたことが、毎年毎年蒸し返されるのを聞いて愕然とする経験を多くの人がしたのではないか。確かに過去に議論されていても、新たに議論しなければならない問題はたくさんある。しかし研究協議成果として、一定の成果物があれば、新設校はそうした成果をふまえて実習教育に入ることもできる。

こうした研究協議の成果を積み上げていく作業についての意見がいくつか見られた。

「研究協議内容を積み上げ（調査等を残す）又、教育実践の中に反映させそれをフィードバックすることをもっと行う必要がある」や「北海道ブロックのような積み重ねができる研究協議会が他ブロックにも普及してほしいと思う」という意見である。

今後の連絡協議のあり方としては、こうした研究協議の成果の積み上げ作業が、大変重要なテーマになってくるように思う。

(3) その他 (2)

その他「研究協議会の事務局校（持ち回り、2 年）の事務について負担が大きい。事務アルバイトなどを雇い、負担を減らす必要があると思う」等の意見があった。

4. その他の意見(11)

その他の意見については、ここでは説明を省略する。

3 機関・施設票の結果について

1) 「実習受入なし」の機関・施設の結果について

今回の調査においては、全国名簿から無作為に抽出しているためにこれまで現場実習を受け入れたことがない機関・施設も予想される。このカテゴリーには機関・施設の属性の他に、実習をこれまで受け入れたことがない理由を尋ねた。

先ず、「実習受入なし」の機関・施設の回収状況を表Ⅲ－3－1に示した。これによれば、受け入れ経験の有り・無しが分かっている種類のみで見れば、回答施設の68.1%が実習を受け入れたことがないということであり、全回収数から見れば65.2%が実習を受け入れたことがないということになる（全配付数から見れば25.5%である）。種類別で回収数に対する「実習受入無」率を見ると、11 指定国立療養所・22 授産施設・29 知的障害者通勤寮・30 知的障害者福祉ホーム・32 老人短期入所施設・39 母子福祉センターが100%であって、これまで学校側からも実習依頼を行っていないということになる（但し、抽出数が少ないので全面的に信頼できるかは疑問であるが）。

表Ⅲ－3－1 「実習受入無」機関・施設の回収状況

№ 機関・施設の種類	A 配付数	B 全回収	C 無回収	無し率 ① C/A	無し率 ② C/B
2 母子生活支援施設	15	10	7	46.7	70.0
4 知的障害児施設	14	6	2	14.3	33.3
5 知的障害児通園施設	12	10	5	41.7	50.0
6 盲ろうあ児施設	2	2	1	50.0	50.0
8 重症心身障害児施設	7	2	1	14.3	50.0
11 指定国立療養所	2	1	1	50.0	100.0
14 身体障害者更生施設	7	5	2	28.6	40.0
15 身体障害者療護施設	19	14	4	21.1	28.6
17 身体障害者授産施設	11	13	6	54.5	46.2
18 身体障害者福祉センター	14	3	2	14.3	66.7
19 身体障害者デイサービス事業	16	6	4	25.0	66.7
20 救護施設	10	6	2	20.0	33.3
22 授産施設	7	1	1	14.3	100.0
23 福祉事務所	35	13	2	5.7	15.4
24 社会福祉協議会	168	54	38	22.6	70.3
27 知的障害者更生施設	75	46	26	34.7	56.5
28 知的障害者授産施設	35	28	20	57.1	71.4

29 知的障害者通勤寮	7	2	2	28.6	100.0
30 知的障害者福祉ホーム	4	2	2	50.0	100.0
31 老人デイサービスセンター	365	62	55	15.1	88.7
32 老人短期入所施設	5	2	2	40.0	100.0
33 養護老人ホーム	48	16	9	18.8	56.3
34 特別養護老人ホーム	227	105	59	30.0	56.2
35 軽費老人ホーム	74	24	23	31.1	95.8
36 老人福祉センター	88	21	17	19.3	81.0
37 老人介護支援センター	299	52	40	13.4	76.9
38 老人デイサービス事業	0	6	4		66.7
39 母子福祉センター	3	1	1	33.3	100.0
40 その他		7	7		100.0
41 複合施設		101	77		76.2
不明		9	7		77.8
計	1569	630	429	27.3	68.1
「受入有」のみの施設数を加えた	1679	658		25.5	65.2

次に、「実習受入なし」の機関・施設を相談機関・施設・社協・複合施設の4種に大きく分類し、その経営主体別の分布を見た。その結果は表Ⅲ-3-2に示されているが、これによれば、「相談機関」は100%「公立」であり、「施設」の72%は「法人」であり、「社協」は100%「法人」であり、「複合施設」の場合は74%が「法人」で14%が「公立民営」であった。

表Ⅲ-3-2. 「実習受入なし」機関・施設経営主体別

	相談機関	施設	社協	複合施設	計
公立	2 (100.)	53 (17.4)	0 (__)	6 (7.8)	61 (14.6)
法人	0 (__)	219 (72.0)	36 (100.)	57 (74.0)	312 (74.5)
公立民営	0 (__)	23 (7.6)	0 (__)	11 (14.3)	34 (8.1)
その他	0 (__)	9 (3.0)	0 (__)	3 (3.9)	12 (2.9)
計	2 (0.5)	304 (72.6)	36 (8.6)	77 (18.4)	419(100.0)

(注) 不明 10 を除く。％は縦の比率である。

$$\chi^2 = 32.497 \quad p < .000$$

次に、「実習受入なし」がどのような理由に困っているのかに関して、複数回答可の条件で尋ねたところ、表Ⅲ－3－3 のようになった。これによれば最も多い理由は「これまで実習を依頼されたことがない」の 259 (60.2%) であり、次いで「社会福祉士がいない」 141 (32.8%)、「実習を受け入れる体制が整っていない」 79 (18.4%)、「新設であり、まだ3年間を経過していない」 70 (16.3%) と続いている。「多忙であり、受け入れる余裕がない」は 36(8.4%) であった。「その他」の 29(6.7%) で記述で回答のあった理由は、次の通りであった。これを見ると、社会福祉士実習に対して誤解のあるものも見受けられる。

- 社会福祉協議会で受け入れている（社会事業授産施設）
- 直接利用者にサービスする場でない（社会福祉協議会）
- 僻地と思われるのか、学生が希望しないのでは？（知的障害者授産施設）
- 当作業所で実習を行っても社会福祉士の社会福祉援助技術現場実習として認定されないため実習依頼がない（身体・知的障害者授産施設）
- 当施設は単独施設であり特定施設でない為（軽費老人ホーム）
- 授産施設との複合施設で、社会福祉士実習は授産施設で、介護福祉士は更生施設で実習受入をしている（身体障害者更生施設）
- 寮生（児童・学生、仕事場へ日中出ている）がいないため（母子生活支援施設）
- 自立生活者施設のため実習不適。高齢者個々の孤独感・寂寥感への対応は長期間の信頼関係を築く要あり（軽費老人ホーム）
- 保育士・介護福祉士の受入で年間予定となってしまう（重症心身障害児施設）
- 平成 13 年度より県から法人に運営が委託され今年度は受け入れてない（救護施設）
- 社会福祉主事であれば受け入れています（特別養護老人ホーム）
- 併設の特養にて受入（軽費老人ホーム）
- 当園は保育実習のみ受入（母子生活支援施設）
- 受け入れる施設ではない（老人介護支援センター）
- 法外施設である（授産施設）
- 事務室のスペースが狭く受入が不可能（母子生活支援施設）
- 他の実習と重複のため（特別養護老人ホーム）
- 集会室等の管理のみ（老人福祉センター）
- 社会福祉援助技術現場実習は当法人の他の生活施設で受け入れているため（老人デイサービスセンター）
- ホームヘルパー・看護学生・その他の実習受け入れにより現状、これ以上余裕なし（特別養護老人ホーム）
- 特別養護老人ホームで受け入れている（老人デイサービスセンター）
- 業務内容を見るにヘルパーの受入施設としては適するが社会福祉士の技術取得の場としては適当と思われない（身体障害者デイサービス事業）
- 大学実習（通信制含む）、ヘルパー実習が多く、又プログラムが確立されていない（社会福祉協議会）

以上の理由を見てみると、依頼さえあれば受け入れる可能性があるもの、また条件を整えば受け入れる可能性があるもの、など潜在的に実習受入可能性がある機関・施設は多いと思われる。なお、理由に関して無回答のものは37(8.6%)であった。

表Ⅲ－3－3. 「実習受入なし」理由（複数回答可）

No. 理由	実 数	%
1. 社会福祉士がいない	141	32.8
2. 新設であり、まだ3年間を経過していない	70	16.3
3. 実習を受け入れる体制が整っていない	79	18.4
4. 多忙であり、受け入れる余裕がない	36	8.4
5. これまで実習を依頼されたことがない	259	60.2
6. その他	29	6.7
7. 無回答（理由全てに無回答）	36	8.4
(N=429)	650	151.5

表Ⅲ－3－4 は、「実習受入なし」の機関・施設の理由を機関・施設の4分類で見たものである。これによれば、「社会福祉士がいない」「実習を依頼されたことがない」「その他」では4分類間で有意な差は無かったが、「新設であり」では「複合施設」で多く、次いで「施設」であり、相談機関や社社では皆無であった。また「実習を受け入れる体制が整っていない」では、「相談機関」>「社協」>「施設」>「複合施設」の順に割合が高かった。「多忙であり」では、「社協」が最も高く、他はそれほどでもなかった。

表Ⅲ-3-4. 機関・種別分類別「実習受入なし」の理由 実数 (%)

	社会福祉士がい ない	新設であ り、まだ 3年間を 経過して いない	実習を受 け入れる 体制が整 っていない	多忙であ り、受け 入れる余 裕がない	これまで 実習を依 頼された ことがな い	その他
相談機関	0(__)	0(__)	1(50.0)	0(__)	2(100.)	0(__)
施設	94(33.1)	47(16.5)	51(20.0)	23(8.1)	185(65.1)	24(8.5)
社協	14(42.4)	0(__)	13(39.4)	7(21.2)	25(75.8)	1(3.0)
複合施設	33(44.6)	23(31.1)	14(18.9)	6(8.2)	47(63.5)	4(5.4)
計	141(35.9)	70(100.)	79(20.1)	36(9.2)	259(65.9)	29(7.4)

$\chi^2 =$	5.131	15.795	9.638	6.445	2.722	1.971
p =	.162	.001	.022	.092	.436	.578
	ns.	**	*	+	ns.	ns.

(注) χ^2 検定は、各選択し毎の有り・無しの選択数に関して行ったもの。
無回答=37 を除外している。

「実習受入なし」の理由は複数回答可の条件であるので、この理由の組み合わせパターンを見てみた。表Ⅲ-3-5 に一覧を示してある。これによれば「依頼なし」単独が144 (有効%36.6) で最も多く、その意味では依頼があれば受け入れる可能性がある機関・施設がかなり潜在しているとも見える。また「社会福祉士がいらない」ことで受け入れていないケースが45 (有効%11.5)、「社会福祉士がいなく且つ依頼もない」ケースが34 (有効%8.7)、「新設で3年間経過していない」ケースが25 (有効%6.4)が主だった理由であると言える。多様な組み合わせで全部で32パターンが見いだされたが、No24のように「社会福祉士がいなく、新設であり、受入体制がなく、多忙であり、且つ依頼もない」という全ての理由を挙げているケースも2 (有効%0.5)事例見られた。

表Ⅲ－3－5.「実習受入なし」の理由の組み合わせパターン

№ 「受入なし」の理由の組み合わせ	実数	有効%	全体%
1. 依頼なし	144	36.6	33.6
2. 社福士いない	45	11.5	10.5
3. 社福士いない＋依頼なし	34	8.7	7.9
4. 新設	25	6.4	5.8
5. その他	16	4.1	3.7
6. 社福士いない＋体制なし＋依頼なし	16	4.1	3.7
7. 新設＋依頼なし	12	3.1	2.8
8. 社福士いない＋新設＋依頼なし	11	2.8	2.6
9. 体制なし＋依頼なし	11	2.8	2.6
10. 社福士いない＋体制なし	9	2.3	2.1
11. 体制なし	7	1.8	1.6
12. 社福士いない＋体制なし＋多忙＋依頼なし	7	1.8	1.6
13. 体制なし＋多忙＋依頼なし	7	1.8	1.6
14. 社福士いない＋新設	6	1.5	1.4
15. 依頼なし＋その他	6	1.5	1.4
16. 新設＋体制なし	5	1.3	1.2
17. 多忙	4	1.0	0.9
18. 社福士いない＋体制なし＋多忙	4	1.0	0.9
19. 社福士いない＋その他	3	0.8	0.7
20. 新設＋体制なし＋多忙	3	0.8	0.7
21. 新設＋体制なし＋依頼なし	3	0.8	0.7
22. 体制なし＋多忙	3	0.8	0.7
23. 多忙＋依頼なし	2	0.5	0.5
24. 社福士いない＋新設＋体制なし＋多忙＋依頼なし	2	0.5	0.5
25. 社福士いない＋多忙	1	0.3	0.2
26. 社福士いない＋新設＋体制なし	1	0.3	0.2
27. 社福士いない＋多忙＋依頼なし	1	0.3	0.2
28. 社福士いない＋依頼なし＋その他	1	0.3	0.2
29. 新設＋その他	1	0.3	0.2
30. 体制なし＋その他	1	0.3	0.2
31. 新設＋多忙＋依頼なし	1	0.3	0.2
32. 多忙＋依頼なし＋その他	1	0.3	0.2
小 計	393	100.	91.6
無回答	36		8.4
合 計	429		100.

2) 単純集計結果における特徴

(1)回答した機関・施設の種類(229 機関・施設)

調査用紙では法律規定毎に区分されていたが、実習の内容の違いによって区分した方が実習の実態を把握しやすいと考え、行政と社協と施設系に区分して集計した。

その結果、行政 14.6%、社協 7.0%、施設系 78.4%であり、施設系の割合が最も多かった。また、施設系の中でも老人福祉施設の割合が多かった。

表Ⅲ－3－6. 回答した機関・施設の種類

①機関 34(14.8%)
児童相談所 (5) 身体障害者更生相談所 (5) 福祉事務所 (11) 婦人相談所 (1) 老人介護支援センター (12)
②社会福祉協議会 16(7.0%)
③児童施設 31(13.5%)
母子生活支援施設 (3) 児童養護施設 (16) 知的障害児施設 (4) 知的障害児通園施設 (5) 盲ろうあ児施設 (1) 重症心身障害児施設 (1) 児童自立支援施設 (1)
④身体障害者施設 23(10.0%)
身体障害者更生施設 (3) 身体障害者療護施設 (10) 身体障害者授産施設 (7) 身体障害者福祉センター (1) 身体障害者デイサービス事業 (2)
⑤生活保護施設 6(2.6%)
救護施設 (4) 更生施設 (2)
⑥知的障害者施設 26(11.4%)
知的障害者更生施設 (18) 知的障害者授産施設 (8)
⑦老人福祉施設 67(29.3%)
老人デイサービスセンター (7) 養護老人ホーム (7) 特別養護老人ホーム (46) 軽費老人ホーム (1) 老人福祉センター (4) 老人デイサービス事業 (2)
⑧複合施設 24(10.5%) ※施設と福祉センターなどが複合している施設
⑨無回答 2(0.9%) ※種類について無回答であった機関または施設

(2)経営主体

回答した機関・施設の中では、社会福祉法人が最も多かった。

表Ⅲ－3－7. 経営主体

公立	46(20.1)	その他	1(0.4)
法人	156(68.1)	NA	5(2.2)
公立民営	21(9.2)	計	229(100.0)

(3)施設定員及び施設現員(平成 13 年 10 月現在)

施設定員で最も多かったのが 50～99 人の施設であった。定員規模別の機関・施設数では 50 人以上が 55.5%で、49 人以下が 44.5%であり、おおよそ二分されていた。施設現員においても同じような方向であった。なお、全体の定員数に対する充足率（現員数合計／定員数合計）は 90.5%であった。

表Ⅲ－3－8. 施設定員および施設現員

人 数	施 設 定 員		施 設 現 員	
	機関・施設数	定員数	機関施設数	現員数
1 ～ 9 人	3(1.3)	10	3(1.3)	10
10 ～ 29 人	14(6.1)	286	13(5.7)	351
30 ～ 49 人	31(13.5)	1,100	30(13.1)	947
50 ～ 99 人	92(40.2)	5,489	90(39.3)	5,058
100 ～199 人	35(15.3)	4,214	34(14.8)	3,270
N A	54(23.6)		59(25.8)	404
計	229(100.0)	11,099	229(100.0)	10,040

(4)職員

生活相談員に対する社会福祉士有資格者の割合は 9.1%であり、寮母・介護職に対する介護福祉士有資格者の割合は 48.8%であった。生活相談員が所属する機関・施設に対する社会福祉士有資格者のいる機関・施設の割合は 60.9%であった。寮母・介護職が所属する機関・施設に対する介護福祉士有資格者のいる機関・施設の割合は 107.2%であった。社会福祉士は有資格者の数が少なく機関・施設にいる割合も少ないのに対し、介護福祉士は有資格者の数は多いも機関・施設にいる割合もかなり高いという結果であった。

表Ⅲ－3－9. 職員の人数

職 員	機関・施設数	人 数
生活相談員(指導員)	169	1,131
寮母・介護職	124	2,451
社会福祉士有資格者	103	194
介護福祉士有資格者	133	1,197

(5)2001 年度における実習受け入れ状況

社会福祉士実習は、2 週単位も 4 週単位もほぼ同人数であった。介護福祉士実習は、2 週単位と 4 週単位がやや多い。合計すると、2 週単位と 4 週単位にかなり集中している。

表Ⅲ－3－10. 2001 年度における実習受け入れ状況

	1 週単位	2 週単位	3 週単位	4 週単位	5 週単位
社会福祉士実習	—	130 名	—	122 名	—
介護福祉士実習	38 名	59 名	38 名	57 名	29 名
計	38 名	189 名	38 名	179 名	29 名

(6)実習受入れ開始時期別人数

社会福祉士の実習の開始時期は、8月をピークとして6月から11月にかけて多い。介護福祉士の実習は、3月と4月を除いた月に30人から40人程度の受け入れが継続している。その他の実習については、5月から12月にかけて40人以上の人数が続いており、各月に確実に受け入れが続いている。全体的には、5月から11月が100人を超えており、実習が多い時期となっている。

表Ⅲ－3－11. 実習生受け入れ開始時期別人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会福祉士	16名	24名	41名	43名	88名	52名	39名	41名	12名	10名	22名	9名
介護福祉士	12名	33名	38名	38名	38名	40名	48名	38名	18名	22名	27名	11名
その他	26名	44名	61名	66名	66名	54名	59名	51名	40名	29名	35名	23名
計	54名	101名	140名	147名	192名	146名	146名	130名	70名	61名	84名	43名

(7)社会福祉士実習における実習形態

実習形態としては通勤型と集中型に集中していること、(6)の実習時期に5月～11月に集中がみられること、(5)の実習の単位にも2週間単位と4週間単位に集中がみられることから、実習の状況に一部偏った傾向があるため、機関・施設側の受け入れに伴う負担の一因になっていると思われる。

表Ⅲ－3－12. 社会福祉士実習における実習形態

通勤	泊込	通年	集中	分散	混合
155 名	30 名	7 名	105 名	41 名	9 名

(8)社会福祉士実習における実習受け入れシステム

①実習の受け入れ・指導の意義及び職場全体の理解

表Ⅲ－3－13 は、実習の受け入れ・指導の意義を尋ねた結果を表にしたものである。60%台が後継者養成と福祉現場の理解者養成であり、実習生受け入れの社会的な意義を認めるものであった。40%～50%台が第三者の目と新鮮な対人関係と職員の意識の活性化であり、機関・施設内の業務や処遇の向上にとっての意義を認めるものであった。一方、低い回答率ではあるが、実習そのものの意義に結びつかない回答として、時代の趨勢に3.5%、現場の労働力としての意義に6.1%の回答もあった。

表Ⅲ－3－14 は、実習の受け入れ・指導の積極的意味が職場全体に理解されているかを聞いたものである。「理解されている」と「ほぼ理解されている」を合わせると87.8%

に達した。受け入れと指導の積極的な意味は職場全体にかなり理解されていた。

表Ⅲ－3－13. 実習の受け入れ・指導の意義 (MA)

専門職後継者養成	157(68.6)	現場の労働力	14(6.1)
理解者の養成	154(67.2)	社会的評価が得られる	13(5.7)
第三者の目	96(41.9)	職員の意識の活性化	126(55.0)
利用者に対する対人関係の提供	76(33.2)	その他	4(1.7)
時代の趨勢	8(3.5)	NA	9(3.9)
養成校の依頼	58(25.3)	計	229(100.0)

表Ⅲ－3－14. 実習の受け入れ・指導の積極的意味に対する職場全体の理解

理解あり	ほぼ理解あり	あまり理解なし	理解なし	NA	計
63(27.5)	138(60.3)	19(8.3)	2(0.9)	7(3.0)	229(100.0)

②実習受け入れ窓口担当者及び全体のマネジメント担当者の実態

表Ⅲ－3－15 は、実習受け入れ窓口の担当者の職種を職種と職場での立場によって区分したものであり、表Ⅲ－3－16 は、その実習受け入れ窓口の担当者が社会福祉士資格を有しているか否かを尋ねた結果を表したものである。実習受け入れ窓口の担当者のうち、社会福祉士の資格を有する者は20.5%であった。

表Ⅲ－3－17 は、実習の全体的なマネジメントを担当している者の職種を職種と職場での立場によって区分したものであり、表Ⅲ－3－18 は、全体的なマネジメントの担当者が社会福祉士資格を有しているか否かを尋ねた結果を表したものである。全体のマネジメントを担当している者の内、社会福祉士の資格を有する者は19.2%であった。表Ⅲ－3－15 と表Ⅲ－3－17 の結果は兼務している場合もあるため、平均してみると19.6%であり、社会福祉士の資格をもって実習指導に関わっている者が1/5以下ということであり、社会福祉士実習指導体制としては不十分であることが分かった。

また、表Ⅲ－3－15 と表Ⅲ－3－17 の結果を役職別に比較したものが表Ⅲ－3－19 である。管理者が窓口やマネジメントを担当している割合が以外とあった。窓口担当者に対してマネジメントを担当する者の中間職員と管理者の割合が若干多くなっていたが、それほど大きな差はないため、機能分離が明確に行われているわけではなく、かなり重複して担当していることが伺われる。

表Ⅲ－3－15. 実習受け入れ窓口の担当者の職種

①指導員・相談員等の一般職員 77(56.6%)
児童指導員(2)指導員(9)生活相談員(17)相談員(2)生活指導員(9) 保健婦(1)ケースワーカー(1)保育士(4)寮母(3)支援員(11) ソーシャルワーカー(4)専任職員(1)児童福祉司(1)主任児童指導員(1) 母子指導員(1)ボランティアコーディネーター(1)主事(1) 自立支援専門員(1)介護支援専門員(5)地域福祉活動専門員(2)
②主任・係長等の中間職員 30(22.1%)
在宅福祉係長(2)主任指導員(6)主任専門員(1)課長補佐(2) 相談副主任(1)所長代理(1)所長補佐(2)寮母長(1)指導主任(1) チームリーダー(1)総括主任寮母(1)主任(1)主査(1)総括主任(1) 婦長(1)係長(1)事務局次長(2)主任ソーシャルワーカー(1)指導係長(1) 施設長補佐(2)
③施設長・課長等の管理者 18(13.2%)
施設長(8)課長(1)総務管理課長(1)庶務課長(1)生活第二課長(1) 指導課長(3)生活指導課長(2)相談判定課長(1)
④その他 11(8.1%)
事務職(3)介護福祉士(1)介護事業課・総務課(1)福祉職(1) 社会福祉士(1)担当側(1)福祉(1)介護福祉士(1)施設マネージャー(1)
計 136 (100.0%)

表Ⅲ－3－16. 実習受け入れ窓口担当者の社会福祉士資格の有無

	資格有り	受験資格有り	資格無し	NA	計
社会福祉士資格	47(20.5)	45(19.7)	125(54.6)	12(5.2)	229(100.0)

表Ⅲ-3-17. 実習の全体的なマネジメントの担当者の職種

①指導員・相談員等の一般職員	67(56.8%)
寮父母(3) 児童指導員(2)生活指導員(12)生活相談員(14)相談員(3) 看護婦(1)ケースワーカー(1) 保育士(4) 指導員(7) 介護指導員(1)事務職(1) 相談指導員(1)指導主事(1)支援員(1)福祉活動専門員(1) 主事・事務(5) 自立支援専門員(1) ソーシャルワーカー(4) 児童福祉司(1)専任職員(1) 介護支援専門員(2)	
②主任・係長等の中間職員	28(23.7%)
在宅福祉係長(2) 主任専門員(1) 主任指導員(4) 主任(1)所長補佐(2) 相談副主任(1) 総務管理係長(1) 主任寮母(1) 係長(1) 寮母長(1) 介護主任(1) 事務局次長(1)主任ソーシャルワーカー(1)指導係長(1) 主任指導員(2)チームリーダー(1) 主任児童指導員(1)施設長補佐(1) 課長補佐(1) 総括主任寮母(1) 主任(1)主査(1) 総括主任(1)	
③施設長・課長等の管理者	19(16.1%)
園長・施設長・管理者(5)局長(2) 課長(1) 所長代理(1) 生活支援課長(1) 課長(1) 介護課長(1)生活第二課長(1) 査察指導員(1) 指導課長(3) 相談判定課長(1) 介護指導課長(1)	
④その他	4(3.4%)
介護福祉士(2)施設マネージャー(1)社会福祉士(1)	
計	118(100.0%)

表Ⅲ-3-18. 実習の全体的なマネジメントの担当者の社会福祉士資格の有無

	資格有り	受験資格有り	資格無し	NA	計
社会福祉士資格	44(19.2)	42(18.3)	125(54.6)	18(7.9)	229(100.0)

表Ⅲ-3-19. 実習受け入れ窓口の担当者及び全体的なマネジメント担当者の役職

	一般職員	中間職員	管理者	その他
実習受け入れ窓口の担当者	56.6%	22.1%	13.2%	8.1%
全体的なマネジメント担当者	56.8%	23.7%	16.1%	3.4%

(11)実習の受け入れ実態

表Ⅲ-3-20 は、実習生全体の年間受入計画の策定有無を尋ねたものである。これによると半分弱の機関・施設では年間受入計画を作成していた。そのうち「その他」と回答のあったものの内訳は「大体の目安程度はもっている(4件)」、「一括調整のもとで受け入れている(2件)」、「介護等体験の計画はある(3件)」、「随時計画している(4件)」となっていた。

表Ⅲ-3-21 は、社会福祉士実習生を同時期に受け入れる際の人数を決めているか否かを聞いたものである。この結果によると半分強の機関・施設では同時期に受け入れる

人数を決めていた。また、「その他」と回答したものの内訳は「ある程度は決めている（８件）」、「養成校等と協議している（１件）」、「一括調整している（１件）」、「随時調整（１件）」となっている。

また、表Ⅲ－３－２１において人数を決めていた場合、何人まで受け入れているかを尋ねた結果が表Ⅲ－３－２２である。「一人まで」と「二人まで」を合わせると 87.8%を占めていた。今後、さらに多くの実習生を引き受けていくことを考えると、同時期に受け入れる人数がこれでは養成校側の要望にも応えられないし、実習受け入れが通年化していくことになればかなりの負担になっていくものと思われる。効率的な社会福祉士実習のあり方を検討していかなければならない。

表Ⅲ－３－２３は、実習生の受け入れ時期を指定しているか否かを聞いたものである。受け入れ時期の指定の割合は、年間受入計画の作成や同時期に受け入れる人数の決定よりも低く、25%以下であった。機関・施設では受け入れ時期については養成校の意向に沿っている傾向であり、機関・施設自体としては時期について指定しなければならないほどの都合は発生していないようである。また、「その他」と回答したものの内訳は「機関・施設の都合で受け入れ時期を調整している（１５件）」、「養成校の希望が重ならないように時期を調整している（５件）」、「機関・施設の都合と養成校の希望の両方から時期を調整している（１件）」、「希望に応じている（１件）」となっている。

表Ⅲ－３－２０．実習生全体の年間受入計画の策定の有無

	はい	いいえ	その他	NA	計
受入計画の策定	103(45.0)	107(46.7)	13(5.7)	6(2.6)	229(100.0)

表Ⅲ－３－２１．社会福祉士実習生を同時期に受け入れる人数の取り決めの有無

	はい	いいえ	その他	NA	計
受入人数取り決め	124(54.1)	84(36.7)	11(4.8)	10(4.4)	229(100.0)

表Ⅲ－３－２２．同時期に受け入れる人数

	一人まで	二人まで	三人まで	四人まで	NA	計
回答数	63(27.5)	138(60.3)	19(8.3)	4(1.7)	5(2.1)	229(100.0)

表Ⅲ－３－２３．実習生の受け入れ時期の指定有無

	はい	いいえ	その他	NA	計
受入時期の指定	51(22.3)	148(64.6)	22(9.6)	8(3.5)	229(100.0)

表Ⅲ－３－２４は、実習コーディネーターが職務分掌で決まっているかどうかを表したものである。この結果によると実習コーディネーターが職務分掌で決まっているものが 70%を超えていた。ただし、「その他」の回答内容を見てみると、「福祉課が担当することになっている（１件）」、「５人の職員が毎年担当替えする（１件）」というように、担当者がどの程度の期間その任に当たっているかは不明である。

表Ⅲ－３－２５は、実習スーパーバイザーが職務分掌で決まっているかどうかを表した

ものである。この結果によると、職務分掌で決まっているのが60%台であった。実習スーパーバイザーが63.8%であるのに対して、実習コーディネーターが70.3%であり、その差6.8%は実習コーディネーターがいても実習スーパービジョンがなされていない可能性を示す。ちなみに、「その他」の回答内容の内訳は「配属先で担当が決まる(3件)」、「その他何らかの形で大まかには決まっている(3件)」となっていた。

表Ⅲ-3-24. 実習コーディネーターは職務分掌で決まっているか否かの状況

	決まっている	決まっていない	その他	NA	計
職務分掌	161(70.7)	59(25.8)	2(0.9)	6(2.6)	229(100.0)

表Ⅲ-3-25. 実習スーパーバイザーは職務分掌で決まっているか否かの状況

	決まっている	決まっていない	その他	NA	計
職務分掌	146(63.8)	68(29.7)	9(3.9)	6(2.6)	229(100.0)

表Ⅲ-3-26 は、機関・施設独自の実習マニュアルがあるか否かの状況を表したものである。この結果を見ると、半分強の機関・施設では独自のマニュアルが作成されていなかった。「その他」の回答内容は、「近日中に作成予定(1件)」、「施設の概要を使っている(1件)」、「プログラム程度(1件)」、「不明(1件)」となっている。

また、独自の実習マニュアルがあると回答したものに関して、その内容を聞いたものが表Ⅲ-3-27である。実習マニュアルが冊子としてある機関・施設は27.1%と少なかった。実習関連の担当者が決まっている割にはマニュアル化が進んでいなかった。また、実習マニュアルの状況として「その他」と回答したものの内訳は「随時作成(2件)」、「口頭説明のみ(1件)」、「一～二枚程度のもの(2件)」、「計画書の中に入っている(1件)」、「不明(1件)」となっている。

表Ⅲ-3-26. 機関・施設独自の実習マニュアルがあるか否かの状況

	ある	ない	その他	NA	計
独自の実習マニュアル	99(43.2)	120(52.4)	4(1.7)	6(2.6)	229(100.0)

表Ⅲ-3-27. 実習マニュアルの状況

	冊子	覚え書程度	その他	NA	計
実習マニュアルの状況	26(27.1)	63(65.6)	7(7.3)	0(0.0)	96(100.0)

表Ⅲ-3-28 は、実習指導の時間が勤務時間に組み込まれているかどうかを表したものである。「組み込まれている」と回答したものが約8割にのぼる。

表Ⅲ-3-29 は、実習指導が時間外に及んだときに時間外勤務手当が出るか否かをあらわしたものである。「出る」が39.7%、「出ない」が50.7%であり、時間外勤務手当が出ない割合の方が多かった。実習受入体制が整備され、業務に組み入れられ、勤務時間に組み入れられている割合の高さの割には、時間外勤務手当が出ている割合が低いようである。実習関係業務が、機関・施設の中で業務としての位置づけとして弱いよ

うである。

表Ⅲ－3－28. 実習指導時間が勤務時間に組み込まれているか否かの状況

組み込まれている	一部組み込まれている	組み込まれていない	NA	計
182(79.5)	30(13.1)	13(5.7%)	4(1.7%)	229(100.0)

表Ⅲ－3－29. 時間外勤務手当が出るか否かの状況

	すべて出る	一部出る	出ない	NA	計
時間外勤務手当	52(22.7)	39(17.0)	116(50.7)	22(9.6)	229(100.0)

(12)現場実習の内容

現場実習の内容として尋ねたものは、①実習前の養成校教員との打ち合わせ、②実習前の実習生との事前面接、③実習生による実習計画(案)に関する指導・調整、④実習中のプログラムの作成、⑤実習へのケアワークの組み込み、⑥実習中の実習日誌(ノート)の指導、⑦実習中のスーパービジョンの時間の設定、⑧実習中間でのふり返し、⑨実習中の養成校教員巡回指導への対応、⑩実習終了時の実習生も含めた職場内での評価・反省、⑪実習終了後の養成校教員を交えた評価・反省、⑫養成校の主催する実習総括会議や担当者打ち合わせへの参加、⑬実習指導方法に関する学習、⑭その他(追加する項目があれば)、の14項目である。

①～⑥及び、⑧～⑭の結果は、表Ⅲ－3－30～表Ⅲ－3－35 及び表Ⅲ－3－39～表Ⅲ－3－45 に示す通りである。⑦に関してはスーパービジョンの時間の設定有無について尋ねたものが表Ⅲ－3－36 に、次いでスーパービジョンを「必ず行なう」と応えたものについてその頻度を尋ねたものが表Ⅲ－3－37 に表してある。これに関して「その他」と回答したものの内訳は「週2回程度(1件)」、「3～4日に一回(1件)」、「期間中8回(1件)」、「必要時(2)件」となっていた。更に、表Ⅲ－3－37 にて、スーパービジョンを「ほぼ毎日」及び「週1回程度」行なうと回答した者についてその内容を尋ねたものが表Ⅲ－3－38 に表してある。これに関して「その他」と回答したものの内訳は「反省会的なもの(4件)」、「説明的なもの(3件)」、「実習生の状態確認的なもの(1件)」となっていた。

⑭その他(追加する項目があれば)に関して具体的に記述があった現場実習内容としては「養成校と実習施設の広域の話し合いに参加」、「実習初日のオリエンテーション」、「体調管理、出勤時間などの休みも含めて調整する」、「事前のオリエンテーション」、「複合施設である施設内見学学習」、「課題を設定したミーティング」、「実習前の事前学習」があった。

表Ⅲ－3－30. 実習前の養成校教員との打ち合わせ

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
打ち合わせ	64(27.9)	127(55.5)	33(14.4)	5(2.2)	229(100.0)

表Ⅲ－3－31. 実習前の実習生との事前面接

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
事前面接	140(61.1)	66(28.8)	17(7.4)	6(2.6)	229(100.0)

表Ⅲ－3－32. 実習生による実習計画(案)に関する指導・調整

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
実習計画指導・調整	87(38.0)	120(52.4)	15(6.6)	7(3.1)	229(100.0)

表Ⅲ－3－33. 実習中のプログラムの作成

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
プログラム作成	151(65.9)	65(28.4)	8(3.5)	5(2.2)	229(100.0)

表Ⅲ－3－34. 実習へのケアワークの組み込み

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
ケアワーク組み込み	92(40.2)	109(47.6)	10(4.4)	18(7.9)	229(100.0)

表Ⅲ－3－35. 実習中の実習日誌（ノート）の指導

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
実習日誌の指導	186(81.2)	37(16.2)	1(0.4)	5(2.2)	229(100.0)

表Ⅲ－3－36. 実習中のスーパービジョンの時間の設定

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
SV の時間設定	105(45.9)	106(46.3)	10(4.4)	8(3.5)	229(100.0)

表Ⅲ－3－37. スーパービジョン設定の頻度

	ほぼ毎日	週1回程度	2週に1回程度	その他	NA	計
SV の頻度	51(48.6)	39(37.1)	6(5.7)	5(4.8)	4(3.8)	105(100.0)

表Ⅲ－3－38. スーパービジョンの内容

困り事 の相談	目的達成 状況確認	日誌の点検 と指導	実習のあり 方注意	ケース研究 等の指導	その他	NA・ 非該当	計
103(48.8)	102(48.3)	96(45.5)	92(43.6)	62(29.4)	8(3.8)	74(35.1)	229(100.0)

表Ⅲ－3－39. 実習中間でのふり返し

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
中間ふり返し	80(34.9)	128(55.9)	15(6.6)	6(2.6)	229(100.0)

表Ⅲ－3－40. 実習中の養成校教員巡回指導への対応

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
巡回指導対応	133(58.1)	74(32.3)	16(7.0)	6(2.6)	229(100.0)

表Ⅲ－3－41. 実習終了時の実習生も含めた職場内での評価・反省

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
終了時の職場反省	127(55.5)	69(30.1)	28(12.2)	5(2.2)	229(100.0)

表Ⅲ－3－42. 実習終了後の養成校教員を交えた評価・反省

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
教員を交えた反省	23(10.0)	108(47.2)	92(40.2)	6(2.6)	229(100.0)

表Ⅲ－3－43. 養成校の主催する実習総括会議や担当者打ち合わせへの参加

	必ず参加	必要に応じて参加	参加しない	NA	計
養成校主催会議	23(10.0)	126(55.0)	73(31.9)	7(3.1)	229(100.0)

表Ⅲ－3－44. 実習指導法に関する学習

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
実習指導法学習	27(11.8)	147(64.2)	47(20.5)	8(3.5)	229(100.0)

表Ⅲ－3－45. その他

	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
その他	8(3.5)	40(17.5)	11(4.8)	170(74.2)	229(100.0)

①から⑭をまとめると次のようになった。

必ず行う割合が 30%以下と低い項目を抽出すると、

- ①実習前の養成校教員との打ち合わせ 27.9%
- ⑩実習終了後の教員を交えた評価・反省 10.0%
- ⑫養成校主催の実習総括会議への参加 10.0%
- ⑬実習指導法に関する学習 11.8%
- ⑭その他 3.5%

の 5 項目となり、実習前後の取り組みが不十分であった。

次に、必ず行う割合が 30%以上 50%未満の“まあまあ行っている”項目を抽出すると以下のとおりとなった。

- ③実習計画の指導調整 38.0%
- ⑤ケアワークへの組み込み 40.2%
- ⑦実習中のスーパービジョンの時間設定 45.9%
- ⑧実習中間でのふりかえり 34.9%

以上であり、これらは、実習の質を高める取り組みであり、また、実習指導者の力量が問われる項目であった。

次に、必ず行う割合が 50%以上と高い項目を抽出すると、

- ②実習前の実習生との事前面接 61.1%
- ④実習中のプログラムの作成 65.9%
- ⑥実習中の実習日誌の指導 81.2%
- ⑨巡回指導への対応 58.1%
- ⑩実習終了時の職場内での評価・反省 55.5%

以上であり、養成校や実習生からの働きかけがあるのでどうしても対応しなければならない項目が②と⑨、主体的な取り組みが④と⑥、義務的ではあるがその取り組みには機関・施設の主体性が求められる項目が⑩であった。②と⑨と⑩との関係で④と⑥が行われていかなければ独り善がりの実習指導になってしまう危険性があり、また、実習課題に基づいた実習効果を上げるためにも②と⑨と⑩の「必ず行う」割合もさらに高めていく必要がある。

以上のことから、実習前後の取り組みが不十分で、実習中の基本的なことは比較的できており、実習の内容を向上させる取り組みが不十分であることがわかった。

なお、現場実習の内容（①～⑭）全体の回答傾向を集計し、その割合を示すと表Ⅲ－3－46 のような結果となり、全体的には「必ず行う」が過半数に達していない状況であった。

表Ⅲ－3－46. 現場実習の内容（①～⑭）全体の回答傾向

必ず行う	必要に応じて行う	行わない	NA	計
38.9%	41.2%	11.6%	8.3%	100.0%

(13)実習指導の状況

実習指導の状況に関して尋ねた 27 項目についての結果（「十分出来た」、「ほぼ出来た」、「あまり出来なかった」、「全く出来なかった」の 4 段階評価）を表Ⅲ－3－47 から表Ⅲ－3－73 に示した。

まず、「十分出来た」が高い割合を示した項目を抽出すると次のようになった。

- ・ 30%台の項目 （チ）実習携帯品等の情報提供 32.2%（テ）実習生の機関・施設内での紹介 34.5%
- ・ 20%台の項目 （エ）直接指導に当たる担当者の日程調整 25.3%（サ）受け入れ計画の立案 20.1%（ソ）実習生の受け入れ方針、実習計画、実習内容の説明 21.4%（タ）諸施設・設備の説明と使用上の注意 25.8%（ニ）教員の実習先訪問への対応 20.5%

このことから、実習指導上最低限すべきことや基本的に対応すべきことはかなり出来ていることが分かった。

次に「全く出来なかった」が 10%以上の項目は、（ケ）他施設機関への実習生の見学や聞き取り 23.6%（ス）立案に際しての内部関係者や養成校との話し合い 10.9%であった。更に「あまり出来なかった」が 30%以上の項目は、（ア）他の実習との違いの職員間での理解 45.0%（ケ）他施設機関への実習生の見学や聞き取り 31.4%（ス）立案に際しての内部関係者や養成校との話し合い 35.4%（ヌ）成果や未解決課題の確認 30.1%

(ネ) 継続学習への動機付け 35.8%であった。「全く出来なかった」と「あまり出来なかった」に重なるのが(ケ) 他施設機関への実習生の見学や聞き取りと(ス) 立案に際しての内部関係者や養成校との話し合いであり、外部との調整を必要とする指導がかなり出来ていないことがわかった。つまり、指導が内部的な内容になっていることが伺える。

その他、あまり出来ない方向で高い割合を示したのが(ア) 他の実習との違いの職員間での理解 45.0% (ス) 立案に際しての内部関係者や養成校との話し合い 35.4% (ヌ) 成果や未解決課題の確認 30.1% (ネ) 継続学習への動機付け 35.8%であり、実習環境を整えるための指導やより高い実習効果を上げるために必要な指導が十分には出来ていなかった。高い割合で出来ない方向を示した項目では指導者が意識し時間があればできる内容であるのに対して、あまり出来ない方向で高い割合を示した項目は指導者の考え方や指導能力を問われるものであった。

表Ⅲ－3－47. 社会福祉士実習と他の実習との違いに関する職員間での共通理解 (ア)

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
10(4.4)	88(38.4)	103(45.0)	17(7.4)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－3－48. 実習受け入れの意味・意義に関する職員間での共通理解 (イ)

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
19(8.3)	154(67.2)	43(18.8)	3(1.3)	10(4.4)	229(100.0)

表Ⅲ－3－49. 実習業務の機構上の位置づけと役割分担の明確化 (ウ)

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
40(17.5)	119(52.0)	54(23.6)	6(2.6)	10(4.4)	229(100.0)

表Ⅲ－3－50. 直接指導に当たる担当者の日程調整 (エ)

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
58(25.3)	138(60.3)	21(9.2)	0(0.0)	12(5.2)	229(100.0)

表Ⅲ－3－51. 具体的な指導内容の依頼 (オ)

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
30(13.1)	150(65.5)	38(16.6)	1(0.4)	10(4.4)	229(100.0)

表Ⅲ－3－52. 実習生に関する情報提供 (カ)

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
33(14.4)	154(67.2)	32(14.0)	0(0.0)	10(4.4)	229(100.0)

表Ⅲ－3－53. トラブルが起こったときの調整や代弁 (キ)

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
31(13.5)	158(69.0)	23(10.0)	1(0.4)	16(7.0)	229(100.0)

表Ⅲ－3－54. 実習担当教員との連携（ク）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
30(13.1)	116(50.7)	57(24.9)	14(6.1)	12(5.2)	229(100.0)

表Ⅲ－3－55. 他施設機関への実習生の見学や聞き取り（ケ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
18(7.9)	72(31.4)	72(31.4)	54(23.6)	13(5.7)	229(100.0)

表Ⅲ－3－56. 実習生が外に出る際の紹介や調整（コ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
22(9.6)	102(44.5)	55(24.0)	32(14.0)	18(7.9)	229(100.0)

表Ⅲ－3－57. 受入計画の立案（サ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
46(20.1)	122(53.3)	41(17.9)	9(3.9)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－3－58. 指導計画の立案（シ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
34(14.8)	107(46.7)	63(27.5)	13(5.7)	13(5.2)	229(100.0)

表Ⅲ－3－59. 立案に際しての内部関係者や養成校との話し合い（ス）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
13(5.7)	99(43.2)	81(35.4)	25(10.9)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－3－60. 実習生を受け止め、支持し、見守る態度（セ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
40(17.5)	164(71.6)	15(6.6)	0(0.0)	10(4.4)	229(100.0)

表Ⅲ－3－61. 実習生の受入方針、実習計画、実習内容の説明（ソ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
49(21.4)	134(58.5)	35(15.3)	1(0.4)	10(4.4)	229(100.0)

表Ⅲ－3－62. 諸施設・設備の説明と使用上の注意（タ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
59(25.8)	143(62.4)	15(6.6)	1(0.4)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－3－63. 実習携帯品等の情報提供（チ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
74(32.2)	136(59.4)	6(2.6)	2(0.9)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－３－64. 事前の学習課題の提示（ツ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
7(16.2)	95(41.5)	72(31.4)	13(5.7)	12(5.2)	229(100.0)

表Ⅲ－３－65. 実習生の機関・施設内での紹介（テ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
79(34.5)	121(52.8)	18(7.9)	1(0.4)	10(4.4)	229(100.0)

表Ⅲ－３－66. 実習生との実習目標、課題の点検、確認、合意（ト）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
39(17.0)	135(59.0)	43(18.8)	1(0.4)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－３－67. 取り組み状況、課題達成状況の確認と課題の合意（ナ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
30(13.1)	134(58.5)	52(22.7)	2(0.9)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－３－68. 教員の实習先訪問（巡回指導）への対応（ニ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
47(20.5)	132(57.6)	29(12.7)	7(3.1)	14(6.1)	229(100.0)

表Ⅲ－３－69. 成果及び未解決課題の確認（ヌ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
15(6.6)	129(56.3)	69(30.1)	5(2.2)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－３－70. 継続学習（実習終了後の課題に関する学習）への動機づけ（ネ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
12(5.2)	117(51.1)	82(35.8)	6(2.6)	12(5.2)	229(100.0)

表Ⅲ－３－71. 今後の成長への示唆（ノ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
12(9.6)	129(56.3)	63(27.5)	1(0.4)	14(6.1)	229(100.0)

表Ⅲ－３－72. 実習終了後の継続的な関係作り（ハ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
10(4.4)	74(32.3)	113(49.3)	21(9.2)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－３－73. 養成校との問題点や改善点等の協議（ヒ）

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
5(2.2)	67(29.3)	95(41.5)	50(21.8)	12(5.2)	229(100.0)

以上の 27 項目を集計し各々の選択肢の回答率を求めた結果を表Ⅲ－3－74 に示した。全体集計の「十分出来た」と「ほぼ出来た」を合わせると 67.8%であり、「あまり出来なかった」と「全く出来なかった」を合わせると 27.1%であった。全体としてはある程度は出来ている状況であった。

表Ⅲ－3－74. 全体集計結果

十分出来た	ほぼ出来た	あまり出来なかった	全く出来なかった	NA	計
14.6%	53.2%	22.5%	4.6%	5.1%	100.0%

(14)重要だと考えている実習経験項目

現場実習を指導する場合に重要だと考えている実習経験項目について 17 項目の中から 5 項目を選択した結果が表Ⅲ－3－75 に表してある。

その結果、上位 5 項目は、①クライアントおよびその課題・ニーズの理解 52.8%、⑤共感的・理解的に接する技能 57.6%、⑨対人関係を形成する能力 60.7%、⑬積極的に関わろうとする態度 48.5%、⑭人権・人格を尊重しようとする態度 48.0%であり、いずれも利用者に直接関わる時に必要な経験であった。

一方、下位 5 項目（その他と無回答を除く）は、④他施設・制度・社会資源等の理解 14.0%、⑦企画・立案・実行の能力 11.4%、⑧社会資源を活用する能力 10.5%、⑪出勤時間や注意事項等の規則の遵守 15.7%、⑯他職種・他職員と協働しようとする態度 18.8%であった。下位になった理由を考察するに、④は、受け入れた機関・施設の実習経験をするために来たのに何故外部の経験を提供する必要があるのかという点が整理されていないように思われた。⑦は、その経験が期間的に到達できず現場の状況的に到達できない現状があるように思われた。⑧は、内部だけでも提供されるべき多くの経験があり、社会資源の活用まで経験を広げる現状にないように思われた。⑪は、このような態度は実習の前提又は常識の範囲、養成校で指導すべきことととらえているように思われた。⑯は、実習経験としては高度なものであり、実習生の能力・性格・視点・指導者の能力・実習環境などが整わないと達成できないものであり、提供自体にかなり無理があるものと思われた。

また、上位 5 項目平均は 53.52%、下位 5 項目平均は 14.08%とその差が約 4 倍ある結果となっていることから、上位と下位の格差がなかりあるといえ、重要と考えている経験項目が絞られていた。

表Ⅲ－3－75. 重要だと考える実習経験項目

実 習 経 験 項 目	度数 (割合)
①クライアントおよびその課題・ニーズの理解	121 (52.8%)
②実習した職種の業務の理解	77 (33.6%)
③法的根拠・目的・組織等の機構・機能の理解	58 (25.3%)
④他施設・制度・社会資源等の理解	32 (14.0%)
⑤共感的・理解的に接する技能	132 (57.6%)
⑥基本技術の修得	59 (25.8%)
⑦企画・立案・実行の能力	26 (11.4%)
⑧社会資源を活用する能力	24 (10.5%)
⑨対人関係を形成する能力	139 (60.7%)
⑩日誌や記録を的確に作成する能力	58 (25.3%)
⑪出勤時間や注意事項等の規則の遵守	36 (15.7%)
⑫職務を習得しようとする意欲・熱意	71 (31.0%)
⑬積極的に関わろうとする態度	111 (48.5%)
⑭人権・人格を尊重しようとする態度	110 (48.0%)
⑮指導・助言を積極的に求めようとする態度	56 (24.5%)
⑯他職種・他職員と協働しようとする態度	43 (18.8%)
⑰その他	4 (1.7%)
無回答	8 (3.5%)
計	229 (100.0%)

(15)回答者の実習指導についての考え方

表Ⅲ－3－76 は、回答者自身が実習指導を担当するのは社会福祉専門職としての役割だと思っているかどうかを尋ねた結果である。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 85.6%がその理解の方向にあった。

表Ⅲ－3－77 は、回答者自身が実習指導に意欲的に取り組んでいくかどうかを尋ねた結果である。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 83.0%が意欲的な方向にあった。

表Ⅲ－3－78 は、回答者自身が実習指導を担当することに負担を感じているかどうかを尋ねた結果である。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 53.3%がなんらかの負担を感じていた。

以上の結果を関連づけてみると、役割意識と熱意が 80%台であるのに対し負担感が 50%台であった。負担感 53.3%と、役割意識 85.6%及び熱意 83.0%の差は、実習指導者の努力によって補っているということであろう。

また、表Ⅲ－3－78 において「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「あまりそう思わない」と回答した者にたいして、どのような点で実習指導を負担だと感じているかについて聞いた結果が表Ⅲ－3－79 である。最も負担感が高かったのが「時間的な余裕がない」78.1%であり、他の負担感の項目と大きく開きがあった。続いて「指導力不足」36.2%「学生の意欲不足」30.1%「多様な実習の受け入れ」27.0%であった。見ら

れるとおり実習指導者が頑張っていこうとする姿勢が伺えるのに、時間的な余裕がないということが最も高い負担感であるということは、実習指導者の業務環境や実習指導環境の不十分さがあるのであり、実習受け入れ態勢の整備の必要性が伺われる。

表Ⅲ－3－76. 実習指導は社会福祉専門職としての役割であると思うか否かの状況

そう思う	どちらかといえばそう思う	あまり思わない	思わない	計
117(51.1)	79(34.5%)	19(8.3%)	4(1.7%)	229(100.0)

表Ⅲ－3－77. 実習指導に意欲的に取り組んでいるか否かの状況

そう思う	どちらかといえばそう思う	あまり思わない	思わない	計
52(22.7)	138(60.3%)	29(12.7%)	2(0.9%)	229(100.0)

表Ⅲ－3－78. 実習指導を負担に感じてでいるか否かの状況

そう思う	どちらかといえばそう思う	あまり思わない	思わない	計
38(16.6)	84(36.7%)	74(32.3%)	26(11.4%)	229(100.0)

表Ⅲ－3－79. 実習指導をどのような点で負担だと感じているか

時間的な余裕がない	153(78.1)	学生の意欲不足	59(30.1)
知識不足	43(21.9)	実習謝礼が安い	9(4.6)
指導力不足	71(36.2)	多様な実習の受け入れ	53(27.0)
上司の理解を得にくい	4(2.0)	実習生数が多い	43(21.9)
同僚の理解を得にくい	8(4.1)	実習生のマナー不足	36(18.4)
利用者の理解を得にくい	10(5.1)	その他	9(4.6)
業務上の位置づけ	30(15.3)	NA	2(1.0)
養成校側の不十分な対応	21(10.7)	計	196(100.0)

(16)回答者にとっての実習指導の意義

表Ⅲ－3－80 は、回答者に対して実習指導を担当することの意義を尋ねた結果を表したものである。その結果、①後進の育成 77.3%、②自己成長 51.1%、③職場の活性化 46.3%、④社会的責務 44.5%、⑤日常業務の見直し 30.1%の順に高い割合になっており、その他の項目との差が大きい。実習指導者にとっての実習指導の意義はかなり共通化していることがわかった。

表Ⅲ－3－80. 実習指導を担当することの意義

実習指導の意義	度数（割合）
①後進の育成	177 (77.3)
②自己成長	117 (51.1)
③職場の活性化	106 (46.3)
④社会的責務	102 (44.5)
⑤日常業務の見直し	69 (30.1)
⑥利用者の権利擁護	25 (10.9)
⑦養成校との関係強化	16 (7.0)
⑧その他	2 (0.9)
⑨意義はない	3 (1.3)
⑩NA	7 (3.1)
計	229 (100.0)

(17)実習指導について

表Ⅲ－3－81 は利用者に対する実習生の紹介の仕方を尋ねた結果を表している。「集まりの時に紹介」が最も高く、他の紹介の仕方はそれほど使われていなかった。実習が利用者の権利侵害との関係や利用者の理解を得る必要が高まっていることや実習環境を整えるために実習に対する職員の理解促進を図るためにも、多様な紹介の仕方を活用して、利用者の理解が図られるようにさらなる配慮が必要であろう。

「その他」の紹介の仕方としては、「同行訪問の際に事前に了解を得る（１件）」、「たよりに掲載する（１件）」、「訪問時の相手に紹介する（８件）」、「集合場面で紹介する（３件）」、「個別に紹介する（２件）」、「担当する部署に紹介する（３件）」、「業務の中で紹介していく（６件）」、「実習生に実習経験をしながら自ら行ってもらう（５件）」、「業務中に自分で集会を催して自己紹介してもらう（１件）」、「作業場を回り紹介する（１件）」、「服装や名札で示す（１件）」、「理解できる人に紹介する（１件）」、「事前に会議で知らせる（１件）」、「不明（５件）」となっていた。

表Ⅲ－3－81. 利用者に対する実習生の紹介の仕方

掲示板にて紹介	23(10.0)	利用者一人一人に紹介	23(10.0)
集まりの機会に紹介	136(59.4)	その他	39(17.0)
配布文書の中で紹介	7(3.1)	非該当	16(7.0)
巡回して紹介	48(21.0)	NA	9(3.9)
園内放送を使って紹介	10(4.4)	計	229(100.0)

表Ⅲ－3－82 は、実習プログラムの組み立てについて尋ねたものである。ソーシャルワークとケアワークの組み合わせが 50.7%と最も多く、ついでオムニバス型 19.7%、次がその他 10.9%、最も低いのがソーシャルワーク実習中心 10.5%であった。社会福祉援助技術現場実習としては、本来どの形が適切なのかが曖昧であるにしても、ソーシャルワーク実習中心のプログラムの組み立てになっている割合が低いということには疑問が

残る。現場の実情から推察するに、所有する事業をすべて経験させるオムニバス型実習によって実習効果を上げようとしたり、指導者の配置や機関・施設側の都合からソーシャルワークとケアワークを組み合わせることによって実習経験として提供している場合もある。いずれにしろ、実習の意図や実習生の課題によって、所有する事業の何をいかに提供するかを判断してプログラムに落としていけることが必要ではないだろうか。

組み立てに関して「その他」と回答したものの内容は、「ケアワーク中心（16件）」、「関係機関との調整業務（1件）」、「講義中心（1件）」、「2と3の組み合わせ（4件）」、「1と2と3の混在型（1件）」、「生活支援中心（1件）」、「実習生のニーズ対応型（1件）」となっている。この回答を見てみると「ケアワーク中心」が16件あり、全体の7.0%を占めていた。これに2の「ソーシャルワーク実習とケアワーク実習の組み合わせ」50.7%を合わせると57.7%となり、社会福祉士実習の中にケアワーク実習がかなり入っていることがわかった。

表Ⅲ-3-82. 実習指導プログラムの組み立て

実習指導プログラムの組み立て	度数(割合)
1.ソーシャルワーク実習中心	24(10.5)
2.ソーシャルワークとケアワークの組み合わせ	116(50.7)
3.オムニバス型	45(19.7)
4.その他	25(10.9)
NA	19(8.3)
計	229(100.0)

また、それぞれの実習指導プログラムの組み立てを採っている理由について自由記述を求めた。まず、「ソーシャルワーク実習中心」の組み立てを採っている理由としては、

- ・更生相談所の主たる業務である。
- ・社協の地域福祉活動希望の実習生しか受け入れない。
- ・福祉職の基本と考えるから
- ・クライアントの全人像を理解するプロセスを学習してほしいと考えている。
- ・社会福祉士を養成していく実習と考えるならばソーシャルワーク実習を行うべきと理解している。
- ・施設の業務の実際にあわせている。
- ・ニーズを把握し企画・立案・運営・反省・評価という流れを経験してほしい。
- ・心理の理解が援助の方針を決定づけるため、背景を理解してほしい。
- ・個別援助のあり方や利用者理解を深めてほしい。

というものが挙げられていた。何をもってソーシャルワーク実習といっているかというと、本来業務という認識、地域活動、利用者理解、援助の全体の理解、心理的理解、個別援助のあり方などであり、回答者のソーシャルワークに対する理解の内容が伺える。

次に、「ソーシャルワークとケアワークの組み合わせ」を採っている主な理由としては、

- i) 機関・施設の特性上
 - ・知的障害者施設のため、ソーシャルワークと共にケアワークが活動の中心のため

め。

- ・老人福祉分野では相談援助だけではダメだと思う。
- ・小規模施設のため業務の種類が少ないため。
- ・授産施設のため、作業をしてもらうため。
- ・ソーシャルワーク中心は施設の性格上難しいため。
- ・老人ホームはやはり身体介護が中心である。
- ・児童養護施設にはとソーシャルワークの両方が求められるため。
- ・施設における直接処遇職員の基本はケアワークだと思うので。
- ・子供の発達援助が中心のため。
- ・日常業務の構成が混在しているから。

ii) 社会福祉士として

- ・社会福祉士の基礎だと思う。(ソーシャルワークの基礎として社会福祉士も当然ケアワークを学ぶべきだということ)

iii) 現場を知ってもらうため

- ・職員の動きを知ってもらうため。
- ・施設での生活状況を理解してもらうため。
- ・実際の現場の状況を理解するため。
- ・自分で実際を感じてもらうため。
- ・ケース研究をするのに問題点を見つけやすいため。
- ・ケアワークの理解のため。
- ・直接利用者に関わることが最も重要であるため。

iv) ケアワークとソーシャルワークの関係上

- ・身辺介護抜きにトータルな利用者理解はできない。
- ・人とのかかわりが出来なければソーシャルワークはできない。
- ・ソーシャルワークとケアワークは並行して行うべきだと思うから。
- ・ソーシャルワークだけでなく、ケアワークも知っていないと不十分だから。
- ・ケアワークからソーシャルワークにまとめ上げてもらうため。
- ・ソーシャルワークにとってケアワークは欠かせない。
- ・ソーシャルワークとケアワークは共通しているものがあると思うため。
- ・個別ケアワークをする中にソーシャルワークがある。

v) ソーシャルワーク実習に問題点があるため

- ・ソーシャルワーク実習だけでは指導するのが難しい。
- ・ソーシャルワーク実習では実習生がついてこれない。
- ・ソーシャルワーク中心にすると、利用者の表面的な問題に固執するから。

vi) 養成校に意向があるから

- ・学校の要望である。

- ・基本的には養成校側との協議による。

といったものがあり、ソーシャルワーク実習とケアワーク実習を組み合わせたプログラムにする理由を整理すると次のようになった。

- ①機関・施設の基本的な特性上ケアワークを入れるべきであるとする見解
- ②ソーシャルワーク実習に問題点があるため、ケアワークで補うのだとする見解
- ③養成校の意向があるからそのようなしているとする見解
- ④ケアワークとソーシャルワークの関係上ケアワークがあってソーシャルワークが完成するという構造であるとの理解にたっている見解
- ⑤現場を知ってもらうためには、ケアワークをするべきだとする見解
- ⑥社会福祉士として、ソーシャルワークとケアワークの両方を身に付けるべきだとする見解

つまり、施設の特性、ソーシャルワークそのものの問題、ケアワークとソーシャルワークの構造上の問題、実際を知る方法としてのソーシャルワークの欠点、社会福祉士の業務の曖昧さなどが指摘されていた。これは、今後の社会福祉士実習におけるソーシャルワークとケアワークの提供のあり方を明らかにしていくための貴重な材料が示されたものである。

そして、「オムニバス型実習」をとっている主な理由としては、

i) 業務の都合上

- ・一つの業種では対応しきれないから。
- ・毎日相談援助を行っているわけではないため。
- ・ソーシャルワーク実習はプライバシーの問題もあるため、実習生をつれて行動するわけにはいかないから。
- ・個々につきっきりの指導が無理のため。

ii) 実習効果を上げるため

- ・地域の中の多様な活動を知るため。
- ・施設が協働でなりたち、各部署の連携が欠かせないことを理解してほしいため。
- ・いろいろな部署の内容を把握することが必要だから。
- ・社会資源を知る上で必要だから。
- ・より多くのスタッフとの交流を深めてもらいたいため。
- ・福祉事務所実習のため。(いろいろな部署を回すしかないということ)
- ・各部署に関連性があるため。
- ・実習は浅く広くがよいと思っているため。
- ・社協の全体を理解してほしいため。

iii) 実習生の人間的成長のため

- ・様々な人との出会いを体験できるから。
- ・考え方や応用力に幅が生まれるから。
- ・実習生が職業を決めるにあたって、様々なものを体験した方がよいから。
- ・様々な気づきを促すため。

というものが挙げられていた。オムニバス型をとる理由を整理すると次のとおりになる。

- ①業務の都合上このプログラムしか提供できないとする見解
- ②実習効果を上げるためには適切なプログラムであるとする見解
- ③実習生の人的成長のため必要であるとする見解

つまり、どちらかという、現場の都合上やむを得ず提供している面があるように思えた。確かに実習効果を上げるために有効な面があるとは思いますが、ソーシャルワーク実習の範疇でも考えられることである。また、実習生の成長に必要であるとする見解も理解できるが、実習課題に到達することが優先されるべきであろう。ソーシャルワーク中心実習とオムニバス型実習の関係を整理していく必要があるだろう。

表Ⅲ-3-83 は、実習指導方法に関して重視している順に順序付けを行なうことを求めた結果を表している。「やってみせる、やらせてみる」が一位になっていることは実習としての重要な点が確保されていたと思われるが、表Ⅲ-3-82 でソーシャルワークとケアワークの組み合わせが最も多いことなどから、ソーシャルワークとしての「やってみせる、やらせてみる」が多くなっているかは疑問が残った。

表Ⅲ-3-84 は、実習プログラムの内容に関して重視している順に順序付けを行なうことを求めた結果を表している。最も高いのが①態度や価値であり、次いで②技術、③知識であった。「その他」の内容としては、「事業への参加（1件）」、「現場体験（1件）」、「関わることを重視した指導プログラム（1件）」、「不明（20件）」が挙げられていた。

表Ⅲ-3-85 は、実習指導の意図に関して重視している順に順序付けを行なうことを求めた結果を表している。結果を見ると、各項目間の割合にそれほど大きな差はみられなかった。「その他」の内容としては、「理論と実践のバランスの大切さに気づかせる指導（1件）」、「不明（13件）」が挙げられる。

表Ⅲ-3-83. 重視している実習指導方法

第一位	実際にやってみせる、やらせてみる	774(84.5%)
第二位	様々な項目を口頭で説明する	681(74.3%)
第三位	多様な文献や資料を読ませる	450(49.1%)
第四位	その他	57(6.2%)
NA		44(4.8%)
計		916(100.0%)

表Ⅲ-3-84. 重視している実習プログラムの内容

第一位	実習生の態度や価値観に焦点	767(83.7%)
第二位	技術や技能の獲得	602(65.7%)
第三位	知識の獲得	560(61.1%)
第四位	その他	23(2.5%)
NA		48(5.2%)
計		916(100.0%)

表Ⅲ－3－85. 重視している実習指導の意図

第一位	利用者の理解	947(68.9%)
第二位	自己覚知を促す	944(68.7%)
第三位	職種の職務内容の理解	857(62.4%)
第四位	職場の仕組みの理解	730(53.1%)
第五位	考え方や技術を身につける	725(52.8%)
第六位	その他	14(1.0%)
NA		66(4.8%)
計		1374(100.0%)

表Ⅲ－3－86 は、回答者のスーパービジョンのスタイルを問うたものである。最も多かったのが②「先輩と後輩の関係」50.2%であり、ついで④「カウンセラーとクライアントの関係」46.7%、⑤「ワーカーとクライアントの関係」34.5%であり、低かったのが②「教師と学生の関係」15.3%と③「師匠と弟子の関係」12.2%であった。最も高い②と最も低い③では4倍の差があった。実習指導者は、実習生との間で実習生の課題や状況に応じて様々な位置をとりながら指導していかなければならないとすれば、スタイルにこれだけの差があってよいのか考えてみる必要があるだろう。ちなみに、「その他」の回答としては「②と④の混合」、「受け入れ先と実習生の関係」、「対応な関係」というものがあつた。

表Ⅲ－3－87 は、スーパービジョンの機能に関して重視している順に順序付けを行なうことを求めた結果である。①教育的機能と③管理的機能に30%近い開きがあり、③管理的機能が若干軽視されている。しかし、実習期間を終了するという実習の基本的要件を満たすことを第一義とすれば、そのためには実習条件を整える管理的機能がもっと基本的に重視されるべきであるかもしれない。「その他」の内容としては、「人と人との関わり方と観察の仕方（1件）」、「不明（9件）」が挙げられる。

表Ⅲ－3－86. スーパービジョンのスタイル

スーパービジョンのスタイル	度数(割合)
①教師と学生の関係	35(15.3)
②先輩と後輩の関係	115(50.2)
③師匠と弟子の関係	28(12.2)
④カウンセラーとクライアントの関係	107(46.7)
⑤ワーカーとクライアントの関係	79(34.5)
その他	4(1.7)
NA	13(5.7)
計	229(100.0)

表Ⅲ－3－87. 重視しているスーパービジョンの機能

①実習生の成長を考えた教育的機能	754(82.3)
②実習生の悩みや問題解決を考えた支持的(相談的)機能	622(67.9)
③施設・機関の規則、利用者の利益を考えた管理的機能	517(56.4)
④その他	10(1.1)
NA	60(6.6)
計	916(100.0)

(20)現場から見た教員の巡回(訪問)指導の問題点

表Ⅲ－3－88 は、現場から見た教員の巡回回数について尋ねたものである。約 70%が「ちょうどよい」と回答している。養成校側に対する機関・施設側の不満を多く聞く割には、訪問指導の回数にはあまり不満はなかった。また、表Ⅲ－3－88 において、「少ない」または「多い」と答えたものに対して望ましい回数を尋ねた結果が表Ⅲ－3－89 に表わしてある。その結果は、実習期間中に 2 回という回答が最も多かった。更に、教員の巡回(訪問)指導が週 1 回は必要かどうかを尋ねた結果が表Ⅲ－3－90 に示してある。その結果、週一回の訪問は、「必要でない」が「必要である」の約 3 倍であった。

表Ⅲ－3－91 は、巡回(訪問)指導の時期について尋ねたものである。現状として、「ちょうどよい」の回答が 6 割を超えていた。また、表Ⅲ－3－91 において、「早すぎる」または「遅すぎる」と答えたものに対して望ましい時期を尋ねた結果が表Ⅲ－3－92 に示してある。これをみると、実習中期を軸として前後期に分かれていた。これは、実習生の指導を始めてみてから発生してくる様々な対応に巡回指導を活かしていくために中期に集中するのであろう。ところで、事前の訪問がよいと回答した機関施設が一団体だけであったが、実習の効果を上げるためには、実習課題の確認とその達成のためのプログラム作りが重要であり、そのためには事前の契約がポイントではなろうか。もう少し事前訪問の意義を見出してもよいのかもしれない。

表Ⅲ－3－93 は、訪問教員の指導内容に関して尋ねた結果を表している。その結果、「学校間格差」41.5%と「教員間格差」は学校の実習指導体制の反映であるので合わせてみると 76.4%と最も多くなった。「挨拶程度」36.7%と「指導になっていない」14.0%は意味合いが近似しているので合わせると 50.7%となった。「訪問にこない」の回答も 45 件 19.7%あった。学校の実習教育体制の問題が第一位、実習指導内容の問題が第二位ということになった。「その他」の内容としては、「短期実習の場合訪問にこない場合がある(1件)」、「オムニバス型実習のため時に訪問にこない(1件)」、「組織とコミュニケーションの不十分な先生もいる(1件)」、「実習先の様子を見るだけである(1件)」、「複数校の実習を請け負っているので立ち会えない(1件)」、「機関へは挨拶程度である(1件)」、「養成校と実習先は離れているので、無理してこなくてもよい(1件)」、「不明(2件)」というものが挙げられていた。

表Ⅲ－3－88. 教員の巡回(訪問)指導回数

	少ない	多い	ちょうどよい	NA	計
訪問回数	39(17.0)	1(0.4)	160(69.9)	29(12.7)	229(100.0)

表Ⅲ－3－89. 望ましい訪問回数

	1 回	2 回	3 回	4 回	計(有効回答分)
望ましい訪問回数	9(23.1)	22(56.4)	7(17.9)	1(2.6)	39(100.0)

表Ⅲ－3－90. 週一回の巡回（訪問）指導は必要か否か

	必要である	必要でない	NA	計
週 1 回の巡回指導	50(21.8)	146(63.8)	33(14.4)	229(100.0)

表Ⅲ－3－91. 巡回（訪問）指導の時期

	早すぎる	遅すぎる	ちょうどよい	NA	計
巡回指導の時期	11(4.8)	19(8.3)	147(64.2)	52(22.7)	229(100.0)

表Ⅲ－3－92. 望ましい巡回（訪問）指導の時期

事前	1(3.1)
実習前期	14(43.8)
実習中期	19(59.3)
実習後期	13(40.6)
その他（カンファレンス時、3～4 日毎、反省会時）	3(3.1)
回答機関・施設数	32

表Ⅲ－3－93. 訪問教員の指導内容（MA）

指導になっていない	32(14.0)	実習生に的確な指導	42(18.3)
事情を理解していない	51(22.3)	訪問指導にこない	45(19.7)
挨拶程度の訪問	84(36.7)	その他	9(3.9)
教員の格差が大きい	80(34.9)	NA	20(8.7)
学校の格差が大きい	95(41.5)	計	229(100.0)

(21)実習における利用者のプライバシーの問題

表Ⅲ－3－94 は、実習が利用者のプライバシーの侵害かどうかを尋ねた結果である。プライバシーの侵害になるかについては、「そう思わない」が 57.2%と過半数を占めたが、「場合による」と「そう思う」を合わせると 38.5%がプライバシーの侵害という認識の方向にあることを忘れてはならない。

表Ⅲ－3－95 は、利用者の記録を実習生に読ませてよいと思うかどうかを尋ねた結果である。記録を読ませてよいかについては、「そう思う」41.9%が最も多かったが、表Ⅲ－3－94 におけるプライバシーの侵害だと思わないの 57.2%よりも 15.3 ポイント下がり、「場合による」が表Ⅲ－3－94 では 30.6%であったのが、ここでは 34.5%と約 4 ポイント上がった。基本的には賛成できても、具体的な場面では様々な条件が重なってくるということであろう。

表Ⅲ－3－96 は、利用者との面接や訪問に実習生を同席・同行させるのはプライバシーの侵害と思うかどうかを尋ねた結果である。同席・同行がプライバシーの侵害につ

いては、「場合による」45.0%が最も多く、次に「そうは思わない」31.9%となった。「そう思わない」の31.9%は、表Ⅲ-3-94のプライバシーの侵害だと思わないの57.2%よりも25.3%も下がった。表Ⅲ-3-95と同様に具体的な場面では様々な条件が重なってくるということであろう。具体的な場面で対応が変わっていくからこそ、実習における利用者のプライバシー侵害について機関・施設において共通認識を確立していかなければならない。

表Ⅲ-3-94. 実習は利用者のプライバシーの侵害か

	そう思う	そう思わない	場合による	NA	計
実習はプライバシーの侵害	18(7.9)	131(57.2)	70(30.6)	10(4.4)	229(100.0)

表Ⅲ-3-95. 利用者の記録を実習生に読ませてよいか

	そう思う	そう思わない	場合による	NA	計
利用者記録読ませてもよい	96(41.9)	41(17.9)	79(34.5)	13(5.7)	229(100.0)

表Ⅲ-3-96. 利用者との面接や訪問への同席・同行はプライバシーの侵害か

	そう思う	そう思わない	場合による	NA	計
同席はプライバシーの侵害	39(17.0)	73(31.9)	103(45.0)	14(6.1)	229(100.0)

(22)実習指導者の認定組織について

表Ⅲ-3-97は、実習指導者の認定を与える制度が必要かどうかを尋ねた結果である。その結果、「必要だと思う」26.6%が「必要だと思わない」13.1%の2倍とはいえ、「何ともいえない」54.6%が過半数を占めており、全体としては認定を与える制度については見解が分かれた。

表Ⅲ-3-98は、実習指導者認定のための講習会が開催されとした場合の受講意思を尋ねた結果である。表Ⅲ-3-97と比較すると、認定制度が「必要である」26.6%に対し、講習会「受講意思あり」が43.7%と17.1ポイントも上がった。そして、「認定制度が必要か」の「何ともいえない」が54.6%に対して「講習会受講意思あるか」の「何ともいえない」が40.2%と14.4ポイントも下がった。この分が「受講意思あり」に回ったものと思われる。そして、この点に認定制度に賛成はできないが実習指導者としての能力向上の必要性を感じている部分が現れているものと思われる。

表Ⅲ-3-97. 実習指導者の認定を与える制度は必要か

	必要だと思う	必要だと思わない	何とも言えない	NA	計
認定制度	61(26.6)	30(13.1)	125(54.6)	13(5.7)	229(100.0)

表Ⅲ-3-98. 実習指導者認定のための講習会への受講意思はあるか

	ある	ない	何とも言えない	NA	計
認定講習会受講意思	100(43.7)	26(11.4)	92(40.2)	11(4.8)	229(100.0)

(23)ソーシャルワーク実習の要件を満たすことができるか

表Ⅲ－3－99は、「ソーシャルワーク実習」である社会福祉士実習が、この内容が中心となる必要があるとされた場合に要件を満たすことができると思うか否かを尋ねた結果である。「現状でも満たしている」7.9%と「満たせると思う」27.9%と合わせた35.8%がソーシャルワークの要件を満たせる側にあった。「難しい」27.5%と「何ともいえない」29.7%を合わせた57.2%が要件を満たせない側にあった。要件を満たせない割合が過半数を占めていた。

表Ⅲ－3－99. ソーシャルワーク実習の要件を満たすことができるか

現状でも満たしている	満たせると思う	難しいと思う	何とも言えない	NA	計
18(7.9)	64(27.9)	63(27.5)	68(29.7)	16(7.0)	229(100.0)

「難しいと思う」主な理由として挙げられたものを分類すると以下のようになる。

- i) 施設の機能上の問題 (15) 23.8%
 - ・授産施設であるため (2)
 - ・子供の発達援助が中心のため (3)
 - ・入所施設なので、ソーシャルワーク実習のみでは実習の設定が難しい。
 - ・デイサービスのため、十分なソーシャルワーク実習を提供することが困難
 - ・ケアワークが実習の主流となっている。(5)
 - ・行政機関のため十分とは思えない
 - ・生活施設であるため (2)
- ii) 職種の機能上の問題 (8) 12.7%
 - ・ソーシャルワーク業務体制が出来ていないため (7)
 - ・個別化を行っていないため
- iii) 指導者の能力の問題 (9) 14.3%
 - ・経験不足
 - ・ソーシャルワーク技術が自分自身にあまりないため (5)
 - ・専門に指導する職員がいない
 - ・介護職員が指導しているため
 - ・保育士なので
- iv) 職場の都合 (10) 15.9%
 - ・実習生に関われる時間がもてないため (5)
 - ・実習時間が確保できない (2)
 - ・担当者への負担増 (2)
 - ・現場との接点がないため
- v) 考え方として (5) 7.9%
 - ・園児の発達について把握するのが先である。
 - ・短期間でのケースワークは困難
 - ・人の生活に関わるすべてを実質的に理解していないと無理
 - ・現場を知らずに相談援助は出来ない

- ・ケアワークと一体となった実習が必要
- vi) 利用者の問題 (3) 4.8%
 - ・プライバシーの問題があるため無理
 - ・相談援助に実習生が同席することに問題があるため
 - ・利用者の同意が困難
- vii) 不明 (13) (20.6%)

これらを整理すると、「施設の機能上の問題」23.8%、「職場の都合」15.9%、「指導者の能力の問題」14.3%、「職種の機能上」12.7%、「考え方として」7.9%、「利用者の問題」4.8%となった。「職場の都合」は施設管理運営の中で、「指導者の能力の問題」は研修制度によって、「利用者の問題」は職場の処遇体制の中で、それぞれ解決の方向が見出せるのではないかと。しかし、「施設の機能上の問題」「職種の機能上」「考え方として」を合わせた44.4%は、実習制度の基本に関わるものであり、公的機関や学校連盟や専門職団体が築いていかなければならない重要な課題であろう。

(24) 現行の23日出勤日・180時間以上という期間について

表Ⅲ-3-100は、社会福祉士養成として考えた場合、実習期間が現行の23日出勤日・180時間以上という期間についてどう思うかを聞いた結果を表したものである。十分な長さであるが49.8%で約5割あるが、期間に対する不満の傾向は「長すぎる」3.1%よりも「短すぎる」13.5%側にあるようである。

表Ⅲ-3-100. 現行の23日出勤日・180時間以上という期間について

十分な長さである	長すぎる	短すぎる	何とも言えない	NA	計
114(49.8)	7(3.1)	31(13.5)	63(27.5)	14(6.1)	229(100.0)

「長すぎる」「短すぎる」の場合はどの程度の期間が相応しいかを尋ねたところ、「一ヶ月」、「25日～30日未満」、「20日未満」、「3週間」、「30日」、「2ヶ月」、「20日150時間以上」、「14日・8週間・90時間」、「3ヶ月(3件)」、「46日360時間以上」、「一ヶ月を2回」、「2から3ヶ月(2件)」、「3ヶ月～6ヶ月」と、かなり長期の実習期間を考えていた。

一方、「何とも言えない」場合、どのような形態が相応しいかを尋ねたところ、「通年形態・実務経験後(3件)」、「途中で大学の指導が受けられる」、「週数日で通年」、「生活施設4週間と機関4週間」と、養成校との調整に止まらず、実習制度全体の改正が必要になってくる回答であった。

(25) 実習指導者へのスーパービジョン研修会について

表Ⅲ-3-101は、実習指導者へのスーパービジョン研修会は必要があるかどうかを尋ねた結果である。「ある」が57.6%と過半数は超えているが、指導者の資質向上の必要性を認識している実習指導者が多い割にはこの研修会の必要性の認識が低いように思われた。

また、表Ⅲ－3－102 は研修会が開かれるとしたらどのような内容を期待するかというものを尋ねた結果である。これによると、一位－スーパービジョン、二位－プログラムの作り方、システムの作り方、四位－評価基準・評価方法という順であった。

表Ⅲ－3－101. 実習指導者へのスーパービジョン研修会の必要性

	ある	ない	何とも言えない	NA	計
SV 研修会の必要性	132(57.6)	12(5.2)	74(32.3)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－3－102. 研修会に期待する内容は何か（複数回答可）

システムの作り方	96(24.5)	評価基準・評価方法	75(19.1)
プログラムの作り方	96(24.5)	その他	2(0.5)
スーパービジョン	123(31.4)	計	392(100.0)

(26)1998 年度－2000 年度(3 年間)における実習受け入れ・指導の経験の中での問題点

表Ⅲ－3－103 は、ここ 3 年間の中で、実習が中止となったケースがあったか否かを聞いた結果である。これによると、229 の機関・施設の中で 37 の機関・施設で実習中止の例があった。

また、中止の理由を尋ねた結果が表Ⅲ－3－104 である。実習中止のあった 37 機関・施設の内、病気等が 64.9%、態度・姿勢の問題が 43.2%であった。回答のあった全機関・施設の約 7 %の中で実習中止が発生していたことになる。今後、実習受け入れ機関・施設はその運営において経営的視点を求められたり、苦情への迅速な対応が求められたり、社会的な評価に対応していくことがもとめられていることからすれば、今後は「態度・姿勢の問題」が多くなる可能性があると思われる。「あった」と回答したものの具体的内容としては「親の病気のため」が挙げられていた。

表Ⅲ－3－103. 実習中止となったケースの有無

あった	なかった	NA	計
37(16.2)	180(78.6)	12(5.2)	229(100.0)

表Ⅲ－3－104. 中止の理由

病気やけが	態度や姿勢の問題	その他	NA	計
24(64.9)	16(43.2)	1(2.7)	1(2.7)	37(100.0)

表Ⅲ－3－105 は、ここ 3 年間の中で実習生が被害者となった事故の有無を尋ねた結果である。実習生が被害者となる事故が 3 件あったということがわかった。「あった」と回答したものの具体的内容としては、「実習生が施設の備品に頭部をぶつけて前額部裂傷」、「情緒不安定者に突然指をかまれた」というものが挙げられていた。また、その際損害賠償になったか否かを尋ねた結果が表Ⅲ－3－106 に示してある。

表Ⅲ－3－105. 実習生が被害者となった事故の有無

あった	なかった	NA	計
3(1.3)	215(93.9)	11(4.8)	229(100.0)

表Ⅲ－3－106. 損害賠償の有無

なった	ならなかった	NA	計
0(0.0)	2(66.7)	1(33.3)	3(100.0)

表Ⅲ－3－107 は、ここ 3 年間の中で実習生が加害者となった事故の有無を尋ねた結果である。結果を見ると、実習生が加害者となった事故 6 件は、被害者となった事故 3 件の 2 倍であった。事故が「あった」と回答したものの具体的な内容としては、「実習生が勝手に出来ると判断して移動介助時、利用者が転倒して骨折した」、「移動介助時下肢の切り傷」、「移乗時の事故」というものが挙げられていた。また、その際損害賠償になったか否かを尋ねた結果が表Ⅲ－3－108 である。

表Ⅲ－3－107. 実習生が加害者となった事故の有無

あった	なかった	NA	計
6(2.6)	210(91.7)	13(5.7)	229(100.0)

表Ⅲ－3－108. 損害賠償の有無

なった	ならなかった	NA	計
0(0.0)	3(50.0)	3(50.0)	3(100.0)

(27)教育側からの実習謝礼について

表Ⅲ－3－109 は、実習謝礼の受け取りの有無を尋ねた結果を示したものである。これによると、受け取っていない機関・施設が 12.7%あった。また、「その他」との回答者からは「受け取っているが、公立のため施設には入らない（1件）」、「謝礼はもともとなかったが、受け取るつもりはない（1件）」、「もらったことがない。出されるよう成功からは受け取り、市の収入としている（1件）」、「頂けるものは頂くが要求はしない（1件）」、「実習指導料として受け取っている（1件）」、「不明（2件）」という具体的な回答を得た。

表Ⅲ－3－109. 実習謝礼の受け取りの有無

受け取っている	受け取っていない	その他	NA	計
180(78.6)	29(12.7)	7(3.1)	13(5.7)	229(100.0)

表Ⅲ－3－110 は、実習謝礼についてどのように思うかを尋ねた結果である。謝礼等の何らかの金銭的な対応が必要であるとする側が 78.5%あり、謝礼等を必要とする機関・施設が多かった。しかし、謝礼は必要ではないとする機関・施設も 17.9%あった。「受け取っていない」12.7%と「謝礼は必要でない」17.9%の差は、現在は受け取っている

が本来必要ではないと考えている機関・施設ということであろう。

「その他」と回答したものの内容は以下のとおりである。

- ・規定されているから受け取るだけである。(1件)
- ・実習として提供した経験が役立っているのかその方が疑問である。(1件)
- ・依頼する側と受ける側の立場を明確にする意味で料金の発生は妥当である。(2件)
- ・受けなければ無責任な指導になると思う。(1件)
- ・実習謝礼という考え方は時代に合っていない。(1件)
- ・公的機関としては不要である。(1件)
- ・謝礼よりも実習生からきちんとした反省がほしい。それが機関・施設に対する貢献である。(1件)
- ・実費弁償分として必要である。(1件)
- ・学校へ特に要望はしていない。どちらでもかまわない。(1件)
- ・貧乏な社協なのでありがたい。(1件)
- ・謝礼で子供達のレクリエーションをしているのであればありがたい。(1件)
- ・不明(11件)

表Ⅲ－3－110. 実習謝礼をどう思うか

謝礼は必要ではない	一定の謝礼は必要	実習指導料として	その他	NA	計
41(17.9)	31(13.5)	118(51.5)	23(10.0)	16(7.0)	229(100.0)

表Ⅲ－3－111 は、実習謝礼の決め方としてよいと思うものを尋ねた結果である。明らかに「経費として要求すべき」としたのが 12.7%であり、学校側の判断に委ねる側が 64.6%であった。最近は経費として要求する話を聞くようになってはいたが、全体としては学校側に委ねる傾向であった。また、「その他」と回答した者の具体的記述として「全国统一した方がよい(2件)」、「一定の基準を養成校側が作る(3件)」、「必要なし(2件)」、「学費が安くなるなら不当とすべき(1件)」、「学校側ではなく、それ以外で统一的に決めればよい(1件)」、「不明、分からない(11件)」というものが挙げられていた。

表Ⅲ－3－111. 実習謝礼の決め方としてよいと思う内容

学校の事情により	施設と学校の協議	経費として要求	その他	NA	計
91(39.7)	57(24.9)	29(12.7)	20(8.7)	32(14.0)	229(100.0)

表Ⅲ－3－112 は、実習謝礼の統一は必要か否かを尋ねたものである。「統一は必要ない」が 40.6%で、何らかの「統一が必要」が 40.2%で、ほぼ二分された。統一の単位としては都道府県単位が 24.0%と最も多く、次に全国単位の 12.7%であった。ブロック単位は 3.5%であり、一番少なかった。全体としては、機関・施設はまだ謝礼の統一には明確な見解を持っていない段階だと思われた。「その他」と回答した者の具体的記述として「お金の問題ではない(1件)」、「必要ない(2件)」、「どちらでもよい(1件)」、「不明、分からない(9件)」という意見が挙げられていた。

表Ⅲ－３－１１２．実習謝礼の統一の必要性

統一は 必要ない	都道府県 単位で統一	ブロック 単位で統一	全国単位 で統一	その他	NA	計
99(40.6)	55(24.0)	8(3.5)	29(12.7)	13(5.7)	31(13.5)	229(100.0)

表Ⅲ－３－１１３は、妥当であると思う実習謝礼の金額について尋ねた結果である。これによると、２３日出勤日全体の場合は、最高が１００，０００円で最低が３，０００円であった。１万円未満が２件 ３.３％、１万円以上３万円未満が２９件 ４７.５％、３万円以上５万円未満が２１件 ３４.４％、５万円以上１０万円未満が７件 １１.５％、１０万円以上が２件 ３.３％であった。１万円以上３万円未満が約半分を占め、次が３万円以上５万円未満であった。この２区分で全体の約８割を占めていた。

一週間単位の場合は、最高が３０，０００円で最低が２，０００円であった。５千円未満が４件 １０.５％、５千円以上１万円未満が１５件 ３９.５％、１万円以上２万円未満が１３件 ３４.２％、２万円以上が６件 １５.８％であった。５千円以上１万円未満が最も多く、次に僅差で１万円以上２万円未満が続いた。この２区分で全体の約７割を占めていた。

一日単位の場合は、最高が１４，３６４円で最低が５００円であった。千円未満が４件 ５.９％、千円以上２千円未満が３１件 ４５.６％、２千円以上３千円未満が２２件 ３２.３％、３千円以上５千円未満が８件 １１.８％、５千円以上１万円未満が２件 ２.９％、１万円以上が１件 １.５％であった。千円以上２千円未満が最も多く、２千円以上３千円未満が続いた。この２区分で全体の約８割を占めていた。

表Ⅲ－３－１１３．妥当であると思う実習謝礼の金額

項目	２３日出勤日全体の場合	一週間単位の場合	一日単位の場合
金額	３，０００円（１） ５，０００円（１） １０，０００円（１０） １２，０００円（２） ２０，０００円（８） ２３，０００円（９） ３０，０００円（８） ３４，５００円（１） ３５，０００円（４） ４０，０００円（４） ４６，０００円（４） ５０，０００円（１） ５７，５００円（２） ６９，０００円（２） ９２，０００円（２） １００，０００円（２）	２，０００円（１） ３，０００円（２） ４，０００円（１） ５，０００円（６） ７，０００円（６） ７，５００円（２） ９，０００円（１） １４，０００円（２） １０，０００円（９） １２，５００円（１） １５，０００円（１） ２０，０００円（１） ２１，０００円（２） ２８，０００円（１） ３０，０００円（２）	５００円（３） ７００円（１） １，０００円（２１） １，２００円（１） １，５００円（９） ２，０００円（２０） ２，５００円（２） ３，０００円（７） ４，０００円（１） ５，０００円（２） １４，３６４円（１）
回答数	６１	３８	６８
平均	３１，８７７円	１０，６１８円	１，６３６円

3) 機関・施設種別の集計結果における特徴

(1)分析の方法

回答のあった229機関・施設について、設問Ⅱ以降単純集計結果を次の項目によってクロス集計させた。ただし、設問によっては回答がない場合があるため、それは「無回答」として扱い229回答数に調整した。

① クロス集計の項目

すべての項目に機関・施設の種別をクロスさせた。

②クロスさせた種別の整理（229機関・施設数）は表Ⅲ-3-114の通りである。

表Ⅲ-3-114. 種別の分類

機 関(34)	児童相談所(5)、身体障害者更生相談所(5)、福祉事務所(11)、 婦人相談所(1)、老人介護支援センター(12)
社 協(16)	社会福祉協議会(16)
児童福祉(31)	母子生活支援施設(3)、児童養護施設(16)、知的障害児施設(4)、 知的障害児通園施設(5)、盲ろうあ児施設(1)、重症心身障害児施設 (1)、児童自立支援施設(1)
身体障害者(23)	身体障害者更生施設(3)、身体障害者療護施設(10)、身体障害者授 産施設(7)、身体障害者福祉センター(1)、身体障害者デイサービス 事業(2)
生活保護(6)	救護施設(4)、更生施設(2)
知的障害者(26)	知的障害者更生施設(18)、知的障害者授産施設(8)
老人福祉(67)	老人デイサービスセンター(7)、養護老人ホーム(7)、特別養護老人 ホーム(46)、軽費老人ホーム(1)、老人福祉センター(4)、老人デイ サービス事業(2)
複 合(24)	複合施設(24)
無回答(2)	種類不明(2)

(2)社会福祉士実習における実習受け入れシステム(機関・施設票 10)

表Ⅲ-3-115は、実習受け入れ・指導の意義の回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。この結果によると、「後継者養成」の割合が高かったのは、児童福祉・身体障害・知的障害・老人福祉であった。「理解者の養成」が高かったのは、身体障害・生活保護・知的障害・複合施設であった。「職員の意識の活性化」が高かったのは、身体障害・生活保護・知的障害・老人福祉・複合施設であった。「第三者の目」が高かったのは、生活保護・知的障害であった。「対人関係の提供」が高かったのは、身体障害・生活保護・知的障害であった。上位5項目のすべてに上がってきたのが知的障害、4項目に上がってきたのが身体障害・生活保護であった。上位5目に全く上がってこなかったのが機関と社協であった。また、割合は高くはなかったが、その中でも比較的高い割合を示したのが、「時代の趨勢」では社協、「養成校の依頼」では機関・身体障害、「社会的評価」では知的障害であった。機関と社協には、意義に対する意識の薄さが伺われる。

表Ⅲ－3－115. 機関・施設種別ごとの実習の受入・指導の意義

種 別	基 数	後 継 者 育 成	理 解 者 の 養 成	第 三 者 の 目	対 人 関 係 の 提 供	時 代 の 趨 勢	養 成 校 の 依 頼	現 場 の 労 働 力	社 会 的 評 価	職 員 の 意 識 活 性 化	そ の 他	無 回 答
合 計	229	68.6	67.2	41.9	33.2	3.5	25.3	6.1	5.7	55.0	1.7	3.9
機関	34	58.8	50.0	8.8	5.9	2.9	32.4	0.0	5.9	20.6	2.9	8.8
社協	16	56.3	68.8	12.5	6.3	18.8	12.5	0.0	0.0	43.8	0.0	6.3
児童福祉	31	71.0	67.7	48.4	29.0	9.7	19.4	6.5	0.0	45.2	3.2	3.2
身体障害	23	82.6	78.3	47.8	56.5	0.0	39.1	8.7	4.3	69.6	4.3	0.0
生活保護	6	50.0	83.3	66.7	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0
知的障害	26	76.9	80.8	61.5	57.7	0.0	26.9	15.4	15.4	65.4	3.8	3.8
老人福祉	67	70.1	56.7	47.8	35.8	1.5	22.4	7.5	6.0	64.2	0.0	4.5
複合	24	66.7	91.7	50.0	33.3	0.0	25.0	4.2	8.3	66.7	0.0	0.0
無回答	2	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－116 は、実習の受け入れ・指導の積極的意味が職場全体に理解されているかを尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。この結果によると以下の点がよみとれるだろう。

- ①「理解されている」は、児童福祉・生活保護・知的障害が高かった。
- ②「ほぼ理解されている」は、身体障害、知的障害・老人福祉・複合施設が高かった。
- ③「あまり理解されていない」は、複合施設が少し高かった。
- ④「理解されていない」は、機関と社協に1件ずつあった。

全体としては、施設系の理解が高いことが分かった。

表Ⅲ－3－116. 機関・施設種別ごとの実習の受け入れ・指導に対する職場の理解

種 別	基 数	理 解 さ れ て い る	ほ ぼ 理 解 さ れ て い る	あ ま り 理 解 さ れ て い な い	理 解 さ れ て い な い	無 回 答
合 計	229	27.5	60.3	8.3	0.9	3.1
機関	34	29.4	55.9	5.9	2.9	5.9
社協	16	18.8	56.3	12.5	6.3	6.3
児童福祉	31	41.9	51.6	3.2	0.0	3.2
身体障害	23	21.7	69.6	8.7	0.0	0.0
生活保護	6	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	30.8	61.5	3.8	0.0	3.8
老人福祉	67	26.9	61.2	9.0	0.0	3.0
複合	24	16.7	66.7	16.7	0.0	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－117 は、受け入れ窓口の担当者の職種、及び社会福祉士資格の有無を尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。「資格有」の割合が目立って高い種別はなく、比較的高いのが老人福祉であった。「受験資格有」同様であり、比較的高いのが生活保護と老人福祉であった。「資格有」の割合が低かったのは、児童福祉・身体障害・生活保護・知的障害であった。「受験資格有」が低かったのは、社協・機関・身体障害・知的障害・複合施設であった。「資格無」の割合が高かったのは、機関・社協・身体障害・知的障害・複合施設であった。「資格有」と「受験資格有」を合わせて資格者配置の傾向を見ると、高いのが生活保護 66.7%と老人福祉 56.8%であり、その他の種別は低い割合も同程度ですべて 30% 台であった。実習環境の整備上は、資格者配備の傾向にバラツキがあることは課題であろう。

表Ⅲ－3－117. 機関・施設種別ごとの受入窓口の担当者の職種、及び社会福祉士資格の有無

種 別	基数	社会福祉士 資格有り	社会福祉士 受験資格有	資格有して いない	無回答
合計	229	20.5	20.1	54.6	4.8
機関	34	23.5	11.8	61.8	2.9
社協	16	25.0	6.3	62.5	6.3
児童福祉	31	6.5	25.8	58.1	9.7
身体障害	23	13.0	17.4	69.6	0.0
生活保護	6	16.7	50.0	16.7	16.7
知的障害	26	15.4	15.4	69.2	0.0
老人福祉	67	28.4	28.4	37.3	6.0
複合	24	20.8	12.5	62.5	4.2
無回答	2	50.0	0.0	50.0	0.0

表Ⅲ－3－118 は、全体のマネジメントを担当している者の職種、及び社会福祉士資格の有無を尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。「資格有」の割合が高かったのは、老人福祉であった。「受験資格有」が高かったのは、生活保護と老人福祉であった。「資格有」の割合が低かったのは、児童福祉・身体障害・生活保護・知的障害であった。「受験資格有」が低かったのは、機関・身体障害・知的障害であった。「資格無」の割合が高かったのは、機関・社協・身体障害・知的障害・複合施設であった。「資格有」と「受験資格有」を合わせて資格者配置の傾向を見ると、高いのが生活保護 66.7%と老人福祉 49.3%であり、低いのが機関 28.3%と児童福祉 25.9%であった。受け入れ機関・施設における資格者の配備体制のバラツキがうかがわれる。

表Ⅲ－３－118. 機関・施設ごとのマネジメント担当者の職種及び社会福祉士資格の有無

種 別	基数	社会福祉士 資格有り	社会福祉士 受験資格有	資格有して いない	無回答
合計	229	19.7	19.7	54.6	6.1
機関	34	26.5	11.8	55.9	5.9
社協	16	18.8	12.5	62.5	6.3
児童福祉	31	6.5	19.4	64.5	9.7
身体障害	23	17.4	17.4	65.2	0.0
生活保護	6	16.7	50.0	16.7	16.7
知的障害	26	19.2	19.2	57.7	3.8
老人福祉	67	23.9	25.4	44.8	6.0
複合	24	16.7	16.7	58.3	8.3
無回答	2	50.0	0.0	50.0	0.0

(3)実習の受け入れ実態（機関・施設票 11）

表Ⅲ－３－119 は実習生全体の年間受入計画策定の有無を尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。この結果によると、「はい」の施設系平均は 51.3%であり、受け入れ計画が策定されている割合は、社協・機関よりもかなり高かった。社協とは 32.5 ポイントの差があり、機関とは 18.9 ポイントの差があった。実習受入体制のバラツキがうかがわれる。

表Ⅲ－３－119. 機関・施設ごとの実習生全体の年間受入計画の策定

種 別	基数	はい	いいえ	その他	無回答
合計	229	45.0	46.7	5.7	2.6
機関	34	32.4	55.9	5.9	5.9
社協	16	18.8	75.0	0.0	6.3
児童福祉	31	74.2	16.1	6.5	3.2
身体障害	23	56.5	39.1	4.3	0.0
生活保護	6	50.0	33.3	0.0	16.7
知的障害	26	46.2	42.3	11.5	0.0
老人福祉	67	43.3	50.7	4.5	1.5
複合	24	37.5	58.3	4.2	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0

表Ⅲ－３－120 は、社会福祉士実習生を同時期に受け入れる人数を決めているかを尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。決めている割合が高かったのは、児童福祉・身体障害・生活保護・知的障害であった。受け入れる人数の多さと施設の規模が関係しているためと思われる。老人福祉は、人数が多くても規模が大きいためある程度の実習生数に対応できるのであろう。決めていない割合が高いのは、社協と機関と複合施設であった。

表Ⅲ－3－120. 機関・施設ごとの社会福祉士実習生の同時期受入人数決定の有無

種 別	基数	はい	いいえ	その他	無回答
合計	229	54.1	36.7	4.8	4.4
機関	34	44.1	41.2	8.8	5.9
社協	16	31.3	56.3	0.0	12.5
児童福祉	31	74.2	22.6	0.0	3.2
身体障害	23	65.2	30.4	4.3	0.0
生活保護	6	66.7	16.7	0.0	16.7
知的障害	26	61.5	30.8	0.0	7.7
老人福祉	67	50.7	38.8	9.0	1.5
複合	24	50.0	41.7	4.2	4.2
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－121 は、実習生の受入時期を指定しているかを尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。指定している割合が高いのは機関・児童福祉・生活保護であった。指定しない割合が高いのは、社協・知的障害・複合であった。ソーシャルワーク実習ととらえた場合、機関・社協こそが、会議や行事や調査などの適した時期を指定すべきではなかろうか。その意味では「はい」の割合は低いように思われる。

表Ⅲ－3－121. 機関・施設ごとの実習生の受入時期指定の有無

種 別	基数	はい	いいえ	その他	無回答
合計	229	22.3	64.6	9.6	3.5
機関	34	35.3	55.9	2.9	5.9
社協	16	18.8	75.0	0.0	6.3
児童福祉	31	32.3	51.6	12.9	3.2
身体障害	23	17.4	65.2	13.0	4.3
生活保護	6	50.0	33.3	0.0	16.7
知的障害	26	15.4	76.9	3.8	3.8
老人福祉	67	16.4	64.2	17.9	1.5
複合	24	16.7	79.2	4.2	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－122 は、実習コーディネーターが職務分掌により決まっているかどうかを尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。決まっている割合が高いのは、児童福祉・知的障害・老人福祉であった。決まっていない割合が高いのは、機関・社協であった。施設系と機関・社協系ではかなりの差があった。

表Ⅲ－３－１２２．機関・施設ごとの実習コーディネーターの職務分掌による決定

種 別	基数	はい	いいえ	その他	無回答
合計	229	70.7	25.8	0.9	2.6
機関	34	52.9	44.1	0.0	2.9
社協	16	25.0	68.8	0.0	6.3
児童福祉	31	83.9	12.9	0.0	3.2
身体障害	23	65.2	30.4	4.3	0.0
生活保護	6	66.7	16.7	0.0	16.7
知的障害	26	84.6	15.4	0.0	0.0
老人福祉	67	80.6	14.9	1.5	3.0
複合	24	70.8	29.2		0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１２３は、実習スーパーバイザーが職務分掌により決まっているかどうかを尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。決まっている割合が高いのは、生活保護・知的障害・老人福祉であった。決めていない割合が高いのは、機関・社協であった。やはり施設系との差があった。

表Ⅲ－３－１２３．機関・施設ごとの実習スーパーバイザーの職務分掌による決定

種 別	基数	はい	いいえ	その他	無回答
合計	229	63.8	29.7	3.9	2.6
機関	34	50.0	47.1	0.0	2.9
社協	16	37.5	56.3	0.0	6.3
児童福祉	31	54.8	25.8	16.1	3.2
身体障害	23	60.9	30.4	4.3	4.3
生活保護	6	66.7	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	69.2	26.9	3.8	0.0
老人福祉	67	79.1	14.9	3.0	3.0
複合	24	62.5	37.5		0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１２４は、独自の実習マニュアルの有無を尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。実習マニュアルのある割合が高いのは、施設系特に児童福祉・生活保護・身体障害・知的障害であった。実習マニュアルが無い割合が高いのは、社協・機関であった。なお、機関よりも社協が高く、全体的にも突出して無い割合が高かった。老人福祉はマニュアル有り無しに約５割ずつであった。フィールドソーシャルワーク実習の出来るの可能性がある社協に、特に実習受け入れ体制の弱さが見られた。

また、表Ⅲ－３－１２５は、独自の実習マニュアルがある場合にそれはどのようなものを尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。冊子にしている割合が高いのは、児童福祉・生活保護・知的障害・老人福祉であった。覚書程度の割合が高いのは、身体障

害と知的障害であった。冊子と覚書を合わせた割合は、平均で 92.7%と高く、90%を超えていたのが児童福祉・身体障害・生活保護・知的障害・老人福祉であり施設系であった。冊子も覚書もないのは社協であった。

表Ⅲ－3－124. 機関・施設ごとの実習マニュアルの有無

種 別	基数	はい	いいえ	その他	無回答
合計	229	43.2	52.4	1.7	2.6
機関	34	26.5	70.6	0.0	2.9
社協	16	6.3	87.5	0.0	6.3
児童福祉	31	64.5	29.0	0.0	6.5
身体障害	23	52.2	43.5	4.3	0.0
生活保護	6	66.7	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	50.0	50.0	0.0	0.0
老人福祉	67	43.3	49.3	4.5	3.0
複合	24	37.5	62.5		0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－125. 機関・施設ごとの実習マニュアルの内容

種 別	基数	冊子	覚書程度	その他
合計	229	27.1	65.6	7.3
機関	34	22.2	55.6	22.2
社協	16	0.0	0.0	0.0
児童福祉	31	31.6	63.2	5.3
身体障害	23	8.3	83.3	8.3
生活保護	6	50.0	50.0	0.0
知的障害	26	33.3	66.7	0.0
老人福祉	67	31.0	65.5	3.4
複合	24	22.2	66.7	11.1
無回答	2	0.0	50.0	50.0

表Ⅲ－3－126 は、実習指導時間の勤務時間への組み入れがあるかどうかを尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。組み込まれている割合が高いのは、生活保護・機関・老人福祉・身体障害であった。一部組み込みの割合が高いのは、児童福祉・知的障害・複合施設であった。組み込まれていない割合が高いのは、社協・児童福祉・複合施設であった。全体としては、社協・児童福祉・複合施設に組み込まれていない傾向があることがわかった。

表Ⅲ－3－126. 機関・施設ごとの実習指導時間の勤務時間への組み込み

種 別	基数	組み込まれている	一部組み込まれている	組み込まれていない	無回答
合計	229	79.5	13.1	5.7	1.7
機関	34	94.1	2.9	0.0	2.9
社協	16	75.0	6.3	12.5	6.3
児童福祉	31	45.2	38.7	12.9	3.2
身体障害	23	87.0	8.7	4.3	0.0
生活保護	6	100.0	0.0	0.0	0.0
知的障害	26	76.9	23.1	0.0	0.0
老人福祉	67	89.6	4.5	4.5	1.5
複合	24	66.7	20.8	12.5	0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－127 は、時間外勤務手当の支給の有無について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。すべて出る割合が高いのは、機関・社協・老人福祉・複合施設であった。一部出る割合が高いのは、生活保護・知的障害であった。でない割合が高いのは、児童福祉であった。勤務時間に組み込まれていて時間外勤務手当の対象となる業務が少ないのは理解できるが、施設系の「すべて出る」割合の平均は 16.8%に対して、勤務時間に組み込まれている割合の高い機関では 29.4%であった。施設系は勤務時間に組み込まれている割合が低く、かつ実習に係る残業手当が出ないということであり、実習指導がサービス残業になっている状況が伺える。

表Ⅲ－3－127. 機関・施設ごとの時間外勤務手当への支給

種 別	基数	すべて出る	一部出る	出ない	無回答
合計	229	22.7	17.0	50.7	9.6
機関	34	29.4	14.7	35.3	20.6
社協	16	37.5	6.3	50.0	6.3
児童福祉	31	12.9	9.7	67.7	9.7
身体障害	23	21.7	17.4	52.2	8.7
生活保護	6	0.0	50.0	50.0	0.0
知的障害	26	11.5	26.9	57.7	3.8
老人福祉	67	25.4	16.4	49.3	9.0
複合	24	29.2	20.8	41.7	8.3
無回答	2	0.0	0.0	100.0	0.0

(4)現場実習の内容(機関・施設票 12)

表Ⅲ－3－128 は、実習前の養成校教員との打ち合わせについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。必ず行う割合が高いのは、社協・身体障害・老人福祉であった。必ず行うは全体的にも高くはなく、かつ種別間の差も小さかった。必要に応じ

て行う割合が高いのは、児童福祉・身体障害・生活保護・複合施設であった。種別間に最高と最低で 33.3 ポイントの差があった。行わない割合が高いのは機関・児童福祉・知的障害であった。

表Ⅲ－3－128. 機関・施設ごとの実習前の養成校教員との打ち合わせ

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	27.9	55.5	14.4	2.2
機関	3 4	26.5	44.1	26.5	2.9
社協	1 6	31.3	37.5	18.8	12.5
児童福祉	3 1	16.1	61.3	22.6	0.0
身体障害	2 3	34.8	60.9	4.3	0.0
生活保護	6	16.7	66.7	16.7	0.0
知的障害	2 6	23.1	53.8	23.1	0.0
老人福祉	6 7	35.8	55.2	6.0	3.0
複合	2 4	20.8	70.8	8.3	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－129 は、実習前の実習生との事前面接について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。必ず行う割合は、どの種別においても 50%を超えていた。特に高いのは、児童福祉・身体障害であった。行わない割合が比較的高いのは、機関・知的障害であった。

表Ⅲ－3－129. 機関・施設ごとの実習前の実習生との事前面接

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	61.1	28.8	7.4	2.6
機関	3 4	52.9	29.4	14.7	2.9
社協	1 6	56.3	31.3	0.0	12.5
児童福祉	3 1	77.4	12.9	9.7	0.0
身体障害	2 3	73.9	26.1	0.0	0.0
生活保護	6	66.7	33.3	0.0	0.0
知的障害	2 6	65.4	23.1	11.5	0.0
老人福祉	6 7	53.7	35.8	6.0	4.5
複合	2 4	58.3	37.5	4.2	0.0
無回答	2	50.0	0.0	50.0	0.0

表Ⅲ－3－130 は、実習生による実習計画(案)の指導調整について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。必ず行う割合が高いのは、児童福祉・生活保護であった。必要に応じて行う割合が高いのは、身体障害・知的障害であった。行わない割合が

比較的高いのは、機関であった。

表Ⅲ－3－130. 機関・施設ごとの実習生による実習計画(案)の指導調整

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	229	38.0	52.4	6.6	3.1
機関	34	29.4	55.9	11.8	2.9
社協	16	31.3	50.0	6.3	12.5
児童福祉	31	51.6	38.7	3.2	6.5
身体障害	23	21.7	69.6	8.7	0.0
生活保護	6	66.7	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	42.3	53.8	3.8	0.0
老人福祉	67	40.3	49.3	7.5	3.0
複合	24	29.2	66.7	4.2	0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－131 は、実習中のプログラムの作成について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。必ず行う割合が高いのは、機関・児童福祉であった。必要に応じて行う割合が高いのは、身体障害・知的障害・複合施設であった。「行わない」にはそれほど種別間の差はなく、かつ非常に低い割合であるので、ほとんどの機関・施設で何らかの形でプログラムが提供されていることが伺える。

表Ⅲ－3－131. 機関・施設ごとの実習中のプログラムの作成

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	229	65.9	28.4	3.5	2.2
機関	34	73.5	20.6	2.9	2.9
社協	16	62.5	25.0	0.0	12.5
児童福祉	31	71.0	25.8	3.2	0.0
身体障害	23	56.5	39.1	4.3	0.0
生活保護	6	100.0	0.0	0.0	0.0
知的障害	26	61.5	30.8	7.7	0.0
老人福祉	67	64.2	29.9	3.0	3.0
複合	24	62.5	33.3	4.2	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－132 は、実習へのケアワークの組み込みについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。組み込みを必ず行う割合が高いのは、児童福祉・老人福祉であった。必要に応じて行う割合が高いのは、機関・生活保護・知的障害・複合施設であった。行わない割合は非常に低いことから、ほとんどの機関・施設で何らかの形でケアワー

クが組み込まれていることが伺える。組み込みを行わない割合が比較的高かったのは、生活保護であった。

表Ⅲ－3－132. 機関・施設ごとの実習へのケアワークの組み込み

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	40.2	47.6	4.4	7.9
機関	3 4	23.5	50.0	8.8	17.6
社協	1 6	37.5	43.8	0.0	18.8
児童福祉	3 1	48.4	41.9	0.0	9.7
身体障害	2 3	39.1	47.8	8.7	4.3
生活保護	6	16.7	50.0	16.7	16.7
知的障害	2 6	38.5	57.7	0.0	3.8
老人福祉	6 7	49.3	43.3	3.0	4.5
複合	2 4	37.5	54.2	8.3	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－133 は、実習中の実習日誌（ノート）の指導について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。必ず行う割合が高いのは、児童福祉・身体障害・生活保護・知的障害であった。必要に応じて行う割合が高いのは、社協・老人福祉であった。行わない割合は、ほとんどなかった。

表Ⅲ－3－133. 機関・施設ごとの実習中の実習日誌（ノート）の指導

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	81.2	16.2	0.4	2.2
機関	3 4	76.5	17.6	2.9	2.9
社協	1 6	68.8	18.8	0.0	12.5
児童福祉	3 1	90.3	9.7	0.0	0.0
身体障害	2 3	95.7	4.3	0.0	0.0
生活保護	6	83.3	16.7	0.0	0.0
知的障害	2 6	88.5	11.5	0.0	0.0
老人福祉	6 7	76.1	20.9	0.0	3.0
複合	2 4	75.0	25.0	0.0	0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－134 は、実習中のスーパービジョンの時間の設定について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。必ず行う割合が高いのは、児童福祉・身体障害・生活保護・知的障害であった。必ず行うの最高 71.0%と最低 29.4%では 41.6 ポイントの差があった。行っているとはいえ、かなりの格差であった。必要に応じて行う割合が高いの

は、機関・社協であった。行わない割合が比較的高いのは、機関と生活保護であった。

表Ⅲ－3－134. 機関・施設ごとの実習中のスーパービジョンの時間の設定

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	45.9	46.3	4.4	3.5
機関	3 4	29.4	52.9	11.8	5.9
社協	1 6	31.3	56.3	0.0	12.5
児童福祉	3 1	71.0	25.8	3.2	0.0
身体障害	2 3	52.2	47.8	0.0	0.0
生活保護	6	50.0	33.3	16.7	0.0
知的障害	2 6	50.0	38.5	3.8	7.7
老人福祉	6 7	44.8	49.3	3.0	3.0
複合	2 4	33.3	62.5	4.2	0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－135 は、実習中間でのふり返しについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。必ず行う割合が高いのは、児童福祉・老人福祉であった。必ず行うが極端に低いのは社協であった。必要に応じて行う割合が高いのは、社協・身体障害・知的障害であった。行わない割合が比較的高いのは機関であった。

表Ⅲ－3－135. 機関・施設ごとの実習中間でのふり返し

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	34.9	55.9	6.6	2.6
機関	3 4	32.4	47.1	14.7	5.9
社協	1 6	6.3	75.0	6.3	12.5
児童福祉	3 1	45.2	45.2	9.7	0.0
身体障害	2 3	39.1	60.9	0.0	0.0
生活保護	6	33.3	66.7	0.0	0.0
知的障害	2 6	19.2	76.9	3.8	0.0
老人福祉	6 7	41.8	49.3	6.0	3.0
複合	2 4	37.5	58.3	4.2	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－136 は、実習中の養成校教員巡回指導への対応について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。巡回指導への対応を必ず行う割合が高いのは、児童福祉・身体障害・生活保護・知的障害であった。必要に応じて行うが高いのは、社協・複合施設であった。行わないが高いのは機関・生活保護であった。ほとんどの機関・施設で必ず行うが必要に応じて行うを上回っているのに、社協だけが下回っていた。巡回指導への

対応を行う方向の中で、社協だけがその方向が弱かった。

表Ⅲ－3－136. 機関・施設ごとの実習中の養成校教員巡回指導への対応

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	58.1	32.3	7.0	2.6
機関	3 4	44.1	35.3	14.7	5.9
社協	1 6	37.5	43.8	6.3	12.5
児童福祉	3 1	77.4	12.9	9.7	0.0
身体障害	2 3	60.9	39.1	0.0	0.0
生活保護	6	66.7	16.7	16.7	0.0
知的障害	2 6	65.4	34.6	0.0	0.0
老人福祉	6 7	56.7	32.8	7.5	3.0
複合	2 4	54.2	41.7	4.2	0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－137 は、実習終了時の実習生も含めた職場内での評価・反省について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。必ず行う割合が高いのは、児童福祉・生活保護・知的障害・複合施設であった。必要に応じて行うが高いのは、機関・社協であった。必ず行うが必要に応じて行うを上回っていたのが、児童福祉・身体障害・知的障害・老人福祉の4種別であった。職場内での評価・反省を行う方向にあるとは言えないようである。行わない割合が比較的高いのは身体障害であった。

表Ⅲ－3－137. 機関・施設ごとの実習終了時の実習生も含めた職場内での評価・反省

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	55.5	30.1	12.2	2.2
機関	3 4	38.2	41.2	17.6	2.9
社協	1 6	25.0	56.3	6.3	12.5
児童福祉	3 1	71.0	12.9	16.1	0.0
身体障害	2 3	47.8	26.1	26.1	0.0
生活保護	6	100.0	0.0	0.0	0.0
知的障害	2 6	65.4	15.4	19.2	0.0
老人福祉	6 7	55.2	37.3	4.5	3.0
複合	2 4	62.5	29.2	8.3	0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－138 は、実習終了後の養成校教員を交えた評価・反省について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。全体的には、養成校教員を交えた評価・反省はあまり実施されていない傾向であった。必ず行う割合が比較的高いのは、社協・身体障害・生活保護・老人福祉であった。必要に応じて行う割合が高いのは、身体障害・老人福祉・複

合施設であった。必ず行うが必要に応じて行うを上回っているのは生活保護だけであった。あまり教員を交えた評価・反省を行う方向にはないようである。行わない割合が高いのは、機関・児童福祉であった。

表Ⅲ－３－１３８．機関・施設ごとの実習終了後の養成校教員を交えた評価・反省

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	10.0	47.2	40.2	2.6
機関	3 4	0.0	44.1	52.9	2.9
社協	1 6	12.5	43.8	25.0	18.8
児童福祉	3 1	0.0	22.6	77.4	0.0
身体障害	2 3	17.4	52.2	30.4	0.0
生活保護	6	50.0	33.3	16.7	0.0
知的障害	2 6	7.7	50.0	42.3	0.0
老人福祉	6 7	14.9	56.7	25.4	3.0
複合	2 4	4.2	54.2	41.7	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１３９は、養成校の主催する実習総括会議や担当者打ち合わせへの参加について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。全体的には、あまり参加していない傾向であった。その中で必ず行う割合が 10% 台であり比較的高いのは、児童福祉・身体障害・老人福祉であった。しかし、すべての種別で必要に応じて行う割合の方が高く、特に身体障害・生活保護は 60% を超えていた。総括会議に参加しないがほとんどの種別で 30% 台であり、全般的に参加していない傾向を示していた。

表Ⅲ－３－１３９．機関・施設ごとの養成校の主催する実習総括会議や
担当者打ち合わせへの参加

種別	基数	必ず参加	必要に応じて参加	参加しない	無回答
合計	2 2 9	10.0	55.0	31.9	3.1
機関	3 4	8.8	52.9	35.3	2.9
社協	1 6	0.0	56.3	25.0	18.8
児童福祉	3 1	12.9	51.6	35.5	0.0
身体障害	2 3	13.0	65.2	21.7	0.0
生活保護	6	0.0	66.7	33.3	0.0
知的障害	2 6	7.7	53.8	34.6	3.8
老人福祉	6 7	13.4	52.2	31.3	3.0
複合	2 4	8.3	54.2	37.5	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－140 は、実習指導法に関する学習について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。「必ず行う」から「必要に応じて行う」を引いて見ると次のようになる。

機関-44, 1 社協-56, 2 児童福祉-51, 6 身体障害-43, 5 生活保護-66, 7

知的障害-73, 1 老人福祉 47, 8 複合施設-47, 8

以上のことから、「必要に応じて行う」に集中していることが分かる。この数字からは実習指導方に関して学ぼうとする方向を読み取ることは出来なかった。

表Ⅲ－3－140. 機関・施設ごとの実習指導法に関する学習

種別	基数	必ず行う	必要に応じて行う	行わない	無回答
合計	2 2 9	11. 8	64. 2	20. 5	3. 5
機関	3 4	11. 8	55. 9	29. 4	2. 9
社協	1 6	6. 3	62. 5	18. 8	12. 5
児童福祉	3 1	12. 9	64. 5	19. 4	3. 2
身体障害	2 3	13. 0	56. 5	30. 4	0. 0
生活保護	6	0. 0	66. 7	33. 3	0. 0
知的障害	2 6	3. 8	76. 9	19. 2	0. 0
老人福祉	6 7	16. 4	64. 2	14. 9	4. 5
複合	2 4	12. 5	66. 7	16. 7	4. 2
無回答	2	0. 0	100. 0	0. 0	0. 0

(5)実習指導の状況(機関・施設票 13)

表Ⅲ－3－141 は他の実習との違いの職員間での理解について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点を読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が高かった種別なく、ほぼ出来たとあまり出来なかったに集中していた。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・身体障害者・生活保護・知的障害者・老人福祉であった。
- ③あまり出来ない割合が高かったのは、複合施設であった。
- ④全く出来ない割合が高かったのは、社協・児童福祉・知的障害者であった。

表Ⅲ－3－141. 機関・施設ごとの他の実習との違いの職員間での理解

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	4.4	38.4	45.0	7.4	4.8
機関	34	8.8	41.2	35.3	2.9	11.8
社協	16	0.0	31.3	31.3	18.8	18.8
児童福祉	31	3.2	32.3	48.4	16.1	0.0
身体障害	23	0.0	43.5	43.5	8.7	4.3
生活保護	6	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
知的障害	26	0.0	42.3	42.3	15.4	0.0
老人福祉	67	7.5	40.3	44.8	3.0	4.5
複合	24	4.2	29.2	66.7	0.0	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－142 は、実習受け入れの意義の職員間での理解について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点を読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が種別の中では比較的高かったのが、機関・生活保護・老人福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、児童福祉・知的障害であった。
- ③あまり出来ない割合が高かったのは、複合施設であった。
- ④全く出来ないと回答した種別はわずかであった。
- ⑤すべての種別でほぼ出来たとあまり出来なかったに集中しており、実習受け入れの環境としてきちんとした土壌作りをしていく必要があるように伺える。

表Ⅲ－3－142. 機関・施設ごとの実習受け入れの意義の職員間での理解

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	8.3	67.2	18.8	1.3	4.4
機関	34	11.8	61.8	17.6	0.0	8.8
社協	16	6.3	50.0	18.8	6.3	18.8
児童福祉	31	9.7	74.2	12.9	3.2	0.0
身体障害	23	4.3	73.9	17.4	4.3	0.0
生活保護	6	16.7	66.7	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	7.7	76.9	15.4	0.0	0.0
老人福祉	67	10.4	65.7	17.9	0.0	6.0
複合	24	0.0	62.5	37.5	0.0	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－143 は、機構上の位置づけと役割分担の明確化について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点を読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が高かったのは、児童福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、生活保護・知的障害であった。
- ③あまり出来ない割合が高かったのは、生活保護・複合施設であった。
- ④全く出来ないと回答した種別はわずかであった。
- ⑤職員間の理解がソフトだとすれば、機構上の位置づけはハードの問題である。こちらの方が出来ているようである。

表Ⅲ－3－143. 機関・施設ごとの機構上の位置づけと役割分担の明確化

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出来な い	無回答
合計	229	17.5	52.0	23.6	2.6	4.4
機関	34	14.7	47.1	23.5	5.9	8.8
社協	16	12.5	37.5	25.0	6.3	18.8
児童福祉	31	38.7	32.3	25.8	0.0	3.2
身体障害	23	13.0	56.5	26.1	4.3	0.0
生活保護	6	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	11.5	69.2	19.2	0.0	0.0
老人福祉	67	19.4	58.2	17.9	0.0	4.5
複合	24	8.3	50.0	33.3	8.3	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－144 は、直接指導に当たる担当者の日程調整について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が高かったのは、生活保護・老人福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・身体障害・生活保護・知的障害・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合が高かったのは、児童福祉であった。
- ④全く出来ないと回答した種別はなかった。

表Ⅲ－3－144. 機関・施設ごとの直接指導に当たる担当者の日程調整

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	25.3	60.3	9.2	0.0	5.2
機関	34	23.5	67.6	0.0	0.0	8.8
社協	16	25.0	50.0	6.3	0.0	18.8
児童福祉	31	19.4	58.1	22.6	0.0	0.0
身体障害	23	17.4	65.2	13.0	0.0	4.3
生活保護	6	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
知的障害	26	23.1	61.5	15.4	0.0	0.0
老人福祉	67	31.3	55.2	6.0	0.0	7.5
複合	24	29.2	66.7	4.2	0.0	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－145 は、具体的な指導内容の依頼について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が高かったのは、機関であった。
- ②充分出来たの最高と最低の差が大きく、種別による差が出ている。
- ③ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・児童福祉・知的障害であった。
- ④あまり出来ない割合が高かったのは、複合施設であった。
- ⑤全く出来ないと回答した種別は知的障害の一件だけであった。

表Ⅲ－3－145 は、機関・施設ごとの具体的な指導内容の依頼

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	13.1	65.5	16.6	0.4	4.4
機関	34	20.6	61.8	5.9	0.0	11.8
社協	16	18.8	50.0	12.5	0.0	18.8
児童福祉	31	9.7	74.2	16.1	0.0	0.0
身体障害	23	8.7	65.2	26.1	0.0	0.0
生活保護	6	16.7	66.7	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	11.5	73.1	11.5	3.8	0.0
老人福祉	67	11.9	65.7	17.9	0.0	4.5
複合	24	12.5	62.5	25.0	0.0	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－146 は、実習生に関する情報の提供について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が高かったのは、社協であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、児童福祉・身体障害・生活保護・知的障害・複合施

設であった。

③あまり出来ない割合が高かったのは、機関・老人福祉であった。

④全く出来ないと回答した種別はなかった。

表Ⅲ－3－146. 機関・施設ごとの実習生に関する情報の提供

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	14.4	67.2	14.0	0.0	4.4
機関	34	17.6	52.9	17.6	0.0	11.8
社協	16	31.3	37.5	12.5	0.0	18.8
児童福祉	31	12.9	71.0	16.1	0.0	0.0
身体障害	23	13.0	78.3	8.7	0.0	0.0
生活保護	6	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0
知的障害	26	15.4	76.9	7.7	0.0	0.0
老人福祉	67	11.9	67.2	16.4	0.0	4.5
複合	24	8.3	79.2	12.5	0.0	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－147 は、トラブルが起こったときの調整や代弁について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

①十分出来た割合が高かったのは、社協であった。

②ほぼ出来た割合が高かったのは、児童福祉・身体障害・生活保護・知的障害・複合施設であった。

③あまり出来ない割合が高かったのは、身体障害・老人福祉・複合施設であった。

④全く出来ないと回答した種別は機関に一件だけであった。

表Ⅲ－3－147. 機関・施設ごとのトラブルが起こったときの調整や代弁

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	13.5	69.0	10.0	0.4	7.0
機関	34	11.8	58.8	8.8	2.9	17.6
社協	16	25.0	43.8	6.3	0.0	25.0
児童福祉	31	16.1	74.2	9.7	0.0	0.0
身体障害	23	8.7	78.3	13.0	0.0	0.0
生活保護	6	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0
知的障害	26	3.8	80.8	7.7	0.0	7.7
老人福祉	67	16.4	67.2	11.9	0.0	4.5
複合	24	12.5	70.8	12.5	0.0	4.2
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－148 は、実習担当教員との連携について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が高かったのは、身体障害であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、生活保護であった。
- ③あまり出来ない割合が比較的高かったのは、児童福祉・知的障害であった。
- ④全く出来ない割合が比較的高かったのは、社協であった。

表Ⅲ－3－148. 機関・施設ごとの実習担当教員との連携

種別	基数	十分に出来た	ほぼ出来た	あまり出来ない	全く出来ない	無回答
合計	229	13.1	50.7	24.9	6.1	5.2
機関	34	5.9	55.9	17.6	8.8	11.8
社協	16	12.5	43.8	6.3	18.8	18.8
児童福祉	31	9.7	48.4	35.5	6.5	0.0
身体障害	23	30.4	47.8	21.7	0.0	0.0
生活保護	6	0.0	83.3	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	3.8	46.2	42.3	7.7	0.0
老人福祉	67	16.4	47.8	23.9	4.5	7.5
複合	24	16.7	58.3	25.0	0.0	0.0
無回答	2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0

表Ⅲ－3－149 は、他施設機関への実習生の見学や聞き取りについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が相対的に高かったのは、機関・社協・児童福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・社協・生活保護であった。
- ③あまり出来ない割合が高かったのは、老人福祉であった。あまり出来ない傾向は明らかに施設系の方が強かった。
- ④全く出来ない割合が高かったのは、身体障害・知的障害・複合施設であった。

表Ⅲ－3－149. 機関・施設ごとの他施設機関への実習生の見学や聞き取り

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	7.9	31.4	31.4	23.6	5.7
機関	34	11.8	58.8	5.9	14.7	8.8
社協	16	25.0	50.0	0.0	6.3	18.8
児童福祉	31	12.9	29.0	29.0	25.8	3.2
身体障害	23	8.7	13.0	39.1	39.1	0.0
生活保護	6	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	0.0	23.1	34.6	38.5	3.8
老人福祉	67	4.5	23.9	46.3	17.9	7.5
複合	24	4.2	25.0	37.5	33.3	0.0
無回答	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0

表Ⅲ－3－150 は、実習生が外に出るときの紹介や調整について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が相対的に高かったのは、機関・社協・老人福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・社協・生活保護であった。
- ③あまり出来ない割合が高かったのは、児童福祉・身体障害・知的障害であった。施設系に出来ない傾向が見られる。
- ④全く出来ない割合が高かったのは、知的障害・複合施設であった。

表Ⅲ－3－150. 機関・施設ごとの実習生が外に出るときの紹介や調整

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	9.6	44.5	24.0	14.0	7.9
機関	34	14.7	64.7	11.8	0.0	8.8
社協	16	18.8	56.3	0.0	6.3	18.8
児童福祉	31	6.5	41.9	32.3	16.1	3.2
身体障害	23	4.3	47.8	34.8	13.0	0.0
生活保護	6	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
知的障害	26	0.0	19.2	34.6	26.9	19.2
老人福祉	67	13.4	37.3	28.4	14.9	6.0
複合	24	8.3	45.8	16.7	20.8	8.3
無回答	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0

表Ⅲ－3－151 は、受け入れ計画の立案について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が比較的到高かったのは、生活保護であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関であった。

- ③あまり出来ない割合が高かったのは、社協・身体障害・老人福祉・複合施設であった。
 ④全く出来ない場合は、児童福祉に3件9.7%、知的障害者に3件11.5%であった。

表Ⅲ－3－151. 機関・施設ごとの受け入れ計画の立案

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合 計	229	20.1	53.3	17.9	3.9	4.8
機 関	34	17.6	61.8	11.8	0.0	8.8
社 協	16	6.3	50.0	25.0	0.0	18.8
児 童 福 祉	31	19.4	58.1	9.7	9.7	3.2
身 体 障 害	23	21.7	56.5	21.7	0.0	0.0
生 活 保 護	6	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0
知 的 障 害	26	26.9	50.0	11.5	11.5	0.0
老 人 福 祉	67	20.9	46.3	22.4	4.5	6.0
複 合	24	20.8	58.3	20.8	0.0	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－152 は、指導計画の立案について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が相対的に高かったのは、生活保護・知的障害であった。
 ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関であった。
 ③あまり出来ない割合が高かったのは、身体障害・老人福祉であった。
 ④全く出来ない割合が比較的高かったのは、知的障害であった。

表Ⅲ－3－152. 機関・施設ごとの指導計画の立案

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合 計	229	14.8	46.7	27.5	5.7	5.2
機 関	34	14.7	61.8	14.7	0.0	8.8
社 協	16	6.3	50.0	18.8	6.3	18.8
児 童 福 祉	31	16.1	51.6	22.6	6.5	3.2
身 体 障 害	23	8.7	56.5	34.8	0.0	0.0
生 活 保 護	6	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0
知 的 障 害	26	23.1	26.9	26.9	19.2	3.8
老 人 福 祉	67	14.9	41.8	31.3	6.0	6.0
複 合	24	12.5	37.5	45.8	4.2	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－153 は、立案に際しての内部関係者や養成校との話し合いについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が比較的高かったのは、身体障害であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・身体障害であった。
- ③あまり出来ない割合が高かったのは、生活保護・知的障害・複合施設であった。その中で、突出して高かったのが生活保護であった。
- ④全く出来ない割合が比較的高かったのは、社協・知的障害・複合施設であった。

表Ⅲ－3－153. 機関・施設ごとの立案に際しての内部関係者や養成校との話し合い

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	5.7	43.2	35.4	10.9	4.8
機関	34	2.9	52.9	23.5	8.8	11.8
社協	16	6.3	31.3	31.3	12.5	18.8
児童福祉	31	6.5	48.4	32.3	9.7	3.2
身体障害	23	13.0	52.2	26.1	8.7	0.0
生活保護	6	0.0	16.7	83.3	0.0	0.0
知的障害	26	0.0	38.5	42.3	19.2	0.0
老人福祉	67	9.0	37.3	37.3	11.9	4.5
複合	24	0.0	45.8	45.8	8.3	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－154 は、実習生を受け止め、支持し見守る態度について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が比較的高かったのは、機関・児童福祉・老人福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、身体障害・生活保護・知的障害であった。
- ③あまり出来ない割合が比較的高かったのは、社協であった。
- ④全く出来ない項目はなかった。

表Ⅲ－3－154. 機関・施設ごとの実習生を受け止め、支持し見守る態度

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	17.5	71.6	6.6	0.0	4.4
機関	34	20.6	61.8	8.8	0.0	8.8
社協	16	12.5	50.0	18.8	0.0	18.8
児童福祉	31	22.6	67.7	6.5	0.0	3.2
身体障害	23	8.7	87.0	4.3	0.0	0.0
生活保護	6	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0
知的障害	26	15.4	80.8	3.8	0.0	0.0
老人福祉	67	22.4	65.7	7.5	0.0	4.5
複合	24	8.3	91.7	0.0	0.0	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－155 は、実習生の受け入れ方針、実習計画、実習内容の説明について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が比較的高かったのは、生活保護であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・身体障害・知的障害・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合は、すべての種別で 10% 台であり、あまり種別間の差がなかった。
- ④全く出来ないは児童福祉に一件だけあった。

表Ⅲ－3－155. 機関・施設ごとの実習生の受け入れ方針、実習計画、実習内容の説明

種 別	基数	十分に出 来た	ほぼ出 来た	あまり出 来ない	全く出来な い	無回答
合計	229	21.4	58.5	15.3	0.4	4.4
機関	34	17.6	61.8	11.8	0.0	8.8
社協	16	12.5	50.0	18.8	0.0	18.8
児童福祉	31	25.8	54.8	12.9	3.2	3.2
身体障害	23	21.7	60.9	17.4	0.0	0.0
生活保護	6	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	23.1	61.5	15.4	0.0	0.0
老人福祉	67	26.9	52.2	16.4	0.0	4.5
複合	24	8.3	75.0	16.7	0.0	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－156 は、諸施設・設備の説明と使用上の注意について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が比較的高かったのは、児童福祉・生活保護・老人福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合が項目の中で高かったのは、社協と知的障害であった。
- ④全く出来ない項目は社協に一件だけあった。

表Ⅲ－３－１５６．機関・施設ごとの諸施設・設備の説明と使用上の注意

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	25.8	62.4	6.6	0.4	4.8
機関	34	17.6	70.6	0.0	0.0	11.8
社協	16	12.5	50.0	12.5	6.3	18.8
児童福祉	31	32.3	54.8	9.7	0.0	3.2
身体障害	23	26.1	69.6	4.3	0.0	0.0
生活保護	6	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
知的障害	26	19.2	69.2	11.5	0.0	0.0
老人福祉	67	34.3	53.7	7.5	0.0	4.5
複合	24	16.7	79.2	4.2	0.0	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１５７ は、実習携帯品等の情報提供について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が項目の中で高かったのは、児童福祉・生活保護・老人福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・社協・身体障害・知的障害・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合が項目の中で高かったのは、生活保護であった。
- ④全く出来ない項目は児童福祉と老人福祉の各一件ずつあった。

表Ⅲ－３－１５７．機関・施設ごとの実習携帯品等の情報提供

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	32.3	59.4	2.6	0.9	4.8
機関	34	17.6	70.6	0.0	0.0	11.8
社協	16	12.5	62.5	6.3	0.0	18.8
児童福祉	31	48.4	41.9	3.2	3.2	3.2
身体障害	23	34.8	60.9	4.3	0.0	0.0
生活保護	6	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	30.8	69.2	0.0	0.0	0.0
老人福祉	67	40.3	50.7	3.0	1.5	4.5
複合	24	20.8	79.2	0.0	0.0	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１５８ は、事前の学習課題の提示について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が比較的高かったのは、児童福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・社協・生活保護・複合施設であった。

③あまり出来ない割合が項目の中で大きな差はなかった。

④全く出来ない割合が高かったのは知的障害であった。

表Ⅲ－３－１５８．機関・施設ごとの事前の学習課題の提示

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出来な い	無回答
合 計	229	16.2	41.5	31.4	5.7	5.2
機関	34	8.8	50.0	26.5	2.9	11.8
社協	16	12.5	50.0	18.8	0.0	18.8
児童福祉	31	29.2	38.7	25.8	3.2	3.2
身体障害	23	17.4	39.1	39.1	4.3	0.0
生活保護	6	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	11.5	34.6	26.9	23.1	3.8
老人福祉	67	17.9	35.8	35.8	6.0	4.5
複合	24	8.3	50.0	41.7	0.0	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１５９ は、実習生の機関施設内での紹介について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

①十分出来た割合が高かったのは、児童福祉であった。

②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・生活保護・複合施設であった。

③あまり出来ない割合が比較的高かったのは児童福祉と老人福祉であった。

④全く出来ない項目は知的障害に一件あった。

表Ⅲ－３－１５９．機関・施設ごとの実習生の機関施設内での紹介

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出来な い	無回答
合 計	229	34.5	52.8	7.9	0.4	4.4
機関	34	23.5	61.8	5.9	0.0	8.8
社協	16	25.0	50.0	6.3	0.0	18.8
児童福祉	31	45.1	35.5	16.1	0.0	3.2
身体障害	23	39.1	52.2	8.7	0.0	0.0
生活保護	6	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
知的障害	26	38.5	53.8	3.8	3.8	0.0
老人福祉	67	38.8	46.3	10.4	0.0	4.5
複合	24	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１６０ は、実習生との実習目標、課題の点検、確認、合意について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が項目の中で高かったのは、知的障害であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、児童福祉・身体障害・生活保護・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合が項目の中で高かったのは知的障害・老人福祉であった。
- ④全く出来ない項目は知的障害に一件あった。
- ⑤「十分出来た」から「あまり出来なかった」までの割合については、種別の差があまり見られず、全体が出来る方向にあると思われる。

表Ⅲ－3－160. 機関・施設ごとの実習生との実習目標、課題の点検、確認、合意

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	17.0	59.0	18.8	0.4	4.8
機関	34	11.8	58.8	17.6	0.0	11.8
社協	16	12.5	56.3	12.5	0.0	18.8
児童福祉	31	19.4	64.5	12.9	0.0	3.2
身体障害	23	13.0	69.6	17.4	0.0	0.0
生活保護	6	0.0	83.3	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	23.1	46.2	26.9	3.8	0.0
老人福祉	67	19.4	53.7	22.4	0.0	4.5
複合	24	16.7	66.7	16.7	0.0	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－161 は、取り組み状況、課題達成状況の確認と課題の合意について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が比較的高かったのは、知的障害であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、児童福祉・身体障害・生活保護・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合が項目の中で高かったのは知的障害・老人福祉であった。
- ④全く出来ない回答は知的障害に一件あった。

表Ⅲ－3－161. 機関・施設ごとの取り組み状況、課題達成状況の確認と課題の合意

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	13.1	58.5	22.7	0.9	4.8
機関	34	5.9	70.6	11.8	0.0	11.8
社協	16	12.5	43.8	25.0	0.0	18.8
児童福祉	31	9.7	71.0	16.1	0.0	3.2
身体障害	23	4.3	78.3	17.4	0.0	0.0
生活保護	6	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	19.2	46.2	30.8	3.8	0.0
老人福祉	67	20.9	43.3	29.9	1.5	4.5
複合	24	8.3	70.8	20.8	0.0	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－162 は、教員の実習先訪問（巡回指導）への対応について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が比較的高かったのは、身体障害であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、身体障害・知的障害・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合が項目の中で高かったのは生活保護であった。
- ④全く出来ない回答は機関に3件と児童福祉と老人福祉に一件ずつあった。

表Ⅲ－3－162. 機関・施設ごとの教員の実習先訪問（巡回指導）への対応

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	20.5	57.6	12.7	3.1	6.1
機関	34	8.8	58.8	11.8	8.8	11.8
社協	16	12.5	43.8	18.8	6.3	18.8
児童福祉	31	22.6	54.8	12.9	3.2	6.5
身体障害	23	34.8	60.9	4.3	0.0	0.0
生活保護	6	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0
知的障害	26	23.1	61.5	11.5	0.0	3.8
老人福祉	67	20.9	56.7	13.4	3.0	6.0
複合	24	20.8	70.8	8.3	0.0	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－163 は、成果及び未解決課題の確認について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合が比較的高かったのは、生活保護であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・身体障害・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合が比較的高かったのは社協・生活保護・知的障害・老人福祉であ

った。

④全く出来ない回答は老人福祉に2件、社協と知的障害と複合施設に一件ずつあった。

表Ⅲ-3-163. 機関・施設ごとの成果及び未解決課題の確認

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	6.6	56.3	30.1	2.2	4.8
機関	34	2.9	61.8	23.5	0.0	11.8
社協	16	6.3	37.5	31.3	6.3	18.8
児童福祉	31	9.7	58.1	29.0	0.0	3.2
身体障害	23	8.7	65.2	26.1	0.0	0.0
生活保護	6	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	3.8	53.8	38.5	3.8	0.0
老人福祉	67	7.5	49.3	35.8	3.0	4.5
複合	24	4.2	70.8	20.8	4.2	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ-3-164 は、継続学習（実習終了後の課題に関する学習）への動機付けについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分に出来た割合は低かったが、その中で比較的高かったのは生活保護であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関であった。
- ③あまり出来ない割合が項目の中で高かったのは身体障害・知的障害・複合施設であった。
- ④全く出来ない回答は知的障害・複合施設・老人福祉に2件ずつあった。

表Ⅲ-3-164. 機関・施設ごとの継続学習への動機付け

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	5.2	51.1	35.8	2.6	5.2
機関	34	0.0	73.5	11.8	0.0	14.7
社協	16	6.3	43.8	31.3	0.0	18.8
児童福祉	31	9.7	51.6	35.5	0.0	3.2
身体障害	23	0.0	52.2	47.8	0.0	0.0
生活保護	6	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	3.8	30.8	57.7	7.7	0.0
老人福祉	67	7.5	49.3	35.8	3.0	4.5
複合	24	4.2	45.8	41.7	8.3	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－165 は、今後の成長への示唆について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①十分出来た割合は低かったがその中で比較的高かったのは、社協・児童福祉・生活保護・老人福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、機関・身体障害・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合が高かったのは社協・身体障害・生活保護・知的障害であった。
- ④全く出来ない回答は知的障害に2件あった。

表Ⅲ－3－165. 機関・施設ごとの今後の成長への示唆

種 別	基数	十分に出来た	ほぼ出来た	あまり出来ない	全く出来ない	無回答
合計	229	9.6	56.3	27.5	0.4	6.1
機関	34	2.9	70.6	11.8	0.0	14.7
社協	16	12.5	37.5	31.3	0.0	18.8
児童福祉	31	16.1	54.8	25.8	0.0	3.2
身体障害	23	0.0	69.6	30.4	0.0	0.0
生活保護	6	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
知的障害	26	7.7	46.2	42.3	3.8	0.0
老人福祉	67	11.9	52.2	28.4	0.0	7.5
複合	24	8.3	62.5	29.2	0.0	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－166 は、実習終了後の継続的な関係作りについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①全体的に十分出来た割合は低かったが、その中で比較的割合が高かったのが児童福祉であった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、社協・生活保護であった。
- ③あまり出来ない割合が項目の中で高かったのは機関・身体障害・知的障害・複合施設であった。
- ④全く出来ない回答は老人福祉に6件、児童福祉に4件、機関と知的障害に3件、身体障害と複合施設に2件、生活保護に1件であった。
- ⑤どの種別でも「ほぼ出来た」と「あまり出来なかった」に集中しており、しかも「あまり出来なかった」方の割合が多かった。あまり出来ていない傾向であることが伺える。

表Ⅲ－3－166. 機関・施設ごとの実習終了後の継続的な関係作り

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	4.4	32.3	49.3	9.2	4.8
機関	34	0.0	26.5	52.9	8.8	11.8
社協	16	6.3	43.8	31.3	0.0	18.8
児童福祉	31	9.7	29.0	45.2	12.9	3.2
身体障害	23	0.0	26.1	65.2	8.7	0.0
生活保護	6	0.0	66.7	16.7	16.7	0.0
知的障害	26	7.7	30.8	50.0	11.5	0.0
老人福祉	67	4.5	32.8	49.3	9.0	4.5
複合	24	4.2	37.5	50.0	8.3	0.0
無回答	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－167 は、養成校との問題点や改善点等の協議について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点を読み取れるだろう。

- ①全体的に十分出来た割合は非常に低かった。
- ②ほぼ出来た割合が高かったのは、社協・身体障害・生活保護・老人福祉・複合施設であった。
- ③あまり出来ない割合が比較的高かったのは、児童福祉・生活保護・知的障害であった。
- ④全く出来ない回答は比較的多く、平均して6件であった。特に多かったのが老人福祉の17件であった。

表Ⅲ－3－167. 機関・施設ごとの養成校との問題点や改善点等の協議

種 別	基数	十 分 に 出来た	ほ ぼ 出 来 た	あ ま り 出 来 ない	全 く 出 来 な い	無回答
合計	229	2.2	29.3	41.5	21.8	5.2
機関	34	0.0	26.5	41.2	20.6	11.8
社協	16	6.3	31.3	18.8	25.0	18.8
児童福祉	31	0.0	29.0	51.6	16.1	3.2
身体障害	23	0.0	39.1	43.5	17.4	0.0
生活保護	6	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
知的障害	26	3.8	11.5	53.8	26.9	3.8
老人福祉	67	4.5	31.3	34.3	25.4	4.5
複合	24	0.0	33.3	41.7	25.0	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

(6)重要だと考えている実習経験項目(機関・施設票 14)

表Ⅲ－3－168 は、現場実習指導の際に重要だと考える実習経験項目について5つ選択

してもらった回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。

基本的には、各種別が重要経験として上げる項目は大体共通しており、種別の特性による順位の変更と一部に他の項目が入る程度であった。

表Ⅲ－３－１６８．機関・施設ごとの現場実習指導の際に重要だと考える実習経験項目

	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
機関	課題・ニーズ理解 (61.8%)	職種業務内容理解 (55.%)	機構・機能の理解(41.2%) 対人関係形成能力(41.2%)		接する技能(38.2%)
社協	課題・ニーズ理解(50.0%) 対人関係形成能力(50.0%)		機構・機能の理解(37.5%) 制度・資源等の理解(37.5%)		職種業務内容理解 (31.3%)・接する技能・企 画立案実行・積極的な態度
児童福祉	接する技能 (71.0%)	課題・ニーズ理解 (67.7%)	対人関係形成能力 (64.5%)	積極的な態度 (58.1%)	尊重する態度(48.4%)
身体障害	積極的な態度(58.1%)		接する技能 (69.6%)	尊重する態度 (56.5%)	課題・ニーズ理解(47.8%)
生活保護	対人関係形成能力 (100%)	接する技能(83.3%)	課題・ニーズ理解 (66.7%)	基本技術の修得(33.3%) 意欲・熱意 尊重する態度 指導助言を求める態度	
知的障害		接する技能(65.4%)	課題・ニーズ理解(57.7%)・積極的な態度・尊重する態度		
老人福祉	尊重する態度 (59.7%)	接する技能(55.2%)	対人関係形成能力 (53.7%)	積極的な態度 (52.2%)	課題・ニーズ理解(43.3%)
複合施設	対人関係形成能力 (75.0%)	接する技能(66.7%)	積極的な態度 (54.2%)	課題・ニーズ理解(45.8%) 尊重する態度	
全体	対人関係形成能 力(60.7%)	接する技能 (57.6%)	課題・ニーズ理解 (52.8%)	積極的な態度 (48.5%)	尊重する態度(48.0%)

(7)実習指導についての考え方(機関・施設票 15)

表Ⅲ－３－１６９は、実習指導を担当するのは社会福祉専門職としての役割だと思うかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①「そう思う」の割合が高いのは児童福祉と複合施設であった。
- ②「まあそう思う」の割合が高いのは身体障害者であった。
- ③「あまり思わない」の割合は基本的に低かったが、割合として高いのは機関・児童福祉・生活保護であった。
- ④「思わない」との回答は機関に２件、社協に１件あった。

表Ⅲ－３－１６９．機関・施設ごとの実習指導担当は社会福祉専門職としての役割だと思う
か否かの状況

種別	基数	そう思う	まあそう思う	あまり思わない	思わない	無回答
合計	229	51.1	34.5	8.3	1.7	4.4
機関	34	35.3	35.3	14.7	5.9	8.8
社協	16	37.5	37.5	6.3	6.3	12.5
児童福祉	31	61.3	22.6	12.9	0.0	3.2
身体障害	23	43.5	52.2	4.3	0.0	0.0
生活保護	6	33.3	16.7	50.0	0.0	0.0
知的障害	26	53.8	38.5	7.7	0.0	0.0
老人福祉	67	52.2	38.8	1.5	1.5	6.0
複合	24	79.2	16.7	4.2	0.0	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１７０ は、実習指導に意欲的に取り組んでいるかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①「そう思う」の割合が高いのは生活保護であった。
- ②「まあそう思う」の割合が高いのは身体障害者・知的障害者・複合施設であった。
- ③「あまり思わない」の割合が高いのは機関であった。
- ④「思わない」との回答は機関に２件あった。

表Ⅲ－３－１７０．機関・施設ごとの実習指導に意欲的に取り組んでいるか否かの状況

種別	基数	そう思う	まあそう 思う	あまり思 わない	思わない	無回答
合計	229	22.7	60.3	12.7	0.9	3.5
機関	34	14.7	44.1	29.4	5.9	5.9
社協	16	25.0	50.0	12.5	0.0	12.5
児童福祉	31	29.0	61.3	9.7	0.0	0.0
身体障害	23	8.7	78.3	13.0	0.0	0.0
生活保護	6	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	15.4	76.9	7.7	0.0	0.0
老人福祉	67	28.4	53.7	11.9	0.0	6.0
複合	24	29.2	70.8	0.0	0.0	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１７１ は、実習指導を担当することに負担を感じるかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、以下の点が読み取れるだろう。

- ①「そう思う」の割合が高いのは機関・複合施設であった。
- ②「まあそう思う」の割合が高いのは身体障害者であった。
- ③「あまり思わない」の割合が高いのは生活保護・知的障害であった。

- ④「思わない」との回答は、機関と児童福祉に2件、知的障害と複合施設に2件、社協・身体障害者・老人福祉に各1件ずつあった。

表Ⅲ-3-171. 機関・施設ごとの実習指導を担当することに負担を感じるか否かの状況

種別	基数	そう思う	まあそう 思う	あまり思 わない	思わない	無回答
合計	229	16.6	36.7	32.3	11.4	3.1
機関	34	26.5	29.4	20.6	17.6	5.9
社協	16	12.5	37.5	31.3	6.3	12.5
児童福祉	31	9.7	35.5	35.5	19.4	0.0
身体障害	23	17.4	52.2	26.1	4.3	0.0
生活保護	6	0.0	33.3	50.0	16.7	0.0
知的障害	26	7.7	34.6	50.0	7.7	0.0
老人福祉	67	14.9	35.8	34.3	10.4	4.5
複合	24	29.2	37.5	25.0	8.3	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ-3-172 は、表Ⅲ-3-171 において「そう思う」、「まあそう思う」、「あまりそう思わない」と回答した者に対して、どのような点に負担を感じるかを尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。基本的には、各種別の担当者が負担として挙げる項目は大体共通しており、種別の特性による若干の順位の変更と一部に他の項目が入る程度であった。実習指導の向上を妨げているのは、指導者や実習生の力不足ではなく、時間的余裕のなさ、多様な実習生、多数の実習生、そして業務の多忙さではないだろうか。つまり、実習環境と実習体制の整備が出来ればそれだけでかなりの実習効果の向上が見込まれるように思う。

表Ⅲ－3－172. 機関・施設ごとのどのような点に負担を感じるか

	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
機関	時間的余裕がない(84.6%)	指導力不足(30.8%)	業務上の位置づけ(26.9%) 学生の意欲不足		知識不足(15.4%) 多様な実習の受け入れ 実習生マナー不足
社協	時間的余裕がない(76.9%)	指導力不足(38.5%)	業務上の位置づけ(23.1%)	知識不足(15.4%) ・養成校側の対応 多様な実習の受け入れ	
児童福祉	時間的余裕がない(80.9%)	学生の意欲不足(40.0%)	指導力不足(36.9%) 実習生数が多い(36.0%)		多様な実習の受け入れ(28.0%)
身体障害	時間的余裕がない(86.4%)	指導力不足(45.5%)	実習生数が多い(36.4%)	知識不足(3.8%)	業務上の位置づけ(27.3%) ・多様な実習の受け入れ
生活保護	指導力不足(80.0%)	知識不足(40.0%) 学生の意欲不足		時間的余裕がない(20.0%) 業務上の位置づけ ・養成校側の対応 ・実習生マナー不足	
知的障害	時間的余裕がない(75.0%)	学生の意欲不足(29.2%) ・多様な実習の受け入れ 実習生マナー不足			指導力不足(16.7%)
老人福祉	時間的余裕がない(71.9%)	指導力不足(45.6%)	多様な実習の受け入れ(33.3%)	学生の意欲不足(28.1%)	知識不足(24.6%)
複合施設	時間的余裕がない(90.9%)	学生の意欲不足(40.9%)	多様な実習の受け入れ(31.8%)	実習生数が多い(27.3%) 知識不足	
全体	時間的余裕がない(78.1%)	指導力不足(36.2%)	学生の意欲不足(30.1%)	多様な実習の受け入れ(27.0%)	知識不足(21.9%) 実習生数が多い

(8)実習指導の意義(機関・施設票 16)

表Ⅲ－3－173 は、実習指導担当の意義について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。機関では、社会的責務が上位にきた。社協では、職場の活性化が上位にきた。児童福祉・老人福祉・複合施設では自己成長が上位にきた。身体障害と生活保護では自己成長 ・職場の活性化 ・日常業務の見直しは上位にきた。知的障害では自己成長 ・社会的責務が上位にきた。行政機関は、公的立場から社会的意義を認めていた。社協は、職場の活性化に意義を認めていた。施設系は実習指導者の自己成長に意義を認めていた。それぞれの立場がうかがえる。

表Ⅲ－3－173. 機関・施設ごとの実習指導担当の意義

	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
機関	後進の育成	社会的責務	自己成長	職場の活性化	日常業務の見直し
社協	後進の育成	自己成長・職場の活性化		社会的責務・日常業務の見直し	
児童福祉	後進の育成	自己成長	社会的責務	職場の活性化	日常業務の見直し
身体障害	後進の育成	自己成長・職場の活性化・日常業務の見直し			社会的責務
生活保護	後進の育成	自己成長・職場の活性化・日常業務の見直し			養成校との関係・社会的責務
知的障害	後進の育成	自己成長・社会的責務		職場の活性化	日常業務の見直し
老人福祉	後進の育成	自己成長	職場の活性化	社会的責務	日常業務の見直し
複合施設	後進の育成	職場の活性化	自己成長・社会的責務		日常業務の見直し
全体	後進の育成	自己成長	職場の活性化	社会的責務	日常業務の見直し

(9)実習指導について(機関・施設票 17)

表Ⅲ－3－174 は、利用者に対する実習生の紹介の仕方について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。10%以上の項目を順に抽出した。その結果、機関以外は集会での紹介が主であった。施設系は巡回も活用していた。園内放送の活用は老人福祉だけであった。全体集計でも分かるとおり、集会での紹介にかなり偏っていた。

表Ⅲ－3－174. 利用者に対する実習生の紹介の仕方

種別	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
機関	その他	集会	一人一人に		
社協	集会	その他			
児童福祉	集会	その他	掲示板	巡回	
身体障害	集会	巡回	掲示板	その他	
生活保護	集会	巡回			
知的障害	集会	巡回	掲示板		
老人福祉	集会	巡回	一人一人に	園内放送	その他
複合施設	集会	巡回	その他	一人一人に	
全体	集会 (59.4%)	巡回 (21.0%)	その他 (17.0%)	掲示板(10.0%) 一人一人に	

表Ⅲ－3－175 は、実習プログラムの組み立て方について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。機関・社協・生活保護ではソーシャルワーク型プログラムと

オムニバス型プログラムの割合が高かった。生活保護を除く施設系では組み合わせ型の割合が多かった。

表Ⅲ－３－１７５．機関・施設ごとの実習プログラムの組み立て方

種別	基数	ソーシャルワーク型	組み合わせ型	オムニバス型	その他	無回答
合計	229	10.5	50.7	19.7	10.9	8.3
機関	34	26.5	17.6	32.4	8.8	14.7
社協	16	18.8	18.8	43.8	0.0	18.8
児童福祉	31	6.5	58.1	6.5	19.4	9.7
身体障害	23	8.7	47.8	17.4	26.1	0.0
生活保護	6	16.7	66.7	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	3.8	69.2	3.8	19.2	3.8
老人福祉	67	7.5	67.2	13.4	6.0	6.0
複合	24	4.2	41.7	37.5	4.2	12.5
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１７６は、重視している実習指導方法について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。これによると、機関では、「口頭説明」が一位であったが、他はすべて「やらせてみる」であった。実習として重視すべき点は基本的に理解されていた。

表Ⅲ－３－１７６．機関・施設ごとの重視している実習指導方法

種別	第一位	第二位	第三位
機関	口頭で説明する	やらせてみる	資料文献を読ませる
社協	やらせてみる	口頭で説明する	資料文献を読ませる
児童福祉	やらせてみる	口頭で説明する	資料文献を読ませる
身体障害	やらせてみる	口頭で説明する	資料文献を読ませる
生活保護	やらせてみる	口頭で説明する	資料文献を読ませる
知的障害	やらせてみる	口頭で説明する	資料文献を読ませる
老人福祉	やらせてみる	口頭で説明する	資料文献を読ませる
複合施設	やらせてみる	口頭で説明する	資料文献を読ませる
全体	やらせてみる	口頭で説明する	資料文献を読ませる

表Ⅲ－３－１７７は、重視している実習プログラムの内容について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。その結果、態度や価値観はすべての種別に共通して一位だった。また、機関と複合施設が「知識の獲得」→「技術・技能の獲得」となり、他はすべて「技術・技能の獲得」→「知識の獲得」となった。

表Ⅲ－3－177. 機関・施設ごとの重視している実習プログラムの内容

種別	第一位	第二位	第三位
機関	態度や価値観	知識の獲得	技術・技能の獲得
社協	態度や価値観	技術・技能の獲得	知識の獲得
児童福祉	態度や価値観	技術・技能の獲得	知識の獲得
身体障害	態度や価値観	技術・技能の獲得	知識の獲得
生活保護	態度や価値観	技術・技能の獲得	知識の獲得
知的障害	態度や価値観	技術・技能の獲得	知識の獲得
老人福祉	態度や価値観	技術・技能の獲得	知識の獲得
複合施設	態度や価値観	知識の獲得	技術・技能の獲得
全体	態度や価値観	技術・技能の獲得	知識の獲得

表Ⅲ－3－178 は、重視している実習指導の意図について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。この結果、およそ、次のとおりに区分できた。[機関・社協グループ]と[老人・複合施設以外の施設系グループ]と[老人施設・複合施設グループ]である。機関・社協グループは、職場と職務を重視していた。老人・複合施設以外の施設系グループは、利用者理解と自己覚知を重視していた。老人施設・複合施設グループは、自己覚知と職場と職務を重視していた。利用者理解や職場の仕組みを知ることは、理解の深まりの程度の差はあったとしても、必ずしも実習という機会でなくても理解が可能であり、教育の範疇で取り扱う事も出来る。一方、老人施設・複合施設グループの重視の仕方は、専門家としての自覚と専門家の立場を明らかにするものであり、専門家の養成としてはむしろ妥当な面があるのかもしれない。

表Ⅲ－3－178. 機関・施設ごとの重視している実習指導の意図

種別	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
機関	職場の仕組み	職種職務内容	自己覚知	利用者理解	考え方や技術
社協	職種職務内容	職場の仕組み	考え方や技術	自己覚知	利用者理解
児童福祉	利用者理解	自己覚知	職種職務内容	職場の仕組み	職場の仕組み
身体障害	利用者理解	自己覚知	職種職務内容	職場の仕組み	考え方や技術
生活保護	利用者理解	自己覚知	職種職務内容	考え方や技術	職場の仕組み
知的障害	利用者理解	自己覚知	職種職務内容	考え方や技術	職場の仕組み
老人福祉	自己覚知	職種職務内容	利用者理解	考え方や技術	職場の仕組み
複合施設	自己覚知	職種職務内容	利用者理解	職場の仕組み	考え方や技術
全体	利用者理解	自己覚知	職種職務内容	職場の仕組み	考え方や技術

表Ⅲ－3－179 は、スーパービジョンのスタイルについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。その結果、機関・社協・児童福祉・知的障害・複合施設では先輩後輩関係が多かった。身体障害・老人福祉ではカウンセラー関係が多かった。身体障害者や老人福祉では経験するものが身近で重く広く悲観的で複雑なため、実習生が傷ついたり混乱しやすく、カウンセラー関係が必要になるのではなかろう。この結果からは、ス

タイトルに一位から三位グループと四位から五位グループという傾向以上の傾向を見出すことは出来なかった。全体的にみて思うことは、実習生を支えるような関係が中心で、厳しさのある関係ではないように思えた。その意味では下位グループではあるが、「師匠」「教師」の関係の方に専門家養成の関係が存在するのではないかと思った。

表Ⅲ－3－179. 機関・施設ごとのスーパービジョンのスタイル

	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
機関	先輩後輩関係	ワーカー関係	カウンセラー関係	教師学生関係	師匠弟子関係
社協	先輩後輩関係	カウンセラー関係	師匠弟子関係	ワーカー関係	教師学生関係
児童福祉	先輩後輩関係	カウンセラー関係	ワーカー関係	教師学生関係	師匠弟子関係
身体障害	カウンセラー関係	先輩後輩関係	ワーカー関係	師匠弟子関係	教師学生関係
生活保護	ワーカー関係	先輩後輩関係	カウンセラー関係	教師学生関係	
知的障害	先輩後輩関係	カウンセラー関係	ワーカー関係	師匠弟子関係	教師学生関係
老人福祉	カウンセラー関係	先輩後輩関係	ワーカー関係	教師学生関係	師匠弟子関係
複合施設	先輩後輩関係	ワーカー関係 ・ カウンセラー関係		教師学生関係	師匠弟子関係
全体	先輩後輩関係	カウンセラー関係	ワーカー関係	教師学生関係	師匠弟子関係

表Ⅲ－3－180 は、重視しているスーパービジョンの機能について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。その結果、機関と生活保護の二位と三位が他と逆転しているだけで、全体としては教育的機能・支持的機能・管理的機能の順であった。しかし、「やらせてみる」や「自ら体験的に学ぶ」ことが実習という養成方法の特徴だとしたら、やっている最中の指導だけではなく、実は実習の間接的な部分としての実習環境を整えることを重視しなければならないのではないか。その意味では、管理的機能がもっと割合が高くなってよいのではないかと思った。

表Ⅲ－3－180. 機関・施設ごとの重視しているスーパービジョンの機能

	第一位	第二位	第三位
機関	教育的機能	管理的機能	支持的機能
社協	教育的機能	支持的機能	管理的機能
児童福祉	教育的機能	支持的機能	管理的機能
身体障害	教育的機能	支持的機能	管理的機能
生活保護	教育的機能	管理的機能	支持的機能
知的障害	教育的機能	支持的機能	管理的機能
老人福祉	教育的機能	支持的機能	管理的機能
複合施設	教育的機能	支持的機能	管理的機能
全体	教育的機能(82,3%)	支持的機能(67,9%)	管理的機能(56,4%)

(10)現場から見た教員の巡回(訪問)指導の問題点(機関・施設票 20)

表Ⅲ－3－181 は、教員の巡回(訪問)回数について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。全体としては「ちょうどよい」が約7割であったが、社協・生活

保護・知的障害・老人福祉では「少ない」との回答の割合も2割から3割あった。

表Ⅲ－3－181. 機関・施設ごとの教員の巡回（訪問）回数

種別	基数	少ない	多い	ちょうどよい	無回答
合計	229	17.0	0.4	69.9	12.7
機関	34	8.8	0.0	64.7	26.5
社協	16	25.0	0.0	56.3	18.8
児童福祉	31	9.7	0.0	77.4	12.9
身体障害	23	17.4	4.3	78.3	0.0
生活保護	6	33.3	0.0	66.7	0.0
知的障害	26	36.9	0.0	65.4	7.7
老人福祉	67	20.9	0.0	65.7	13.4
複合	24	8.3	0.0	83.3	8.3
無回答	2	0.0	0.0	100.0	0.0

表Ⅲ－3－182 は、教員の巡回（訪問）指導は週一回必要だと思うかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。週一回は必要であるとの回答の割合が比較的多かったのは、身体障害と老人福祉であった。多数多様な実習生を受け入れているため、養成校の直接指導に期待しているようである。

表Ⅲ－3－182. 機関・施設ごとの教員の巡回（訪問）指導は週一回必要か否かの状況

種別	基数	必要である	必要でない	無回答
合計	229	21.8	63.8	14.4
機関	34	2.9	76.5	20.6
社協	16	18.8	68.8	12.5
児童福祉	31	9.7	71.0	19.4
身体障害	23	34.8	56.5	8.7
生活保護	6	16.7	66.7	16.7
知的障害	26	19.2	69.2	11.5
老人福祉	67	34.3	52.2	13.4
複合	24	25.0	62.5	12.5
無回答	2	0.0	100.0	0.0

表Ⅲ－3－183 は、教員の訪問時期について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。全体的には「ちょうどよい」が6割を超えていたが、「早すぎる」の割合が比較的多かったのが身体障害者と生活保護であり、「遅すぎる」の割合が比較的多かったのが知的障害と老人福祉であった。

表Ⅲ－3－183. 機関・施設ごとの教員の訪問時期

種別	基数	早すぎる	遅すぎる	ちょうどよい	無回答
合計	229	4.8	8.3	64.2	22.7
機関	34	2.9	0.0	64.7	32.4
社協	16	6.3	12.5	43.8	37.5
児童福祉	31	0.0	6.5	67.7	25.8
身体障害	23	13.0	0.0	73.9	13.0
生活保護	6	16.7	0.0	50.0	33.3
知的障害	26	3.8	19.2	53.8	23.1
老人福祉	67	3.0	11.9	68.7	16.4
複合	24	8.3	8.3	66.7	16.7
無回答	2	0.0	0.0	50.0	50.0

表Ⅲ－3－184 は、訪問教員の指導内容について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。どの種別にも大体共通した内容は、[挨拶程度の訪問][教員格差][学校間格差]を指摘する割合が多かった。また、学校格差の割合が多いのが、生活保護・知的障害・老人福祉・複合施設であった。これは、多数の養成校からの実習を受け入れているために、見えてきている部分であろうと思われる。

表Ⅲ－3－184. 機関・施設ごとの訪問教員の指導内容

	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位
機関	挨拶程度の訪問	教員格差 学校格差 訪問指導にこない			
社協	教員格差	事情理解不足	挨拶程度	学校格差 訪問指導にこない	
児童福祉	教員格差・挨拶程度		学校格差	的確な指導	訪問にこない・事情理解不足
身体障害	挨拶程度の訪問	教員格差	学校格差	事情理解不足	的確な指導
生活保護	学校格差 ・ 教員格差		・事情理解不足・挨拶程度の訪問・的確な指導		
知的障害	学校格差	挨拶程度	教員格差	訪問指導にこない	指導になっていない
老人福祉	学校格差	教員格差	挨拶程度	訪問指導にこない	事情理解不足・的確な指導
複合施設	学校格差	挨拶程度	教員格差	指導になっていない	事情理解不足
全体	学校格差	挨拶程度	教員格差	事情理解不足	的確な指導

(11)実習における利用者のプライバシーの問題(機関・施設票 21)

表Ⅲ－3－185 は、実習は利用者のプライバシーの侵害だと思うかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。その結果、どの種別も「そうは思わない」割合が過半数を超えた。「場合による」を加えると 87.8%がプライバシーの侵害には当たらない方向の見解であった。しかし、機関ではプライバシーの侵害を「そう思う」が 20.6%あり、他の種別よりもかなり高く、老人でも「場合による」が 25%と他の種別よりもかなり高かった。これらは、行政機関における個人情報の取り扱いの問題や、介護保険施設を多く含む老人施設分野における契約利用や人権擁護の動きとの関連があろう。

表Ⅲ－3－185 機関・施設ごとの実習は利用者のプライバシーの侵害か否かの状況

種別	基数	そう思う	そうは思わない	場合による	無回答
合計	229	7.9	57.2	30.6	4.4
機関	34	20.6	52.9	20.6	5.9
社協	16	6.3	56.3	12.5	25.0
児童福祉	31	6.5	58.1	29.0	6.5
身体障害	23	8.7	60.9	30.4	0.0
生活保護	6	0.0	66.7	33.3	0.0
知的障害	26	0.0	69.7	30.8	0.0
老人福祉	67	9.0	52.2	37.3	1.5
複合	24	0.0	58.3	37.5	4.2
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0

表Ⅲ－3－186 は、利用者の記録を実習生に読ませてよいかどうかを尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。「そう思う」の割合が高いのは、身体障害・生活保護・老人福祉・複合施設であった。「そうは思わない」の割合が高いのは、機関・身体障害であった。「場合による」の割合が高いのは、児童福祉・知的障害であった。見解としては読ませてよい方向ではあるが、「そう思う」と「場合による」に二分されている状況であり、受け入れ側の不統一が伺える。

表Ⅲ－3－186. 機関・施設ごとの利用者の記録を実習生に読ませてよいか否かの状況

種別	基数	そう思う	そうは思わない	場合による	無回答
合計	229	41.9	17.9	34.5	5.7
機関	34	38.7	29.4	23.5	8.8
社協	16	31.3	18.8	31.3	18.8
児童福祉	31	32.3	16.1	41.9	9.7
身体障害	23	47.8	26.1	26.1	0.0
生活保護	6	66.7	0.0	33.3	0.0
知的障害	26	34.6	19.2	46.2	0.0
老人福祉	67	44.8	14.9	35.8	4.5
複合	24	54.2	8.3	33.3	4.2
無回答	2	50.0	0.0	50.0	0.0

表Ⅲ－3－187 は、利用者との面接や訪問に実習生を同席・同行させるのはプライバシーの侵害だと思うかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。同行に対しては、①と②以上に慎重な見解となっていた。②では「場合による」が34.5%であったのに対し、③では45.0%あり、10.5ポイント上がっていた。②では「場合による」に高い割合を示したのが児童福祉と知的障害の2種別だったのに、③では身体障害・老人福祉・複合施設の3種別が増えた。具体的になると種別の様々な事情が出てくるようである。しかし、記録や同席・同行は実習の重要な部分であり、受け入れ側の統一的な対応が求められるところである。

表Ⅲ－3－187. 機関・施設ごとの実習生の同席・同行はプライバシーの侵害か否かの状況

種別	基数	そう思う	そうは思わない	場合による	無回答
合計	229	17.0	31.9	45.0	6.1
機関	34	26.5	35.3	32.4	5.9
社協	16	6.3	37.5	37.5	18.8
児童福祉	31	12.9	32.3	45.2	9.7
身体障害	23	17.4	26.1	52.2	4.3
生活保護	6	16.7	50.0	33.3	0.0
知的障害	26	15.4	30.8	46.2	7.7
老人福祉	67	22.4	25.4	49.3	3.0
複合	24	4.2	37.5	54.2	4.2
無回答	2	0.0	100.0	0.0	0.0

(12)実習指導者の認定組織について(機関・施設票 22)

表Ⅲ－3－188 は、実習指導者の認定を与える制度は必要かどうかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。この結果より、「必要だと思う」と「必要だと思わない」の割合の差に注目してみた。

	(必要)	－	(不必要)	= 格差 (必要性の認識差)
機関	20.6%		8.8%	11.8%
社協	43.8%		25.0%	18.8%
児童福祉	29.0%		6.5%	22.5%
身体障害	21.7%		13.0%	8.7%
生活保護	0.0%		16.7%	△16.7%
知的障害	15.4%		19.2%	△3.8%
老人福祉	31.3%		11.9%	19.4%
複合施設	33.3%		16.7	16.6%

必要性の認識が高いのは、児童福祉・老人福祉・社協・複合施設・機関の順であった。身体障害も必要の認識はしているものの他の種別よりはかなり低かった。不必要との認識が上回ったのは生活保護・知的障害であった。全体としては必要性の認識が過半数にも達しておらず、種別ごとにみても必要性の認識にはバラツキがあった。

表Ⅲ－3－188. 機関・施設ごとの実習指導者の認定を与える制度は必要か否か

種別	基数	そう思う	そうは思わない	場合による	無回答
合計	229	26.6	13.1	54.6	5.7
機関	34	20.6	8.8	61.8	8.8
社協	16	43.8	25.0	25.0	6.3
児童福祉	31	29.0	6.5	54.8	9.7
身体障害	23	21.7	13.0	60.9	4.3
生活保護	6	0.0	16.7	83.3	0.0
知的障害	26	15.4	19.2	57.7	7.7
老人福祉	67	31.3	11.9	52.2	4.5
複合	24	33.3	16.7	50.0	0.0
無回答	2	0.0	0.0	100.0	0.0

表Ⅲ－3－189 は、実習指導者の認定のための講習会は開かれたら受講するかどうかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。その結果、「受講意思あり」の割合が高いのは老人福祉・複合施設であった。「受講意思なし」の割合が比較的高いのは社協・生活保護・知的障害であった。「受講は何ともいえない」の割合が高かいは、機関・身体障害・知的障害であった。大体認定制度の必要性の認識に比例していた。

表Ⅲ－3－189. 機関・施設ごとの実習指導者の認定講習会受講の意思

種別	基数	ある	ない	何とも言えない	無回答
合計	229	43.7	11.4	40.2	4.8
機関	34	20.6	14.7	58.8	5.9
社協	16	37.5	18.8	43.8	0.0
児童福祉	31	41.9	12.9	35.5	9.7
身体障害	23	30.4	13.0	56.5	0.0
生活保護	6	0.0	33.3	66.7	0.0
知的障害	26	46.2	19.2	26.9	7.7
老人福祉	67	59.7	4.5	29.9	6.0
複合	24	62.5	4.2	33.3	0.0
無回答	2	0.0	0.0	100.0	0.0

(13)「ソーシャルワーク実習」の要件を満たせるか(機関・施設票 23)

表Ⅲ－3－190 は、「ソーシャルワーク実習」としての要件を満たすことができるかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。「満たしている」と「満たせると思う」をあわせた割合と「難しいと思う」と「何ともいえない」をあわせた割合を比較すると次ようになった。満たせない方向にあったのは、機関・身体障害・生活保護・知的障害・老人福祉であった。満たせる方向にあったのは、社協・児童福祉・複合施設であった。機関については、本来業務としてソーシャルワークであるはずだが、要件を満たせない方向を示した。児童福祉については、ソーシャルワークとケアワークを分離しにくいにもかかわらず要件をみたせる方向を示した。

表Ⅲ－3－190. 機関・施設ごとの「ソーシャルワーク実習」としての要件

種別	基数	満たしている	満たせると思う	難しいと思う	何ともいえない	無回答
合計	229	7.9	27.9	27.5	29.7	7.0
機関	34	5.9	26.5	20.6	32.4	14.7
社協	16	18.8	37.5	6.3	37.5	0.0
児童福祉	31	6.5	22.6	35.5	19.4	16.1
身体障害	23	4.3	13.0	30.4	47.8	4.3
生活保護	6	16.7	0.0	33.3	50.0	0.0
知的障害	26	0.0	38.5	30.8	23.1	7.7
老人福祉	67	11.9	25.4	28.4	29.9	4.5
複合	24	4.2	50.0	29.2	16.7	0.0
無回答	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0

(14)現行の23日出勤日・180時間以上という実習期間について(機関・施設票 24)

表Ⅲ－3－191 は、現行の実習期間について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。「十分な長さである」の割合が高いのは身体障害・知的障害・老人福祉であ

った。実習生の受け入れが多いこの施設群の方向は実習期間の検討の参考になる。「長すぎる」の割合が比較的高かったのは社協と生活保護であった。「短すぎる」の割合が比較的高かったのは複合施設であった。

表Ⅲ－３－191. 機関・施設ごとの現行の実習期間の長さについて

種別	基数	十分な長さである	長すぎる	短すぎる	何とも言えない	無回答
合計	229	49.8	3.1	13.5	27.5	6.1
機関	34	44.1	2.9	2.9	38.2	11.8
社協	16	37.5	12.5	18.8	31.3	0.0
児童福祉	31	48.4	3.2	3.2	29.0	16.1
身体障害	23	52.2	0.0	17.4	30.4	0.0
生活保護	6	0.0	16.7	16.7	66.7	0.0
知的障害	26	61.5	0.0	11.5	19.2	7.7
老人福祉	67	59.7	3.0	17.9	16.4	3.0
複合	24	37.5	0.0	25.0	33.3	4.2
無回答	2	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0

(15)実習指導者へのスーパービジョン研修会について(機関・施設票 25)

表Ⅲ－３－192 は、実習スーパービジョン研修会は必要かどうかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。全体的には約6割が必要であるとの回答であった。その中で、「必要がある」の割合が高かったのは身体障害者・老人福祉であった。「必要ない」の割合が高かったのは社協・知的障害であった。「何ともいえない」の割合が高かったのは機関・生活保護であった。

表Ⅲ－３－192. 機関・施設ごとの実習スーパービジョン研修会は必要かどうか

種別	基数	必要	必要ない	何とも言えない	無回答
合計	229	57.6	5.2	32.3	4.8
機関	34	38.2	5.9	47.1	8.8
社協	16	56.3	12.5	31.3	0.0
児童福祉	31	54.8	9.7	29.0	6.5
身体障害	23	60.9	4.3	34.8	0.0
生活保護	6	50.0	0.0	50.0	0.0
知的障害	26	53.8	11.5	26.9	7.7
老人福祉	67	70.1	0.0	23.9	6.0
複合	24	58.3	4.2	37.5	0.0
無回答	2	50.0	0.0	50.0	0.0

表Ⅲ－３－193 は、研修会が開催されるとしたら希望する内容は何かということについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。結果を見てみると、機関は各項

目に対する希望の割合が低かったが、その中でも希望の割合が比較的高かったのは評価基準・方法であった。社協・児童福祉・身体障害・知的障害は、スーパービジョンに対する希望が高かった。生活保護・知的障害は、システムの作り方に対する希望が高かった。老人福祉・複合施設はプログラムの作り方に対する希望が高かった。全体的には評価基準と評価の方法の研修希望が最も高い割合となった。

表Ⅲ－３－１９３．機関・施設ごとの研修会に希望する内容

種別	基数	システムの作り方	プログラムの作り方	評価基準・評価方法	スーパービジョン	その他	無回答
合計	229	41.9	41.9	53.7	32.8	0.9	9.2
機関	34	29.4	38.2	38.2	41.2	0.0	17.6
社協	16	37.5	43.8	56.3	12.5	0.0	6.3
児童福祉	31	38.7	32.3	71.0	35.5	0.0	12.9
身体障害	23	34.8	21.7	65.2	47.8	4.3	0.0
生活保護	6	66.7	50.0	33.3	33.3	0.0	16.7
知的障害	26	57.7	30.8	57.7	34.6	0.0	15.4
老人福祉	67	43.3	55.2	52.2	26.9	1.5	6.0
複合	24	45.8	54.2	50.0	29.2	0.0	0.0
無回答	2	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0

(16)ここ３年間(1998－2000年度)実習受け入れ・指導の経験の中での問題点(機関・施設票 26)

表Ⅲ－３－１９４は、実習中止となったケースの有無について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。その結果、社協と生活保護を除いて、機関と他の施設に中止の例が発生していた。特に割合が高く件数也多かったのが、児童福祉と老人福祉であった。

表Ⅲ－３－１９４．機関・施設ごとの実習中止となったケースの有無

種別	基数	あった	なかった	無回答
合計	229	37件 16.2%	78.6	5.2
機関	34	4件 11.8%	79.4	8.8
社協	16	0件 0.0%	93.8	6.3
児童福祉	31	7件 22.6%	67.7	9.7
身体障害	23	3件 13.0%	87.0	0.0
生活保護	6	0件 0.0%	100.0	0.0
知的障害	26	6件 23.1%	69.2	7.7
老人福祉	67	13件 19.4%	77.6	3.0
複合	24	2件 8.3%	87.5	4.2
無回答	2	2件 100.0%	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１９５は、実習中止の理由について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。比較して「病気やけが」が多かったのは児童福祉・知的障害・老人福祉であった。「態度や姿勢の問題」が多かったのは身体障害であった。身体障害の施設系では、利用者の関係で態度姿勢に関する要求水準が高いことに起因しているのではないかと推察される。

表Ⅲ－３－１９５. 機関・施設ごとの実習中止の理由

種別	基数	病気やけが	態度や姿勢の問題	その他	無回答
合計	37	64.9	43.2	2.7	2.7
機関	4	50.0	50.0	0.0	0.0
社協	0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童福祉	7	85.7	42.9	0.0	0.0
身体障害	3	33.3	66.7	0.0	0.0
生活保護	0	0.0	0.0	0.0	0.0
知的障害	6	66.7	16.7	16.7	0.0
老人福祉	13	61.5	46.2	0.0	7.7
複合	2	100.0	50.0	0.0	0.0
無回答	2	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－３－１９６は、ここ三年間の中で実習生が被害者となった事故の有無について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。実習生が被害者となったのは、児童福祉１件、知的障害１件、老人福祉１件であった。

表Ⅲ－３－１９６. 機関・施設ごとの実習生が被害者となった事故の有無

種別	基数	あった	なかった	無回答
合計	229	1.3	93.9	4.8
機関	34	0.0	91.2	8.8
社協	16	0.0	93.8	6.3
児童福祉	31	3.2	87.1	9.7
身体障害	23	0.0	100.0	0.0
生活保護	6	0.0	100.0	0.0
知的障害	26	3.8	88.5	7.7
老人福祉	67	1.5	95.5	3.0
複合	24	0.0	100.0	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0

表Ⅲ－３－１９７は、ここ三年間の中で実習生が加害者となった事故の有無について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。実習生が加害者となったのは、社協１件、生活保護１件、老人福祉４件であった。老人福祉のみが被害者と加害者のいずれにもあがってきた。しかも、加害事故は４件と最も多かった。

表Ⅲ－3－197. 機関・施設ごとの実習生が加害者となった事故の有無

種別	基数	あった	なかった	無回答
合計	229	2.6	91.7	5.7
機関	34	0.0	88.2	11.8
社協	16	6.3	93.8	0.0
児童福祉	31	0.0	90.3	9.7
身体障害	23	0.0	95.7	4.3
生活保護	6	16.7	83.3	0.0
知的障害	26	0.0	88.5	11.5
老人福祉	67	6.0	91.0	3.0
複合	24	0.0	100.0	0.0
無回答	2	0.0	100.0	0.0

(17)実習謝礼について(機関・施設票 27)

表Ⅲ－3－198 は、実習謝礼を受け取っているかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。全体では約 8 割の機関・施設で受け取っているが、「受け取っている」の割合が 95%を超えてほとんどの施設で受け取っていたのは身体障害 95.7%と複合施設 95.8%であった。逆に「受け取っていない」の割合が他の種別と比較して特に高かったのは機関 41.2%であった。

表Ⅲ－3－198. 機関・施設ごとの実習謝礼の受け取り

種別	基数	受け取っている	受け取っていない	その他	無回答
合計	229	78.6	12.7	3.1	5.7
機関	34	41.2	41.2	5.9	11.8
社協	16	75.0	6.3	6.3	12.5
児童福祉	31	80.6	6.5	6.5	6.5
身体障害	23	95.7	4.3	0.0	0.0
生活保護	6	83.3	16.7	0.0	0.0
知的障害	26	84.6	0.0	3.8	11.5
老人福祉	67	82.1	13.4	1.5	3.0
複合	24	95.8	4.2	0.0	0.0
無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－199 は、実習謝礼をどう思うかについて尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。機関・社協は、謝礼は「必要でない」割合が高いが、あえて受け取るとすれば「実習指導料」という傾向であった。施設系はすべて「実習指導料」としての傾向が高かった。

表Ⅲ－3－199. 機関・施設ごとの実習謝礼をどう思うか

種別	基数	必要ではない	一定の謝礼は必要	実習指導料として	その他	無回答
合計	229	17.9	13.5	51.5	10.0	7.0
機関	34	35.3	2.9	29.4	14.7	17.6
社協	16	25.0	6.3	50.0	18.8	0.0
児童福祉	31	19.4	16.1	45.2	6.5	12.9
身体障害	23	8.7	21.7	60.9	4.3	4.3
生活保護	6	16.7	16.7	50.0	16.7	0.0
知的障害	26	11.5	15.4	50.0	15.4	7.7
老人福祉	67	16.4	16.4	55.2	7.5	4.5
複合	24	8.3	8.3	75.0	8.3	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－200 は、実習謝礼の決め方について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。機関は無回答が多かった。社協・児童福祉・身体障害・知的障害・老人福祉は「学校の事情により」が多かった。「施設と学校の協議で」の割合が高かったのは生活保護と複合施設であった。全体的には学校の事情でよしとしながらも「経費として要求」の割合が少し高かったのが身体障害 26.1%・社協 12.5%・知的障害 15.4%・老人福祉 11.9%であった。

表Ⅲ－3－200. 機関・施設ごとの実習謝礼の決め方

種別	基数	学校の事情により	施設と学校の協議	経費として要求	その他	無回答
合計	229	17.9	13.5	51.5	10.0	7.0
機関	34	35.3	2.9	29.4	14.7	17.6
社協	16	25.0	6.3	50.0	18.8	0.0
児童福祉	31	19.4	16.1	45.2	6.5	12.9
身体障害	23	8.7	21.7	60.9	4.3	4.3
生活保護	6	16.7	16.7	50.0	16.7	0.0
知的障害	26	11.5	15.4	50.0	15.4	7.7
老人福祉	67	16.4	16.4	55.2	7.5	4.5
複合	24	8.3	8.3	75.0	8.3	0.0
無回答	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

表Ⅲ－3－201 は、実習謝礼の統一の必要性について尋ねた回答結果を機関・施設種別毎に集計したものである。「統一は必要ない」が4割、「何らかの統一は必要である」が6割であった。どういう統一がよいかは、都道府県単位が最も高かったが主流の意見とまでは言えなかった。都道府県単位の統一の意見が比較的高かったのは、社協・身体障害・生活保護・知的障害であった。

表Ⅲ－3－201. 実習謝礼の統一の必要性

種別	基数	統一は 必要ない	都道府県 単位統一	ブロッ ク単位 統一	全国単 位統一	その他	無回答
合計	229	40.6	24.0	3.5	12.7	5.7	13.5
機関	34	32.4	14.7	0.0	5.9	2.9	44.1
社協	16	37.5	31.3	6.3	18.8	6.3	0.0
児童福祉	31	38.7	12.9	9.7	12.9	6.5	19.4
身体障害	23	43.5	34.8	8.7	0.0	0.0	13.0
生活保護	6	33.3	33.3	0.0	16.7	16.7	0.0
知的障害	26	34.6	38.5	0.0	15.4	3.8	7.7
老人福祉	67	41.8	23.9	3.0	14.9	9.0	7.5
複合	24	58.3	20.8	0.0	20.8	0.0	0.0
無回答	2	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0

4) 自由記述回答における特徴

I. 現場からみた学校側の実習教育の問題点 <問 18>

問 18 は「現場から見た学校側の実習教育の問題点はどのようなものですか」と聞いている。

1. 実習生の問題 (43)

(1) 学生の事前学習の不足 (35)

最も多いのは事前学習の不足の指摘である。これらは4つに区分することができる。

① 基本的な知識不足・理解不足 (16)

「実習する施設、職種、職務内容について、あらかじめ学習させておいて欲しい。現場についての予備知識があまりにも足りない」などという意見である。

② 学生のモチベーションを高める事前教育 (学生の実習に対する意識の希薄さ) (11)

「本人が選択した施設での実習なのだろうか」という疑問や「単位習得のための実習としてとらえていないか」という現状認識からはじまり、その背景として「目的意識が明確でない」や「学生の実習に対するモチベーションを高められる事前教育がなされていない」という原因論につながっていき「学生が、ほんとうに興味がある場所に実習を設定してほしい」といった要望になる。

③ 援助技術の不足 (5)

「ケアプラン策定方法をもっと指導して欲しい」など。

④ 実習日誌がうまくかけない (3)

「日誌の書き方。国語能力の欠如」や「実習ノートの記入の仕方等、初歩的な所がぬけている事がある」など。

(2) 学生の社会人としてのマナーや基本的生活態度の指導 (5)

「近頃、実習指導以前に、ほうきの掃き方、挨拶の仕方、言葉遣いから指導しなければならないケースが増えている。一般常識をわきまえていない学生が、対人援助を出来るだろうかと疑問に思う」などという指摘である。

(3) その他 (3)

2. 学校側の問題 (27)

(1) 学校は現場実習に対して無責任 (7)

実習生を実習先に任せきりにしている無責任な学校への批判も多い。「実習は全て現場(施設)に任せ、学校は傍観的立場になりがちである。(施設の現場の実情を知る努力が不足している。)」や「現場におまかせの傾向がある」などの意見である。

(2) 巡回指導教員の問題 (5)

教員の巡回指導については、「担当教員の巡回指導は実習に関わる明確な目的意識を持って行って欲しい。(挨拶程度の訪問や、来られない場合もあった)」のように、実習訪問をしない学校があったり、訪問しても挨拶程度の形式的なものであったりするという指摘である。また「実習訪問する教員≠実習ゼミの担当教員という場合がある。実習生にとって、本当に悩みがあっても打ち明けられる関係になっているのか疑問あり」のように訪問教員が事前実習指導者とは異なることの問題の指摘もある。

(3) 教員が施設を理解していない(3)

「現場の状況を余りにも知らない先生方が多い」など教員が施設のことをよく理解していないという指摘もある。

(4) 教員の実習指導の力量を高める(3)

その結果として「スーパーバイズできる教育員の配置」という意見のように、実習指導のレベルアップを求める意見も見られる。

(5) 学校側のより積極的な実習依頼(2)

それゆえより積極的な学校側の係わりが求められる。「実習に何を求めるのかを明確にした上で実習施設に対して明確にこういう実習を行って欲しいと提示して欲しい」や「養成校は、あまり注文をつけると実習を受け入れてもらえなくなると心配し施設に対して遠慮し弱腰になっている。もっと積極的に人材育成上必要なことは言うべきだ」。

(6) 学校間格差(7)

学校間格差の問題の指摘も多い。「学校によって求めるものが違う」や「指導内容がちがう」などの意見である。大学と専門学校の違い、通信の違いなどもあげられている。

3. 実習システムの問題(31)

(1) 実習目標の明確化、目的意識を高める学校の指導の必要性 (7)

実習生の諸問題から招来されてくる課題としては、実習目標の明確化や目的意識を高めるための指導が求められてくる。

(2) 実習期間の長さについて (8)

「期間が1カ月程度では短いため慣れたころに終了してしまう点」や「実習現場側から実習生には、多くの重要事項を指導し、又学習して欲しいと考えていますが、実習時間は短い場合は2週間、長くても4週間では指導も優先順位を考えより基本的な事柄に重点を置かざるを得ない現状がある」など実習期間が少ないことへの指摘である。中には「4週は長い」という意見も2つあるが、これらは主に業務に支障が出るからという視点からの意見であり、実習生に対する効果等の視点からの指摘ではない。

(3) 事後指導の徹底(3)

「実習後のフォローアップを十分に行ってほしい」などである。学校側もともとすると、事前指導に比べ、事後指導を軽く見ている傾向があるように思われるが、実は実習体験は、さまざまな宿題を残している場合があり、事後指導の中で学生と向き合うことは、実習体験を深めていく上でも重要である。そうした認識が実習施設サイドからも少数ながらある。

(4) 社会福祉士のための実習、ケアワーク実習との比較から(3)

現場では多様な実習を受け入れているが、そうした実習と混同した意見も見られる。逆に社会福祉士のための実習のあり方の難しさ、独自性について言及した意見も多い。これらは主にケアワーク実習の係わりから述べられたものである。「介護実習の受け入れはしやすいが、社会福祉士の実習は正直なところむずかしい」や「介護福祉士実習生はケアワーク自体を学び体得しようとする意欲が高く見られますが、社会福祉士実習生はケアワークそのものより、体系やあり様についての第三者的な見方をしがちです。現場の状況を知り、体験無しには何も語る事は出来ないのではないかと考えますのでもっと利用者自体に触れ、その関わりから多くの問題点を気づき、方法についての具体的なマネジメントまで考えて

いける様なものにして欲しいと思います」という意見である。

ソーシャルワーク・アプローチが直接的対人関係ばかりでなく、間接的アプローチを持っていることは明らかであるが、直接個別的援助を基本としている点は共通しているとも言えよう。ただし、そうした直接援助の有様は介護系の施設では、基本的に介護を通しての関わりが中心であるということはあるかもしれない。いずれにしても、この議論は、問題提起としては興味深いものである。

(5) 送り出す学生の選別(3)

未熟な学生に業を煮やしているのか、実習生を選別することの提案もある。「実習にあたっての最低程度の基本技術を身につけているか?という『赤点ライン』のようなものを設定し、実力が身につけていない実習生は、施設実習はさせないという対応をして欲しい。路上教習のためには仮免許を取らせるような考え方に立って欲しい」などである。

(6) その他(7)

その他には、「実習形態について分散型を希望する」や「いまだに記録用紙に1日の実習の流れ等というスペースがあり、朝から何をしたのか記入する様になっている。不必要である。内容、観察、考察、気づき、が中心である」など、学校側で使用する実習記録のあり方についても意見がある。

4. 施設は実践の場であり、教育の場ではない(4)

実習施設機関側の中には実習は受け入れるが、施設は教育機関ではないことを理解し、実習生の事前教育を行うこと、実習にかかわる文書等も簡潔にするようにとの要望もある。

5. 学校側と現場との共通認識、やりとりがない(4)

こうした中で学校側との共通認識をもったり、コミュニケーションをはかったりすることが十分できていないと指摘する声もある。「学校側と現場のやりとりが少ない、先生方が忙しいと思いますが、達成過程をお互い共通認識し、次のステップへつなげる事も必要だと思います」などの意見である。

6. その他(7)

その他、「福祉関係の学校が多すぎて、それらの学校が同時に実習を依頼してくるので受け入れとしては大変である」という福祉系学校の増加にともなう実習増に苦勞している福祉施設の現状を述べた意見もある。

II. 実習生の問題点 <問19>

問19は「現場から見た実習生の問題点はどのようなものですか」という質問である。

1. 事前準備の不足(18)

(1) 利用者への理解不足 (8)

利用者への理解不足をあげる意見が多い。「利用者の生きた時代への認識不足等、知識不足が多にある実習生が多い。」こうした知識不足が、「利用者理解のおくれが、実習にお

いて、主体的に行動することの遅れにつながる」、「利用者はどう関わっていいかわからない。利用者が戸惑う」などを招来するのである。

(2) 施設機関への理解不足(6)

実習施設機関の役割や法的位置づけ等についての理解不足があげられる。例えば「福祉機関の特徴の認識不足」、「施設種別の理解を事前にしてほしい」などである。

(3) 事前学習が不十分(4)

漠然と、事前学習が少ないことを示した意見である。

2. 積極性、意欲、やる気の欠如 (51)

(1) 積極的でなく受身的(14)

「積極的な態度で取りくむ実習生が多いが、中には単位を取るためだけの実習生もいる」や「積極的にとりくむ姿が薄く、受け身的である」などの意見である。ひとつだけ「積極的でよかったと思います」という意見があったが、いずれにしても「積極性」という価値が実習においては施設側の評価において大きな位置を占めていることがわかる。

(2) やる気、意欲の欠如(20)

積極性の議論と類似するが、意欲の問題に言及する意見も多い。「意欲的に現場からつかみ取ろうとする姿勢がみられない。知識を実践に移す貴重な機会です。理論と実践の展開をもって有効活用して欲しい」や「何かにつまずくとあきらめようとしたり、利用者との不和のせいにすることがあります。又、職員との関係がギクシャクしたりしますが、前向きに解決しようとせず、相手が悪いという表現(遠回しですが)、今、実習に何を求めるか、そこへのこだわりが欲しいと思います」などの意見である。

(3) 目的意識の欠如(17)

目的意識の欠如の指摘も多い。これは将来的な展望を持たず、なんとなく実習にやってくる学生に向けられた批判であると同時に、単位取得や資格取得のためだけに実習に来ている者にも向けられている。

3. 社会常識や基本的マナーの欠如(18)

社会常識等の欠如をあげる意見も多い。特に遅刻に関するものが多い。「利用者や施設に対する問題は大きなものはないが、出勤時間を守ることが出来ない。服装が乱れているなど社会人として常識に欠けている人が目立つ」や「遅刻してきたり、遅刻してきてもお詫びの一言もなかったりと礼儀を知らなかったりマナーがない実習生が多い」などである。

4. 個人差が大きい(15)

実習生の個人差が大きいという指摘がかなりの数にのぼる。例えば「社会福祉士を目指す学生は、他の資格に比し、バラエティーに富んでいると思う。学生、院生、社会人と、異なる能力、意欲にもかなりの差が見られる。やはり、現役学生の学力の劣りはとても目立つし、意欲も低く見える。現役学生の事前教育を大学側でもっとしてから実習に来て欲しい。」という意見。ここではバラエティーに富んでいる理由を、学生、院生、社会人という立場の違いにも言及している。これが一般論として(介護実習等においても同様か)語られているのか、社会福祉士実習の特徴であるのかは議論の余地がありそうである。

5. 実習課題の未整理、不明確さ(10)

「実習目的が明確化されず実習に入る場合が多く単に一施設の体験に終わってしまうことがあります」や「何を学びたいのか、実習の目的が明確になっていない学生が多い」のように実習課題の未整理、不明確さの指摘も多い。

6. その他(11)

その他の所は、①実習ノートの書き方の稚拙さ、②施設のルールが守れない、③援助技術が未熟、④人間として未熟、⑤自己反省、自己覚知が足りない、⑥知識偏重で具体的理解に欠ける、⑦介護技術についての経験不足から来る不安、⑧プライバシーに対する配慮がない、⑨お年寄りとの会話が取りにくい。⑩型にはまった学生が増えた、⑪社会福祉士は相談援助のみを行うと思っている実習生も多い、などである。

この中で、興味深いのは「介護技術についての経験不足から来る不安」の指摘である。「介護実技についての知識不足から来る不安が大きい(現場ではそれほど意識はしていない)。ともすれば、食事、入浴、排泄介助の技術面のみ追究しようとする。確かに技術の向上は大切である。しかし、介護の本質は利用者とどれだけ関われるか、コミュニケーションを取れるのかである。利用者との関係の構築が大切なのである。それは、する、されるではない。共に生きるスタンスが大切であり、そういった目に見える援助を通じて、相手の心に訴える非常にスピリチュアルなものであるからです。その点でのスキルアップが最も必要と思われる。日誌の内容が技術面での気づきや感想が多い。専門的な観察とそれに対する考察に欠けている」。社会福祉士の役割は相談援助である。しかし「社会福祉士は相談援助のみ行うと思っている実習生も多い」という意見にも見られるように、社会福祉士実習を、机に座って利用者の相談に応じている姿として考えると、そんな場所はどこにもなかったりする。現実には、ケア等の場面でそうした活動が同時に展開されると理解できる。しかし目の前の介護技術に集中するあまり、本来のソーシャルワークの視点が見失われる。

Ⅲ. 巡回指導時の教員への期待 <問 20 の 4>

問 20(4)では、「あなたは、教員の巡回指導時にどのようなことを期待されますか」と聞いている。

1. 実習課題の確認と明確化(9)

学生の実習目標を確認したり、明確化したりする活動が巡回指導員に期待される。「目標や課題の確認と明確化」や「実習生への経過把握と今後の取り組みへの指導」など。これらには現状に対する批判的意見も含まれており「視察のみに終わらず、実習計画内容等の検討、把握まで行なわれると、双方に実習に対する価値観が高まる」などの指摘もある。

2. 実習生に対するスーパービジョンの形式と内容(29)

全体の意見としてもっとも多いのが実習生の相談指導というもので「実習生に対するスーパービジョン」として区分できる。

(1) 実習生への励まし、動機付けの強化、悩み相談、情緒面でのサポート(12)

多くの実習施設機関が、教員の巡回に対して実習生への悩みの相談や精神的サポート、不安の解消などを求めている。例えば、「実習期間中の学生の不安を聴き励ます」などの表記に見られる。その背景は「実習担当者に相談し辛いようなことがあると思うので、そのような相談にのってほしい」ということである。しかしこうした悩みの相談にのるためには、日ごろから、学生と人間関係をつくりあげている教員が望ましく、その意味から「直接、学生にかかわりを持たれている教員が、訪問される方が実習生にとっても悩みなどが話しやすい」などの意見がある。

(2) 学生の代弁、施設との仲介役(15)

施設側が求めている巡回指導の意味で最も強調されているものが、実習生と実習先（施設機関）との仲介の役割である。「実習中の学生の不安や要望を聞き、施設との調整をはかる」ということである。施設に直接訴えることができないような気持ちを受け止め、適切な助言を与えること、そのことを実習施設側に伝えて担当者と協議することである。「学生の戸惑っているところなどを聞いて、実習担当職員にフィードバックしてもらえるとありがたい」、「実習生が実習期間中であるがゆえに実習施設に対して訴えることが出来ないような気持ちを受け止め、適切な助言を行うこと、又その事を実習施設側に必要な事は伝えて担当者と協議する事。…施設側の受け入れ対応内容についてそれが適切かどうかについて施設側と協議すること」など。

(3) 二者面談、三者面談について (2)

その意味で、学生と教員、教員と職員の二者面談を巡回時には必ず行う必要があるが、学生と教員との二者面談については、次のような指摘がある。「教員と実習生が二人になり、個別に話している内容がどういうことかは全く分からない。あとから実習生に聞いてはじめて分かるため(個別指導をしているのでしょうか)、学校の本人に対する実習評価はほとんどできないと思われる」。こうした点を考慮すると、三者面談の必要性を感じるところである。三者面談の意義について言及した意見も少数ながらあった。「三者面談は意義ある事だと思います。その場で学生のつまづいている点、悩み等について現場担当者のアドバイスとは別に課題整理をしてほしいと思います。(担当としてもスーパーバイズされたいと考えます。)」というものである。巡回指導では、実習生と教員、教員と実習指導職員の面談と共に、実習生、職員、教員の三者面談の必要性を改めて感じる。

3. 実習手続き、施設側との実習体制の連携強化(19)

(1) 形式的訪問や訪問もないことへの意見(10)

巡回に対する意見として「挨拶だけの巡回」といった指摘も多い。内実を伴う巡回の必要性和施設側に任せきりにせず、実習教育そのものを施設側との合意形成の中で進めてほしいという希望である。例えば「訪問時は役員や管理職とのあいさつ程度となっているため、現場の指導者や実習現場を訪れ、状況を見て欲しい」といった意見である。挨拶だけでない訪問とは何か。先にあげた「実習課題の確認と明確化」や「スーパービジョン」がその内容になってこようが、時間や回数を明記して施設側との連携の中で実習指導を進めていくことへの要望もある。また意見の中には、実際に訪問指導が行なわれていない点を指摘する声もある。

(2) 施設側との実習体制の共有と連携の強化(9)

上記の意見は、最終的に大学が一方的に実習システムを考えるのではなく、実習施設機関側との合意の中で実習体制の共有と連携の強化を求める意見につながっていく。例えば「学生の実習態度や施設職員の意見交換等を参考に、現状把握に努め、双方の状況を理解し、意見交換ができるとよい」や「教員が一方的に学校の方針やカリキュラムに基づいたものを実習者への指導をするのではなく、施設の実習担当者とも実習計画や内容について打ち合わせをし、訪問指導にあたって欲しい。一方的に施設の方針や実習担当者に従い、行って欲しいと話す教員もあり、あまり熱意、責任が感じられない」といった意見である。

4. 期待していない(3)

数こそ決して多くはないが、巡回指導には「期待していない」とする意見も3つあった。

5. その他(12)

IV. 実習指導者の条件 <問 22 の 2>

問 22(2)では「このような実習指導者の認定制度ができると仮定すると、実習指導者に相応しい条件とはどのようなものであると思いますか」と聞いている。

実習指導者にふさわしい条件では、「一定の現場経験」を述べる施設が最も多い。この経験に関しては、「現場経験年数(10年)」、「実務経験3年以上」のように具体的数値を盛り込んだものもあるが、「現場経験が長いこと」、「現場での十分な経験者」のように数値を含まないものが大半である。次に多いのが、「知識と技能」について言及したものである。現場に対する知識、福祉についての知識など広範なものが含まれようが、具体的には、「経験と知識」といったように前記の「経験」と対にして表記するものも多い。3番目には、「社会福祉士の資格」というものがくる。現行基準でも経験年数と社会福祉士の資格が要件になっており、このラインにそった意見も多い。4番目は、「ソーシャルワークの技能」を表記したものである。続いて「実習指導力」、「人格、倫理観など人間性」、「スーパーバイザーとしての力」と続く。

これらを言及した者を数で示すと、次のようになる。1. 一定の現場経験(32)、2. 知識と技能(27)、3. 社会福祉士の資格(12)、4. ソーシャルワークへの理解(9)、5. 実習指導力(9)、6. 人格、倫理観など人間性のある人(8)、7. スーパーバイザーとしての力(8)、8. 利用者の状況を把握していること(7)、9. 介護の力(ソーシャルワークの力とともに)(5)、10. 実習生への理解向上の願い・実習教育への熱意(4)、11. 許容量の大きな人・包容力や安心感(4)、12. 有資格者(4)、13. 理念を持つ者(3)、14. コーディネートの力のある者(3)、15. 実習プログラム作成力のある者(3)、16. 指導的立場にある者(2)、17. 他の資質(12)

18. 認証制度そのものへの疑問(9)

「認証制度そのものへの疑問」を含む意見も9つある。この中には忙しい中で、何とか実習を受け入れているのに、この上まだ我々に何かやらせようというのか。そんなことから学校が実習教育を全部やれ、といった苛立ちにも似た気持ちを感じ取れる意見もある。例えば、「制度が出来た場合、実習受け入れは中止する」、「大学等、各教育機関から実習指

導者に相応しい先生が実習先の施設に行って生徒を相手に行えば良い。専門職後継者養成の義務が社会福祉専門職にはあると思うが施設職員の立場として受け入れ、対応しているだけでも大変な上に認定が必要となれば、あえてその認定を受ける必要性を感じる施設職員がどれ程存在するのか疑問を感じる」などの意見である。

認証制度の評価をやや客観的に述べた意見もある。「認定制度ができると、実習生を受け入れる施設に限られるため、一部の施設に実習生が集中し、業務困難な事態がおこる可能性があると思います」、「認定制度により、実習指導者の均一的なレベルで、プログラム、スーパービジョン等を行うことが可能であるが、施設の独自性が失われることも配慮しなければならず、実習指導者の条件については、一言で表現できない」、「専門職後継者養成としては適切な指導ができる反面、管理的、同一化する(指導)おそれもある」、「自分で実習したようにしか指導できないので、様々なやり方をできた方が、実習生のためになる」などの意見である。ただし、最後の意見は、認定制度を是とする意見とも受け取れる。

19. その他 (9)

その他「ケアワークも含めて、一定の研修を要するではないかと考えます」など、研修の必要性を述べたもの、「実践的な内容による試験を行い、技術判定をすべきである」などの意見がみられる。

V. 実習謝礼についての考え方 <問 26 の 6>

26(6)は、「その他、実習謝礼についてお考えがあればご記入ください」と聞いている。

1. 謝礼は必要(8)

(1) 実習の質の確保のための実習謝礼は必要(3)

「介護保険制度が実施され、経営的には施設内での内部努力が必要となってきた。又、保険制度に伴う業務の増大のため、従事者の負担は多大となってきた。このような中で、実際に現場で実習指導してくれる担当者の負担も大きい。実習の質を下げないための内部努力に見合った実習謝礼であれば良いと考える」など。

(2) 担当職員に対してはなにがしかの謝礼、手当があっていい(3)

「福祉人材の育成の一環であると考えれば謝礼は不必要だと思う。実習生を受け入れることで職場は活性化するメリットがある。しかし手間や担当者の負担を考えると、担当者への何らかの手当も必要かと思う(多額でなくても良い)」など。

(3) その他(2)

「保育士の実習生でも、一人につき数時間は確実に職員がとられて。その分パートの方に入ってもらえることがある。もし社会福祉士の実習をソーシャルワーク中心に行うのであれば、保育実習より多く時間がとられる分、多く必要??」や「別にあってしかるべきだと思う」という意見。

2. 現行の謝礼は安い(2)

「安い。実習校も営利でやっているなら、実習施設もボランティア的扱いはおかしい」や「人件費としては少ない」という意見。

3. 謝礼はいらない、金額の問題ではない(10)

「お金の問題でなく、実習生からの御礼の手紙等で十分だと思いますし、実習生がどういう進路を進んだのか近況報告を学校側で指導してくれたら十分だと思います」など。金の問題でないという指摘及び、実習謝礼は必要ないという意見である。

4. 謝礼、実習費の性格(16)

(1) 謝礼でなく、実習指導料として払うべき(11)

謝礼の扱いは曖昧なので実習指導料とすべきという意見である。「現在、福祉も技術を求められる時代になり、高い技術を欲するならば、『実習指導料』として支払うのは当然である。『謝礼』の考えは措置時代の昔の福祉の考えに立脚しており、早急な改善が必要である」や「謝礼という言葉は適切でない。講師を依頼すれば講師料であり、授業を受ければ授業料というように、実習指導に対する費用であるべきかと思う」などの意見である。

(2) 実習受け入れを施設機関の責務と捉えるか否か(2)

(3) その他(2)

「学校側の主体的プログラムの中での費用形式が必要、現金ではなく、物（施設で使う）が望ましい」や「雑収入として実習費を計上している」といった意見。

5. 謝礼の統一をめぐって(11)

(1) 統一的なものがあっていい(9)

(2) 謝礼を統一すべきではない(2)

6. 実習費の根拠、決め方(5)

7. その他(4)

実習費は「適正である」という意見はあるが「高い」というのはあまりない。「安い」という指摘はあり、「この金額で何を期待しているのかわからない」という指摘もある。実習費をコスト換算して合理的な金額を設定すべきという指向と、あくまで後継者養成という点から、施設側の責務と好意という視点から謝礼や実習費の金額にこだわるべきでないという意見が対立的に存在する。

実習費の統一については一部反対の意見もあるが、おおむね自由回答の中では、統一を求める意見が大半を占めた。全体としてこのような表現は、施設機関サイドとしても、実習謝礼をどのように扱うかについて、一律には考え切れていないということの現れか、実習謝礼をどのようなお金として受け止めればいいのか、施設サイドも迷っている。公的制度として導入するという意見もある。明確化と制度的位置づけが必要な点であろう。

VI. 現場実習で日頃考えていること

「最後に現場実習を受け入れ、指導する際に日頃考えておられることをご自由にお書きください」という問いであるが、これまでの質問と重複する部分も多く、それらは簡略化して述べる。

1. 実習生の資質に関する問題(31)

(1) 社会人としての基本マナーに欠ける実習生 (5)

(2) 実習生気質とのギャップ (9)

回答として多いのは新人類の実習生とのギャップであり、戸惑いである。内容的には多様であるが、例えば、身近にお年寄りと接する機会を持たない者が多いことから、「お年寄りはお世話するものという一方向的な認識がある」、「人間に対する感性の乏しい人が多い」また「若い世代の感覚に戸惑うことが多くある。できるだけ、心開いて、本来の姿を見せてほしい」など実習生に対して信頼関係の構築に苦慮している姿もうかがえる。

(3) 単位習得、資格取得だけを目的とした意欲のない実習生はいらない (8)

(4) 意欲的な学生もいるが、ばらつきがある (5)

実習生によってばらつきがあり、実習プログラムの作成に苦慮するという意見である。

(5) 福祉専門職養成は大卒では無理 (4)

「次代を負う人材の育成には必要である半面、技術面やコミュニケーション面で未熟な実習生が施設の業務に携わることは大変危険なことであり、ある意味でリスクと考えています」や「資格というものが、四年制大学卒業程度で取得できるものなのか、業務の内容から見て時々疑問に思う」といった意見である。

2. 実習で何を学ばせるか(23)

実習の中で学生に何を学ばせるかと言った点も回答の多かったものである。

(1) 実習を通して現場を体験することが重要である (8)

実習の目的の第一は、まずこれまでの机上の学習から離れ、現場で生の福祉に触れることである。「現場実習では、座学では学べない、実践活動を経験して頂きたいと考え、指導を行っています」や「現場でしか体験出来ない学びをして欲しいです。知識面は学校に戻って補完出来るものと考えています」などの意見である。

(2) 知識や技術ではなく現場経験の中で対人援助の面白さと難しさ、福祉哲学を学ぶ (7)

1ヶ月程度の実習という点を配慮してのことかもしれないが、意見では知識や技術の習得を必ずしも重視していないものが多い。「技術でも理論でもなく、人が人と接する中で仕事をする事のおもしろさと難しさ、そして社会福祉哲学を学びとれるような実習指導をするようにところがけている」や「知識や技術の向上にとらわれず、期間中、1つでも気づいたり、感じたことがあって、それを忘れずにいてくれればと思っている。それが実習生がソーシャルワーカーになった際、生かされれば幸い」といった意見である。

(3) 失敗を恐れず試行錯誤の中から自己表現し、福祉を理解していく必要性 (8)

「たえず自分の頭で考え、決して失敗を恐れずトライを試みる」や「実習生が現場の職員と同じ動きが出来るわけがありませんので、『失敗しても良い、わからない事があっても良い、失敗から何を学べるのか、わからない事がわかるということが大切なんだ』と、いつも実習の方たちに言っております」といった意見である。

その他の意見として「施設の新任職員への指導とは違う形で、できるだけ社会福祉全般にわたる助言や援助ができれば良い」など興味深い意見が聞ける。現任訓練との異同は言及すべき問題であろう。

3. ソーシャルワーク、社会福祉士としての実習(8)

社会福祉士援助技術現場実習が、社会福祉士養成のための実習であり、ソーシャルワーク実習であるべきであるが、実態としてさまざまな職種の実習が入ってきている中で社会福祉士現場実習が「相談援助」という専門性にふさわしい実習として展開されているか。

「学生に、ソーシャルワークの難しさ、奥の深さ、幅の広さ、そして楽しさと苦しさを分かって欲しい」という意見はあるが、「ソーシャルワーク教育」の中での現場体験の重要性は認めながら今ひとつわかりにくいと指摘する現場職員も多い。「ソーシャルワーク教育にはもっと現場体験が必要、しかし現実には意欲のない学生にもの足りなさを感じる。ソーシャルワークのイメージがわきにくいのか」や「ソーシャルワーカーの社会的役割のなさが、また S.W の役割のイメージがつきにくいように思います。まだ日本の社会の S.W への未知さを感じながら、今の学生にそれでも期待しつつ、実習のプログラムをこなしています」などの意見である。また社会福祉士の実習としては、180 時間以上の規定はあるが、実習内容についての細かな規定がないとの声もある。

4. 学校と実習施設機関の連携と調整(19)

(1) 学校側との対応の違いやずれ

実習施設同士にも実習について温度差があるが、実習生と学校、受け入れ施設機関の間にも実習をめぐる考え方の違いやずれがある。

(2) 打ち合わせがない

こうしたずれを調整するためには、施設側と学校側の打ち合わせが必要になるが、現実には、打ち合わせがない、施設に実習生を任せきり等の声も聞かれる。

(3) 協議の場と連携教育

協議の場の問題は「施設間においても実習内容に差がありすぎのため、学校と現場がもっと協議を深める必要がある」との視点である。協議を通して「実習生を送り出す学校、特に四年制大学での講義が現場実習と相互補充関係にあるとすれば、学校は福祉教育としての理論・知識の提供と現場での体験的実習を一体的に行っていくのか良いと思う」のようなお互いの役割分担を行いながら、連携教育が可能になるというわけである。

(4) 実習生受け入れの調整機関

また調整という点では実習生の受け入れを管理する調整機関のような存在を期待する声もある。「忙しい時に、色々な学校から電話がかかり施設が日程、調整しているので、県社協などで一括して実習を受け、平等に施設に実習をふりわけるといい」といった意見である。

5. 事前・巡回指導と実習形態(14)

(1) 実習期間が短すぎて、実習目標が達成できない(7)

多い意見として「実習目標をこなすには、実習期間は短すぎる」というものがある。現時点では、施設の現状や課題の理解に終わり、援助技術の修練では広く浅くといったレベルにとどまっている。そのためにも、事前学習のレベルでどのレベルまで到達しているのかという点が重要になるのだろう。これらの意見からは、1ヶ月の実習にふさわしい実習目標は何なのか、どのレベルなのかといった課題や現在示されている実習目標の達成には

どの程度の実習期間が必要であるのかという問題も浮上してくる。

(2) 事前学習でやっておくべきこと(5)

福祉現場からは何もかも一から教えることはできないからある程度のところまでは、学校の中で学んできてほしいという思いがある。「被虐待児等の子どもの現場を理解していない学生の受け入れに対してはどこまで私たちが指導してあげるのか？学校側、親側ですべき部分までやってあげる必要はないと思う」という意見や「福祉系の大学には医療系と違って現場実習がなく、現場での教育が学校では全く行われず、施設に丸投げされていること。(学校で教えるべきところは学校で教えて欲しい。)」という意見である。

(3) 巡回回数と実習形態(2)

実習の巡回について言及された意見があるが、これは学生の状況に応じて柔軟に巡回の回数を変えるべきという意見である。また集中型が多い中で通年型の実習を望む声もある。

6. 実習施設としては不適格である(6)

いくつかの施設機関は自ら実習施設として不適格であるという。「私どもの職場(社協)は、たまたま、法学部出身者の採用が多い。そのため社会福祉士を持っているものは、一人もいない。学部指定がない中での採用試験・面接による採用のためこのような状況である。実習受入れ先機関として、このような所でよいのか疑問である」、「実習を割り当てられているがケースカンファレンス的な対応は行っておらず実習施設としては不適切である」などの意見である。全体的に社協あたりの声からこうした意見が多い。

7. 実習指導の責任と悩み(9)

(1) 実習指導の責任 (5)

「実習はこの後の専門職のあり方、分野の選択に大切、そこでであう指導者によって動機付けられ自分を見つけることになるので、指導者の責任は重い」という認識がある。

(2) 実習指導ができているか悩む(4)

そのことは、職員に対するプレッシャーともなり、「有意義な実習であり、課題を達成できたのか。又、評価はよかったのか等いつも悩みます」や「『指導』と言えるか。しかも悩んで受け入れてきた」などの意見も聞かれる。これらからは、実習指導についての研修のあり方や実習指導者へのスーパービジョンの問題が浮上してくる。意見としても「現場職員に対するスーパービジョンも、ままならない状況です。現場実習を含めて、スーパービジョン制度の充実を願う今日この頃です」というものがある。

8. 実習受け入れの限界(10)

現状の中での現場の受け入れのリミットを表記した意見も多い。「この現場実習については内容、期間等から施設にはかなりの負担となり、年間2名くらいまでの受け入れが限界と思う」や「職員体制、配置により、受け入れる時期・人員等々について限られてしまいます」といった意見である。また「受け入れても指導に十分な時間がさけない」と訴える。

9. 実習受け入れの理由—社会的責務と後継者養成(4)

このように過酷な状況の中でも実習生を受け入れる理由は、それが施設機関としての社会的責務であると考えからであり、後継者の養成の一環であると考えからである。

10. 実習生を他の職種の者にどのように理解してもらうか(2)

社会福祉士実習のもう一つの難しさは、社会福祉士実習を他の職種の人たちにどのように理解してもらうかという点である。「実習生の目的を寮母(全部)にどう理解させるか。又担当についての寮母の意識はどうか考える必要がある」や「社会福祉士資格できる以前に保育士や指導員になられた職員は現場実習と保育実習の違いが全く分かっていないことが気になります。そのために今のところ実習割りが全ての実習が同じものとして作られています。職員全員にこれらの実習の違いから周知させなくてはなりません」といった意見である。

11. 「実習における利用者の視点」(13)

今後、特に考慮に入れなければならない視点は、「実習における利用者の視点」である。

(1) プライバシー保護と現場実習(7)

福祉現場はまさに、生活の場である。その意味で実習生が利用者のプライバシーを侵すという危険性は常にある。「公的機関としてプライバシーの関係もあり、個々のケースの詳細は教えられない」や「現場実習の受け入れは現場として問題が多くある。介護保険になり、時間内での指導。在宅の利用者は、あまり他人には見られたくない、知られたくない人が多い」という意見がある。

(2) 援助実践の場、生活の場の実習生が入ること(3)

「学校以外にヘルパー研修等、あまりにも実習生の出入りが激しいため、特養、デイサービス、ヘルパー派遣世帯の利用者に申し訳なく感じています。後継者づくりのための社会的責務と考えてはいるものの、『研修センター化』した現状を、とても心苦しく思います」や「施設実習は施設と学校の契約であるが、一番主となる利用者を忘れている学生が見受けられる」など、利用者への配慮を求める意見も多い。

これまでの実習教育では、ともすると施設と大学と学生が3項関係で考えられてきたきらいがある。今後はこれに利用者が加わり、4項関係の中での実習のあり方が示唆される。

(3) 利用者にとっての実習はメリットがあるか(3)

実習生にとって有意義な時間を過ごせたり、施設にも刺激になったり、勉強になったりすることはあっても、利用者にとって実習はメリットのあるものなのか。意見では否定的なものが多い。「特に施設では現場実習ということで指導する職員の負担は大きいがそれ以上に利用者にとっては何のメリットもなくデメリットの多い、負担の大きいことである」メリット議論では、他の意見で、「利用者にとってもメリットがある」という意見が1つあったが具体的にどのようなメリットなのかは、示されていないかった。

12. その他(4)

その他としては、実習施設の間にもバラツキがある、実習日誌についての注文、実習側を優先した実習のあり方、実習指導員の責任と教育について言及した意見などがあった。

4. 学校票と機関・施設票の比較について

1) 実習の内容について

(1)実習の意図

「実習ではどういったことを重視しているのですか」——こんな問いかけが、学生だけでなく、実習指導者からも投げかけられることがある。また、学校が施設に同様の質問をすることもあるだろう。実習のねらいとするものについては、まだまだ共通基盤となるものができておらず、個々の学校／機関・施設間でコミュニケーションを深める中で、両者間の擦り合わせをしていかなければならない状況がある。このことは、同じ学校に在籍している実習生が、Aという機関・施設で実習する場合と、Bという機関・施設で実習する場合とで、異なるねらいを設定される可能性も含みこむことを意味している。あるいは、学校／機関・施設間でコミュニケーションが不足した場合、実習のねらいが不明確なまま指導が行われ、実習生が「課題を絞り込めない」として十分な評価を受けることにすらつながりかねない。この問題は、統一的に専門職養成を図るという観点からすれば、大きいものといわなければなるまい。

そこで、実際に実習のねらいに関する現状はどうなっているのかを明らかにするために、本調査では、共通の質問項目を用いて、実習の意図に関する調査を実施した（学校票 11／機関・施設票 17(5)）。

表Ⅲ－4－1 は、各質問項目に対する順位付けについて、学校票／機関・施設票ごとに、平均として示したものである。学校票／機関・施設票とも、「利用者理解」が平均的に高い順位付けを与えられていることがわかる。学校票では、続いて、「ソーシャルワークの考え方や技術を身につけること」と「自己覚知」が高い順位付けになっている。一方、機関・施設票では、「自己覚知」と「職務内容の理解」が平均して2～3位の順位付けを与えられていることがわかる。

表Ⅲ－4－1. 実習の意図に関する結果（平均値）

	仕組み	職務内容	ソーシャルワーク	利用者	自己覚知	その他
学校票	3.16	3.24	3.01	2.04	3.02	4.53
施設票	3.49	2.94	3.44	2.28	2.46	5.44

*数値の低い方が、より高い順位付けを与えられていることを意味している。

表Ⅲ－4－2 は、それぞれの項目についてのクロス集計結果である。以下、項目ごとに結果を報告する。

① 職場の仕組みを総体的に理解してもらうこと

「職場の仕組みを総体的に理解してもらうこと」は、学校票／機関・施設票とも、最も多い順位付けは5位であった。必ずしも優先順位を高く与えられていない項目といえる。しかし、学校票と機関・施設票では、やや回答傾向に違いが見られる。1位で回答した割

表Ⅲ－４－２．実習の意図に関する結果（クロス集計）

実数（％）

仕組みの理解								合計
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	無回答	
学校票	28(18.4)	21(13.8)	24(15.8)	34(22.4)	31(20.4)	1(0.7)	13(8.6)	152(100.0)
施設票	29(12.7)	24(10.5)	39(17.0)	46(20.1)	69(30.1)	0(0.0)	22(12.7)	229(100.0)
合計	57(15.0)	45(11.8)	63(16.5)	80(21.0)	100(26.2)	1(0.3)	35(9.2)	361(100.0)
職務内容の理解								合計
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	無回答	
学校票	9(5.9)	36(23.7)	34(22.4)	38(22.4)	25(16.4)	0(0.0)	10(6.6)	152(100.0)
施設票	33(14.4)	42(18.3)	52(22.7)	72(31.4)	12(5.2)	0(0.0)	18(7.9)	229(100.0)
合計	42(11.0)	78(20.5)	86(22.6)	110(28.9)	37(9.7)	0(0.0)	28(7.3)	361(100.0)
ソーシャルワークの考え方・技術の体得								合計
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	無回答	
学校票	29(19.1)	22(14.5)	33(21.7)	28(18.4)	27(17.8)	0(0.0)	13(8.6)	152(100.0)
施設票	27(11.8)	24(10.5)	55(24.0)	31(13.5)	69(30.1)	0(0.0)	23(10.0)	229(100.0)
合計	56(14.7)	46(12.1)	88(23.1)	59(15.5)	96(25.2)	0(0.0)	36(9.4)	361(100.0)
利用者理解								合計
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	無回答	
学校票	54(35.5)	43(28.3)	33(21.7)	10(6.6)	2(1.3)	0(0.0)	10(6.6)	152(100.0)
施設票	72(31.4)	60(26.2)	29(12.7)	22(9.6)	17(7.4)	1(0.4)	28(12.2)	229(100.0)
合計	126(33.1)	103(27.0)	62(16.3)	32(8.4)	19(5.0)	1(0.3)	38(10.0)	361(100.0)
自己覚知								合計
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	無回答	
学校票	30(19.7)	33(21.7)	18(11.8)	17(11.2)	35(23.0)	3(0.2)	16(10.5)	152(100.0)
施設票	56(24.5)	68(29.7)	29(17.0)	22(9.6)	23(10.0)	0(0.0)	21(9.2)	229(100.0)
合計	86(22.6)	101(26.5)	57(15.0)	39(10.2)	58(15.2)	3(0.8)	37(9.7)	361(100.0)
その他								合計
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	無回答	
学校票	2(1.3)	1(0.7)	2(1.3)	0(0.0)	2(1.3)	3(2.0)	137(90.1)	152(100.0)
施設票	1(0.4)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	220(96.1)	229(100.0)
合計	3(0.8)	1(0.3)	2(0.5)	0(0.0)	2(0.5)	3(0.8)	357(93.7)	361(100.0)

合は、学校票においては 28 校（18.4%）であるのに対し、機関・施設票では 29 施設（12.7%）であった。低い順位付けに注目してみると、5 位で回答した割合で、学校票では 31 校（20.4%）であるのに対して、機関・施設票で 69 施設（30.1%）と、10%近い開きが見られる。顕著に重視されている項目とはいえそうにないが、どちらかといえば学校側で重視されがちな項目といえそうである。

② 実習する職種の職務内容を総体的に理解すること

「実習する職種の職務内容を総体的に理解すること」を重視している割合について見てみると、学校票／機関・施設票とも、最も多い順位付けは4位であった。ただし、機関・施設票では、順位の平均値が2.94と比較的高い順位付けであったことに見られるように、両群間でやや回答傾向に違いが見られる。とくに、1位の割合と5位の割合で比較的大きな差が見られることが特徴的であるといえよう。

③ ソーシャルワークの考え方や技術を身につけること

「ソーシャルワークの考え方や技術を身につけること」を重視する割合は、相対的に見て学校票で高くなっている。1位で回答した学校票が29校(19.1%)を占め、機関・施設票の27施設(11.8%)を上回っている。2位で回答した割合も、学校票の割合が機関・施設票のそれを上回っている。一方、5位の回答を見ると、学校票では27校(17.8%)であるのに対して、機関・施設票で69施設(30.1%)と、大きな違いが見られる。ただし、学校票において、4位での回答が28校(18.4%)、3位での回答が33校(21.7%)となっており、この項目が学校で共通して重視されているとまではいえそうにない。

④ 施設・機関が対象にしている利用者を理解すること

これまでの項目では、学校票／機関・施設票で回答の傾向に違いが見られるとはいえ、学校間で、あるいは機関・施設間で、共通して重視されているといえる項目はなかったといえる。しかし、次の「施設・機関が対象にしている利用者を理解すること」を最も重視する割合は、学校票／機関・施設票で共通して高い割合を示している。学校票では、1位の回答が54校(35.5%)、2位の回答とあわせると、97校(63.8%)にまでなる。半数以上の学校が、1番目ないし2番目にこの項目を重視しているという結果であった。機関・施設票でも、1位での回答が72施設(31.4%)、2位の回答とあわせると132校(57.6%)となり、やはり半数以上の機関・施設にとって重要項目となっている。

⑤ 対人援助職として必要な自己覚知を促すこと

続く「対人援助職として必要な自己覚知を促すこと」については、学校票では1位での回答が30校(19.7%)であったのに対し、機関・施設票では56施設(24.5%)であった。機関・施設票では、2位の回答とあわせると、124施設(54.2%)となる。施設では比較的共通して重視している項目とみなせる。一方、学校票では、回答の半数以上を数えるためには3位まで考慮しなければならず、その一方で5位に35校(23.0%)が回答しているのが目立つ。

この項目については、表Ⅲ-4-1からすれば、学校／機関・施設間で共通して重視される可能性が比較的高い項目といえるものであるが、以上のことから、学校間で共通して重視されている項目とは言い難く、機関・施設側の重視傾向が目立つ結果となっている。

(2)実習プログラム

実習で何を体験すべきなのかということも、考え方の相違がよく現れやすいものと思われる。たとえば、「ケアワーク実習ばかりである」という声が、実習生から、あるいは実習

を担当している教員から聞かれることが珍しくないが、これはおそらくは、所内面接や社会関係の調整に関する業務こそ、実習で体験すべき事柄であると実習生や教員が考えていることの現れであるといえ、かつ機関・施設で展開されている実習プログラムとミスマッチを起こしていることを示唆している。

① ケアワークの組み込み状況

本調査では、実際の実習プログラムについて、とくにソーシャルワークの実習プログラムがどれだけを展開されているのかを明らかにするための項目を用意した。まずは、この結果から報告してみたい。

学校票の結果から見てみることにする（学校票 14(5)）。学校票では、「ソーシャルワーク実習を中心に」「ソーシャルワーク実習とケアワーク実習を組み合わせる」「多様な部署・施設・機関を回るオムニバス型実習」の3つに実習プログラムをわけ、それぞれどのくらいの割合で実施されているのかを調査した。表Ⅲ-4-3はその結果である。「ソーシャルワーク実習中心に行われているもの」の割合は平均値で2.56であったのに対して、「ソーシャルワーク実習とケアワーク実習を組み合わせる」は6.17、「オムニバス型実習」は2.06であった。

表Ⅲ-4-3. 実習プログラムの実際（統計量）

	ソーシャルワーク中心	ソーシャルワーク+ケアワーク	オムニバス
度数	109	122	109
平均値	2.56	6.17	2.06
中央値	2.00	6.00	2.00
最頻値	2	5	1.2
標準偏差	2.039	2.270	1.416
最小値	0	0	0
最大値	8	10	10
施設結果	24(10.5)	116(50.7)	45(19.7)

* 施設結果においては、表に掲載しているもののほか、無回答が19件あった。

* 施設結果の数値は、実数（%）を示している。

一方、機関・施設票では、どのようなプログラムを組んでいるか、学校票と同様の3つのタイプに「その他」を加えた4つを選択肢とする調査項目を用意した（機関・施設票 17(2)）。その結果が、同じ表Ⅲ-4-3の下段に示されているが、「ソーシャルワーク実習を中心に」実習プログラムを組んでいるところは24施設（10.5%）であり、「ソーシャルワーク実習とケアワーク実習を組み合わせる」というところは116施設（50.7%）、「多様な部署・施設・機関を回るオムニバス型実習」を実施しているところは45施設（19.7%）であった。

また、25施設（10.9%）については、「その他」の回答であったが、そのうち4施設は「ソーシャルワーク+ケアワーク+オムニバス」に該当し、12施設は「ケアワーク実習を中心に」行っているとの回答であった。この回答を加味すると、やはり60%近い実習施設でケアワークを組み込んだ実習が行われていることがわかる。

なお、機関・施設票では別に、「実習へのケアワークの組み込み」を行っているかを調査しているが（施設票 12(5)）、その結果は表Ⅲ-4-4に示すとおりである。ここでも、実習指導担当者の60%以上が、ケアワークを社会福祉士実習に組み込んでいると回答している。

表Ⅲ-4-4. ケアワークの組み込みの状況 実数（%）

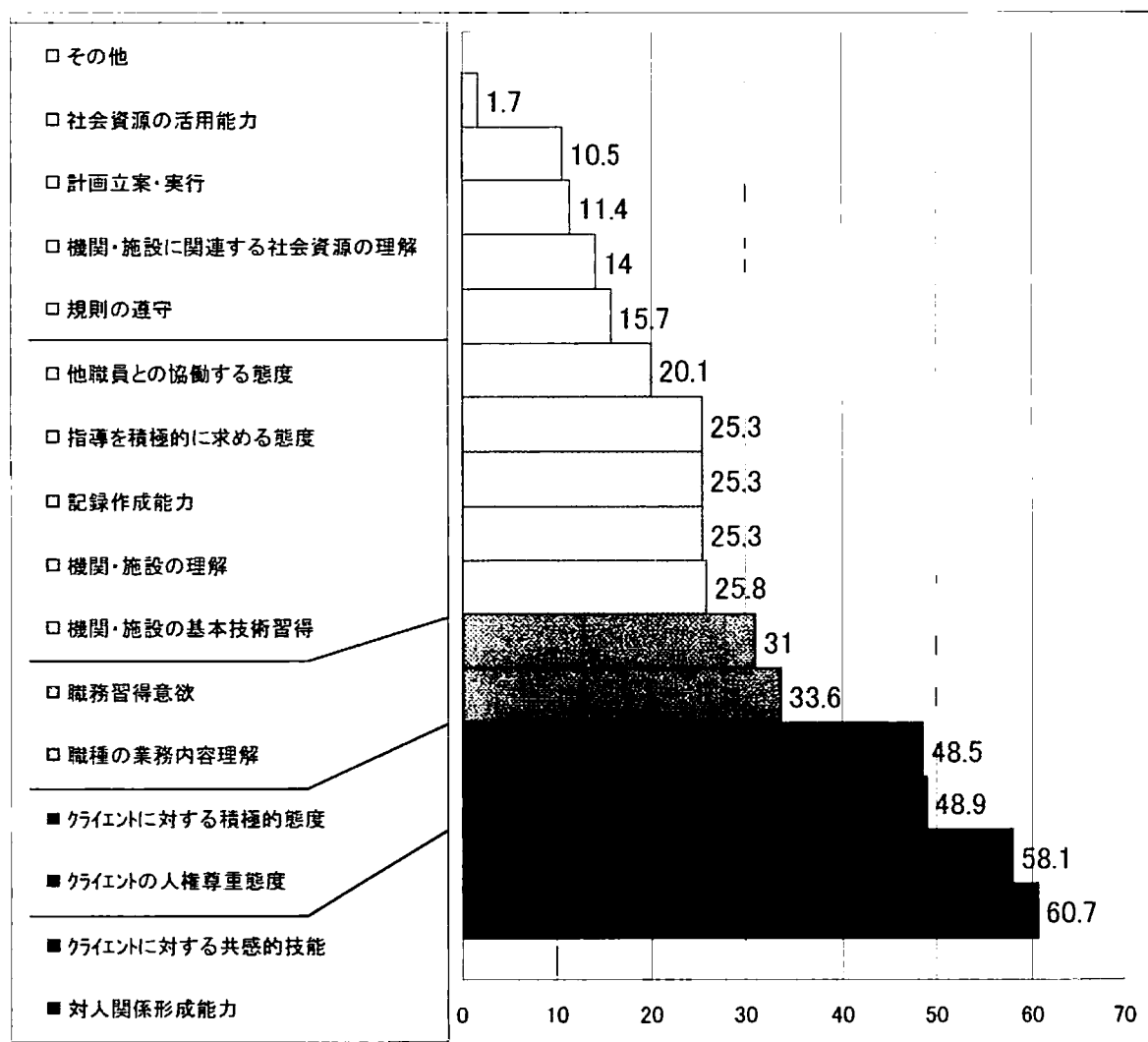
必ず行なう	24(10.5)
必要に応じて行なう	116(50.7)
行なわない	45(19.7)
非該当	25(10.9)
無回答	19(8.3)
合計	229(100.0)

② ケアワーク組み込みの意図

こうしたプログラムの組み方をなぜしているのでしょうか。とくに「ケアワーク実習を中心に」「ソーシャルワーク実習とケアワーク実習を組み合わせる」「ソーシャルワーク実習とケアワーク実習とオムニバス実習を組み合わせる」という回答をしたものに注目して、その理由を自由回答記述結果に見てみると（施設票 17(2)）、「ソーシャルワークをするためにはケアワークを通して利用者理解を進めることが欠かせない」「ケアとは何かということを理解したうえでないと、相談援助はできない」「福祉職の基本である」といったように、利用者の生活理解、そしてそのニーズに最も頻回に応答している「現場」の理解なしに、いきなり相談援助をしようとするのは無理があるという認識が強くあることがうかがわれる。

ちなみに、図Ⅲ-4-1は、実習経験項目として重要だと考えているものを、17の選択肢から5つを選んで回答を求めた結果であるが（施設票 14）、「場面や相手ごとにふさわしい対人関係を形成する能力」や「クライアントに対して共感的・理解的に接する技能」こそ経験を通して養われるべきであり、「社会資源の活用」や「援助計画の立案」などまでは、実習経験項目としてはあまり重視されていないことが示されている。

ここからは、まずクライアントと関わりを持つこと、そして専門職として適切な人間関係を持てることこそ重要であるという機関・施設側の認識が見て取れる。



図Ⅲ－４－１．重要な実習経験項目

また、実習プログラム作成に関する自由回答記述（施設票 17(2)）に戻ってみると、「施設でやっていることをやってもらっている」といったように、指導員の通常業務を体験してもらっている結果であるとするものも、17 件と比較的多い回答であった。「指導員はソーシャルワーカーなのか」という議論を、機関・施設の実態とあわせて活発にしていける努力が欠かせないことを示唆しているものといえよう。

③ ケアワークの組み込みに対する学校側の反応

さて、しばらく、機関・施設側の回答を検討してきたが、こうした実習プログラムの組み方に対して、学校側は理解を示しているのであろうか。機関・施設側の問題点を訊ねた自由回答記述（学校票 14(9)）を見てみると、そこでは「社会福祉士の実習として成立していない」というものが相当数あがっており、この中に実習プログラムに関して学校側から見て問題点とされているものが含まれていることがわかる。その問題点とは、「ケアワーク中心の実習が行われている」ということであり、（実習指導のこととも関連してくるが）

「施設側では社会福祉士実習というものが理解されておらず、他職種のもとに実習指導が行われている」ということである。量的には明らかになっていないものの、やはりケアワーク中心の実習プログラムを好ましいものと考えていないことが根強くあることを推測させる結果であった。

(3)プライバシー問題

社会福祉の相談援助業務においては、横軸（現在の生活状況）と縦軸（生活歴）の双方からクライアントを理解していくことが欠かせない。そこでは、必然的にクライアントのプライバシーに触れていくことが求められる。どのような人間関係の中で生活をし、どのような嗜好があり、それらがどういった経緯で形成されてきたのかを理解して初めて「だから、〇〇さんはこうなんですね」という共感的理解が可能となる。そうしたことから、クライアントのプライバシーに触れるということは、社会福祉士の養成において避けては通れないものと考えられる。

① 学校側から見たプライバシー問題

しかし、学校票で、「利用者・クライアントのプライバシーを理由に実習生の接近を拒まれた事例があったか」調査したところ、94校（61.8%）から、そうした事例があったという回答を得ることとなった（学校票 14(7)）。表Ⅲ-4-5が、その結果の概要を示したものである。

その内容について、拒否事例があったと回答した94校に対して、「クライアントとの接触を拒まれた」「クライアントの記録への接近を拒まれた」「同行訪問を拒まれた」「同席面接を拒まれた」「その他」という選択肢を用いて調査したところ、それぞれ24校（25.5%）、72校（76.6%）、54校（57.4%）、63校（67.0%）、3校（3.2%）という結果であった（学校票 14(8)）。

このような状況に対する学校側の反応は、アンビバレントなものである。それは自由回答記述を見たときに、「クライアントへの接近を求める」主旨のものが最も多く寄せられる一方で、「拒まれるのは当然である」という回答も相当数あるということに示唆されている。その背景には、実習生の質の問題や、ソーシャルワーク倫理への配慮が存在するようである。

② 機関・施設側から見たプライバシー問題

一方の機関・施設票の中では、この問題について、「実習は利用者のプライバシー権の侵害か」「利用者の記録を実習生に読ませてよいと思うか」「実習生の同行訪問や同席面接は、プライバシー権の侵害になるか」という項目を立てて調査した（施設票 21(1)(2)(3)、表Ⅲ-4-5）。

その結果、実習そのものが利用者のプライバシー権侵害になるという回答は19施設（8.3%）にとどまり、半数以上が「そうは思わない」と回答している。したがって、クライアントへの接近拒否は、「プライバシー権の侵害に当たるから」ということが理由となっ

表Ⅲ－４－５．プライバシー問題

実数 (%)

学校票					施設票		
あった	94 (61.8)	内 訳	接触 拒否	24 (25.5)*	実習は利用者の プライバシー権の侵害か	そう思う	19(8.3)
						そう思わない 場合による 無回答	130(56.8) 70(30.6) 10(4.4)
			記録 拒否	72 (76.6)*	記録を実習生に 読ませてもよいか	そう思う	95(41.5)
						そう思わない 場合による 無回答	41(17.9) 78(34.1) 15(6.6)
			同行 拒否	54 (57.4)*	面接に実習生を 同席させることは プライバシー権の侵害か	そう思う	38(16.6)
			同席 拒否	63 (67.0)*		そう思わない 場合による 無回答	72(31.4) 101(44.1) 18(7.9)
			その 他	3(3.2)*			
なかった	35(23.0)						
無回答	23(15.1)						
合計	152(100.0)			94(100.0)			
							229(100.0)

*「あった」と回答した 94 件を母数とした割合である。

ているとは考えづらい。

1/3 弱の割合（70 施設(30.6%））を占めた「場合による」に関する自由回答記述を見ると、「実習生の理解不足」が相当数あげられており、実習生に問題があるということが、クライアントへの接近拒否という問題発生の背景にあることを推測させる。

また、学校票の結果で多かった「記録開示拒否」についても、機関・施設票の結果によれば、「読ませてもよい」という回答が、半数に満たないものの 95 施設(41.5%) と最も多く、「読ませるのはよくない」という回答よりも明らかに多いことがわかる。ここでも、「場合による」の自由回答記述を参照してみると、実習生の質の問題が多く指摘されている。また、利用者の同意が得られないときや、家族背景が複雑なものについては、守秘義務履行に対する高い意識が働いていることもうかがえる。

最後に、同行訪問や同席面接についてであるが、やはり同様の結果を示した。面接場面への実習生の参与を「プライバシー権の侵害であると思う」と回答したものは 38 施設（16.5%）と、比較的少ない回答になっている。「場合による」については、「どのような場合か」を自由記述形式で調査しているが、ほとんどのものは「利用者の了解を得ること」を条件とするものであった。面接という物理的に個別化されている設定では、実習生の接近について、慎重な手続きを採用していることがわかる。

(4)実習中止事例等

実習中の中止事例については、教員も頭を悩ませるところである。もちろん、そのようなケースが発生するときには、機関・施設側も悩むところであろう。そのような実習中止事例がどのくらいの頻度で起きているのかを知るために、学校票／機関・施設票の双方で件数を記してもらった（学校票 16(1)(2)(3)／施設票 26(1)(2)(3)）。

表Ⅲ－4－6 が、その結果を示したものである。学校票では、約半数の 78 校（51.3%）が、実習中止事例をここ 3 年（1998-2000 年度）で経験しており、その総件数は 163 件に上る。一方、機関・施設票の結果では、37 施設（16.2%）から実習中止事例があったと回答があった（同じく 1998-2000 年度を対象とした）。

その内訳は、実習生が病気・怪我になったケースと実習生の態度・姿勢が問題になったケースがだいたい同じくらいの割合で起きている。機関・施設票の結果でも、同様であった。

表Ⅲ－4－6. 実習中止事例

	学校票	施設票
実習中止あり 件数	78(51.3) 163 件	37(16.2)
(内 訳)		
病気・怪我 件数	51(33.6) 84 件	23(10.0) 25 件
態度・姿勢 件数	47(30.9) 73 件	23(10.0) 23 件
その他	12(7.9)	17(7.4)

実習中、実習生が何らかの形で被害を受けたり、逆に加害者になったりする事例が実際には起きうるわけだが、本調査では、被害事例は約 1/5 にあたる 32 校（21.1%）で、加害事例は 11 校（7.2%）であった（表Ⅲ－4－7）。

表Ⅲ－4－7. 実習生の被害／加害事例 実数（%）

	学校票	施設票
実習生の被害事例 件数	32(21.1) 45 件	3(1.3)
保険給付／損害賠償あり	16(35.6)*	0(0.0)
実習生の加害事例 件数	11(7.2) 16 件	6(2.6)
保険給付／損害賠償あり	7(43.8)*	0(0.0)

*事例件数を母数とした割合である。

2) 実習指導について

(1)巡回指導の現状

① 巡回指導の頻度

実習は、スーパービジョンなくしては、実のあるものとはならない。実習におけるスーパービジョンは、我が国では実習指導と称されるが、そのうち巡回指導はひとつの大きな柱となっている。平成 12 年に社会福祉士養成カリキュラムの改定が行われた際には、巡回指導を週 1 回の頻度で行うよう、所管長から指導がなされた。

本調査では、この実施率についての調査を学校票において行った（学校票 15(1)）。その結果、実施しているのは 20%に満たず、60 校（39.5%）が一部実施であった。自由回答記述を参照すると（学校票 15(1)）、一部実施の状況としては、実習生に問題がある場合や、実習施設が遠隔地にある場合などが考えられる。

また、機関・施設票において、週 1 回の巡回指導が必要であるか調査したところ、「必要でない」が 146 施設（63.8%）で、50 施設（21.8%）から得られた「必要である」という回答を大きく上回った。

表Ⅲ－4－8. 週 1 回訪問の実施率及び週 1 回訪問の必要性 実数（%）

学校票		施設票	
実施している	30(19.7)	必要である	50(21.8)
一部実施	60(39.5)		
実施していない	45(29.6)	必要でない	146(63.8)
無回答	17(11.2)	無回答	33(14.4)
合計	152(100.0)	合計	229(100.0)

また、機関・施設が現在の巡回指導の訪問回数についてどのように評価しているか調査した結果を、表Ⅲ－4－9 に示した。週 1 回訪問を完全に実施していない状況が学校票から明らかになったが、「ちょうどよい」という回答が 159 施設（69.4%）から出されている。

表Ⅲ－4－9. 施設側から見た訪問回数の評価 実数（%）

少ない	39(17.0)
多い	2(0.9)
ちょうどよい	159(69.4)
無回答	29(12.7)
合計	229(100.0)

② 巡回指導の質

しかし、今見たことは、機関・施設側が「週 1 回巡回訪問をしなくても、スーパービジョンとして十分機能している」ということを意味しない。機関・施設票において、訪問指

導の現状について調査したところ、「的確な指導になっている」という回答は、42 施設（18.3%）から得られたのみである（施設票 20(3)、表Ⅲ－4－10）。「訪問がない」というところが 45 施設（19.7%）、「挨拶程度の訪問である」が 84 施設（36.7%）、「不十分な指導」が 32 施設（14.0%）であり、事実上、巡回指導がスーパービジョンとして機能していない現状も見られる。

最も多かった回答は、「学校の格差がある」で 95 施設（41.5%）であった。教員の格差も、80 施設（34.9%）あり、比較的多い回答である。巡回指導が十分なものとなるかどうかは、その学校や教員のあり方にかかっているといってもいいだろう。

表Ⅲ－4－10. 機関・施設側から見た訪問指導の現状 実数（%）

不十分な指導	32(14.0)
現場の事情の無理解	51(22.3)
挨拶程度の訪問	84(36.7)
教員の格差	80(34.9)
学校の格差	95(41.5)
的確な指導	42(18.3)
訪問がない	45(19.7)
その他	9(3.9)

一方、学校側では巡回指導の現状について、どのように認識しているのでしょうか。表Ⅲ－4－11 は、学校票において、巡回指導のあり方について、現状を調査した結果である（学校票 15(3)(4)(8)）。

学校や教員の格差の大きさが、機関・施設票においては指摘されていたが、「訪問する教員が、巡回指導がスーパービジョンであるという認識を持っているか」を学校票で調査したところ、「持っている」という回答が 121 校（79.6%）と圧倒的に多かった。また、「訪問する教員の間で、巡回指導の方法についての学習会・研修会を行っているか」を調査したところ、半数の 76 校（50.0%）が行っていないという結果であった。

それは、教員が訪問指導について研修の必要性がないことを示しているのではない。実習訪問指導の教員間の質は保たれているか」という調査項目に対しては、26 校（17.1%）が「保たれていない」、37 校（24.3%）が「わからない」という回答結果であった。40%以上の学校では、巡回指導の質が保たれているとはいえない状況にあるわけである。機関・施設票で、「教員の格差」が問題視されているのは、こうした学校側の認識と符号しうるものといえる。

表Ⅲ-4-11. 学校側から見た巡回指導の現状（学校）

スーパービジョンの認識		巡回指導の学習会		教員間の質	
持っている	121(79.6)	行っている	63(41.4)	保たれている	74(48.7)
持っていない	3(2.0)	行っていない	76(50.0)	保たれていない	26(17.1)
わからない	14(9.2)	わからない	0(0.0)	わからない	37(24.3)
無回答	14(9.2)	無回答	13(8.6)	無回答	15(9.9)
合計	152(100.0)	合計	152(100.0)	合計	152(100.0)

③ 巡回指導担当教員の負担

また、教員の声としてよく聞かれるものに、巡回指導の負担感があげられることが少ない。巡回指導の質の問題は、果たして巡回指導の量の問題と関連するのであろうか。巡回指導の量的側面についての結果は、表Ⅲ-4-12 に示したとおりである（学校票 15(5)）。

表Ⅲ-4-12. 巡回指導の量的状況

	教員数	実習生数	施設数
度数	131	123	119
平均値	8.96	15.18	10.80
中央値	6.00	15.00	10.00
最頻値	3	20	10
標準偏差	12.109	9.204	6.920
最小値	1	2	1
最大値	113	53	40

表Ⅲ-4-13. 巡回指導の量的状況（累積割合）

	教員数		実習生数		施設数	
	度数 (%)	累積%	度数 (%)	累積%	度数 (%)	累積%
0～5	59(45.0)	45.0	14(11.4)	11.4	25(21.4)	21.4
6～10	42(32.1)	77.1	33(26.8)	38.2	47(40.2)	61.5
11～15	13(9.9)	87.0	30(24.4)	62.6	29(24.8)	86.3
16～20	11(8.4)	95.4	26(21.1)	83.7	9(7.7)	94.0
21～25	1(0.8)	96.2	7(5.7)	89.4	1(0.9)	94.9
26以上	5(3.8)	100.0	13(10.6)	100.0	6(5.1)	100.0
合計	131(100.0)	100.0	123(100.0)	100.0	117(100.0)	100.0

訪問する教員数は、1校平均 8.96 人であり、中には 113 人を配置しているところもある。累積割合を見てみると、15 名までで有効回答数の 80%以上を占めている（表Ⅲ-4-13）。

次に、教員 1 人当たりの実習生数を見ると、平均で 15.18 人という結果であった。多いところでは 53 人という回答もあり、個別化がどこまでできているのか疑問を感じさせる

学校もある。しかし、累積割合に明らかなように、一般的に演習可能人数とされている 20 名までで、有効回答数の 80%以上を占めていることがわかる。最頻値も 20 であり、続いて 10 名と 15 名が 16 校 (10.5%) で続く。

最後に、巡回指導の負担と端的に関係すると思われる訪問施設数は、平均値で 10.80 であった。累積割合を見ると、15 施設までで有効回答数の 80%以上を占めていることがわかる。

以上のことから、全体的な状況としては、教員 1 人当たり 20 名以内の学生を 15 施設以内に実習依頼をし、指導をしているという状況が浮かび上がる。

この数値だけ見ると、さして負担であるとは思えないかもしれないが、自由回答記述を見ると、その内実について様々な状況が見えてくる (学校票 19(5))。巡回指導担当教員に負担がかかる場合、その背景にあるものは、実習が講義期間と重なっており、巡回施設が広域に広がっているということ、そして巡回の頻度が多かったり、2 週間といった限られた期間に集中的に巡回しなければならなかったりすることが考えられる。

また、教員の巡回指導に対する意義付けの仕方によって負担感は異なるという意見もあり、実習形態や実習期間の設定だけの問題として捉えられるものではないことも考慮しなければならない。

(2)実習指導者のスーパービジョン

実習中においては、実習指導者のスーパービジョンも実習生の成長のために大きな要件となるものである。こちらの現状はどうなっているのだろうか。学校側／機関・施設側のそれぞれの認識について、順に見ていきたい。

① 学校側から見た実習指導者のスーパービジョン

学校票では、実習指導者のスーパービジョンについて、「十分である」「多少ともあるが不十分である」「ほとんどない」という 3 つにわけ、それぞれどのくらいの割合で実施されているのかを調査した。その結果、「十分である」ところは、平均値で 3.95 であり、「不十分である」というところは、平均値で 4.73、「スーパービジョンがほとんどない」ところは、平均値で 2.00 であった。ほとんどないところは少数派だが、十分であるところが多数派を形成できていないことがわかる。

また、実習に関して機関・施設側にどのような問題点があるかを調査した結果を、自由回答記述に見てみよう (学校票 14(9))。そこでは、「社会福祉士の実習として成立していない」「実習指導体制がしっかりしていない」という回答がかなり多くあることがわかるが、その中に実習指導者のスーパービジョンの不適切さ・不十分さについての指摘が含まれている。その背景には、単に援助技術が未熟であるというものもあるが、「現場が忙しすぎる」「多様な実習が入り込み、混乱している」といったものも少なくない。

表Ⅲ-4-14. 実習指導者のスーパービジョンに対する学校側の認識

	十分なスーパービジョン	不十分なスーパービジョン	スーパービジョンなし
度数	117	121	97
平均値	3.95	4.73	2.00
中央値	4.00	5.00	1.00
最頻値	2	5	1
標準偏差	2.417	2.198	1.860
最小値	1	1	0
最大値	10	10	9

② 実習指導者の自己評価

一方、機関・施設票においては、「実習中のスーパービジョンの時間の設定」「実習中間での振り返り」「実習終了時の実習生も含めた職場内での評価・反省」について調査している（機関・施設票 12(7)(8)(10)）。その結果、「行わない」という回答はほとんどなかった（表Ⅲ-4-15）。あるいは、実習指導に対する意欲についても、「指導する意欲がない」という回答は、比較的少ないものであったし（施設票 15(2)、表Ⅲ-4-16）、実習指導の達成状況について、27 項目について、「1. 十分出来た」「2. ほぼ出来た」「3. あまり出来なかった」「4. 全くできなかった」の4つの選択肢から回答を求め、平均値を出してみると、項目によっては総体的に高い点数（「あまり出来なかった」に近いものがあるが、「ほぼ出来た」に近い回答が少なくないことがわかる（施設票 13、表Ⅲ-4-17）。

表Ⅲ-4-15. スーパービジョンの実施状況

実数 (%)

時間の設定		中間		終了時	
必ず行う	105(45.9)	必ず行う	80(34.9)	必ず行う	127(55.5)
必要に応じて	106(46.3)	必要に応じて	128(55.9)	必要に応じて	69(30.1)
行わない	10(4.4)	行わない	15(6.6)	行わない	28(12.2)
無回答	8(3.5)	無回答	6(2.6)	無回答	5(2.2)
合計	229(100.0)	合計	229(100.0)	合計	229(100.0)

表Ⅲ-4-16. 実習指導に対する意欲 実数 (%)

意欲がある	52(22.7)
どちらかといえば意欲的だ	138(60.3)
あまりそう意欲的でない	29(12.7)
意欲的でない	2(0.9)
無回答	8(3.5)
合計	229(100.0)

表Ⅲ－4－17. 実習指導の達成状況

価値理念の明確化・共有化	
社会福祉士実習と他の実習の違いを、職員間で共通理解を得ているか	2. 58
実習を受け入れる意味・意義を職員間で共通理解を得ているか	2. 14
組織機構の整備	
実習業務の機構上の位置づけ、役割分担の明確化	2. 12
組織内部に対するコーディネーターとしての役割	
直接指導にあたる担当者の日程調整	1. 83
具体的な指導内容の依頼	2. 05
実習生に関する情報提供	2. 00
トラブルが起こったときの調整や代弁	1. 97
外部に対するコーディネーターの役割	
実習担当教員との連携	1. 83
他施設機関への実習生の見学や聞き取り	2. 75
実習生が外に出る際の紹介や調整	2. 46
実習計画立案機能	
受入計画の立案	2. 06
指導計画の立案	2. 25
立案に際しての内部関係者や養成校との話し合い	2. 54
教育・指導機能	
実習生を受け止め、支持し、見守る態度	1. 89
実習生の受入方針、実習計画、実習内容の説明	1. 95
諸施設・設備の説明と使用上の注意	1. 81
実習携帯品等の情報提供	1. 71
事前の学習課題の提示	2. 28
実習生の機関・施設内での紹介	1. 73
実習生との実習目標、課題の点検、確認、合意	2. 03
取り組み状況、課題達成状況の確認と課題の合意	2. 12
教員の実習先訪問（巡回指導）への対応	1. 98
成果及び未解決課題の確認	2. 29
継続学習（実習終了後の課題に関する学習）への動機づけ	2. 38
今後の成長への示唆	2. 20
実習終了後の継続的な関係づくり	2. 67
養成校との問題点や改善点等の協議	2. 88

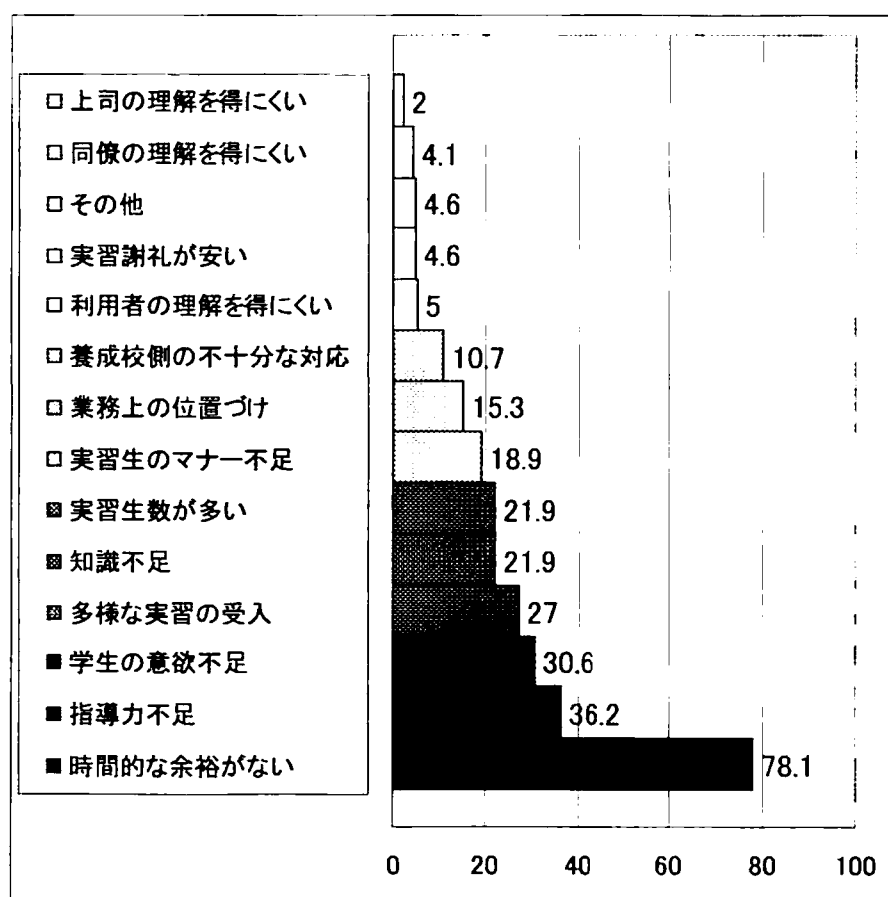
*数値が低いほど、高い評価をしていることを意味する。

しかし、実習指導に対する負担感では、半数以上が負担感を感じているという結果であった（施設票 15(3)、表Ⅲ－4－18）。

表Ⅲ-4-18. 実習指導に対する負担感 実数 (%)

負担である	38(16.6)
どちらかといえば負担である	84(36.7)
あまり負担でない	74(32.3)
負担でない	26(11.4)
無回答	7(3.1)
合計	229(100.0)

その負担感の中身についての調査結果では、「時間不足」を感じるものが共通した要因となっていること、1/3 程度の割合で「指導力不足」「学生の意欲不足」が背景にあることがわかった（施設票 14(4)、図Ⅲ-4-2）。



図Ⅲ-4-2. 実習指導の負担感の内容

以上のことから、機関・施設側では、時間不足を感じることもあるものの、必ず、あるいは必要に応じて指導時間を設けることができおり、学生の意欲不足などもあるためか、指導力不足を感じることもあるものの、「あまり実習指導が出来ていない」と認識している者が多数派を形成しているとは考えづらいといえる。

3) 実習環境について

最後に、「実習環境」という括りで、「実習期間のあり方」と「実習謝礼のあり方」についての結果を報告する。

(1)実習期間のあり方

① 現在の実習期間の適切性

現在の実習期間（23 日間・180 時間）について、ソーシャルワーカー養成にとって充分であると考えられているかどうかについて、共通の質問項目を用いて調査を行った（学校票 21／機関・施設票 24）。その結果、学校票／機関・施設票とも、「十分な長さである」という回答が最も多く、「長すぎる」という回答は、学校票／機関・施設票とも 5 %にも満たないものであった（表Ⅲ－4－19）。

しかし、「短すぎる」という回答については、学校票では 35 校（23.0%）を占めたのに対して、機関・施設票では 23 施設（10.0%）にしか過ぎなかった。そして、「十分な長さである」という回答は、機関・施設票で 103 施設（45.0%）を占めたのに対して、学校票では 62 校（42.1%）と、機関・施設票よりも低い割合を示した。学校の方が、現在の実習期間に不足感を強く感じている結果を示している。

表Ⅲ－4－19. 実習期間の適切性

	実数 (%)					
	充分である	長すぎる	短すぎる	何ともいえない	無回答	合計
学校票	64(42.1)	4(2.6)	35(23.0)	44(28.9)	5(3.3)	152(100.0)
施設票	114(49.8)	7(3.1)	31(13.5)	62(27.1)	15(6.6)	229(100.0)
合計	178(46.7)	11(2.9)	56(17.3)	106(27.8)	20(5.2)	381(100.0)

② 実習期間の長さを決めるにあたって留意すべき事項

また、機関・施設票においては、「何ともいえない」とするものが、75 施設（32.8%）を占め、「十分な長さである」という回答に次いで高い割合を示している。学校票においても、その割合は軽視できるものではなく、44 校（28.9%）の回答を得ている。「何ともいえない」と回答した理由については、自由回答記述から、学校票／機関・施設票とも、「量より質・内容」という考え方が強くあることがわかる（学校票 21／施設票 24）。そのさらに具体的な内容については、どちらかといえば学校票で多く回答があり、「体験実習を事前に 1 週間課す」「ケアワーク実習とソーシャルワーク実習の両方を組み込む」「社会福祉士養成に適した実習プログラムを作り上げる」と一様ではなかった。実習プログラムの工夫を求める記述は、機関・施設票でも見られた。

そのほか、施設票においては、「週何回かで通年実習が効果的」「学校の指導を中間で受けられる形態」といったものがあったが、これらは学校票では見られない記述であった。学校側と機関・施設側では、実習期間を延長する場合に必要と考えているものについて、ややズレがあるように見受けられる。

最後に、「長い方がいいが、現状では仕方がない」という回答が、学校票で比較的多かったことも特記されてよいと思われる。この中には、実習先確保が難しいということから、質を問わなければならないというもので様々な理由が含まれていることが考えられる。

(2)実習謝礼

① 実習謝礼の必要性

実習謝礼の問題については、とくに金額設定において、学校側の認識と機関・施設側の認識とでズレのあることがよく指摘されている。これは、「実習謝礼金」という学校での位置づけに対して、「謝礼ではなく、実習指導料として必要である」という回答が、118 施設 (51.5%) から寄せられていることにも現れているかもしれない (施設票 27(2)、表Ⅲ-4-20)。

なお、「実習指導料として扱うべき」という意見は、自由回答記述でも多く見られており (施設票 27(6))、対価を求められるべき行為であるという認識が少なからずあることがわかる。

表Ⅲ-4-20. 実習謝礼の必要性 実数 (%)

必要でない	41(17.9)
必要である	31(13.5)
実習指導料として必要	118(51.5)
無回答	16(7.0)
合計	229(100.0)

② 実習謝礼額の適切性

その実習謝礼金額の適切性について、実習謝礼金の現状と妥当な額についての調査項目を参照してみる (学校票/施設票 26(3))。

表Ⅲ-4-21 及び 22 が、その結果を示したものであるが、最も回答数の多かった 1 日あたりの謝礼額で見ると、学校側では現在 1720.24 円 (平均値) を支払っている。それに対して、機関・施設票では 1 日あたり計算だと 1830.71 円 (平均値) の額が妥当であるとしている。平均値だと学校票において最大値の 35000 の影響を受けているため、あまり変わらないように見えるが、最頻値や度数分布を見てわかるように、機関・施設の方が高い金額を希望しているところが多くなっている。1 日あたりで約 500 円の差異が見られるわけで、この認識の違いが 1 週あたりの希望額と現状額との差となっても現れているようである。

表Ⅲ－４－２１．実習謝金額

	学校票			施設票		
	1 日	1 週	1 回	1 日	1 週	1 回
度数	84	28	23	90	49	58
平均値	1720.24	6321.43	18217.39	1830.71	9844.90	32094.83
中央値	1200.00	5000.00	20000.00	1500.00	10000.00	23000.00
最頻値	1000	5000	20000	2000	10000	10000, 20000, 23000
標準偏差	3692.806	2037.674	4699.676	1598.346	5958.155	22968.410
最小値	1000	5000	10000	0	2000	3000
最大値	35000	10000	30000	14364	30000	100000

表Ⅲ－４－２２．実習謝金額（度数分布）

1 日	学校票	施設票	1 週	学校票	施設票	1 回	学校票	施設票
～500	0(0.0)	5(5.6)	～1000	0(0.0)	1(2.0)	～5000	0(0.0)	2(3.4)
501～1000	39(46.4)	28(31.1)	1001～2000	0(0.0)	3(6.1)	5001～10000	2(8.7)	9(15.5)
1001～1500	30(35.7)	14(15.6)	2001～3000	0(0.0)	0(0.0)	10001～15000	5(21.7)	1(1.7)
1501～2000	14(16.7)	29(32.2)	3001～4000	0(0.0)	1(2.0)	15001～20000	14(60.9)	9(15.5)
2001～2500	0(0.0)	3(3.3)	4001～5000	17(60.7)	8(16.3)	20001～25000	1(4.3)	9(15.5)
2501～3000	0(0.0)	7(7.8)	5001～6000	3(10.7)	1(2.0)	25001～30000	1(4.3)	8(13.8)
3001～3500	0(0.0)	1(1.1)	6001～7000	2(7.1)	6(12.2)	30001～35000	0(0.0)	4(6.9)
3501～4000	0(0.0)	0(0.0)	7001～8000	0(0.0)	2(4.1)	35001～40000	0(0.0)	4(6.9)
4001～4500	0(0.0)	2(2.2)	8001～9000	0(0.0)	1(2.0)	40001～45000	0(0.0)	0(0.0)
4501～5000	0(0.0)	0(0.0)	9001～10000	6(21.4)	14(28.6)	45001～50000	0(0.0)	4(6.9)
5001～	1(1.2)	1(1.1)	10000～	0(0.0)	12(24.5)	50000～	0(0.0)	8(13.8)
合計	84(100.0)	90(100.0)		28(100.0)	49(100.0)		23(100.0)	58(100.0)

こうしたことからすると、機関・施設側は、学校で一方的に謝礼金額の設定をすることに不満を表明していると推測できる。しかし、本調査結果からは、そうしたことは必ずしもはっきりしたものとしては現れてこなかった。たとえば、すでに紹介した実習指導者の負担感の内容において（図Ⅲ－４－２、施設票 15(4)）、「実習謝礼金の安さが負担感を増す要因となっている」という回答は決して多いものではなかったことが、その理由としてあげられる。

また、別の調査項目を参照してみると（施設票 27(3)）、実習謝礼額は「施設側が請求」するものだという回答は 29 施設（12.7%）しかなく、「機関・施設側と学校側との施設によって決めるのがよい」という回答（57 施設(24.9%））を加えても、施設票の多数派である「教育側が学校の事情によって決めてよい」という回答（91 施設(39.7%））を上回ることができないという結果であった（表Ⅲ－４－２３）。ただし、学校側から「施設側の要求額

を支払っている」という回答が5校(3.1%)、「実習施設・機関と協議して決めている」という回答が9校(5.9%)しか得られなかったことを考慮すれば、この施設側の認識について軽視できるものではないということはしっかり認識しておかなければならないだろう(学校票13(7)、表Ⅲ-4-23)。

表Ⅲ-4-23. 実習謝礼額の決め方に関する要望と現状

施設票		学校票	
学校側が決定	91(39.7)	学校の独自基準	77(50.7)
学校と施設で協議	57(24.9)	施設との協議	9(5.9)
施設側が請求	29(12.7)	要求額を支払う	5(3.3)
		都道府県単位の基準	7(4.6)
		ブロック単位の基準	24(15.8)
その他	20(8.7)	その他	21(13.8)
無回答	32(14.0)	無回答	9(5.9)
合計	229(100.0)	合計	152(100.0)

また、謝礼に関しては、その金額の統一の必要性についても調査した(学校票13(9)/施設票27(4))。この調査項目では、学校側と機関・施設側の認識の違いがかなり明確に出ることとなった。実習謝礼額の混乱を解消するために、額の統一を図るべきだという意見も耳にするが、本調査においては、この意見は学校側に強くあるものとの結果が出た。表Ⅲ-4-24にその結果を示したが、機関・施設票の回答では、実習謝礼額の統一は「必要ない」という回答が93施設(40.6%)と最も多く、「必要ない」との回答を25校(16.4%)からしか得なかった学校票の結果とは対照的である。また、機関・施設票においては、「都道府県単位で統一」をはじめとして、何らかの形で統一を求める回答があわせて94施設(40.2%)であったのに対して、学校票では「都道府県単位で統一」が30校(19.7%)、「ブロック単位で統一」が41校(27.0%)、「全国统一」が42校(27.6%)と、統一派が74.3%を占めた。

表Ⅲ-4-24. 実習謝礼額統一の必要性

施設票		学校票	
必要ない	93(40.6)	必要ない	25(16.4)
都道府県単位	55(24.0)	都道府県単位	30(19.7)
ブロック単位	8(3.5)	ブロック単位	41(27.0)
全国	29(12.7)	全国	42(27.6)
その他	13(5.7)	その他	8(5.3)
無回答	31(13.5)	無回答	6(3.9)
合計	229(100.0)	合計	152(100.0)

4) まとめ

- ① 実習の意図については、利用者理解が比較的共通して重視されている傾向が見られた。また、機関・施設側では、自己覚知を促進させることを重視する傾向があり、学校側では、機関・施設側と比べた場合、比較的ソーシャルワークの考え方や技術を習得させたいと考えているものが多かった。
- ② 実習プログラムについては、ケアワークの組み込みが、約 60%の機関・施設で行われていることがわかった。ケアワークが組み込まれるのは、「利用者に関わりを深める仲で初めて利用者理解ができる」「まず利用者と直接接する現場体験こそ大切である」(それが相談援助をするための前提だ)という見解を、機関・施設側が持っているためである。また、指導員の通常業務としてケアワークが組み込まれていることも示唆される結果であった。このような状況に対して、学校側は必ずしも理解を示しているわけではないことが、自由回答記述で散見された。
- ③ プライバシー問題に対する施設側の認識からは、実習生の資質を重んじる傾向が見られた。これに対する学校側の反応は、アンビバレントなものであった。
- ④ 巡回指導は、必ずしも週 1 回が求められるものではない。むしろ、量よりも質を高めることが最優先の課題である。その課題のひとつとして、教員のスーパービジョンの質の標準化があげられる。機関・施設側では、教員の巡回指導が的確な指導になっているとはあまり考えておらず、形式的な訪問が目立つことや、学校格差や教員格差があることを大きな問題として捉えている。
- ⑤ 一方、学校側では、実習指導者のスーパービジョンを不十分であると半数近くが感じている。しかし、実習指導者は、「あまり出来なかった」という自己評価が多数派を形成するまでにはなっていない。
- ⑥ 実習期間については、現状のままでよしとする回答が学校側／機関・施設側の双方で多数派を形成したが、どちらかといえば学校側の方で長期化を望む傾向が見られた。しかし、長期化を採る場合、実習生の質や指導体制、実習プログラムなどを考慮する声も軽視できない。
- ⑦ 実習謝礼金については、「謝礼」という位置づけをしてきた学校側と、「実習指導料」として位置づけようとしている機関・施設側との認識の傾向が明らかになった。そのためか、機関・施設側の方が、より高い金額を求める傾向がある。
- ⑧ 実習謝礼額を何らかの形で統一しておきたいという意図は、学校側で強く持たれている。

IV. 今後の現場実習のあり方について ―提言―

これまで、「社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方」に関する二つの調査、即ち『学校票』と『機関・施設票』の結果を明らかにしてきた。本調査研究の最後に、これらの結果を基に、現場実習が今後どのような方向をもって展開されるべきかについて、提言として纏めていきたい。社会福祉専門職（本調査研究では社会福祉士が主題である）に関する確な養成を考える際に、これまでの結果は、教育側・現場側及び共通に、それぞれに多大且つ重要な課題を投げかけていることを示している。以下、この順に課題を挙げていく。

1. 教育側の課題

(1) 現場実習認定施設・機関の拡張

本調査結果として、毎年膨大な数の実習生が、膨大な数の施設・機関に送り出されていることが明らかとなったが、それでも教育側は実習先確保について「特に問題ない」とするのは2割に過ぎず、8割は「分野・種別によっては確保が難しい」「全般的に難しい」状況である。同時に実習指導側は、多様な実習を多数の実習生を伴って展開せざるを得ず、指導に多大な負担を感じていることが窺われた。これら教育・指導両者にとっての困難を解消するためには、現場実習施設・機関の拡張が必要となるが、その際、二つの方途が考えられる。一つは、「実習受入無し」の調査結果から見られたように、実習依頼があれば受入・指導を受ける可能性がある施設・機関がかなり予想されるということである。もちろん、地理的な条件が単純に依頼先の増加を可能にするわけではないが、社会福祉士養成における現場実習の性格について誤解している現場があることも予想されることから、拡張の可能性はまだ残っていると思われる。もう一つは、言うまでもなく、現場実習として認定される施設・機関の種類の拡張である。今回の調査では、「保健・医療機関のソーシャルワーカー」に関する要望が7割を越えていた。社会福祉士制度が出来て以来、長年に渡ってこの要望は出されていたが、社会福祉士実習がソーシャルワーク実習であることを定着させるためにも、この要望が実現されてよい時期に来ていると思われる。また、「公的機関における受入の拡大・充実」の要望も5割を越えており、「痴呆性高齢者のグループホーム」「市町村を単位とする地域福祉実習」「各種小規模作業所」も4割を越え、「NPO」も3割を越えている。加えて、既設の施設・機関が現場実習として認定される条件である「実習指導職員の基礎要件の緩和」「実習施設の開設年の緩和」にも要望が出されている。以上の要望はいずれも厚生労働省の行政の判断も必要な問題であり、直ちに検討されるべきであろう（なお、「市町村を単位とする地域福祉実習」については、「市町村現場実習」として動き始めているので付記しておく）。この実習施設・機関の拡張は、教育側のならず、施設・機関側の負担の分散にも繋がるものとして考えるべきであろう。

なお、この拡張は、実習生の24.2%しか学校のある市町村内で実習を行えず、50.2%が市町村外の都道府県内で、25.6%が都道府県外で行っているという事態を少しでも緩和できるであろう。加えて、実習学生が実習先を第一希望で実施できた割合は76.0%であり、この拡張によってこの割合を高めることができるであろう。

(2) 実習教育条件の問題

実習教育をきめ細かく行おうとすればするほど、人手や各種設備・機器の充実が求められる。今回の調査においても、人・物・金の条件の手当てが十分であるとするのは2割から4割に過ぎず、特に「人の手当」は3割近くが「全然不足」していると回答している。現場実習はそれ単独で実施できるのではなく、現場実習指導及び社会福祉援助技術演習などとの連携のもとで実施されるのであり、これらが一体となって実習教育の木目の細かさを実現する。そのための人・物・金の手当てが考えられなければならない。特に人の手当については、専任教員のみならず、実習助手制度、フィールドインストラクター、ティーチングアシスタント（後二者を導入している学校は驚くほど少ない現実がある）等の導入が教員負担を減らすとともに、実習教育の多彩な展開を可能にする。人の問題の他に、例えば実習室が未だ無い学校が27%もあることも注目される。教育側に共通の教育条件が備わることが実習教育の標準化を促し、質の高い実習生の再生産に繋がるとすれば、教育条件のミニマム・スタンダードの設定を今後考えていくことが必要であろう。

(3) 実習担当教員の質の問題

実習担当教員といっても幅が広いが、この質の問題が問われるのは特に学生の実習中における訪問指導（巡回指導）においてである。訪問指導教員の質が保たれていると判断している学校は半数に満たず、訪問教員の学習会や研修会を実施している学校は4割強に過ぎない。加えて、全実習施設・機関を訪問しているのは約8割であり、残り2割はそうではない（施設側は19.7%が「訪問がない」と回答している）。平均的には1校当たり「9名の教員が、それぞれ15名の実習生を受け持ち、11箇所の巡回訪問をしている」姿が描けるとしても、その量的負担を軽減すると同時に、質的担保をどのようにするか、という課題がある。この点は、施設側から、訪問指導の現状を「的確な指導」になっていると判断されているのは僅か18.3%であり、不十分さは固より、「学校の格差」あり41.5%、「教員の格差あり」34.9%という数字が教員の質の実情を物語っている。これも上記の実習教育条件の一つとして、ミニマム・スタンダードに含み入れると同時に、全国的な研修制度を考案する必要があるだろう。

なお、・におけるミニマム・スタンダードを加えて、この基準作りについては、日本社会事業学校連盟及び日本社会福祉士養成校協会の連携で進めることが望まれる。

(4) 実習教育システムを巡る諸問題

ここでは、実習教育システムを整備する上で幾つかの改善すべきと思われる諸点を列挙しておく。

- ① 実習指導体制において「全て全体のクラスワーク形式」で行っているのが21.1%を数えており、ここではもっときめ細かさが要求されること。
- ② 「実習指導」内容において実施すべきとされる内容が100%の割合で実施されていない実態があり、実習指導の内容を充実させる必要があること。特に現場実習以前に「現場との接触機会」の設定が69.7%と低い点が指摘されるべきであろう。
- ③ 現場実習履修の条件を通過した学生に対して、更に「選抜」を行っている学校が13.8%を数えていた。この選抜が学生の履修機会を奪っていないかに関する合理的検討

が必要であること。

- ④ 人・物・金の手当ての内、人の問題は上述したが、物及び金については、「若干不足」「全然不足」を合わせて、前者では70.4%が、後者では44.7%がそのように回答している。この不足は学校側の予算措置で解決できる問題であり、学校の姿勢が問われる問題である。この点について今後充実の方策を採るべきである。
- ⑤ 実習生が実習によって「傷つき体験」をもった学校の割合は48.7%に昇る。これは実習現場におけるスーパービジョンの問題でもあるが、同時に学校側の訪問指導におけるスーパービジョンあるいは実習終了後のスーパービジョンの問題でもある。この点について、その要因の分析・予後の追跡・スーパービジョンのあり方等を研究し、適切な方策を産み出すべきである。
- ⑥ 実習中における実習事故の発生（1998～2000年度の3年間）があった学校数の内訳では、「実習中止」が51.3%、「実習生が被害者となった事故」が21.1%、「実習生が加害者となった事故」が7.2%であった。加害・被害の事故への対応は保険等で行われているが、実習中止には実習生の病気やけが、実習生の態度・姿勢などが多く含まれており、実習事前教育の成果が問われる要因である。この点について、実習指導において綿密な指導が行われる必要がある。
- ⑦ 日本社会事業学校連盟が組織している全国7ブロックの現場実習研究協議会について「知らない」学校が15.1%、「知っている」が参加経験が全然ない学校が26.8%を数えた。教育側と現場側の協議の場の必要性を否定するものはゼロであることから、このブロック研究協議会へ積極的に参加することが必要であり、現場側と協議を進めることで、これまでの幾つかの懸案が緩和ないし解消される可能性があるであろう。
- ⑧ 『実習報告書』を作成していない学校が27.6%を数えており、また発行しているとしても「一部抜粋」の形でしかないものが6.6%（内訳では10.2%）であった。実習成果をどのように記録に残し、積み上げていくかという課題からすれば、この点においても今後整備されていくべきであろう。なお、この報告書に要求されている1人当たりの字数は400字から12000字まで30倍の開きがある。報告書の性格づけ自体が問われていると言えよう。
- ⑨ 実習施設・機関との打ち合わせ会議を開催していない学校が38.2%に昇っている。開催の形態は事情によっては、前後開催・事前開催・事後開催と多様であるが、開催しないで現場との連携がとれるとも考えられない。地理的条件等の制約もあるとはいえ、基本的にはこの打ち合わせが行われる必要がある。
- ⑩ 現場実習がソーシャルワーク実習であるとすれば、社会福祉援助技術演習との関連は重要なものとなる。この演習形態についてみれば、殆ど講義になっていると推測されるものや、教員の自由に任され、演習の展開に明確な方針があるかどうか分からないと推測されるものがある。複数の教員が関わるにもかかわらず、コーディネーターを設置していない、調整会議を開催していないもの等もある。今後社会福祉援助技術演習の性格と内容、実施形態等について日本社会事業学校連盟や日本社会福祉士養成校協会等で協議され、ミニマム・スタンダードの確立に努めるべきであろう。
- ⑪ 最後に、施設側の自由記述回答のまとめで指摘されている「実習学生の諸問題」の殆どは、実習指導教育の「成果！」である。現場側からどこまでの水準が求められる

かについては今後の検討・協議課題であろうが、現状として指摘されている問題点を緩和・解消する実習指導教育は如何にあるべきかについての検討が学校側に重く課せられた課題である。

2. 現場側の課題

(1) 資格の再生産の問題

社会福祉士の再生産は社会福祉士が行うことが、各種専門職の原則である。この点で社会福祉士実習場面での社会福祉士有資格者の状況を見ると、実習受入窓口担当者においては有資格者率が20.5%、受験資格保有者率が19.7%であり、実習マネジメント担当者においては有資格者率が19.2%、受験資格保有者率が18.3%であり、依然としてその割合は低い現状である。社会福祉士有資格を目指すことが社会福祉士再生産としての意義を高め、ソーシャルワーク実習の性格を強めることに寄与するであろう。この意味で、現場指導者の社会福祉士資格獲得へのインセンティブを高める必要がある。

(2) 実習指導者の施設内での位置づけの問題

実習コーディネーターが職務分掌で決まっているのは70.7%であり、実習スーパーバイザーが職務分掌で決まっているのは43.2%に過ぎない。また実習指導時間が勤務時間に組み込まれているのは79.5%でかなり高率であるが、時間外手当が「全て出る」「一部出る」を合わせても39.7%に過ぎず、50.7%が「出ない」となっている。これらの数値が示すことは、実習指導者の施設内での位置づけが不明確であり、且つその実習指導業務が正規業務として認識されていない実情であろう。実習受入・指導の積極的な意味が職場全体に理解されている（「ほぼ理解されている」も含めて）と9割近くが判断しているにも関わらず、このような施設内での待遇の弱さが実習指導に対する負担感につながっている可能性があることから、実習指導者及びその指導業務の位置づけを明確にする必要がある。

(3) 実習指導上の負担感及びスーパービジョンの問題

実習指導を負担に感ずるかについては、「そう思う」「まあそう思う」を含めて53.2%と過半数が感じている状態であり、その負担の内容は「時間的余裕がない」が78.1%と群を抜いていた。これは上記の施設内での位置づけとも関連する（「業務上の位置づけ」そのものを負担としているのは15.3%であるが）。その他の負担内容を概観すると、多様な実習で多数の実習生を受入、「学生の意欲不足」に対峙しながら「指導力不足」や「知識不足」を感じているということになる。実習指導を「後進の育成（77.3%）」と意義づけつつもこのような負担の中で行っている実態である。この実態をどう緩和・解消するかについては、正に施設という組織の課題であり、且つ指導力・知識をつけるための時間的余裕や研修などが必要となろう。

この点はスーパービジョンの問題とも繋がってくる。実習スーパービジョンを行わない割合は流石に少ないが、時間設定を「必ず行う」率は45.9%と半数を切っている。実習中間での振り返りも「必ず行う」は34.9%である。「必要に応じて行う」を含めると両者とも9割以上の高率となるが、実習の成否を決めるスーパービジョンの設定が完全でなく、

且つ先の「指導力・知識不足」が反映しているとすれば、改善を必要とする項目であることは間違いない。この点は、実習スーパービジョン研修会の必要性を57.6%が「ある」と応えている事にも対応するであろう。

(4) 実習指導者組織認定について

実習指導者の質を担保するためには、実習指導者を何らかの組織が認定していく（サーティフィケーション）制度が考えられる。今回の調査では、回答者の26.6%がこのような認定制度を「必要だと思う」と回答し、13.1%が「必要だと思わない」、54.6%が「何とも言えない」としている。そして認定のための講習会が開かれたら、43.7%が受講する意思が「ある」と応え、11.4%が「ない」、40.2%が「何とも言えない」としている。このように認定制度の必要性・受講意思は明確に現れているわけではないが、少なくとも否定的な見方よりも肯定的な見方の方が多いという現実であった。制度の必要性よりも実際の受講意思の方が肯定的であることを見ると、実習指導者自身も実習指導の学習を求めていると見ることが出来る。従って、今後、このような講習会・研修会を先のスーパービジョン研修への希望と重ね合わせながら実現する必要性があろう。なお、その際に実習スーパービジョン研修会での研修内容の希望において「スーパービジョン」53.7%、「システムの作り方」及び「プログラムの作り方」41.9%、「評価基準・評価方法」32.8%という希望率にも留意すべきであろう。

なお、上記・のスーパービジョン研修や実習指導者組織認定における講習会・研修会の組織化については、現場指導者と学校教員との連携によって進められるべきであり、これによって現場と学校の相互理解が深まるであろう。

3. 共通課題

(1) 実習期間の問題

社会福祉士養成における現場実習の問題の一つとして、実習期間（現在では23出勤日、180時間以上という条件）の問題があり、概して他専門職の実習期間と比較して（時には欧米のソーシャルワーカー養成における実習期間と比較して）余りにも短すぎるという批判や、現場からは長すぎて教えることが無いとか負担が大きい、といった相反する見方があった。今回の調査では、学校側・現場側の考えによって1回の実習期間が2週間と4週間で行われている場合があつて、その違いによる見解の違いが見ることができないところに弱点があるが、概して、学校側が施設側よりも「短すぎる」と考え、施設側が「十分である」と考える傾向が見られた。全体では46.7%が「十分である」としているが、ソーシャルワーカー養成にとって果たしてそれでよいか、という疑問が湧く。それは社会福祉士が他の保健医療専門職と肩を並べて連携できるために対等な力量を示すことができるか、という社会福祉士養成課程見直しの問題意識に応えられるかという側面である。理念的に考えれば、例えば23日であろうとも短すぎるという事になるであろうから、一つは社会福祉士制度の面からもっと長期化するという方向と、もう一つは学校側において、現場実習の事前・事後に積み上げる形で実習期間を付加するという方向によって、専門職養成に相応しい実習期間を確保する努力をすべきであろう。

なお、学校側のデータでは、施設数としては4週間実習が44.3%、実習生数としては38.3%であった（但し、2週間実習生は2か所を必須とするから、この点を勘案すると4週間実習生の割合は55.3%となる）。従って2週間実習の方が施設数としても実習生数としても多いということになる。この4週間1施設の実習形態と2週間2施設の実習形態が結果としてどのような成果の違いを産み出しているかについて、今後実証的に検討されていく必要がある。

(2) 実習謝礼の問題

専門職養成における各種実習において、実習謝礼をどのように考え、どれほどの額を支払うかという問題も古くて新しい問題であった。専門職養成を実習指導側から見れば後継者養成であり、それは専門職養成として当然の責務であり、謝礼を必要としないという例も見られる。しかし、今回の調査結果では実習謝礼を「必要でない」とするのは17.9%に過ぎず、特に「実習指導料として必要」が過半数を越えている。実習依頼が次第に「お願い」から「委託契約」の考えに変化しつつある状況において、実習謝礼も「委託料もしくは指導料」としての性格をもたざるを得なくなっていると思われる。むしろ実習契約を前面に押し出して、その委託料として何らかの基準を設定することが今後の方向と思われる。この方向を打ち出すことによって、最近公立施設が実習謝礼を受け取らない傾向を見せていることに対して、受領できる一定の根拠が出来ると思われる。この実習指導料（もしくは委託料）がどの程度ものであるべきかについては、幾つかの考えがある。他専門職における指導料もしくは委託料を参考にする方法、実習指導を契約の形で明確化するとすれば、実習指導者（もしくはその代替）を（パートなりで）雇用できる金額を割り出す方法などである。しかし、この金額が余りに高いものとなると、実習学生に多大な負担をかけることになって、教育側からは賛成されないかもしれない。実習謝礼（指導料）額の決め方に関するもう一つの問題は、どこまで統一できるか、である。今回の調査では、学校側の方が施設側よりも統一の必要性を考えており、施設側は4割が統一の必要性を認めていない。しかしながら、1日（あるいは1週）当たりの単価が合理的なラインで決まれば、自動的に統一の方向に進むことになろう。その意味でこの単価に関する検討が学校側と現場側とで話し合われる必要があろう。その場合、学校組織と現場組織とでの協議が必要であろう。

(3) ソーシャルワーク実習とケアワーク実習の関係の問題

社会福祉士養成における現場実習での最大の課題の一つは、ソーシャルワーク実習とケアワーク実習の関係の問題である。特に社会福祉施設の生活型（入所型）施設や通所型施設での実習において、この両者の実習が内容が分離されずに処遇として展開されてきた経緯がある。しかしながら、社会福祉士の業務内容が「相談援助」という標語に代表されるソーシャルワーク業務であるとされてから、またケアワークが介護福祉士（もしくは保育士あるいはホームヘルパー）の業務として独立した専門性を有し始めているところから、これまでの「処遇」概念で一括された業務でよいか、という主張がされ始めている。今回の調査において、この両者の関係については学校側と指導側に意識の差が見られた。即ち現場実習の意図に関して尋ねた項目において、学校側は施設側よりも「ソーシャルワーク

考え方・技術の体得」を挙げる順位が明らかに高く、逆に施設側はこの内容の習得順位を最下位（5位）とする割合が「実習現場の仕組みの理解」と共に最も高かったのであり、指導側に現場実習が「ソーシャルワーク実習」を意識しての指導意図は低いと言わなければならない。このことは実習プログラムへの「ケアワークの組み込み」を「必要に応じて」も含めると6割が行っていることにも現れている。学校側の認識においても、現在の現場実習が「ソーシャルワーク中心」と認めるのが約2割、「ソーシャルワークとケアワークの混合」と認めるのが約6割という数値と符合する。特に社会福祉施設においてソーシャルワーク実践が機能的に独立せず、ケアワークと渾然一体となっている歴史をどう評価するかは分かれるところであるが、今後の社会福祉士の方角を考える際に、フィールドソーシャルワークと同様な独立した機能を福祉施設においても確立し、実習生にもその機能を示すことができるようになることが焦眉の急であると言えよう。但し、施設側は「ソーシャルワーク実習の要件を満たすことが出来るか」という問いに、既に「満たしている」が7.9%であるのに対し、「満たせると思う」が27.9%であり、これを加えると現在の現実の割合よりは高まる。しかし、「難しいと思う（27.5%）」「何とも言えない（29.7%）」との見方もあり、この意味でも施設ソーシャルワーク実践（機能）の確立を目指した理論的・実践的検討が早急に必要であろう。

もう一つ実習内容において看過できないのは、「オムニバス型実習」が約2割を閉めている点である。この傾向は公立機関や社会福祉協議会における複数部署の巡回型実習や、外部施設への委託型（下請型）実習、機能（機関）複合化している福祉施設（例えば特別養護老人ホームを中心としたデイサービスや在宅介護支援センターの三点セット）において見られるようになってきている傾向である。肯定的評価としては、多様な経験、連携の経験などがあるが、否定的評価としては、経験の分散、スーパービジョン体制の分散、実習生の根無し草化、などが考えられる。これもまた、オムニバスの経験をソーシャルワークの観点から統合化する工夫がないと、実習生にとっては実習経験の拡散に終わってしまう弱点がある。

（4）プライバシー問題

現場実習は学校・現場指導者・学生の三者によって構成されるのではなく、利用者との関係を含めた四者関係として見られるべきである。この点に関して最近大きな問題となっているのが、利用者の「プライバシー保護」を根拠とした利用者及びその記録への接近の拒否という事態である。実習の意図に関しては、学校側も施設側も、「利用者の理解」が第1位を占めていたにも係わらず、学校側の認識では、6割以上の学校で利用者への接近拒否を経験しており、そこでは「接触拒否」「記録閲覧拒否」「同行拒否」「同席拒否」などの内容があった。他方、施設側では、実習自体を「利用者のプライバシー権の侵害」だとする見解は少数（1割弱）であるが、「場合による」が3割を占めていた。また「記録閲覧」「同行・同席」についても「場合による」も含めて5割以上が拒否的姿勢を見せているのである。対人援助専門職の後継者を養成する場合に、利用者への接近を拒否した実習という事態によって養成目的が果たせるとは到底思えない（医療・看護・保健実習、あるいは教育実習等を参照せよ）中で、ということは利用者のプライバシー世界（生活世界）と関わるのが実習の主旨の一つであることを鑑みれば、この福祉領域の実習の実態

をどう打開するかという重大な問題が生ずる。この点は実習（指導）契約を基礎においた実習のルール作りという課題である。今後の現場実習は事例研究などを中核とした事例の積み重ねを重要な内容の一つとして構成し、それによって実践力を高めなければならないが、実習指導者のスーパービジョンにおける「ケース研究の指導」は29.4%を占めるに過ぎず、この低率さにプライバシー問題が反映しているとも考えられる。したがって、今後このプライバシー問題への解決へ向けて、学校側・施設側の協議の場を設定して、法律論も踏まえた開示可能性の検討を重ねる必要があるであろう。

日本社会事業学校連盟・社団法人日本社会福祉士養成校協会
社団法人日本社会福祉士会

「社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方」に関する調査研究
— 学校票 —

1. 学校種別： 1. 4年制大学（全日制・夜間制・両方）
2. 短期大学
3. 専門学校（昼間課程・夜間課程）
4. その他（ ）

学 校 名： []

2. 社会福祉援助技術演習・社会福祉援助技術現場実習指導・社会福祉援助技術現場実習の3科目の学年配当の実態（現在の体制が変更される場合は変更後のもの）について、該当箇所を○で囲みお答えください。

	1年次	2年次	3年次	4年次
援助技術	通年・前期・後期	通年・前期・後期	通年・前期・後期	通年・前期・後期
実習指導	通年・前期・後期	通年・前期・後期	通年・前期・後期	通年・前期・後期
現場実習	通年・前期・後期	通年・前期・後期	通年・前期・後期	通年・前期・後期

3. 上記3科目への人員配置について、該当箇所の実数でお答えください。

	教 員 (主担当)	教 員 (副担当)	教 員 (非常勤)	教育系 助 手	専 任 事務員	兼 任 事務員	非常勤 事務員
援助技術	名	名	名	名	名	名	名
実習指導	名	名	名	名	名	名	名
現場実習	名	名	名	名	名	名	名

この場合、貴校では、実習指導や現場実習の専任（それに関わる）教員がおられますか。

1. いる ☐ → それぞれの場合の長所・短所を記載してください。
2. いない ☐

長所
短所

4. フィールドインストラクターやティーチングアシスタント・指定施設制の導入について、該当箇所の実数でお答えください。

	フィールドインストラクター	ティーチングアシスタント	指定施設
援助技術	名	名	箇所
実習指導	名	名	箇所
現場実習	名	名	箇所

5. 2001年度における現場実習への種別配属実績について、該当箇所には人数を実数でお答えください。

施設・機関名	4週間実習	2週間実習	施設・機関名	4週間実習	2週間実習
1. 児童相談所	名	名	24. 授産施設	名	名
2. 母子生活支援施設	名	名	25. 福祉事務所	名	名
3. 児童養護施設	名	名	26. 社会福祉協議会	名	名
4. 知的障害児施設	名	名	27. 婦人相談所	名	名
5. 知的障害児通園施設	名	名	28. 婦人保護施設	名	名
6. 盲ろうあ児施設	名	名	29. 知的障害者更生施設	名	名
7. 肢体不自由児施設	名	名	30. 知的障害者更生施設（通所）	名	名
8. 重症心身障害児施設	名	名	31. 知的障害者授産施設	名	名
9. 情緒障害児短期治療施設	名	名	32. 知的障害者授産施設（通所）	名	名
10. 児童自立支援施設	名	名	33. 知的障害者通動寮	名	名
11. 指定国立療養所	名	名	34. 知的障害者福祉ホーム	名	名
12. 児童デイサービス事業	名	名	35. 老人デイサービスセンター	名	名
13. 身体障害者更生相談所	名	名	36. 老人短期入所施設	名	名
14. 身体障害者更生施設	名	名	37. 養護老人ホーム	名	名
15. 身体障害者療養施設	名	名	38. 特別養護老人ホーム	名	名
16. 身体障害者療養施設（通所）	名	名	39. 軽費老人ホーム	名	名
17. 身体障害者福祉ホーム	名	名	40. 老人福祉センター	名	名
18. 身体障害者授産施設	名	名	41. 老人介護支援センター	名	名
19. 身体障害者授産施設（通所）	名	名	42. 老人デイサービス事業	名	名
20. 身体障害者福祉センター	名	名	43. 母子福祉センター	名	名
21. 身体障害者デイサービス事業	名	名	44. その他（ ）	名	名
22. 救護施設	名	名	45. その他（ ）	名	名
23. 更生施設	名	名	46. その他（ ）	名	名

	4週間実習	2週間実習		4週間実習	2週間実習
施設数 合計	箇所	箇所	実習生数 合計	名	名

6. 現場実習の配属地域別実績について、該当箇所には実数でお答えください。

・立地市町村内（ 名） ・立地市町村を除く都道府県内（ 名） ・都道府県外（ 名）

7. 配属実習の受け入れ施設・機関を確保する際の問題について該当する番号に○をつけ、（ ）にその具体的回答を記入してください。

1. 受け入れ施設・機関の確保に特に問題はない

2. 分野・種類によっては確保が難しい

⇒どのような分野・種類が難しいですか（

3. 全般的に非常に難しい

⇒その難しさの要因は何ですか（

）

12. 現場実習における配属実習施設・機関の決定方法についてお尋ねします。

(1) 配属実習履修が可能となる先行必須条件をご記入ください。

(2) 必須条件通過者においても選抜がありますか。

1. 無し

2. 有り ⇒その方法 (

)

└→ それに対する学生の反応はどのようなものですか。ご記入ください。

反応:

(3) 学生の第一希望の施設・機関で実習を実施できた割合は何%ですか。 () %

(4) 第一希望で実施できなかった学生への施設・機関の決定の方法について、該当する番号に○をつけてください。

1. 第二希望・第三希望と順次繰り下がる

2. 教員との話し合いで決める

3. その他 (

)

13. 現場配属実習先への謝礼についてお尋ねします。

(1) 単価はおいくらですか。 (1日・1週・1回 あたり) - () 円

(2) 謝礼の渡し方について、該当する番号に○をつけてください。

1. 巡回訪問教員が手渡す

2. 送金する

3. 実習生が持参する

4. 実習先指定の方法による

(3) 実習謝礼を受け取らない施設・機関はありますか。

1. 無し

2. 有り ⇒どのような施設・機関ですか (

)

その場合どのようにしていますか (

)

(4) 貴校が所属するブロックで実習謝礼金の基準が設けられていますか。

1. 設けられている

2. 設けられていない

3. 分からない

(5) 貴校が所属する都道府県単位で実習謝礼金について合意がありますか。

1. ある

2. ない

3. 分からない

1. ある 2. ない 3. 分からない

→ 幾つくらいの施設・機関から提示されましたか ⇒ () か所

→ その金額はどの程度でしたか (180時間に換算して)

⇒ () 円 () 円 () 円

1. 学校独自の基準で決めている
2. 実習施設・機関の要求額を支払っている
3. 実習施設・機関と協議して決めている
4. 都道府県単位の合意に基づいて支払っている
5. ブロックの基準に基づいて支払っている
6. その他（ ）

1. 全施設・機関に統一した金額である
2. 異なる場合がある ⇒この場合の具体的な条件をお書きください。
()

1. 学校単独で決めて、統一の必要はない
2. 都道府県単位での統一が望ましい
3. ブロック単位での統一が望ましい
4. 全国統一が望ましい
5. その他（

- 十分に浸透している
- 十分に浸透していない（理解を得られていない）
⇒その場合の課題は何ですか（ ）

人の手当て (例えば、実習担当教員、助手、事務員など)	物の手当て (例えば、実習室、機器備品、書籍・資料など)	金の手当て (例えば、実習予算、巡回指導費、用人費など)
1. 十分である 2. 若干不足している 3. 全然不足している ↓ 2. 3. の場合に何がどれほど不足していますか []	1. 十分である 2. 若干不足している 3. 全然不足している ↓ 2. 3. の場合に何がどれほど不足していますか []	1. 十分である 2. 若干不足している 3. 全然不足している ↓ 2. 3. の場合に何がどれほど不足していますか []

(9) 学校側から見た施設・機関の問題点はどのようなものですか。ご自由にお書きください。

--

(10) 学校側から見た実習指導者の問題点はどのようなものですか。ご自由にお書きください。

--

(11) 実習室の状況についてお尋ねします。

- [illegible]

b) その実習室はどのように使われていますか。

1. 実習相談 2. 実習資料閲覧 3. 実習のための学習 4. 実習の会議
5. その他() 6. ほとんど使われていない

15. 配属実習における巡回（訪問）指導についてお尋ねします。

(1) 厚生労働省の規定（もしくは要請）である、週1回訪問を実施していますか。

1. 実施している 2. 全面的ではないが一部実施している 3. 実施していない



具体的にはどのようなになっていますか。

(2) 日本社会事業学校連盟の「巡回指導についての申し合わせ」の存在を知っていますか。

1. 存在も内容も知っている 2. 存在は知っているが内容は知らない 3. 知らない



- この申し合わせに拠っていますか… 1. 拠っている 2. 拠っていない

(3) 訪問する教員は、巡回指導が教員からの「スーパービジョン」であるという認識を持っていますか。

1. 持っている 2. 持っていない 3. 分からない

(4) 訪問する教員の間で、巡回指導の方法についての学習会・研修会を行っていますか。

1. 行っている 2. 行っていない 3. 分からない

(5) 訪問を担当する教員数をお答えください。 (名)

教員1人当たりの実習生数をお答えください。 (名)

教員1人当たりの訪問施設数をお答えください。 (施設)

訪問指導専門の非常勤講師はおりますか。 1. いる (名) 2. いない

(6) 全ての実習施設を訪問していますか。

1. 訪問している 2. 事情によっては訪問していない施設もある
⇒その事情とはどのようなものですか
()

(7) 訪問指導のほかに実習生指導の方法を採っていますか。

1. 採っていない

2. 採っている ⇒ 1. 帰校日制
2. 現地指導講師制
3. その他 ()

(8) 実習訪問指導の教員間の質は保たれていますか。

1. 保たれている 2. 保たれていない 3. 分からない

(9) 実習訪問指導の教員の負担感はどの程度だと思いますか。

[]

(10) 巡回(訪問)指導の課題は何であると思われますか。ご自由にご記入ください。

[]

16. ここ3年間(1998-2000年度)に、次のような事例はありましたか。

(1) 配属実習が始まってから途中での中止事例

1. なかった

2. あった ⇒事例数 (例) ⇒その主な理由… 1. 実習生の病気・けがなど (例)
2. 実習生の態度・姿勢など (例)
3. その他 ()

(2) 配属実習中に実習生が被害者となった事故

1. なかった
2. あった ⇒事故数 (例) ⇒その主な内容 ()
⇒保険給付はありましたか… 1. あった ⇒その種類 ()
2. なかった
3. 不明

(3) 配属実習中に実習生が加害者となった事故

1. なかった
2. あった ⇒事故数 (例) ⇒その主な内容 ()
⇒保険給付はありましたか… 1. あった ⇒その種類 ()
2. なかった
3. 不明

(4) 貴校で実習生のために加入している諸保険の種類を記載してください。

()

17. 日本社会事業学校連盟の現場実習のためのブロック研究協議会についてお尋ねします。

(1) その存在を知っていますか。

1. 知っている
2. 知らない

(2) 上記(1)で1と回答した方へ、これまでに貴ブロックにおける研究協議会に参加したことはありますか。

1. 毎回参加している
2. 時々参加している
3. 参加したことはない

(3) 上記(1)で1、及び2と回答した方へ、当研究協議会は意義があると思いますか。

1. あると思う
2. ないと思う
3. 何とも言えない

(4) このような教育側と現場側の協議の場は必要であると思いますか。

1. 必要である
2. 必要でない
3. 何とも言えない

(5) ブロック単位では広域であるので、都道府県単位にしたらどうかという意見がありますがどう思いますか。

1. 現行ブロック単位でよい
2. 都道府県単位がよい
3. 何とも言えない

(6) このような研究協議会に関して要望があれば記載してください。

--

18. 貴校では、社会福祉援助技術演習・社会福祉援助技術現場実習指導・社会福祉援助技術現場実習に関するマニュアルなどはどのようにしていますか。該当するところに○をつけてください。

援助技術	1. 市販のテキストを使用	2. 独自のマニュアルを作成	3. 併用
実習指導	1. 市販のテキストを使用	2. 独自のマニュアルを作成	3. 併用
現場実習	1. 市販のテキストを使用	2. 独自のマニュアルを作成	3. 併用

19. 貴校では、現場実習終了後、実習報告書(集)を発行していますか。

1. 全員の報告書を発行 2. 一部の抜粋で発行 3. 発行していない

上記で1、及び2と回答した方へ、その報告書の内容にはどのような項目を要求していますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- [illegible]

また、報告書の1人あたりの字数はどの程度ですか。(字程度)

20. 貴校では、実習施設・機関との打ち合わせのための会議を開催していますか。

1. 事前・事後の両方で開催している
2. 事前に開催している
3. 事後に開催している
4. 開催していない

21. 社会福祉士（ソーシャルワーカー）養成のための最低条件として考えた場合、現行の23出勤日・180時間以上という期間についてどう思いますか。

1. 十分な長さである
2. 長すぎる  どの程度の期間が相応しいと思いますか
3. 短すぎる  ()
4. 何ともいえない  どのような形態が相応しいと思いますか
- ()

22. 最後に、社会福祉援助技術演習の展開についてお尋ねします。

(1) 120時間の展開方法はどのようなものですか。該当する番号に○をつけてください。

1. 一括して 120時間を 1 年間で展開 (週 2 コマ)
2. 2 区分して 60時間・60時間で 1 年間で展開 (週 2 コマ)
3. 2 区分して 60時間・60時間で 2 年間で展開 (週 1 コマ)
4. その他 ()

(2) 担当教員数について、該当箇所に実数でお答えください。

専任教員（ 名） ・非常勤講師（ 名） ・計（ クラス）
1クラス当たりの平均学生数（ 名）

(3) 展開方式について該当する番号に○をつけ、その具体的内容を記述してください。

1. 担当教員の設定するテーマによって展開は自由
⇒その際のテーマ（ ）
2. 担当教員全員が同一のプログラムを展開するが教材の選択は自由
⇒その際の同一プログラム（展開内容）（ ）
3. 担当教員全員が同一のプログラムを展開し教材も共通である
⇒その際の同一プログラム（展開内容）（ ）
4. その他（ ）

「社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方」に関する調査研究

－ 機関・施設票 －

I. 貴機関・施設の属性についてお尋ねします（※厚生労働省 社会福祉施設実態調査への報告例を転記してください）。

1. 貴施設の種類として該当するものに○をつけてください。

【児童福祉法 規定】

- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| 1. 児童相談所 | 2. 母子生活支援施設 | 3. 児童養護施設 |
| 4. 知的障害児施設 | 5. 知的障害児通園施設 | 6. 盲ろうあ児施設 |
| 7. 肢体不自由児施設 | 8. 重症心身障害児施設 | 9. 情緒障害児短期治療施設 |
| 10. 児童自立支援施設 | 11. 指定国立療養所 | 12. 児童デイサービス事業 |

【身体障害者福祉法 規定】

- | | | |
|-------------------|---------------|-----------------|
| 13. 身体障害者更生相談所 | 14. 身体障害者更生施設 | 15. 身体障害者療護施設 |
| 16. 身体障害者福祉ホーム | 17. 身体障害者授産施設 | 18. 身体障害者福祉センター |
| 19. 身体障害者デイサービス事業 | | |

【生活保護法 規定】

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 20. 救護施設 | 21. 更生施設 | 22. 授産施設 |
|----------|----------|----------|

【社会福祉法 規定】

- | | |
|-----------|-------------|
| 23. 福祉事務所 | 24. 社会福祉協議会 |
|-----------|-------------|

【売春防止法規定】

- | | |
|-----------|------------|
| 25. 婦人相談所 | 26. 婦人保護施設 |
|-----------|------------|

【知的障害者福祉法規定】

- | | | |
|----------------|---------------|--------------|
| 27. 知的障害者更生施設 | 28. 知的障害者授産施設 | 29. 知的障害者通勤寮 |
| 30. 知的障害者福祉ホーム | | |

【老人福祉法規定】

- | | | |
|------------------|----------------|--------------|
| 31. 老人デイサービスセンター | 32. 老人短期入所施設 | 33. 養護老人ホーム |
| 34. 特別養護老人ホーム | 35. 軽費老人ホーム | 36. 老人福祉センター |
| 37. 老人介護支援センター | 38. 老人デイサービス事業 | |

【母子及び寡婦福祉法規定】

39. 母子福祉センター

40. その他()

2. 経営主体 : 1. 公立 2. 法人 3. 公立民営 4. その他()
3. 施設定員（平成13年10月1日現在） : 名
4. 施設現員（平成13年10月1日現在） : 名
5. 職員 : 生活相談員（指導員） : 名
- 療母・介護職 : 名（フルタイム換算数）
- 社会福祉士有資格者 : 名
- 介護福祉士有資格者 : 名

II. 実習受け入れ状況についてお尋ねします。

6. これまでに社会福祉士養成のための「社会福祉援助技術現場実習」を受け入れたことがありますか。

1. ある ⇒ 以下（7～27）の質問に順次お答えください。

2. ない ⇒ その理由は何ですか（複数回答可）。

1. 社会福祉士がいない

2. 新設であり、まだ3年間を経過していない

3. 実習を受け入れる体制が整っていない

4. 多忙であり、受け入れる余裕がない

5. これまで実習を依頼されたことがない

6. その他（ ）

→ ここで終了です。以下に回答する必要はありません。このまま返送をお願いします。
ご協力ありがとうございました。

7. 2001年度における実習受け入れ状況について各人数を記入して下さい（予定も含む）。

社会福祉士実習： 2週単位（ 名） 4週単位（ 名）

介護福祉士実習： 1週単位（ 名） 2週単位（ 名） 3週単位（ 名）

4週単位（ 名） 5週単位（ 名）

8. 実習生受け入れに関して、その開始時期別に人数を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会福祉士												
介護福祉士												
そ の 他												

（注）その他には、他の職種実習、教員免許に係る介護体験等、ホームヘルパー実習等を含み、ボランティアは除きます。

9. 社会福祉士実習における実習形態について各人数を記入してください。

a) 通勤：（ 名） 泊込：（ 名）

b) 通年：（ 名） 集中：（ 名） 分散集中（ 名） 混合：（ 名）

（注）通年とは週1回ないし2回で数ヶ月続く形態、集中とは4～5週間を連続で行う（但し、お盆休みや年末・年始で数日休みが入る場合も含む）形態、分散集中とは2週間×2回・1週間+3週間等の形態、混合とは以上の形態が混ざったもののことをいいます。

10. 社会福祉士実習における実習受け入れシステムに関してお尋ねします。

（1）貴機関・施設では、実習の受け入れ・指導の意義は主としてどのようなものとして認識されていると思いますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 専門職（社会福祉士）後継者養成としての義務

2. 広く社会福祉現場の理解者の養成としての意義

3. 実践現場への第三者の目を入れることの意味

4. 利用者にとって、職員以外の新鮮な対人関係の提供としての意義

5. 特に積極的な意義を認めるわけではないが、時代の趨勢としての意味

6. 養成校からの依頼があったので、そのまま受け入れている

7. 実習生は現場の労働力としても貴重である

8. 実習生を受け入れることで、現場では社会的評価を得られる

9. 実習生が入ることで職員の意識も活性化される

10. その他（ ）

12. あなたが担当する現場実習の内容についてお尋ねします。

あなたは現場実習において次の各項目を行なっていますか。該当する番号に○をつけてください。

(1) 実習前の養成校教員との打ち合わせ

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(2) 実習前の実習生との事前面接

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(3) 実習生による実習計画（案）に関する指導・調整

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(4) 実習中のプログラム（スケジュール表や指導のポイント等）の作成

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(5) 実習へのケアワークの組み込み

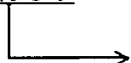
1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない 4. 非該当

(6) 実習中の実習日誌（ノート）の指導

1. 必ず行なう（コメントを書く） 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(7) 実習中のスーパービジョンの時間の設定

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない



a) その頻度はどの程度ですか。

1. ほぼ毎日 2. 週1回程度 3. 2週に1回程度
4. その他（ ）

b) 上記 a)で1、2と回答した方にお尋ねします。

その内容はどのようなものですか（複数回答可）。

1. 実習生の困り事の相談
2. 実習目的の達成状況の確認
3. 実習日誌の点検と内容や書き方の指導
4. 実習のあり方への注意事項
5. ケース研究などの指導
6. その他（ ）

(8) 実習中間でのふり振り返り

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(9) 実習中の養成校教員巡回指導への対応

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(10) 実習終了時の実習生も含めた職場内での評価・反省

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(11) 実習終了後の養成校教員を交えた評価・反省

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(12) 養成校の主催する実習総括会議や担当者打ち合わせへの参加

1. 必ず参加する 2. 必要に応じて参加する 3. 参加しない

(13) 実習指導方法に関する学習

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

(14) その他（追加する項目があれば）（ ）

1. 必ず行なう 2. 必要に応じて行なう 3. 行なわない

13. あなたが担当した実習指導の状況について、次の各項目ごとに、右欄の1～4の番号一つに○をつけてください。1～4の選択肢は下記の通りです。

選択肢 1. 十分出来た 2. ほぼ出来た 3. あまり出来なかった 4. 全く出来なかった

実 習 指 導 の 状 況	選 択 肢
①価値理念の明確化・共有化	
(1) 社会福祉士実習と他の実習の違いを、職員間で共通理解を得ているか	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(2) 実習を受け入れる意味・意義を職員間で共通理解を得ているか	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
②組織機構の整備	
(3) 実習業務の機構上の位置づけ、役割分担の明確化	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
③組織内部に対するコーディネーターとしての役割	
(4) 直接指導にあたる担当者の日程調整	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(5) 具体的な指導内容の依頼	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(6) 実習生に関する情報提供	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(7) トラブルが起こったときの調整や代弁	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
④外部に対するコーディネーターとしての役割	
(8) 実習担当教員との連携	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(9) 他施設機関への実習生の見学や聞き取り	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(10) 実習生が外に出る際の紹介や調整	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
⑤実習計画立案機能	
(11) 受入計画の立案	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(12) 指導計画の立案	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(13) 立案に際しての内部関係者や養成校との話し合い	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
⑥教育・指導機能	
(14) 実習生を受け止め、支持し、見守る態度	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(15) 実習生の受入方針、実習計画、実習内容の説明	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(16) 諸施設・設備の説明と使用上の注意	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(17) 実習携帯品等の情報提供	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(18) 事前の学習課題の提示	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(19) 実習生の機関・施設内での紹介	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(20) 実習生との実習目標、課題の点検、確認、合意	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(21) 取り組み状況、課題達成状況の確認と課題の合意	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(22) 教員の実習先訪問(巡回指導)への対応	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(23) 成果及び未解決課題の確認	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(24) 継続学習(実習終了後の課題に関する学習)への動機づけ	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(25) 今後の成長への示唆	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(26) 実習終了後の継続的な関係づくり	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4
(27) 養成校との問題点や改善点等の協議	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4

14. 実習指導に対するあなたのお考えをお尋ねします。

あなたが現場実習を指導する場合、重要だと考えている実習経験項目を5つ選んで、選択欄に○をつけてください。

実 習 経 験 項 目	選 択 欄
①施設・機関のクライアントおよびその課題・ニーズに関する理解	
②実習した職種の業務内容に関する理解	
③実習施設・機関の法的根拠・目的・組織・業務体系等の機構・機能に関する理解	
④実習施設・機関に関連する他施設・制度・社会資源等に関する理解	
⑤クライアントに対して共感的・理解的に接する技能	
⑥実習施設・機関の基本技術(面接、療法、観察、発達援助、ケア等)の習得	
⑦個別援助計画や行事等(模擬的なものも含む)の企画・立案・実行の能力	
⑧援助に必要な社会資源を活用する能力	
⑨場面や相手ごとにふさわしい対人関係を形成する能力	
⑩実習日誌や各種記録を的確に作成する能力	
⑪実習施設・機関の出退勤時間や注意事項等の規則の遵守	
⑫実習職種の職務を習得しようとする意欲・熱意	
⑬クライアントに積極的に関わろうとする態度	
⑭クライアントの人権・人格を尊重しようとする態度	
⑮実習指導職員の指導・助言を積極的に求めようとする態度	
⑯職場における他職種・他職員と協働しようとする態度	
⑰その他(追加する項目があれば)	

15. あなたの实習指導についてのお考えをお伺いします。該当する番号に○をつけてください。

(1) あなたが実習指導を担当するのは、社会福祉専門職としての役割だと思いますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. あまりそう思わない 4. 思わない

(2) あなたは実習指導に意欲的に取り組んでいますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. あまりそう思わない 4. 思わない

(3) あなたは実習指導を担当することに負担を感じますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. あまりそう思わない 4. 思わない

(4) 上記(3)で1、2、3を選んだ方にお尋ねします。あなたは、どのような点で実習指導を負担だと感じますか。該当する項目すべてに○をつけてください。

1) 時間的な余裕がない	2) 知識不足	3) 指導力不足
4) 上司の理解を得にくい	5) 同僚の理解を得にくい	6) 利用者の理解を得にくい
7) 業務上の位置づけ	8) 養成校側の不十分な対応	9) 学生の意欲不足
10) 実習謝礼が安い	11) 多様な実習の受入	12) 実習生数が多い
13) 実習生のマナー不足	14) その他 ()	

16. あなたにとって、実習指導を担当することには、どのような意義がありますか。該当する項目すべてに○をつけてください。

- | | | | |
|-------------|--------------|-----------|-------------|
| 1) 後進の育成 | 2) 自己成長 | 3) 職場の活性化 | 4) 日常業務の見直し |
| 5) 利用者の権利擁護 | 6) 養成校との関係強化 | 7) 社会的責務 | |
| 8) その他 () | 9) 意義はない | | |

17. 実習指導についてお尋ねします。

- (1) あなたは実習生を利用者にどのように紹介していますか。当てはまる番号に○をつけてください（複数回答可）。

1. 掲示板に実習生を紹介する
2. 利用者の集まりの機会に紹介する
3. 利用者への配付文書の中に紹介する
4. 居室などを巡回し、紹介して歩く
5. 園内放送を使って紹介する
6. 一緒に施設を回って利用者一人ひとりに紹介する
7. その他 ()
8. 非該当

- (2) 実習指導プログラムの組み立てはどのようなものですか。最も近いものを一つ選択し、その番号に○をつけてください。

(注) ソーシャルワーク実習とは、利用者・クライアントの心理・社会的問題への相談援助を中核とした社会的背景も含めた問題解決過程への関わりを中心とした実習をいいます。
 ケアワーク実習とは、児童の養育や発達援助、障害者・要介護者等への身体的介護や作業指導等を中心とした実習をいいます。
 オムニバス型実習とは、様々なサービス提供機関や部署を短期間ずつ順繰りに見学や体験をさせ、その機関や部署に解説や指導を委託する組み合わせをいいます。

1. ソーシャルワーク実習を中心に
2. ソーシャルワーク実習とケアワーク実習を組み合わせる
3. 多様な部署・施設・機関を回るオムニバス型実習
4. その他 ()

上記の組み立てを採っている理由は何ですか。

- (3) 次の実習指導方法に関して、あなたはどの点を重視していますか。重視している順に1・2・3…の数字を () 位) に記入してください。

1. 多様な資料・文献を与えて読ませること () 位)
2. 様々な項目について口頭で説明すること () 位)
3. 実際にやって見せる、やらせてみるといった実技 () 位)
4. その他 (追加する項目があれば) () () 位)

(4) 次の実習プログラムの内容に関して、あなたはどの点を重視していますか。重視している順に1・2・3・・・の数字を（ 位）に記入してください。

1. 知識を獲得すること _____（ 位）
2. 技術や技能を獲得すること _____（ 位）
3. 実習生の態度や価値観（自己覚知）を焦点にすること _____（ 位）
4. その他（追加する項目があれば）（ ） _____（ 位）

(5) 次の実習指導の意図に関して、あなたはどの点を重視していますか。重視している順に1・2・3・・・の数字を（ 位）に記入してください。

1. 職場の仕組みを総体的に理解してもらうこと _____（ 位）
2. 実習する職種の職務内容を総体的に理解してもらうこと _____（ 位）
3. 社会福祉士に必要なソーシャルワークの考え方や技術を身につけてもらうこと _____（ 位）
4. 職場が対象にしている利用者を理解してもらうこと _____（ 位）
5. 対人援助職として必要な自己覚知を促すこと _____（ 位）
6. その他（追加する項目があれば）（ ） _____（ 位）

(6) あなたのスーパービジョンのスタイルはどのようなものですか。最も近いものを二つまで選択し、その番号に○をつけてください。

1. 知識を中心とした、教師と学生の関係
2. 職種の職務内容を中心とした、先輩と後輩の関係
3. 技術修得を中心とした、師匠と弟子の関係
4. 実習生の自己覚知を中心とした、カウンセラーとクライアントの関係
5. 実習生の問題解決を中心とした、ソーシャルワーカーとクライアントの関係
6. その他（ ）

(7) 次のスーパービジョンの機能に関して、あなたはどの点を重視していますか。重視している順に1・2・3・・・の数字を（ 位）に記入してください。

1. 施設・機関の規則、利用者の利益を考えた管理的機能 _____（ 位）
2. 実習生の成長を考えた教育的機能 _____（ 位）
3. 実習生の悩みや問題解決を考えた支持的（相談的）機能 _____（ 位）
4. その他（追加する項目があれば）（ ） _____（ 位）

18. 現場から見た学校側の実習教育の問題点はどのようなものですか。ご自由にお書きください。

19. 現場から見た実習生の問題点はどのようなものですか。ご自由にお書きください。

20. 現場から見た教員の巡回（訪問）指導の問題点についてお尋ねします。

- (1) 訪問回数は 1. 少ない ☐ 2. 多い ☐ 3. ちょうどよい ☐ 何回くらいがよいとお考えですか (⇒ 回)

週1回は必要だと思いますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 必要である 2. 必要ではない

- (2) 訪問時期は 1. 早すぎる ☐ 2. 遅すぎる ☐ 3. ちょうどよい ☒ どちらがよいとお考えですか (⇒)

(3) 訪問教員の指導内容はどのようになっていますか。あなたの経験で当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 実習生への十分な指導になっていない
2. 現場の事情をよく理解していない
3. 挨拶程度の訪問である
4. 教員によって格差が大きい
5. 学校によって格差が大きい
6. 実習生への的確な指導になっている
7. 学校によっては訪問指導に來ないところもある
8. その他（

(4) あなたは、教員の巡回指導時にどのようなことを期待されますか。ご自由にお書きください。

21. 実習における利用者のプライバシー問題の捉え方についてお尋ねします。

- (1) 実習は利用者のプライバシー権への侵害だと思いますか。該当する番号に○をつけてください。
- | | |
|------------------------------|---|
| 1. そう思う ⇒どのようにすべきとお考えですか（ | ） |
| 2. そうは思わない | |
| 3. 場合による ⇒どのような場合は侵害だと思いますか（ | ） |

(2) 利用者の記録を実習生に読ませてよいと思いますか。該当する番号に○をつけてください。

1. そう思う
2. そうは思わない ⇒どのようにすべきとお考えですか ()
3. 場合による ⇒どのような場合は侵害だと思いますか ()

(3) 利用者との面接や訪問に実習生を同席させたり同行させるのはプライバシーの侵害だと思いますか。該当する番号に○をつけてください。

1. そう思う ⇒どのようなすべきとお考えですか ()
2. そうは思わない
3. 場合による ⇒どのような場合は侵害だと思いますか ()

22. 実習指導者の組織認定についてお尋ねします。

(1) 現場の実習指導者に対して、日本社会福祉士会などの組織が一定の研修や試験を課して、実習指導者の認定を与える制度は必要だと思いますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 必要だと思う _____ → その理由… ()
2. 必要だと思わない _____
3. 何とも言えない

(2) このような実習指導者の認定制度ができると仮定すると、実習指導者に相応しい条件はどのようなものであると思いますか。ご自由にお書きください。

--

(3) 実習指導者の認定のための講習会が開かれるとしたら、あなたは受講する意思がありますか。該当する番号に○をつけてください。

1. ある
2. ない
3. 何とも言えない

23. 社会福祉士実習が「ソーシャルワーク実習」であり、この内容が中心となる必要があるとされた場合に貴施設・機関ではこの要件を満たすことが出来ると思いますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 現状でも満たしている
2. 満たせると思う
3. 難しいと思う ⇒ その理由… ()
4. 何とも言えない

24. 社会福祉士（ソーシャルワーカー）養成として考えた場合、現行の23出勤日・180時間以上という期間についてどう思いますか。

1. 十分な長さである
2. 長すぎる _____ → どの程度の期間が相応しいと思いますか
3. 短すぎる _____ ()
4. 何ともいえない _____ → どのような形態が相応しいと思いますか
()

25. 実習指導者へのスーパービジョン研修会についてお尋ねします。

(1) 実習指導者へのスーパービジョン研修会は必要だと思いますか。該当する番号に○をつけてください。

1. ある
2. ない
3. 何とも言えない

(2) 研修会が開かれるとしたらどのような内容を希望されますか。主なものを二つまで選んで、該当する番号に○をつけてください。

1. 施設・機関における、実習生の受け入れ・指導のシステムの作り方
2. 実習指導のプログラムの作り方
3. 実習生へのスーパービジョン技術
4. 実習生への評価基準・評価方法のあり方
5. その他 ()

26. ここ3年間（1998－2000年度）における実習受け入れ・指導の経験のなかでの問題点についてお尋ねします。

(1) ここ3年間の経験の中で、実習が開始されてから途中で中止となったケースはありましたか。

1. あった ⇒その理由… 1. 実習生の病気やけが（ 件）
2. 実習生の態度や姿勢の問題で（ 件）
3. その他の理由（具体的に… ）
2. なかった

(2) ここ3年間の経験の中で、実習生が被害者となった事故がありましたか。

1. あった ⇒その理由…（ ）
⇒損害賠償になりましたか 1. なった
2. ならなかった
2. なかった

(3) ここ3年間の経験の中で、実習生が加害者となった事故がありましたか。

1. あった ⇒その理由…（ ）
⇒損害賠償になりましたか 1. なった
2. ならなかった
2. なかった

27. 教育側からの実習謝礼についてお尋ねします。

(1) 貴機関・施設では、実習謝礼を受け取っていますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 受け取っている 2. 公的機関として受け取っていない
3. その他（ ）

(2) 実習謝礼についてどのように思いますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 後継者養成として謝礼は必要ではない
2. 後継者養成としても一定の謝礼は必要である
3. 謝礼ではなく、実習指導料として必要である
4. その他（ ）

(3) 実習謝礼額の決め方としてどのようなものが良いと思いますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 教育側が学校の事情によって決めて良い
2. 機関・施設側と学校側の協議によって決めるのが良い
3. 機関・施設側からの経費として要求するのが良い
4. その他（ ）

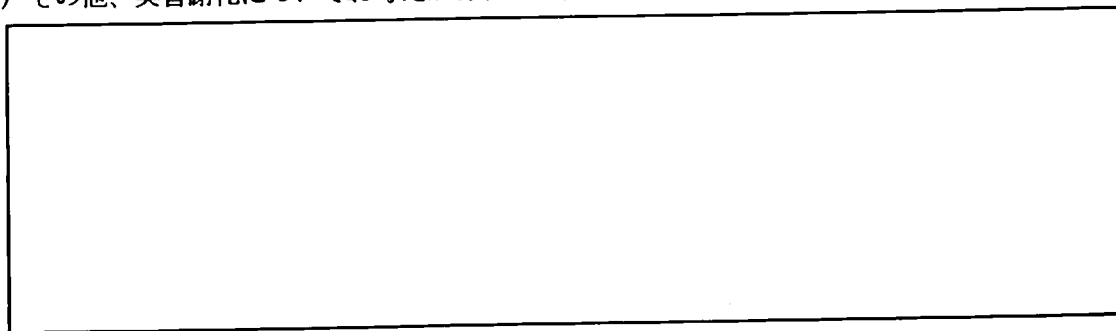
(4) 実習謝礼額の統一は必要であると思いますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 統一は必要なく、学校側なり機関・施設側の事情で決めて良い
2. 少なくとも都道府県単位で統一した方が良い
3. ブロック単位で統一した方が良い
4. 全国単位で統一した方が良い
5. その他（ ）

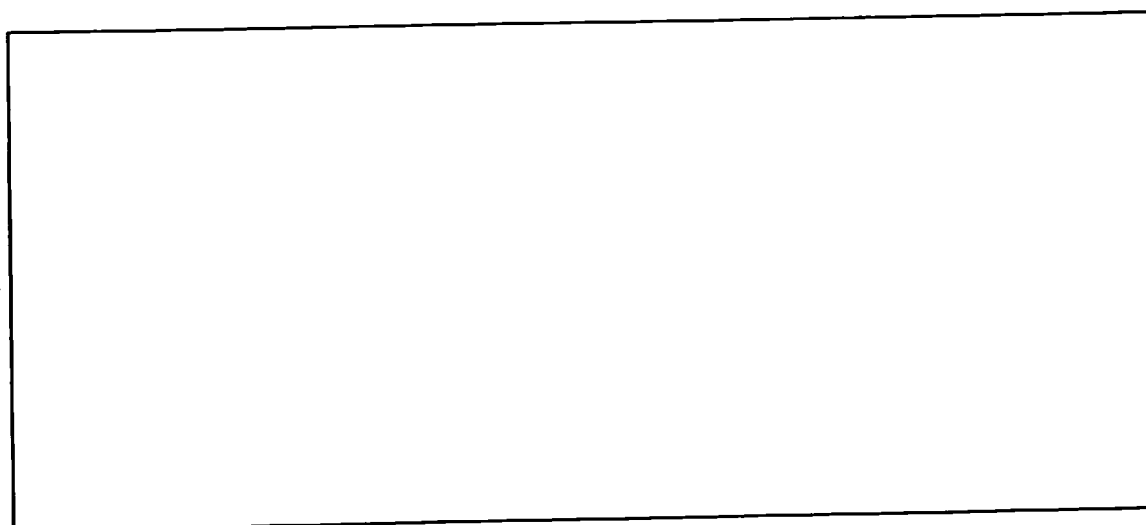
(5) 実習謝礼が必要な場合、どの程度の金額が妥当であると思いますか。

1. 23日出勤日全体とした場合 …（ 円）
2. 1週間単位とした場合 …（ 円）
3. 1日単位とした場合 …（ 円）

(6) その他、実習謝礼についてお考えがあればご記入ください。



最後に、現場実習を受け入れ、指導する際に日頃考えておられることをご自由にお書きください。



以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

調 査 研 究 員 名 簿

研究代表者	米 本 秀 仁 （北星学園大学社会福祉学部 教授） 執筆分担：序・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ－１・Ⅲ－３－１）・Ⅳ
研 究 員	高 橋 信 行 （鹿児島国際大学社会福祉学部 教授） 執筆分担：Ⅱ－２－３）・Ⅲ－３－４）
同	渋谷 昌 史 （上智社会福祉専門学校 専任教員） 執筆分担：Ⅲ－４
同	川 上 富 雄 （日本社会事業学校 専任教員） 執筆分担：Ⅲ－２－１）及び２）
同	熊 坂 聡 （特別養護老人ホーム菅沢荘 施設長） 執筆分担：Ⅲ－３－２）及び３）
経理事務担当者	三 上 有 香 （札幌市教育センター・教育研究員）

研 究 過 程

準 備 会 2001年 9 月 9 日（日） 於：品川プリンスホテル
趣旨説明・調査概要検討・調査用紙検討

- 2001年10月 施設・機関名簿収集
調査対象確定（学校票／機関・施設票）

第 1 回研究会 2001年11月 4 日（日） 於：厚生労働省会議室
調査用紙確定・集計方針検討

- 2001年11月 5 日 調査用紙発送
- 2001年12月 7 日 「学校票」督促発送

第 2 回研究会 2001年12月25日（火） 於：厚生労働省会議室
単純集計結果検討・分析／執筆分担決定

第 3 回研究会 2002年 2 月15日（金） 於：厚生労働省会議室
分析結果検討・執筆要領検討

第 4 回研究会 2002年 3 月 3 日（日） 於：上智社会福祉専門学校
分析結果検討・結論・提言検討・原稿検討

平成13年度「長寿・子育て・障害者基金」福祉等基礎調査
(社会福祉・医療事業団 委託研究)
社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方
調査研究報告書

発 行 日： 平成14年 3 月15日

研究代表者： 米 本 秀 仁

発 行 所： 北星学園大学社会福祉学部

〒 004-8631 札幌市厚別区大谷地西 2-3-1

TEL. 011-891-2731 Fax. 011-894-3690
